

平成24年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成24年3月2日 開会

）

平成24年3月23日 閉会

吉田町議会

平成24年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

○町長あいさつ	5
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告について	6
○議会閉会中の委員会活動報告	15
○議会改革特別委員会委員長報告	17
○議案第1号～議案第38号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	19
○散会の宣告	73

第 2 号 (3月6日)

○開議の宣告	74
○第23号議案の質疑、討論、採決	74
○散会の宣告	76

第 3 号 (3月14日)

○開議の宣告	77
○一般質問	77
佐藤正司	77
増田剛士	89
山内均	95
平野積	108
枝村和秋	120
○散会の宣告	131

第 4 号 (3月15日)

○開議の宣告	132
--------	-----

○一般質問	1 3 2
藤 田 和 寿	1 3 2
杉 本 幸 正	1 4 4
河原崎 昇 司	1 5 6
○散会の宣告	1 6 8

第 5 号 (3月23日)

○開議の宣告	1 6 9
○議案第10号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第14号～議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 9 3
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第24号の質疑、討論、採決	2 0 7
○議案第25号の質疑、討論、採決	2 0 8
○議案第26号の質疑、討論、採決	2 0 9
○議案第27号の質疑、討論、採決	2 1 0
○議案第28号の質疑、討論、採決	2 1 0
○議案第29号の質疑、討論、採決	2 1 0
○議案第30号の質疑、討論、採決	2 1 2
○議案第31号の質疑、討論、採決	2 1 3
○議案第32号の質疑、討論、採決	2 1 4
○議案第33号の質疑、討論、採決	2 1 4
○議案第36号の質疑、討論、採決	2 1 5

○議案第 37 号の質疑、討論、採決	2 1 7
○議案第 38 号の質疑、討論、採決	2 1 8
○議会閉会中の継続調査について	2 2 3
○町長あいさつ	2 2 4
○議長あいさつ	2 2 5
○閉会の宣告	2 2 5

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成24年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

今定例会は、平成24年度の吉田町の歩みというものを決定する議会でございます。ふだん見なれる議員の皆様元気な顔に接し、うれしく思っております。

時間というものは、人になれを呼び起こして、結果として、失敗の大きなものになるわけでございますけれども、私は、平成15年、私にとっての第1回目の議会定例会本会議でございました。そのときから、私は、ここに立つたびに、常に思い浮かべていることは、先ほど申し上げましたように、なれというものの怖さというものを常に自分に言い聞かせるために、世阿弥が花鏡に記しました「初心忘るべからず」という言葉を常に自分に言い聞かせております。

世阿弥が花鏡で「初心忘るべからず」という言葉を書き残しましたけれども、これは巷間、初志貫徹という意味に伝えられておりますけれども、これは全く意味が違いまして、本当の意味は、芸道をおさめるに当たっては、自分は未熟者である、初心者であると、それを忘れるなど、そういうふうには花鏡は申しております。

平成15年の私にとりましての6月定例会は、最初の定例会でございまして、そこに立ったときも、今も常にここに立つたびに、私はその言葉を思い出します。そのときの初々しさと、自分が首長として常に完成を目指して、常にあり続けたいと、あり続けなければならないという思いを持ってここに立っております。

今定例会、また議員の皆様と真摯に切り結んで、吉田町の豊かな平成24年度の出発を飾りたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君を指名します。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

本年1月31日火曜日、静岡県町村議会議長会総会に先立ち、静岡県町村議会議長会役員会議が静岡県市町村センターで開催されました。協議事項としては、平成24年度静岡県町村議会議長会事業計画案並びに予算案等について協議を行いました。

同日午後、静岡県地方議会議長連絡協議会第3回政策研修会が静岡市で開催され、日本のエネルギーについて、歴史の中での関わりを検証した、「これからのエネルギーを考える」と題した東京大学名誉教授の養老猛司氏による講演がありました。

2月17日金曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、初めに、平成23年度全国町村議会議長会表彰伝達式があり、自治功労者表彰と議会広報コンクール表彰が行われました。自治功労者表彰では、議員在職15年以上として、南伊豆町議会議長が、また、議会広報コンクール表彰では、特別優秀賞として、長泉町議会がそれぞれ表彰されました。次に、審議に移り、平成24年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について原案のとおり可決されました。連絡事項では、本会の平成24年度年間事業日程についての連絡があ

りました。そのほか、静岡県における東日本大震災の災害廃棄物受け入れ処理の現状についての報告があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任、または嘱託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針につきまして申し上げます。

昨年3月11日の東日本大震災から、約1年が経過しようとしております。この間、被災地自身の努力と国を挙げての支援によりまして、復旧の兆しが見えるものの、いまだ復興にはほど遠い状況でございます。甚大な自然災害からの復旧は、言葉では言いあらわせないほど、膨大な時間と経費、そして何よりも人々の絶え間ない努力が必要であることを改めて痛感した次第でございます。

昨年11月末に完成いたしました「津波ハザードマップ」は、1000年に一度の大津波の被害を、吉田町に重ねた場合をシミュレートしたものを地図上に落とし、平面的にあらわしたものでございます。しかし、東日本大震災の大津波の映像を立体的に組み合わせたときは、どうなるのでしょうか。それは大変恐ろしく、背筋が凍る思いであり、町民の皆様も同様の思いではないでしょうか。

私は、この町民の皆様が抱かれた恐怖、いわゆる生命、財産に対する不安というものを、まずもって取り除くことが、私に課せられた最大の課題であるとの認識に立ち、町としてできることは何か、今、何をなすべきかということを自問自答してまいりました。そして、根拠に基づいた津波ハザードマップを作成することにより、まずは正確な津波被害を想定し、その効果的な対策の方向性を示すとともに、津波防災対策事業を強力に推進する体制を築くため、副町長を財務省から、理事を国土交通省から、それぞれ招聘し、人事体制を整え、新たに防災課を設置し、組織的に取り組む体制を整備してきたところでございます。

昨年の12月の行政報告で申し上げましたが、今後は具体的な対策へとかじを切るわけですが、町民の皆様の不安を一つ一つ取り除くために、まずは、町民の皆様「見える」ものをお示しすることが重要であり、その具現化したものが平成24年度の予算でございます。

平成24年度予算は、第4次吉田町総合計画に掲げました将来都市像「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすい町 吉田町」を実現するため、津波防災対策を最重点課題に据えた「安全・安心なまちづくり予算」の編成をいたしましたので、その概要につきまして申し上げます。

平成24年度吉田町一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億3,300万円となり、前年度と比較しましても8.7%の増となる過去最大規模の予算となりました。これは、津波

防災対策事業への積極的な取り組みによるもので、津波防災対策として一般会計予算の総額の約1割強を占める総額9億7,855万9,000円を計上したことによるものでございます。

それでは、歳入の特徴から申し上げます。

当町の財政運営の根幹をなす町税につきましても、52億5,726万円余と見込みましたが、前年度と比較しますと、約3.3%、1億7,789万円余の減収となっております。そのうち、法人町民税につきましても、前年度比9.8%、5,308万円余の増額を見込んでおります。そして、固定資産税につきましても、評価がえの影響を受ける家屋に係る固定資産税の下落が大きく、また償却資産につきましても減価率を上回る設備投資が見込めないなど、前年度比8.7%減の27億6,867万円余を見込んでおります。

また、大きな伸びとなる財源について申し上げますと、国庫支出金につきましても、社会資本整備総合交付金事業として街路整備を進めるほか、都市防災総合推進事業を初め9億4,636万円余の津波防災対策事業を新規に進めますことから、前年度比21.7%増の10億7,306万円余を計上しております。

町債につきましても、臨時財政対策債が前年度比7.9%減の3億5,000万円を計上するとどまった一方で、津波防災対策事業を強力に進めるため、その関連事業で4億7,690万円の起債を予定しましたことから、全体としましては、前年度比91.5%増の11億8,230万円となりました。

この町債につきましても、町はこれまで「当該年度の借入額は、当該年度の元金償還額を上回らないこと。」という町独自のルールを定め、健全財政に努めてまいりました。しかしながら、3月11日に発生しました東日本大震災以降、津波防災対策が喫緊の課題となり、今年度は、国庫補助となる社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業の採択を受け早急に事業を推進することから、「社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業関連の事業は、既存ルールの枠外とする。」という新たなルールを設け、少なくとも、ただいま作成を進めている都市防災総合推進事業計画の計画期間が終了する平成27年度末までは、町の財政事情を考慮しつつ、津波防災対策を強力に推し進められるよう起債措置を含めた弾力的な財政運営を図り、将来を見据えた適切な事業進捗を図ろうとするものでございます。

続きまして、歳出の特徴でございます。

今回の歳出予算の特徴といたしましては、町の最重点課題であります「津波防災対策」に積極的に取り組むとともに、第4次総合計画後期基本計画の重点化項目である「福祉、子育て、健康づくり、教育、幹線道路整備」に配慮した予算配分となっております。

まず、最重点課題であります津波防災対策事業でございます。

この津波防災対策事業は、各分野で予算計上している事業のうち、防災対策の視点で実施するものとして、避難地確保事業、避難情報提供事業、防災資機材整備事業、減災事業及び避難路整備事業の5つに区分したものを、津波防災対策事業として取りまとめたものでございますので、その事業につきましても御説明申し上げます。

初めに、津波避難タワーの整備でございます。

津波ハザードマップによる浸水被害地域のうち、海拔5メートル以下の地域には約1万7,000人の町民の方がお住まいになっております。この地域に居住される方々の命を、まず守るための対策として「津波避難タワー」の設置が急務と考えておまして、この3月に完成する津波避難計画をもとに、津波避難タワーの設置場所やタワーの規模など十分に検討を

重ね、平成24年度から順次着手するものでございまして、平成24年度は3基設置してまいりたいと考えております。また、この避難タワーの設置と合わせまして、地域住民の方々が安全で、かつ迅速に避難地へ避難できる避難路の確保として、町内7路線の道路整備を順次行ってまいります。

次に、北区公園の整備でございます。

津波による浸水被害や地震災害に遭われた方々の避難地として、仮設住宅の建設も重要な課題の一つでございます。町の応急仮設住宅建設予定地に指定している箇所につきましては、津波ハザードマップで示されております浸水地域に所在する箇所もあり、新たな避難地としての確保が必要となります。そこで、北区地域への公園整備を行い、同時に防災公園としての位置づけをしながら整備を行ってまいりたいと考えております。また、北区公園へ通じる避難道路の確保も必要となりますことから、富士見幹線の道路整備を公園整備とともに行ってまいります。

次に、川尻地内にあるすみれ保育園の改築でございます。

現在のすみれ保育園は、老朽化が著しく、これまで新たな保育園整備を進めるため、プロジェクトチームを立ち上げ検討を重ねてまいりました。しかし、現在の保育園舎は津波浸水区域に位置し、園児を津波の危険から守るためにも、保育園の移転を考えなければなりません。そこで、新たな園舎建設と同時に、災害時には避難地としての防災要件を備えた多機能施設として完成させていきたいと考えております。

次に、吉田漁港周辺にあります約1キロメートルの津波堤でございますが、津波被害からの防御となります津波堤は、津波の波力に耐え得るものでなければなりません。津波堤が地震動、液状化、津波等に耐え得るものとするには、どの程度のもを設置すればいいのか詳細な調査を行い、このデータの結果から、地震や津波に耐え得るだけの津波堤改築対策を立ててまいりたいと考えております。

ただいま主要な事業につきまして申し上げましたが、そのほかにも津波防災対策事業の取り組みとして予算化させていただいた事業もでございます。これらの財源となる主なものは、国の平成23年度第3次補正予算で措置され、平成24年度においても同様の措置が図られる方針が打ち出されている「社会資本整備総合交付金」の「都市防災総合推進事業補助金」でございます。そして、県補助金であります「大規模地震対策等総合支援事業補助金」も主要な財源の一つとなるほか、地方交付税措置が見込まれる起債の積極的活用を図り、事業拡大を現実のものとしたしました。これからの数年間は、当町にとって津波防災対策の基礎を築く重要な年になると実感しております。

続きまして、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す、健康・福祉関連事業につきまして御説明申し上げます。

まず、健康づくり事業でございますが、町では、町民の皆様が気軽に運動ができ、運動習慣の定着化が図られるようストックウオーキングやオリジナルダンス等を利用したさまざまな健康教室を開催してまいりました。そして、この教室に参加していただくことで、生活習慣病の予防となるよう努めてまいりました。

平成24年度からは、これまでの教室に加え、新たに70歳以上の方を対象とした健康教室を開催する予定でございます。この教室では、参加者の健康状態を確認しながら、仲間とともに高齢者でも安心して運動できるメニューを中心に、多くの高齢者が心身ともに健康な生活

を維持していただけるよう実践していくものでございます。多くの方に参加していただけるよう周知に努め、高齢者の皆様が、いつまでも地域で健康で若い世代とともに社会参加していただけるよう健康支援してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

すみれ保育園の建設につきましては、先ほども申し上げましたが、保育士を中心としたすみれ保育園の建設に関するプロジェクトチームを設け、十分な議論を重ね、改築した3保育園の機能や近隣市の保育園の状況を参考に、現施設に不足している機能や児童発達支援センター等、将来新たに追加すべき機能を盛り込んだ施設を検討しております。平成24年度は基本設計・実施設計を行い、平成25年度の建設に向けて取り組んでまいります。

次に、保育サービス事業でございます。

子育て支援をさらに推進するために、平成23年度からゼロ歳児のうち10カ月児の受け入れを行っているところでございますが、平成24年度につきましては、入所人数の枠を広げ、育児休業を取得することのできない方や育児休業明けの仕事復帰をされる方への支援を積極的に考えております。

なお、保育園の入所年齢の引き下げにあわせまして、保育料の見直しを行う必要がございます。当町の保育料は、国の基準額表の変更に定期的に見直されてまいりましたが、平成9年度以来、一度も保育料改正することなく現在に至っております。このため、町の基準額表は、国や近隣市と差異が生じていることから、平成22年度に国が示した基準額表と合わせた階層区分の見直しを行ってまいります。階層区分の見直しによる保育料の徴収額につきましては、これまでの経緯を踏まえながら、近隣市との均衡を考慮して決定してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉事業でございます。

団塊の世代が65歳に達する平成27年を念頭に、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画年度とした「第6次吉田町高齢者保健福祉計画及び第5期吉田町介護保険事業計画」は、計画の目標や重点的に取り組む具体的施策等を盛り込み、本年3月末までに策定される予定でございます。

現行計画の「健康長寿のまちづくり」、「支え合って暮らせる地域づくり」、「安心して暮らせる介護サービスの提供」の3つの基本理念につきましては、今計画におきましても踏襲することとし、この理念の実現のためには、町では計画期間3年間の重点課題として、地域包括ケア体制の整備、介護予防の推進、サービスの質的向上と情報提供、生きがい活動と社会参加の推進、日常生活環境の整備、認知症支援策の充実に取り組んでまいります。特に、今回の計画の中では、施設入所を希望する要介護者の受け皿を確保するために、介護保険法に基づく施設サービスを提供する「地域密着型介護老人福祉施設」を整備する計画を盛り込みまして、平成26年度の開所を目指して、来年度から施設整備に関する調整を関係機関と開始する予定でございます。

高齢者人口の増加に伴いまして、高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けていくために、地域で高齢者を支えるための支援や壮年期からの中長期的な期間を見据えた各種健康づくり事業を進め、町民それぞれの状態に対応した介護予防事業や、高齢者自身が地域活動の担い手となり、積極的に参加することにより、一人一人が生きがいを持ち活動的に暮らしていくことができるような施策を展開してまいりたいと考えております。

また、一方で、介護や支援を必要とする状態になった高齢者の方に対しましては、多様化したニーズに対応するため、各種介護保険サービスの量の確保と質の向上に努めるとともに、高齢者福祉サービスにつきましましては、サービス内容を充実させ、新たなサービスの必要性なども検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す、生活環境の整備関連事業につきまして御説明申し上げます。

まずは、災害防止対策事業でございます。

町では、住宅の倒壊から住民の生命・財産を守るため、国や県、関係団体と一体となり、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」を進めてまいりました。静岡県では、平成13年の耐震化補助金制度創設時から平成24年1月末までの耐震補強件数が1万4,733戸、率にして73%という実績であるため、今後、平成27年度までに「耐震補強2万棟、90%の補強率達成」をスローガンに掲げ、一層の事業の推進を図っていく計画です。

町といたしましても、県の目標値に近づけるため、平成24年度は木造住宅耐震補強助成事業補助金の増額を行い、倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震補強への積極的な推進を図りながら、事業の重要性を広く町民の皆様へ周知し、引き続き、減災対策として「TOUKAI-0」事業の推進に努めてまいります。

次に、治水対策事業でございます。

現在、住吉地区におきまして事業を進めております都市計画道路榛南幹線は、海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り牧之原市までの区間につきましましては、昨年度から静岡県道路局事業により、水路工事や橋梁工事等の事業が着手されました。町でも県の施行に合わせ、平成24年度には樋門工事及び水路工事を実施する計画でございます。現在、県で施行しております榛南幹線の歩道内の水路終点から下流部に向けて、水路と樋門を設置し、坂口谷川に直接放流を行うことで、住吉西部地区付近の冠水被害を少しでも解消してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道事業でございます。

まず、平成24年度の管渠整備につきましましては、住吉地区において榛南幹線を中心に整備を進めるほか、認可区域を拡張した片岡地区につきましても、新たに一部で工事を進める予定でございます。また、地震対策事業につきましましては、浄化センターの沈砂池管理棟に耐震化工事を施工し、汚泥処理棟の耐震化設計を進めるほか、管渠の耐震化工事を避難地であります住吉小学校からの下流となる宮裏2号線及び宮裏線において施工する予定でございます。

浄化センターにつきましましては、供用開始から17年を経過することから、機器の計画的な更新による長寿命化計画を策定する予定でございます。また、災害時の避難場所として、浄化センターの屋上に上っていくための管理用のはしごに背かごを設置し、津波避難時に安全に避難できるよう対策を行ってまいります。

次に、上水道事業でございます。

まず、施設の整備といたしましては、水量比率の平準化や予備水源の確保を目的に、新水源の調査業務委託を計画しております。委託内容としましては、平成21年度に水質調査を実施した大幡地区の新水源候補地において、水の量をどれだけ採取することができるか調査を実施するものでございます。

防災対策といたしましては、災害等緊急時の給水対策事業としまして、老朽化した第5水

源の非常用発電機の取りかえを計画し、災害に備えてまいります。

次に、老朽管の石綿管布設替工事につきましては、毎年計画的に実施しておりますが、平成24年度につきましても、牧之原市坂部の坂三農業センター西側の川原崎谷田線の約444メートル、片岡地内の旧水道課北側の約62メートルの石綿管を布設がえする予定でございます。また、石綿管以外の老朽管布設がえは、神戸地内や片岡地内においてもそれぞれ布設がえを実施する予定であります。他事業に伴う水道管の布設及び布設替事業は、榛南幹線配水管布設工事を含め6本の布設工事及び布設替工事を計画しております。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す、教育・文化・交流事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、吉田中学校空調設備設置工事でございます。

昨年は、新学習指導要領の全面実施に伴う授業時間数の増加による生徒の健康保持と授業時間中の集中力を持続させるための方策として、吉田中学校の普通教室27教室と特別支援学級3教室の計30教室に空調設備の設置を行い、教室内を適温に保つ環境を整えてまいりました。平成24年度は、さらに音楽室2教室に空調設備の設置を行い、昨年と同様に生徒の健康保持と集中力を持続させるための環境整備を図り、子どもたちの学力向上を目指してまいります。

次に、吉田町学習ホールのトイレ改修工事につきまして申し上げます。

学習ホールは、昭和60年7月に竣工して以来、生涯学習の施設として年間約2万人の方々から利用をいただいている施設でございます。

しかし、学習ホールのトイレは和式であるため、この施設を御利用していただいた高齢者の方からは、足腰に不安があり、トイレの使い勝手が悪いとの御指摘をいただいております。そこで、財団法人静岡県市町村振興協会が実施する市町村振興事業の補助をいただきながら、3年間をかけてユニバーサルデザインに配慮したトイレに改修し、高齢者をはじめだれでもが使いやすい施設の環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、都市間交流事業でございます。

平成22年度から進めております福岡県八女市との交流事業では、平成23年度に、「吉田の魅力創造委員会」の構成員の皆さま方が中心となって八女市の方々の訪問を受けるモニターツアーを実施しております。

この事業を通じ、ツアー参加者からは、当町の印象などについて忌憚のない御意見を承りましたので、この事業の最終年度となる平成24年度には、承りました御意見と工夫を凝らして、モニターツアーを主催した実績とを踏まえながら引き続き計画に沿って事業を進めてまいります。この事業を契機に発足した「吉田の魅力創造委員会」の皆様方には、町の活性化のために積極的な活動を行っていただいておりますので、当初予定した事業以外にも、さまざまな活動を展開していただけるのではないかと大いに期待しております。

次に、大井川流域smileネット事業でございますが、ただいま、吉田中継局整備に向けて庁舎屋上へのアンテナ設置などを行っており、FM島田の放送電波を町内全域にお届けできる環境を整えているところでございます。目下、吉田中継局を3月29日に開局できるように事業全般の調整を進めておりますが、順調に調整できる運びとなれば、開局記念セレモニーに合わせて、島田市及びFM島田のそれぞれと災害時放送に係る協定を締結するとともに、島田市及びFM島田を初めとする大井川流域smileネット会議体の皆様も参加する中で、開

局記念放送などを実施して、FM島田のコミュニティ放送が町内全域に開始されたことをアピールしてまいりたいと考えております。

この事業は、国の新しい公共の場づくりのためのモデル事業として実施しているものでありますので、平成24年度につきましては、大井川流域smileネット事業が平成25年度以降も継続され、FM島田を核とする平常時と非常時の情報ネットワークづくりの営みが、さらに大きく広がっていくよう事業定着に主眼を置いた展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、吉田町立コミュニティ広場整備事業でございます。

空港の建設により予想される周辺地域の生活環境等へのさまざまな影響を軽減し、周辺地域の振興と生活の安定を図り、空港と地域の調和ある発展を図ることを目的として、平成7年度に、静岡空港隣接地域振興事業費補助金制度が創設されましたことから、当町は、この県の補助制度の当町配分枠となった18億円の計画的かつ効果的な活用を図るために策定された吉田町空港隣接振興事業計画に基づき、これまでに、道路整備事業を初め、学校、集会所、図書館等の施設整備事業に取り組んでまいりました。目下、この計画に基づいて実施すべき事業は、大井神社前公園整備事業の1件となっておりますが、大井神社前公園整備事業につきましては、北区第一騒音対策部会から、大井神社前町有地に多目的広場の造成等の要望書が提出されて計画に盛り込まれたものでございます。

この事業を進めるに当たりましては、自治会や北区騒音部会建設委員会等と施設の利用形態や施設規模等の話し合いを重ねてまいりましたが、その結果、町立の管理棟付きコミュニティ広場として整備することで合意するに至りました。

今後、この合意に沿って、静岡空港隣接地域振興事業費補助金制度と、静岡空港共同利用施設整備事業費補助金制度を活用しながら整備を進める予定でありますが、具体的な事業進捗としましては、平成24年度にコミュニティ広場の詳細設計を行いまして、平成26年度末までに、コミュニティ広場と管理棟の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す、都市基盤整備事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、幹線道路整備事業でございます。

都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線、中央幹線、住吉幹線、大幡川幹線の整備をさらに進め、特に榛南幹線と東名川尻幹線の整備につきましては、平成25年度を完成目標としまして、国や県の協力を得て、これまで以上に事業を推進してまいります。

榛南幹線につきましては、住吉幹線から海岸幹線までの延長977メートル区間を静岡県都市局と町とで事業区間を定め、早期完成に向け同時に整備を進めております。県都市局の事業区間につきましては、今月下旬に住吉幹線との交差点部分から町道新田西の坪線との交差点部分、旧あやめ保育園付近までの延長622メートルを暫定2車線で供用を開始すると伺っております。榛南幹線は、主要地方道焼津榛原線のバイパスという位置づけもあり、交通渋滞の解消はもとより、津波防災まちづくりの観点からも、避難路や緊急輸送路等としての重要な役割を担う主要な幹線ですので、町民の皆様にとりましても、早期完成への期待度は大きなものがあると感じております。

一方、町の事業区間につきましても、地権者の皆様の御協力を得まして、用地取得も順調に進んでおりますことから、平成24年度からは本格的に工事に着手する計画でございます。

次に、東名川尻幹線の整備でございますが、町が事業主体として進めております町道高畑

高島線から国道150号までの区間につきましては、引き続き整備を進めてまいります。また、これより北側部分の富士見幹線から国道150号までの区間につきましては、県道路局の事業区間として、主要地方道島田吉田線バイパスとして位置づけられ、今年度から一部道路工事に着手していただき、平成24年度も引き続き用地取得を行うとともに、道路整備を進めていくと伺っております。

次に、川尻地内の中央幹線でございますが、今年度に地権者の方から用地取得についての御協力が得られましたので、平成24年度には東名川尻幹線及び町道下片岡山通り線との交差点改良工事を実施する予定でございます。住吉幹線につきましては、今年度、測量業務委託を実施いたしましたので、平成24年度からは早期全区間開通に向けて、用地買収、物件補償、そして工事へと順次着手してまいります。また、大幡川幹線の整備につきましては、川尻地内の横手橋から南側の整備を進めており、平成25年度には国道150号から南側区間の完成を目指しまして引き続き整備を進めてまいります。

続きまして、生活道路の整備でございます。

昨年9月から整備を進めてまいりました町道愛宕前2号線が今月上旬をもって完成する運びとなり、3月26日に供用開始する予定でございます。これにより、役場付近と健康福祉センター「はあとふる」や、さゆり保育園付近へのアクセスが容易になるなど利便性が向上し、町民の皆様により一層安全で優しい施設利用を提供できるものと考えております。また、町道舞台民附線や町道亀の尻線、町道日の出線等の道路拡幅事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり津波防災事業の一つとして位置づけ、避難地へ一刻も早く避難できるように道路整備を行うもので、平成24年度から順次着手する予定でございます。

次に、河川改修事業でございますが、平成20年度から改修を進めております準用河川大窪川につきましては、国道150号から上流部へ河川改修を進めてきており、平成24年度につきましても、引き続き上流に向かい工事を実施する予定でございます。

次に、東名高速道路をまたぐ橋梁の補修事業でございます。

国の交付金事業として、平成21年度に打音調査を行い、4橋の主桁下面にひび割れ等が確認され、今年度、神戸前玉橋と神戸中原橋の補修工事を実施しております。平成24年度につきましても、東京方面に向かって残り2橋、北原西橋、北原東橋の補修工事を行う計画でございます。

次に、吉田漁港の整備事業でございます。

平成24年度の事業につきましては、昨年崩壊しました6号岸壁を改良するため、平成23年度の繰越分と平成24年度分で工事を実施してまいります。

浚渫工事としましては、船舶の航行の安全性を確保するための航路・泊地浚渫を本年度も同様に実施してまいります。

以上が、平成24年度を迎えるに当たり、安全・安心なまちづくりに向けての方針や概要並びに基本的姿勢でございます。

先人たちから受け継がれた豊かで勢いのあるこの町を、これからも持続するためには、津波防災まちづくりを早急に完成することが必須でございます。

これまでの「福祉、子育て、健康づくり、教育、幹線道路整備」に配慮した施策展開を継続させるとともに、津波・防災対策を強力に推し進め、町民の皆様の安全・安心を確保し、企業活動を初めとするあらゆる経済活動も停止させることなく、後人へ受け継いでいくこと

が私どもの使命と感じております。

議員各位におかれましても、格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長（八木 栄君） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

所管事務調査は、「地震・津波対策について」を調査しました。

調査の結果は、お手元に配付のとおりでございます。

調査の目的は、東日本大震災の被害状況は当町住民の防災意識を高めるものになり、今までの地震・津波対策を根底から見直しを迫るものです。委員会は町の現状や近隣市の防災対策について調査、確認し、それらの対策を今後の議案審査や執行機関の監視に活用するとしてきました。

調査の経過は、平成23年6月8日から平成24年2月27日まで21回の委員会を開催し、防災アンケート調査、町内の海拔表示調査、近隣市の視察、宮城県の南三陸町と気仙沼市を視察し、結果と意見をまとめました。

調査の結果は、別紙、防災状況調査結果のとおりでございます。

指摘事項として8項目にまとめてあります。

1として、防災アンケート調査の回答では、地震・津波に対して70%を超える町民が危険性を感じている。しかし、20%弱の町民は危険性の意識がないことが明らかになった。防災意識の徹底を図る必要性が喫緊の課題である。

2、被災地では、従来の想定や、ハザードマップなどで安全だと思われていた地域の住民の犠牲が多く出ている。海岸から遠い地域でも大津波が来ることを想定し、防災対策、避難訓練を行う必要がある。

3、視察先の気仙沼市や近隣市の避難用のハザードマップは、担当課のアドバイスのもと地域住民が主体で作成し、避難訓練に役立てている。当町でも自主防災会と協働で作成することが必要である。

4、津波時の避難場所について住吉、川尻、片岡の海岸に近い住民の80%近くが逃げ場がないと心配している。早急に町による避難タワーの建設、地域住民や企業などの協力による避難ビルの確保が必要である。

5、視察先の気仙沼市漁港の潮位津波観測システムのカメラが電源遮断と光ケーブルの断線で機能しなかった報告を受けた。漁港の津波高潮危機管理施設の陸こう等に対して新たな

想定での安全性の再確認を早急に求める。

6、電気が不通の被災地においては、内蔵のバッテリー電源では限界があるため、同報無線等を制限しても2日間とのことであった。町内同報無線や防災施設・設備のソーラーバッテリー化や併設の検討を求める。

7、自宅の海拔を知らない方が50%を超えている。町内全域に海拔標示と避難所案内板の設置を行う必要がある。

8、被災地の視察で、防災備品や非常食などの備蓄は津波被害を防ぐために、高台に置くことが必要であることがわかった。当町でも高台に備蓄倉庫を備えるべきである。

意見として、近隣市調査、東日本大震災被災地視察による吉田町と他市町との比較において、我が町は、行政、自主防災会、住民の関係が希薄と思われる。町は、みずからが行動することにより、自主防災会や住民に対する「自助」、「共助」の大切さの指導・教育を強化すべきである。

津波発生時、吉田漁港の津波堤の改築等による津波の町内浸入を未然に防ぐ策や、津波避難タワー建設等による津波の町内浸入があったとしても、人命を守るためには、「津波でんでんこ」で象徴される「みずからの身は自分で守る」の考えを浸透させ、冷静に指定された避難所に直ちに逃げるといふ強い意識がなければ、ハード面の対策を生かすことができない。

委員会がとったアンケートでは、住吉区、川尻区の住民でも約15%の人が地震・津波に対して安全であると考えているのが実情である。また、被災後の被災者救援に関して、町職員だけでは全町民に行き渡るケアは難しい。町は、平常時から自主防災会と地域に即した計画を綿密に練り、町民とともに真剣に訓練し、災害に備えるべきである。

以上、報告し、調査を終わりました。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

これで報告終了といたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成24年1月20日、調査案件の産業振興をテーマに開会しました。8月から11月にかけて実施してきました産業懇談会、4団体でございますが、出された問題点や意見について協議しました。その中で共通する問題点、意見、あるいは個別の問題点、意見に分けてみました。

個別の問題点、意見については、担当課と意見を聞くなどして解決策を探ることとし、共通する問題点、意見について協議していくこととしました。

共通する問題点、意見として、後継者の問題、イベントの促進、吉田町ブランドの商品化、産官学の連携などのものが上がりました。

また、吉田ブランドの商品化の協議の中で、吉田町の特産品のレタス、シラス、ウナギを活用した巻物「吉田まき」なるものを商工会青年部が開発し、町内の飲食店で独自の開発をしていることがわかりました。

当委員会は、産官学の連携により、吉田ブランドの商品化を促し、イベントの促進を図り、産業の活性化により後継者問題を解決していくことができないかと考え、これから調査、研究していくことにしました。

なお、本年2月13日に町おこしの先進市であります富士宮市、これは富士宮やきそばで町おこしをしているわけですが、その視察を計画しましたが、先方の御事情で実施できませんでした。

以上で、当委員会の議会閉会中の調査活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会改革特別委員会委員長、藤田和寿君。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から、委員会活動について御報告申し上げます。

12月2日、役場4階第2会議室にて、午前11時10分から55分まで、委員13名で第12回委員会を行いました。

協議内容は、5日に行われます議会基本条例について、当局との懇談会について行い、提示する条例案と進行方法などについて確認を行いました。

12月9日、役場4階第2会議室にて、午後3時45分から午後4時45分まで、出席委員数13名で、第13回委員会を行いました。

内容は、5日に行いました当局の懇談会の内容を協議いたしました。前文中の地権者及び町民は町民とすること。説明責任を果たすところは、語尾を強く修正すること。

1条、目的では、公開制、公正性及び透明性を担保するための基本的事項を定めること。

2条、定義では、わかりやすい字句に訂正すること。

3条、議員の使命では、語尾を言い切りにすること。

4条、議員の行為、規範では、言い回しの修正と語尾を言い切りにすること。

5条、議会活動の原則では、2項内を簡潔な表現に変えることなどなど、修正を加えることになりました。

また、次回懇談会について再確認を行いました。

1月23日、役場4階第2会議室にて、午前9時から午前11時45分まで、委員13名で、第14回委員会を行いました。

協議内容は、当局との懇談の1点について、今後のスケジュールについて行いました。

全委員で3月定例会に条例を制定する目標を確認し、予定前に再度、懇談会の開催を依頼することといたしました。

また、基本条例は、吉田町か吉田町議会かについて、また町民の定義について、議員活動と議会活動について、意見交換を行いながら内容を再確認いたしました。

最後に、議会改革について、各自の考えをより具体的に明確にする項目案の提案を受け、協議を行いました。

一つ目としまして、議会改革は何のために行うのか。二つ目としまして、議会改革を達成するために何ができるか。議会として何を变えなければならないか。議員は何をすべきか。それぞれの議員が何ができるか。議員になって半年たち、何が変わったかなどなどについて提案を受け、協議を行いました。今後の改革の具体的な活動として活用することといたしました。

2月7日、役場4階第2会議室にて、午前9時から午後2時10分まで、委員13名で、第15回委員会を行いました。

協議内容は、懇談会の開催のため、当局からの問いかけに対して、各委員の考えを再度伺いました。必要性について、住民にとって身近でわかりやすい議会になるため、住民に判断してもらう基準、正しい活発な活動と住民の信頼を得るためのルール、改革目標の可視化、意思改革と資質向上、議論の合意形成、最高の意思決定を約束する、住民に開かれた議会などございました。

次に、条例がないと議会改革が進まないかという問いに対しては、条例をつくることにより、議会活動の基本を町民に示して約束する。そして、判断してもらうことで、町民の信頼を得た改革が進められる等、基準を示すことで議会活動の検証や総括ができるなどの意見でございました。

以上の意見をまとめ回答することとし、過去の議会運営についてもさまざまな意見をいただき、全員協議会において改めて協議することを決定し、最後に3月議会での条例の制定についても再度協議いたしました。

現状の進捗状況で無理なら案に基づいた活動をしていけばいい。条例に先立ちやるべきことを町民に示すべきだ。条例先行型でなく、改革先行型で行いたいなどの意見をいただきましたが、現段階では、当初予定どおりといたしました。

2月14日、役場4階第2会議室にて、午前10時40分から午後零時2分まで、委員13名で、第16回委員会を行いました。

前委員会の協議内容をまとめた回答案を協議し、条例の目的と必要性について、各委員から意見をいただき、修正を加えました。再度、懇談会の早期開催の要請を正副委員長で行うことといたしました。

次に、議員の課題と議会の課題について、前回に提出いただいたものに基づき、議会改革のために具体的に何ができるか協議を行いました。町民の意見を聞く活動を行う。資質向上のための検証を行う。議会運営について検証を行うなどの意見が出ました。

今後につきまして、全員協議会で再度検討を行い、改革の具体的な行動を進めていくこと。また、議会運営の課題については、議会運営委員会で協議方法を検討するなどいたしました。

2月27日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時から午前11時40分まで、委員13名で、第17回委員会を行いました。

2月16日に正副委員長で町長に懇談会の早期開催を要請した結果について報告を行い、3月5日に予定されています次回懇談会について協議を行いました。

条例案についてと議会運営について、再度、当局の意見を聞き、全委員が聞き、意見交換を行う。また、3月定例会上程につきましては、現段階で当局との調整中であり、今後予定している法令審査や町民への説明などを考慮すると、時間的に難しいことから、今回、見送ることと決定しました。

条例案に対する当局の懇談は、3月中に全条文について終了することを申し入れを行い、4月以降は町民に説明し、意見を伺いまとめ上げ、法令審査が進むことを確認し、委員会を終了しました。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第1号～議案第38号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 日程第6、議案上程を行います。

第1号議案から第38号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について7件、条例制定について1件、補正予算について7件、当初予算について7件、規約の変更について2件、指定管理者の指定について9件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について3件の合計38件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成24年4月1日から吉田町健康福祉センター及び吉田町老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たりまして、住民サービスの向上と経費節減を図るため、新たに

利用料金制度を導入することから、これまで本条例の別表で規定しておりました吉田町健康福祉センター及び吉田町老人福祉センターの使用料をそれぞれ施設の設置条例で明確に規定しますことから、別表中に規定されております吉田町健康福祉センター及び吉田町老人福祉センターの使用料を削除する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第2号議案は、吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）、いわゆる地域主権第2次一括法が公布され、社会教育法第30条に規定する公民館運営審議会の委員の委嘱基準の改正が行われましたことから、本改正の趣旨に沿いました当該審議会委員の委嘱基準を新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第3号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月20日に公布され、さらに地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されましたことに伴いまして、たばこ税の税率の引き上げや、町民税の均等割の税率を一定期間引き上げる等の法改正の趣旨に沿いました内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第37号）、いわゆる地域主権第1次一括法が公布され、公営住宅法が改正されたことに伴い、公営住宅の入居者資格要件の改正が行われましたことから、本改正の趣旨を踏まえるとともに、町営住宅の入居者資格要件に、現行の同居親族要件を明確に規定するとともに、文言の整理を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）、いわゆる地域主権第2次一括法が公布され、図書館法が改正されましたことに伴い、図書館協議会委員の任命基準の改正が行われましたことから、法改正の趣旨に沿いました当該協議会委員の任命基準を新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町健康福祉センターの管理運営につきまして、これまで指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上と経費の削減を図ってきたところでございますが、さらなる住民サービスの向上と施設の活性化を図るため、平成24年4月1日から、新たに利用料金制を導入するとともに、同センターにおけるデイサービス施設を老人福祉法に規定する老人デイサービス事業に限定し、高齢者福祉の充実を図ろうとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）が昨年12月2日に公布され、平成24年4月1日より施行することを受けまして、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料率について、第5期介護保険事業計画における介護保険の額を改定しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町老人福祉センター設置条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町老人福祉センターの管理運営につきまして、これまで指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上と経費の削減を図ってきたところでございますが、さらなる住民サービスの向上と施設の活性化を図るため、平成24年4月1日から新たに利用料金制を導入するとともに、同センターにおける設置目的等を明確に規定することにより、指定管理者制度を効果的に活用し、高齢者福祉のさらなる充実を図るため、吉田町老人福祉センター設置条例の全部を改正しようとする内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、平成23年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成23年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,727万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億1,674万4,000円とするとともに、コミュニティ施設整備事業費、水産基盤整備事業費、西の坪大浜5号線道路改良事業費、大窪川改良事業費、土地区画整理事業費、公共榛南幹線整備事業費に係る交付金1億2,401万2,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を1,210万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、平成23年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,771万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,197万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ661万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,695万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,656万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億6,432万7,000円とする補正

予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,220万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億1,992万7,000円とするとともに、地方債の限度額を3,220万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成23年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額に126万6,000円を増額し、総額5億4,798万8,000円に、収益的支出の既定額に2,577万2,000円を追加し、総額を5億4,216万1,000円とするとともに、資本的収入の既定額から2,013万3,000円を減額し、総額を3,158万7,000円に、資本的支出の既定額から5,700万9,000円を減額し、総額を4億528万円にするとともに、企業債の限度額を2,900万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成24年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,300万円と定めるとともに、19の事業につきまして、総額11億8,230万円を限度とする地方債を持つこと及び一時借入金の最高額を5億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成24年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,620万8,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ25億7,079万5,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,234万6,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億119万6,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,268万2,000円と定めるとともに、公共下水道につきまして、総額2億280万円を限度とする町債を計上するほか、一時借入金の借入れの最高額を2億5,000万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成24年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成24年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億4,805万1,000円とし、収益的支出の総額を5億560万7,000円とするとともに、資本的収入の総額

を6,353万円とし、資本的支出の総額を4億713万円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億4,360万円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,343万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億9,016万6,000円で補てんするものと定め、限度額4,140万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保健、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布されましたことに伴い、児童福祉法を引用している条文について条項ずれ等が生じたことから、同法律の改正に従い、本組規約を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、榛原総合病院組規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、平成23年3月に榛原総合病院組の経営について指定管理者制度を導入しましたことから、当組事業である病院経営の規模が縮小したため、予算規模を考慮した組合議会運営を図るとともに、指定管理者業務の管理監督という新たな責務に配慮するため、組合議会議員の定数の見直しを図る規約の変更につきましてお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立集落センターであります神戸集落センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に北区自治会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティセンターの一つであります大幡会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に北区自治会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティセンターの一つであります川尻浜丁会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に川尻区自治会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町立コミュニティセンターの一つであります住吉会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に住吉区自治会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センターであります町立住吉コミュニティ防災センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に小浜自主防災会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町健康福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第31号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町老人福祉センターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町いきいきセンターであります吉田町北区いきいきセンターの管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者にハイナン農業協同組合を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町デイサービスセンターであります吉田町デイサービスセンターひまわりの家の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせるものとし、その指定管理者に社会福祉法人杉の子を指定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第34号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、主要地方道焼津榛原線の一部供用開始及び富士見東名線の供用開始に伴いまして、住吉地内の3路線、神戸地内の6路線のどれかを分割する必要がありますことから、一たんこの9路線を廃止することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第35号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、主要地方道焼津榛原線の一部供用開始及び富士見東名線の供用開始に伴いまして、分断された道路を町道として再度認定する必要がありますことから、住吉地内の5路線及び神戸地内の10路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町監査委員であります増田一榮氏が本年3月31日をもって退職することになりましたことから、後任の委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、吉田町片岡の伊藤利勝氏を識見を有する者のうちから選任する監査委員として、議会の御同意をいただくとするものでございます。

第37号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町片岡の武田公雄氏が、本年4月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡の武田公雄氏を吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。

第38号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現職で教育長であります黒田和夫委員が本年3月31日をもって任期満了となり

ますことから、引き続き同委員を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします38議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第23号議案の駿遠学園管理組合理約の一部を変更する規約につきましては、組合構成市町と速やかに事務手続を行う必要がありますことから、議会閉会後の早期議決をお願いするものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

各担当課長から、上程議案の詳細説明をお願いいたします。

最初に、総務課長、お願いいたします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第10号議案、第17号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第36号議案、第37号議案及び第38号議案の計9議案について、御説明申し上げます。

初めに、第10号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容につきまして、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,771万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

1款財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子総額の見込み額が2万5,000円となりますので、今回、2万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費の1項1目一般管理費に歳入で増額補正いたしました預金利息の2万4,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

以上が、第10号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

続きまして、第17号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容に

つきまして、御説明申し上げます。

議案書の46ページをごらんください。

平成24年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれ1億4,620万8,000円とし、款項ごとの金額は47ページ、第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成24年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、199ページの次に、土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、その事項別明細書に沿って説明させていただきます。

1 ページ、総括の歳入をごらんください。

1 款財産収入は、前年度より9万1,000円多い9万4,000円、2 款繰入金は、前年度より157万8,000円少ない1億4,611万2,000円、3 款繰越金及び4 款諸収入は、いずれも前年度と同額の1,000円とし、歳入合計1億4,620万8,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1 款総務費に前年度より148万7,000円少ない1億4,620万8,000円を計上いたしました。

次に、2 ページから4 ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますが、1 款財産収入の9万4,000円は、土地開発基金の預金利子1,000円と土地売却収入9万3,000円でございます。

2 款繰入金の1億4,611万2,000円は、土地開発基金からの繰入金1,500万円と総合運動公園整備用地買収に係る平成24年度償還分の一般会計からの繰入金1億3,111万2,000円でございます。

3 款繰越金は、1,000円でございます。

4 款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5 ページと6 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費の1億4,620万8,000円でございますが、土地開発基金への積立金に3,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に9万3,000円、公債費で総合運動公園整備用地買収に係る用地先行取得債の平成24年度分元利償還金1億3,111万2,000円を計上いたしました。

7 ページには、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書がございますが、ここにある償還見込み額や平成24年度末現在見込み額につきましては、全額総合運動公園整備用地買収での用地先行取得債に係るものでございます。

以上が、第17号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

続きまして、第25号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書6 ページ及び参考資料ナンバー14をごらんください。

本議案は、吉田町立集落センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から神戸集落センターの管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております北区自治会を指定しようとするものでございます。

この神戸集落センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティ施設としての設

置目的を達成させるためには、引き続き、地元自治体であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、北区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とし、平成24年度に係る指定管理委託料は、年額5万円としているものでございます。

以上が、第25号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第26号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書70ページ及び参考資料ナンバー15をごらんください。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から大幡会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております北区自治会を指定しようとするものでございます。

この大畑会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成させるためには、引き続き、地元自治体であります北区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、北区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とし、平成24年度に係る指定管理委託料は、年額10万円としているものでございます。

以上が、第26号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第27号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書71ページ及び参考資料ナンバー16をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から川尻浜丁会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております川尻区自治会を指定しようとするものでございます。

この川尻浜丁会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成させるためには、引き続き、地元自治体であります川尻区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、川尻区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とし、平成24年度の係る指定管理委託料は、年額10万円としているものでございます。

以上が、第27号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第28号議案 指定管理者の指定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書72ページ及び参考資料ナンバー17をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例第7条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から住吉会館の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を行っております住吉区自治会を指定しようとするもので

ございます。

この住吉会館の指定管理者の指定につきましては、コミュニティ施設としての設置目的を達成させるためには、引き続き、地元自治体であります住吉区自治会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、住吉区自治会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とし、平成24年度の係る指定管理委託料は、年額60万円としているものでございます。

以上が、第28号議案 指定管理者の指定についての内容でございます。

続きまして、第36号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の82ページをごらんください。

本議案は、現在監査委員であります増田一榮氏が一身上の都合により本年3月31日をもって退職されますことから、増田監査委員の後任の委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

識見を要する者のうちから選任いたします後任の監査委員でございますが、住所は吉田町片岡81番地の13、氏名は伊藤利勝、生年月日は昭和20年1月31日生まれ、現在67歳でございます。

伊藤氏の主な経歴でございますが、昭和47年2月にトーカイグループに入社され、以来、同グループの関連会社の取締役経理部長、総務部長などの要職を歴任され、平成13年には東海株式会社の監査室長、同年9月にはトーカイコム株式会社常務取締役としてグループ関連会社3社の監査役をなされ、平成16年12月にトーカイグループを退職されました。

これまでの主な経歴でもわかりますとおり、伊藤氏は民間での監査経験が大変豊富でございまして、当町の監査委員としてふさわしい方でありまして、今回監査委員として選任をさせていただき次第でございます。

以上が、第36号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについての内容でございます。

続きまして、第37号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の83ページをごらんください。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町片岡の武田公雄氏が本年4月30日をもって任期満了になります。武田氏は、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては吉田町片岡1810番地、氏名は武田公雄、生年月日は昭和9年4月9日、現在77歳でございます。

なお、武田氏は現在、固定資産評価審査委員会の委員として平成18年9月1日から2期在職していただいております。

以上が、第37号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容でございます。

続きまして、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の84ページをごらんください。

本議案は、現在教育長でもあります黒田和夫委員が本年3月31日をもって任期満了になりますことから、引き続き、黒田和夫氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

黒田氏の住所につきましては、吉田町川尻2200番地、氏名は黒田和夫、生年月日は昭和10年9月2日、現在76歳でございます。

黒田氏の主な経歴を申し上げますと、黒田氏は皆さん方も御承知のとおり、平成8年4月1日から平成12年3月31日までの4年間、教育長として御活躍され、町の教育に御尽力くださり、特に図書館建設につきましてみずから陣頭指揮をとられ、全国に誇れる図書館の基礎を築かれ、さらに、平成17年9月1日から現在に至る6年と6カ月の間、教育長としての町の教育行政に多大なる御尽力をいただいております。

黒田氏は、人格は高潔で教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、教育委員会委員として、引き続き町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

簡単ではございますが、以上が、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容でございます。

以上が、総務課からの9議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、防災課長、大石悦正君。

〔防災課長兼都市建設課長兼防災監 大石悦正君登壇〕

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の議案は、第29号議案 指定管理者の指定についてでございます。

議案書73ページ及び参考資料ナンバー18をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例第8条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から町立住吉コミュニティ防災センターの管理を指定管理者に行わせようするものでございまして、その指定管理者に、現在同施設の管理を委託しております大浜自主防災会を指定しようとするものでございます。

この町立住吉コミュニティ防災センターの指定管理者の指定につきましては、コミュニティ防災センター施設としての設置目的を達成させるためには、地元自主防災会であります大浜自主防災会を指定することが最適と判断いたしまして、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにより、大浜自主防災会を選定したものでございまして、その指定する期間は、平成24年4月1日から平成27年度3月31日までの3年間とし、平成24年度に係る指定管理委託料は、年額16万5,000円としているものでございます。

以上が、第29号議案の指定管理者の指定についての説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第9号議案、第16号議案の2議案につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、第9号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての内容から御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条第1項でございますが、現計予算から歳入歳出それぞれ2億7,727万2,000円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ90億1,674万4,000円とする内容を既定しております。

また、第2項でございますが、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めをいただこうとするものでございます。

次の第2条でございますが、繰越明許費を設定することにつきましてお認めをいただこうとするものでございます。

内容につきましては、5ページの第2表繰越明許費に掲げてございますが、合計で1億2,401万2,000円の繰越明許費を設定することについてお認めいただこうとするものでございます。

繰り越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず、コミュニティ施設整備事業費につきましては、工事請負費及び補助金にかかわる予算4,405万5,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県補助金と一般財源でございます。

次に、水産基盤整備事業費につきましては、工事請負費にかかわる予算2,841万7,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては県補助金、それと吉田町漁業協同組合からの分担金、それに起債と一般財源でございます。

次の西の坪大浜5号線道路改良事業費につきましては、公有財産購入費及び補償費の予算1,460万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県補助金と一般財源でございます。

次の大窪川改修事業費につきましては、工事請負費の予算2,008万9,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、起債と一般財源でございます。

次に、土地区画整理事業費につきましては、浜田土地区画整理組合への補助金615万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額一般財源でございます。

次の公共榛南幹線整備事業費につきましては、工事請負費、公有財産購入費、そして補償費の予算につきまして1,070万円を繰り越すものでございます。繰り越します財源につきましては、国の交付金、起債、一般財源となっております。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰り越し計算書を調製して、次に開催される議会に報告しなければならないということになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、その規定に沿って御報告をさせていただく予定にしております。

続きまして、第3条の地方債の補正でございます。

この内容につきましては6ページに掲げてございますが、それぞれの事業費がかたまりま

したことから、起債限度額を変更することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、補正内容を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成23年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書3ページの歳入からごらんいただきたいと思えます。

2款地方譲与税でございますが、300万円の増額でございます。これにつきましては、1項1目の地方揮発油譲与税を400万円増額する一方で、2項1目の自動車重量譲与税を100万円減額するものでございます。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、500万円の増額でございます。

4ページをごらんいただきたいと思えます。

7款自動車取得税交付金につきましては、200万を減額するものでございます。

11款の分担金及び負担金につきましては、27万円を減額するものでございます。これは、2款1目の民生費負担金のうち社会福祉費負担金につきまして、老人施設入居者及び扶養義務者の所得の確定に伴いまして減額するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけては、12款使用料及び手数料でございますが、363万円を減額するものでございます。このうち、1項の使用料につきましては277万9,000円の減額でございます。これは、4目の土木使用料の中にございます住宅使用料を実績に応じまして290万円減額することが主な要因となるものでございます。

6ページの2項の手数料につきましては、85万1,000円の減額でございます。これにつきましては、1目総務手数料のうち戸籍住民基本台帳手数料を実績に応じて80万円減額いたしまして、あわせて2目衛生手数料のうち環境衛生手数料を5万1,000円減額するものでございます。

13款国庫支出金でございますが、1億2,105万4,000円の減額でございます。

6ページから7ページにかけての1項1目の民生費国庫負担金につきましては、1億1,657万6,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより自立支援給付費負担金を68万4,000円、また子ども手当等にかかわる法律の改正に伴い、支給されなかった児童手当分の合計を43万円、本算定により保険基盤安定制度負担金を83万4,000円、それから、決算見込みによりまして、私立分の保育所運営費を86万8,000円、子ども手当国庫負担金を1億1,376万円それぞれ減額するというものでございます。

2項の国庫補助金でございますが、397万7,000円を減額するものでございます。これは、1目民生費国庫補助金につきまして、内示額に沿って地域生活支援事業費を260万2,000円、次世代育成支援対策交付金を39万8,000円それぞれ減額いたします。

8ページの2目衛生費国庫補助金につきましても、循環型社会形成推進交付金の内示に伴いまして、36万1,000円減額するものでございます。

3目土木費国庫補助金でございますが、101万5,000円を増額するものでございます。これにつきましては、長寿命化修繕計画策定事業費を119万1,000円増額する一方で、既存施設の長寿命化推進事業費を17万6,000円減額する内容でございます。

4目教育費国庫補助金につきましては、163万1,000円の減額でございます。このうち教育総務費補助金につきましては、幼稚園就園奨励費につきまして、対象者の増加と要綱の改正に伴う単価の変更によりまして、55万7,000円増額するものになっておりますが、一方で、吉田中学校屋内運動場トイレ改修工事が安心・安全な学校づくり交付金の対象事業から外れ

たということで、210万円減額しております。また、小・中学校費補助金につきましては、理科教育整備等補助金の額が確定されましたことから、8万8,000円を減額するものでございます。

3項国庫委託金の2目でございますが、民生費国庫委託金につきましては、事業の実績に応じまして、子ども手当事務交付金を50万1,000円減額しております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

14款県支出金でございますが、2,828万9,000円を減額するものでございます。このうち1項県負担金につきましては、888万3,000円の減額となります。1目民生費県負担金につきましては、795万円の減額でございますが、このうち社会福祉費負担金につきましては、心身障害者自立支援事業費のサービス利用計画書作成や療養介護給付費の事業実績に応じて34万2,000円減額するとともに、児童福祉費負担金につきましても、実績に応じ、私立分の保育所運営費を43万5,000円、子ども手当等にかかわる法律の改正に伴い、支給されないこととなりました児童手当にかかわる県負担金分を減額するとともに、実績に応じまして、保険基盤整備負担金を397万円、子ども手当県負担金を294万3,000円それぞれ減額するものでございます。

10ページでございますが、2目衛生費県負担金につきましては、93万3,000円の減額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療事務費の交付決定に伴う減額で、低所得世帯の均等割額減額分と社会保険の扶養者の均等割額減額分による決定でございます。

2項の県補助金でございますが、1,834万3,000円を減額するものでございます。

そのうち、1目総務費県補助金でございますが、424万3,000円を減額するものでございます。これは、空港隣接地域振興事業費及び緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の実績に応じた減額でございます。

10ページから11ページにかけての2目の民生費県補助金でございますが、567万7,000円を減額するものでございます。これは、社会福祉費補助金において、障害者福祉推進基金事業費及び地域生活支援事業費が実績に応じまして減額となること大きな要因となっております。全体で397万2,000円減額となります。

また、児童福祉費補助金につきましても、地域子育て総合支援事業費と児童の居場所づくりのための特別事業が実績によりまして減額となりましたことから、増加要因を加味いたしましても、170万5,000円の減額となっております。

3目衛生費県補助金でございますが、681万5,000円の減額でございます。これは、事業の実績に応じまして、子宮頸部ワクチン接種等のワクチン接種事業費補助金、妊婦健康診査支援事業費助成補助金、合併処理浄化槽整備事業費、エコマイハウス支援事業費がそれぞれ減額となったことによるものでございます。

6目土木費県補助金でございますが、1,000円の減額で、これは、河川愛護事業費の実績に伴いまして減額するものでございます。

7目の商工費県補助金でございますが、160万7,000円の減額でございます。これは、大規模地震対策等総合支援事業補助金を充てて事業実施しておりました静岡県総合防災訓練事業や防災ラジオ配備等の事業実績に応じて減額するものでございます。

12ページの3項県委託金でございますが、1目の総務費県委託金につきましては、106万3,000円の減額でございます。これは、平成23年4月10日に執行されました静岡県議会選挙

費の確定に伴い減額するものでございます。

次の15款財産収入につきましては、63万円を増額するものでございます。1項2目利子及び配当金収入につきましては、財政調整基金及び小・中学校建設基金の利子運用収入を28万3,000円増額するものでございます。2項1目の不動産売払収入につきましては、用途廃止に伴う不動産の売払収入を34万7,000円増額するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思えます。

16款寄附金でございますが、110万円を増額するものでございます。これは、ふるさとよしだ寄附金等の御寄附を賜りましたことから、1項1目一般寄附において100万円を増額いたしましたし、2目指定寄附金において10万円を増額しております。

17款繰入金でございますが、1億3,840万円の減額となります。これは、今回の補正予算が全体として減額となっておりますことから、また、その減額が一般財源充当額も減額となりましたことから、歳入を予定しておりました財政調整基金の繰り入れを1億3,600万円取りやめたということによるものが大きなものでございます。そのほか、吉田町高等学校等奨励金の交付対象人数が確定したことに伴い、教育振興基金からの繰り入れ240万円を減額するという内容も入っております。

それから、14ページから16ページにかけましての19款諸収入につきましては、1,874万1,000円を増額となります。3項2目高等学校等奨学金返還金につきましては、95万円を増額するものでございますが、これは、平成20年度から開始されました吉田町高等学校等奨学金返還に伴う増額でございます。

5項1目の納付金につきましては、3万7,000円を減額するものでございます。これは、日本スポーツ振興センターに納付する金額が確定したことによる減額でございます。

2目雑入でございますが、1,782万8,000円を増額するものでございます。これは、総務費雑入におきまして交付額が確定した県市町村振興協会市町交付金を減額する一方で、他の収入につきまして実績により2,196万1,000円を増額いたします。

また、14ページから15ページにかけての民生費雑入につきましては、実績により心身扶養共済保険料を増額する一方で、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、放課後児童クラブ徴収金を94万4,000円減額いたしましたし、衛生費雑入においては実績に応じ、がん検診徴収金、総合体育館教室受講料、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金が減額となる一方で、過年度返還金、こども通院医療費助成事業費等交付金が増額となりましたことから、結果として264万6,000円増額となっております。

消防費雑入につきましては、消防団員の退職者が確定いたしましたことから、退職手当基金交付金を減額いたしましたし、また、平成28年度に向けて3市2町で進めております静岡地域消防救急広域化に伴う消防救急無線デジタル化基本設計額が確定したことを受けて、562万4,000円の減額となっております。

また、教育費雑入でございますが、決算見込みにより町史等資料販売と講座受講料を増額する一方で、図書館におけるコピー代、初心者スポーツ教室の教室受講料や各種参加料等の減額がありましたことから、21万1,000円を減額するという内容となっております。

次に、16ページの20款町債でございますが、1,210万円を減額するものでございます。

1項1目農林水産業債につきましては、110万円を減額するものでございます。これは、農林水産業債を充てて事業を進めております水産基盤整備事業の予算を組み替えることによ

る減額でございます。

16ページから17ページにかけましての2目土木債につきまして、それぞれ事業費がかたまりましたことから、愛宕前2号線整備事業、地方特定道路整備事業大幡川幹線整備事業、高速道路跨道橋整備事業、榛南幹線整備事業、中央幹線整備事業を減額する一方で、東名川尻幹線整備事業、そして榛南幹線改良事業負担金である県単独街路整備事業が増額となり、全体で1,100万円減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

18ページをごらんいただきたいと思えます。

18ページから19ページにかけましての1款議会費でございますが、251万1,000円を減額するものでございます。これは、1項1目議会費におきまして、決算見込みにより職員人件費及び議会運営費を減額するとともに、議会調査活動費におきましても、実績に応じて減額をするという内容となっております。

それから、2款総務費でございますが、531万8,000円を減額するものでございます。このうち1項1目一般管理費につきましては、2,104万6,000円の増額でございます。これは、勸奨退職等にかかわる退職手当負担金2,428万円を含む職員人件費や、一般行政事務費を増額する一方、行財政構造改革推進事業費においては、決算見込みにより減額するという内容でございます。

21ページの5目財産管理費でございますが、383万5,000円を減額するものでございます。これは、庁舎における警備保障業務委託と電話機借り上げの契約実績に応じて減額するとともに、設計手数料につきましても、決算見込みにあわせて減額するものでございます。

6目の企画費でございますが、1,279万8,000円を減額するものでございます。これは、繰越明許の設定のときに御説明申し上げましたとおり、コミュニティ施設整備事業費につきましては、決算見込みにあわせて下片岡会館解体工事等の予算を減額するものでございます。

22ページをごらんいただきたいと思えます。

7目の自治振興費につきましては、148万5,000円を増額するものでございます。これは、自治会に管理を委託しております防犯灯整備委託料を増額する一方で、県の補助金であります緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費を充てて事業を進めてまいりました防犯灯調査事業委託が終了いたしましたことから、実績に応じて減額するものでございます。

9目の交通安全対策費でございますが、82万9,000円増額となっております。これは、町内に設置しておりますカーブミラーの修繕料と県交通安全指導員設置費負担金の増額でございます。

22ページから23ページにかけましての10目人事管理費でございますが、638万8,000円を減額するものでございます。これは、職員の健康診断委託料等の実績に応じ、福利厚生費を減額するとともに、臨時職員の雇用保険料、社会保険料、賃金等を決算見込みにより減額をいたします。また、職員派遣負担金につきましても、決算見込みにより減額となっております。

12目空港対策費でございますが、126万7,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みに応じた減額でございます。

24ページをごらんいただきたいと思えます。

2項1目税務総務費の175万8,000円の増額と3項1目戸籍住民基本台帳費の31万4,000円の減額、そして、25ページの4項1目選挙管理委員会費の8,000円の減額につきましては、

それぞれ決算見込みによる職員人件費の補正でございます。

25ページから26ページにかけましての3目県議会議員選挙費につきましては、県委託金の交付額が確定しましたので、それに沿いまして106万3,000円を減額するものでございます。

4目町長町議会議員選挙費の213万7,000円の減額、それから、27ページの5目農業委員会委員選挙費の262万3,000円の減額につきましては、それぞれ実績に応じて減額するものでございます。

28ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費につきましては、1億6,515万8,000円を減額するものでございます。

28ページから29ページにかけましての1項1目社会福祉総務費につきましては、177万2,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みによりまして職員人件費、福祉総務費、戦没者追悼事業費、そして福祉介護手当支給事業費を減額するものでございます。

2目国民年金事務費につきましては、決算見込みによりまして職員人件費を3万1,000円減額する内容でございます。

29ページから30ページにかけましての3目国民健康保険費でございますが、258万9,000円の減額となっております。これは、決算見込みによる職員人件費の減額、そして、平成23年10月20日現在の基準日における保険基盤安定制度に基づく繰入金決定などによる国民健康保険事業会計繰出金の減額となったことによる減額でございます。

それから、30ページから32ページにかけましての4目老人福祉費でございますが、840万7,000円の減額でございます。これは、実績に基づきまして老人福祉対策費、敬老会費、社会福祉施設管理事業費、老人保護措置費、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかわる事業費をそれぞれ減額するものでございます。

32ページから33ページにかけましての5目心身障害者福祉費につきましては、1,124万3,000円の増額でございます。これは、実績に基づきまして心身障害者福祉費、心身障害者福祉更生援護費等を増額する一方で、心身障害者施設等負担金につきましてはつくしの家の負担金を減額いたしまして、心身障害者自立支援事業費につきましては、平成22年度自立支援給付費負担金が確定いたしましたことから、県補助金等返納金が増額となるものでございます。

34ページ、6目人権・地域改善費につきましては、34万3,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして人権・地域改善費、神戸西会館運営費をそれぞれ減額するものでございます。

34ページから35ページにかけての7目介護保険費でございますが、1,995万1,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、介護保険事業会計繰出金において、介護給付費繰出金、地域振興事業繰出金、事務費繰出金をそれぞれ実績に基づき減額するものでございます。

35ページから36ページにかけての2項1目児童福祉総務費でございますが、52万1,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、国庫委託金であります子ども手当事務費交付金の確定に伴って、子ども手当事務費を減額するものでございます。

2目の児童措置費でございますが、1億2,059万5,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みや子ども手当等の法律の改正に伴いまして、児童手当費及び子ども手当費

を減額するものでございます。

37ページから39ページの3目保育所費でございますが、1,896万7,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、保育園管理費において、臨時保育士の勤務実績に応じて賃金を減額するとともに、各保育園においても決算見込みにより運営費を減額するものでございます。

40ページをごらんいただきたいと思います。4目児童館費でございます。53万円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みにより児童館運営費、放課後児童健全育成事業費、地域子育て支援拠点事業費を減額するものでございます。

40ページから41ページにかけての5目の児童厚生施設整備費につきましては、269万4,000円の減額でございます。これは、第2号補正でお認めいただきました県補助金の地域子育て総合支援事業を活用し、町内10カ所の児童遊園地に設置してあります遊具の修繕や撤去、そして新設を行った実績により減額するものでございます。

4款の衛生費でございますが、5,029万4,000円を減額するものでございます。

41ページから42ページにかけての1項1目保健衛生総務費につきましては、292万7,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額し、あわせて臨時職員の雇用実績に応じて賃金を減額するものでございます。

2目の予防費でございますが、3,109万4,000円の減額でございます。これは、肺炎球菌、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種の実績に応じてまして委託料を減額するものが主なものでございます。

3目の環境衛生費につきましては、48万円の減額でございます。これは、決算見込みにより各小・中学校で実施されておりますクリーン活動奨励金を減額するものでございます。

43ページになりますが、4目公害対策費につきましては、200万円を減額するものでございます。これは、公害対策費において環境調査及び分析調査の委託料を契約実績に応じて減額するものでございます。

5目の母子保健衛生費につきましては、403万6,000円を減額するものでございます。これは、妊婦健診において県外償還払い、早期出産、転出者などの要因により、健診回数が減少したことによる減額でございます。

6目の健康づくり事業費につきましては、87万6,000円を減額するものでございますが、実績に基づきまして、健康づくり事業費やダンス・健康づくり事業費を減額しております。

また、保健センター管理費につきましても、受託事業が終了いたしましたことから、その差額を減額するものでございます。

7目の老人保健事業費でございますが、135万1,000円を減額いたしております。これは、後期高齢者医療事業事務費について、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項、第2項に基づいて、低所得世帯の均等割額減額分と社会保険の扶養者の均等割額減額分の減額に伴い、保険基盤安定繰出金を減額するものが大きな要因でございます。

44ページから45ページにかけての8目健康増進事業費でございますが、753万円を減額するものでございます。これは、実績に基づきまして、それぞれのがん検診委託料を減額するものでございます。

5款労働費につきましては、2万1,000円を減額いたしております。1項2目勤労者会館運営費につきましては、2万1,000円を減額しております。これは、実績に基づき勤労者会

館運営委員会委員報酬を減額するものでございます。

46ページでございますが、6款農林水産業費につきましては、316万円を減額しております。1項1目農業委員会費の4万7,000円は、決算見込みにより職員人件費を増額するものでございます。2目農業総務費につきましては、決算見込み及び実績により職員人件費を増が主な要因となり、6万円増額するものでございます。

47ページの3目農業振興費でございますが、137万9,000円を減額するものでございます。これは、農業振興費において、コミュニティ施設であります下片岡会館解体に伴って発生する補助金返還金が確定いたしましたことにより減額いたしております。

また、米需給調整総合対策事業費において、本年度の生産調整による転作達成者がいなかったことから、ハイナン地域水田協議会補助金を減額するものでございます。

5目農地費につきましては、135万6,000円を減額するものでございます。これは、榛南広域営農団地農道整備事業の実績に基づく県営事業負担金の減、それから、大井川土地改良区負担金の確定による減がある一方で、平成22年度実績に対して負担する特別賦課金の額が確定されたことによりまして、土地改良連合会負担金が増額となる内容でございます。

48ページをごらんいただきたいと思います。

3項1目水産総務費でございますが、1万2,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額する内容でございます。

48ページから49ページにかけての3目漁港管理費でございますが、52万円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、漁港海岸管理費におきまして吉田漁港津波高潮防災ステーションの電気設備保守点検委託に伴う契約差金を減額するものでございます。また、水産基盤整備事業費につきましては、事業実績に基づく委託料の減額、さらに6号岸壁改修事業のために、翌年度に繰り越す事業費以外の予算を泊地浚渫工事の事業費に振りかえる補正を行うものでございます。

7款商工費でございますが、35万5,000円の減額でございます。1項1目商工総務費につきましては、決算見込みにより職員人件費を19万8,000円減額するものでございます。

50ページの3目観光費ですが、55万3,000円を減額しております。これは、展望台小山城に配置しております臨時職員の勤務体制を見直した結果の減額でございます。

8款土木費でございます。3,327万3,000円を減額しております。1項1目土木総務費につきましては、36万4,000円を減額するものでございますが、これは決算見込みにより職員人件費の減額と土木管理費の道路河川占用システム借上料に伴う減額でございます。

51ページの2項1目道路橋梁総務費につきましては、決算見込みにより職員人件費を13万7,000円増額するものでございます。

51ページから52ページにかけての3目道路新設改良費につきましては、695万2,000円を減額するものでございますが、これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、工事の進捗により事業費が変更された愛宕前2号線道路改良事業費及び地方特定道路整備事業大幡川幹線改良事業費を減額するものでございます。

4目の橋梁維持費でございますが、940万円を減額するものでございます。これは、橋梁補修業務委託料の事業費が確定されたことによる減額でございます。

3項1目河川総務費でございますが、15万1,000円の減額でございます。これは、水防協議会の廃止や県河川協会の負担金の確定を受けまして減額しております。

53ページの2目河川維持費でございますが、県の補助金の決定を受けまして財源振替を行うもので、予算の増減はない補正でございます。

3目の河川新設改良費でございますが、19万9,000円を増額いたしております。これは、決算見込みにより職員人件費を増額するものでございます。

53ページから54ページにかけての4項1目都市計画総務費でございますが、30万5,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みによりまして職員人件費を減額するほか、都市計画審議委員会委員報酬の減額が内容となっております。

2目土地区画整理事業費につきましては、1,642万3,000円を減額するものでございますが、これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、契約実績等に応じて土地区画整理事業費を減額する内容でございます。

54ページから55ページにかけての3目街路事業費でございますが、決算見込みにより職員人件費を1万4,000円減額するものでございます。

また、公共橋南幹線整備事業費につきましては、地権者との調整により年度内執行が不可能となりましたので、平成24年度へ繰り越すとともに、事業費が確定した委託料、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金を工事請負費に組み替えて事業の進捗を図る内容となっております。

9款の消防費でございますが、872万3,000円の減額でございます。このうち、55ページから56ページにかけての1項1目常備消防費でございますが、165万3,000円の減額でございます。これは、3市2町で進めております静岡地域消防救急広域化の消防救急デジタル無線機基本設計業務の負担金が確定したことを受けての減額でございます。

2目の非常備消防費につきましては、536万7,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより消防団員福利厚生費を減額するものでございます。

56ページから57ページにかけての5目災害対策費につきましては、170万3,000円を減額するものでございます。これは、地震対策費の中における事業展開に応じて印刷製本費を減額するとともに、実績に応じて備品費を減額する一方、小藤路公園に設置しております飲料水兼用の耐水性貯水槽の修繕にかかわる経費を、水道事業会計へ繰出金として繰り出す額を増額したものでございます。

また、県補助金を財源の一部に充てて事業を実施いたしました静岡県総合防災訓練事業費につきましては、事業費が確定いたしましたことから、減額をしております。

10款教育費につきましては、948万3,000円の減額でございます。このうち、57ページから58ページにかけての1項1目教育委員会費につきましては、15万4,000円を減額するものでございます。これは、教育委員会費において、教育委員会の視察にかかわる経費を実績に応じて減額したものでございます。

2目事務局費につきましては、211万4,000円を増額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額する一方で、事務局事務費において保護者の緊急連絡方法として使用しております子ども安全連絡網における通信料を決算見込みにより増額するとともに、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業費においても、対象者の増加と積算単価の変更に伴いまして増額する内容となっております。

59ページから60ページにかけての3目教育諸費でございますが、418万9,000円を減額するものとなっております。これは、実績に基づきまして小・中学校健康診断費及び教育振興事

業費を減額する一方で、教職員等負担金・補助金において吉田中学校運動部が中部大会に出場することとなりました実績により補助金を増額する内容でございます。また、ちいさな理科館事業につきましても、決算見込みにより減額をする補正となっています。

60ページから61ページにかけての2項1目学校管理費につきましては、2万1,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより職員人件費を増額するほか、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校に係る維持管理費を実績に応じて減額しております。

61ページから62にかけての2目教育振興費でございますが、5万円の増額でございます。これは、小学校要保護・準要保護児童就学援助費につきまして、実績により住吉小学校、中央小学校については増額し、自彊小学校については減額となっているものでございます。

3目の特別支援学級費につきましては、3万3,000円を減額するものでございます。これは、実績に基づきまして中央小学校は増額、自彊小学校は減額となっているものでございます。

63ページの3項1目学校管理費につきましては、387万3,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして職員人件費を減額し、吉田中学校維持管理費につきましても、電気使用料等の決算見込みや屋内運動場トイレ改修工事の契約差金を減額するものでございます。

64ページの2目教育振興費でございますが、吉田中学校要保護・準要保護生徒就業援助費用を45万円減額するものでございます。

3目の特別支援学級費でございますが、吉田中学校特別支援学級費を7万3,000円増額しております。2目、3目ともに実績による補正でございます。

64ページから66ページにかけての4項1目社会教育総務費でございますが、126万円の減額でございます。これは、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、実績に基づき社会教育委員費、人権教育事業費、芸術文化振興事業費、生涯学習推進事業費、地域教育振興事業費を減額するものでございます。

66ページから67ページにかけての2目公民館費は、21万7,000円の減額でございます。これは、実績に基づき中央公民館運営費については減額、中央公民館活動費は増額、地域教育活動費は減額という内容になっておりまして、差し引きいたしますと減額ということになります。

3目学習ホール運営費につきましては、決算見込みにより3万2,000円の減額でございます。

67ページから68ページにかけての4目図書館費でございますが、59万9,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして職員人件費を減額するほか、図書館管理費において県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を活用した臨時職員の賃金の減額でございます。

5項1目保健体育総務費でございますが、69万5,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより職員人件費、社会体育振興費を減額し、吉田中学校第2グラウンドナイター設備工事の契約実績に応じ、体育施設・広場維持管理費を減額するものでございます。

3目体育館運営費につきましては、19万7,000円の減額でございます。これは実績に基づき総合体育館運営費を減額するものでございます。

70ページの13款につきましては諸支出金でございますが、102万4,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費において、小・中学校建設基金の利息分の積み立てと、吉田町

高等学校等返還金の教育振興基金への積立金でございます。

これらが内容でございますが、ただいま申し上げました内容によりまして、第4号の補正予算は歳入歳出それぞれ2億7,727万2,000円減額となる内容を上程させていただきました。

以上で、補正予算については終わりますが、続きまして、第16号議案 平成24年度吉田町一般会計予算について御説明を申し上げます。

議案つづりの35ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億3,300万円とし、また、この款項区分ごとの金額は、36ページから42ページまでに掲載しております1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。この総額は、前年度と比べますと8.7%の増額になっています。

第2条につきましては、43ページから44ページに掲げました第2表地方債のとおり、総額11億8,230万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第3条につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第4条につきましては、歳出予算の各項款の金額を流用することができる経費を定めるものでございまして、同一款内の各項に計上した経費のうち人件費相互間において流用することができることを定めたものでございます。

それでは、36ページからの第1表歳入歳出予算について御説明を申し上げますが、説明は別冊の予算に関する説明書によって行いたいと思っておりますので、説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思っております。

まず、1款の町税でございますが、52億5,726万4,000円を計上しております。対前年度比1億7,789万4,000円で3.3%の減となるものでございます。歳入総額に占める割合は54%となっております。

1項の町民税でございますが、19億8,062万5,000円で対前年度比4,926万2,000円、2.6%の増を計上しております。最近における景気動向や徴収実績を勘案いたしまして、個人町民税では対前年度比0.3%減の13億8,673万円、法人町民税におきましては、対前年度比9.8%増の5億9,389万5,000円を計上しております。

3ページから4ページにかけての2項固定資産税でございますが、対前年度比8.7%減の27億6,867万2,000円を計上しております。これは、評価替えの影響を受ける家屋の下落幅が大きかったことと、償却資産においても原価率を上回る設備投資が見込めないことなどから、減額を見込んだものでございます。

3項の軽自動車税につきましては、6,453万4,000円で対前年度比15万3,000円、0.2%の増でございます。

4項たばこ税につきましては、1億9,435万8,000円で対前年度比5,350万1,000円、38.0%の増でございます。これは、平成23年度の実績を見込んで増額としたものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思っておりますが、5項の都市計画税でございますが、2億4,907万5,000円でございます。対前年度比1,658万3,000円で6.3%の減でございます。これも固定資産税と同様の理由で減額をしているものでございます。

次に、5ページから6ページにかけましての2款地方譲与税でございますが、1億100万1,000円で対前年度比300万円、2.9%の減でございます。これは、平成23年度決算見込み額

及び地方財政計画の伸び率などを考慮いたしまして、1項地方揮発油譲与税を2,800万円、2項自動車重量譲与税を7,300万円、3項の地方道路譲与税につきましては1,000円を計上するものでございます。

次に、3款の利子割交付金につきましては930万円、対前年度比170万円15.5%の減とするものでございます。これは、個人県民税収入決算額の合計に対する割合の前年度以前3年分の平均値で算定した額となりますが、景気動向の影響から減額を計上いたしました。

7ページをごらんいただきたいと思います。

4款配当割交付金につきましては、680万円、対前年度比30万円、4.6%の増という計上でございます。これは、県民税として一括して徴収されるもので、その徴収額の一部が市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、150万円で、昨年度と同額の計上でございます。

8ページの6款地方消費税交付金につきましては、3億2,300万円、対前年度比1,000万円、3.2%の増でございます。これは、県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。

7款自動車取得税交付金につきましては、3,500万円、対前年度比300万円、9.4%の増という計上でございます。これは、県の自動車取得税収入額のうち市町村分収入額から県における徴収経費を差し引いた額が交付されるものでございます。

9ページの8款地方特例交付金につきましては、1,600万円、対前年度比2,950万円、64.8%の減となっております。この減額につきましては、平成23年度の税制改正により子ども手当特例交付金及び自動車取得税減税分にかかわる減収補てん特例交付金がなくなりましたことによって、減額となったものでございます。

以上の6ページから9ページにかけての3款利子割交付金から8款地方特例交付金までは、平成23年度決算見込み額及び平成24年度の地方財政計画を勘案して計上したものでございます。

次に、9款地方交付税でございますが、3億円、対前年度比1億3,000万円となっております、76.5%の増でございます。これは、基準財政収入額を上回る基準財政需要額が見込まれるために、平成24年度におきましても引き続き交付団体と推計いたしまして、普通交付税につきましては2億円、特別交付税につきましては1億円を計上しております。

10ページの10款交通安全対策特別交付金ですが、対前年度比50万円、10%増の550万円を計上しております。

11款分担金及び負担金につきましては1億3,150万4,000円と対前年度比32万円、0.2%の増となっております。1項分担金では4.2%の増です。水産基盤整備事業費の財源の一部に充てるために、吉田町漁港建設分担金徴収条例に基づいて徴収する分担金でございます。

10ページから11ページにかけての2項負担金でございますが、前年度とほぼ同額の1億2,334万4,000円を計上しております。

11ページから12ページにかけての12款使用料及び手数料でございますが、6,357万3,000円と前年度比1.1%の減となっております。1項使用料につきましては0.6%の増でございますが、これは1目総務使用料において、平成23年第3回吉田町議会定例会においてお認めいただきました吉田町行政財産の目的外使用料条例に基づいた使用料を計上したことによる増額

でございます。

12ページから13ページにかけての2項手数料につきましては6%の減となっております。これは、平成23年度の状況を考慮し、総務手数料と衛生手数料、土木手数料の減額を見込んだものでございます。

14ページの13款国庫支出金でございますが、10億7,306万5,000円と対前年度比1億9,118万円、21.7%増加させております。1項国庫負担金でございますが、5億6,700万8,000円と、25.3%の減でございますが、これは、子ども手当から子どものための手当に制度が改正されたことによる減額が大きく影響しております。

14ページから16ページにかけての2項国庫補助金でございますが、4億9,906万8,000円で、347.2%の増でございます。これは、当町の最重点課題である津波防災対策の事業を行うため、6目都市防災総合推進事業補助金を新設し、3億4,422万2,000円を計上したことが増額の主たる要因でございます。

このほか1目民生費国庫補助金において手話通訳、日常生活用具給付、移動支援などを行うための財源であります地域生活支援事業の増額、4目土木費国庫補助金において街路整備を進める社会資本整備総合交付金事業の増額を見込んだことからの増でございます。

3項の国庫委託金につきましては、698万9,000円でございますが、35%の減でございます。これは、1目総務費国庫委託金に計上してございます外国人登録事務費が制度改正により減額、2目の民生費国庫委託金につきましては、平成23年度に計上いたしました子ども手当事務費交付金がなくなりましたことから、減額となるものでございます。

17ページから22ページまでの14款県支出金でございますが、5億4,010万2,000円と対前年度比2,378万8,000円、4.2%の減でございます。1項県負担金につきましては、2億970万5,000円で6.5%の増となりますが、これは、1目民生費県負担金において、子ども手当から子どものための負担金に制度が改正されたことにより、県負担金が増額したことが主な要因でございます。

18ページから20ページにかけての2項県補助金でございますが、2億7,775万5,000円で10.5%の減でございます。これは、事業量の減少に伴い、空港隣接地域振興事業費が減となることから、総務費県補助金を減額するほか、障害者福祉推進基金事業の該当事業の変更や事業終了による補助金の減額等により、民生費県補助金を減額し、平成23年度の状況を考慮しワクチン接種事業費補助金を減じたことから、衛生費補助金が増額となる一方で、事業費の増加により4目農林水産業費県補助金、6目土木費県補助金、7目消防費県補助金が増額となる内容となっております。全体では、前年度から3,253万円減額となる計上でございます。

20ページから22ページにかけての3項県委託金でございますが、7.2%の減でございます。主な減額要因でございますが、総務費県委託金において、静岡県議会議員選挙費と人権啓発活動地方委託事業費がなくなったほか、経済センサス活動調査費が減額となったことが主な要因でございます。

23ページから24ページにかけての15款財産収入でございますが、1,219万3,000円、対前年度比601万7,000円の97.4%の増でございます。これは、2項財産売払収入で、不動産売払収入につきましては平成23年度等の状況を勘案し、増額を見込んだことによるものでございます。

16款寄附金につきましては、100万円と88.7%の増を見込んでおります。これは、一般寄

附金において、庁舎内に設置しております自動販売機及び教育委員会事務局で所管する公の施設内に設置されております自動販売機の売り上げの一部の寄附金を見込んだものでございまして、平成23年度の実績を勘案したものでございます。

24ページから25ページにかけての17款繰入金でございますが、3億6,132万6,000円と対前年度比9,760万円、37%の増を見込んでおります。これは、2款基金繰入金において、津波防災対策を強力に進める中で、不足する財源を財政調整基金から3億6,000万円取り崩すほか、奨学金制度に充当する財源として教育振興基金繰入金を120万円見込んだものでございます。

18款繰越金につきましては、2億4,000万円と対前年度比1,000万円、4.3%の増でございます。これは、過去の決算状況などを勘案いたして計上したものでございます。

26ページから30ページの19款諸収入でございますが、7,257万2,000円と前年度比3.1%の増でございます。これは、1項の延滞金、加算金及び過料と2項の町預金利子、4項の受託事業収入について増を見込んでいることに対しまして、3項の貸付金元利収入だけは減という見込みでございます。

また、5項の雑入につきましては6,903万7,000円で2%の増でございますが、これは、民生費雑入におきまして、未満児保育等の実施に伴って増員した保育園職員給食代や施設維持管理料の増が見込まれることから増額するほか、衛生費雑入において、財団法人静岡県市町村自治振興協会で実施している子ども通院医療費助成事業交付金が平成23年度に引き続き継続事業となったことから、増額となっているものでございます。

なお、平成23年度の当初予算では衛生費雑入に計上してございました静岡県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金につきましては、総務費雑入に組み替えて予算を編成してございます。

31ページから32ページの20款町債でございますが、18事業を対象とする起債と臨時財政対策債で合計11億8,230万円を予定しております。これは、対前年度比5億6,500万円、91.5%の増でございます。平成24年度は津波防災対策を強力に推し進めるということで、地方負担分に対して100%の起債が充当できる都市防災総合推進事業を積極的に活用することとし、その関連事業の財源として4億7,690万円の地方債を計上させていただいております。また、段階的に措置が縮小されることになっております臨時財政対策債につきましては、前年度よりも3,000万円減額となる3億5,000万円を見込んでおります。

続きまして、歳出でございますが、33ページからごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、1億485万円と対前年度比11.7%の減でございます。これは地方議会議員年金制度の廃止に伴い、平成24年度に地方公共団体が負担すべき額が減額となったことが主な要因となっております。

35ページの2款総務費でございますが、11億5,092万4,000円と対前年度比9.9%の減でございます。

1項総務管理費は8億7,617万9,000円で、対前年度比5.7%の減でございます。これは、1目一般管理費の吉田町牧之原市広域施設組合負担金が案分率の確定に伴って増額するものの、5目財産管理費の電話機借り上げ料が減額、6目企画費のコミュニティ施設整備事業費が減額、そして、7目自治会自治振興費の防犯灯整備事業費の委託事業が終了し減額となることなどが主なものでございます。

55ページから57ページの2項徴税費でございますが、2億603万1,000円で対前年度比16.7%の減でございます。これは、1目税務総務費の過年度分町税還付金、2項賦課徴収費の固定資産税課税基礎作成業務委託料などの減によるものでございます。

57ページにつきましては、3項戸籍住民基本台帳費、これにつきましては、5,625万4,000円で対前年度比18.2%の減となっております。これは、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修経費を含む住民ネットワークシステム委託料などの減額を受けたものでございます。

59ページから61ページにつきましては、4項選挙費でございますが、1,025万3,000円で対前年度比64.8%の減でございます。これは、平成24年度の執行選挙等を反映したものでございます。

5項の統計調査費でございますが、115万1,000円となりまして、対前年度比24.6%の減でございます。これは、経済センサスの減額が大きな要因となっております。

62ページから63ページにかけての6項監査委員費につきましては、105万6,000円で対前年度比5.7%の減となっております。

63ページの3款民生費につきましては、24億2,689万2,000円と対前年度比4.9%の増でございます。この中の1項社会福祉費でございますが、9億3,702万3,000円で対前年度比4.1%の減でございます。これは、3目国民健康保険費の保険基盤安定制度に係る一般会計繰り出しに要する経費を計上する国民健康保険事業会計繰出金が減額となっております。また、4目老人福祉費の社会福祉施設管理事業費における修繕費が減額となるほか、5目心身障害者福祉費の通所サービス利用促進事業の負担金、補助金がなくなったことにより減額となっております。また、7目の介護保険費の介護保険事業会計繰出金が減額となることなどが主な要因でございます。

77ページでございますが、2項児童福祉費につきましては、14億8,965万7,000円で、対前年度比11.6%の増でございます。これは、1目児童福祉総務費、2目児童措置費において、子ども手当及び子どものための手当にかかわる法律の改正による減額が見込まれるものを、3目保育所費において防災機能を持たせたすみれ保育園建設事業費を新規に計上したことが反映いたしまして、合計で増額となっております。

91ページの3項生活保護費でございますが、前年度と同額の20万9,000円でございます。

4項災害救助費は3,000円の頭出しの計上でございます。

92ページの4款衛生費でございますが、17億6,463万8,000円と対前年度比0.1%の減でございます。これは、1項1目保健衛生総務費の榛原総合病院負担金などの減額、2目の予防費の予防接種委託料の減額、3目の環境衛生費の吉田町牧之原市広域施設組合負担金のし尿処理費及びごみ処理費の減額などを含んでおります。一方で、5目母子保健衛生費の小中学生医療費、7目の老人保健事業費の保険基盤安定繰出金につきましては増額となっております。

次、飛びまして、106ページの5款労働費でございますが、294万1,000円と対前年度比1.3%の減額です。

107ページでは、6款農林水産業費でございますが、2億3,503万8,000円と対前年度比13.8%の増となっております。1項農業費は、7,491万2,000円で、対前年度比で5.0%の減でございますが、これは、5目農地費の大井川土地改良区負担金の減額が主な要因でございます。

113ページになりますが、2項林業費でございますが、1,012万1,000円で対前年度比25.3%の減でございます。ここでは平成23年度と同様、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を活用した保安林等保護環境整備事業委託料を計上しておりますが、この事業費が前年度よりも減となっておりますことが主な減の要因でございます。

114ページの3項水産業費につきましては、1億5,000万5,000円で対前年度比31.5%の増でございます。これは、2目水産振興費に吉田漁港の船揚げ場の維持修繕を行うための水産業共同施設整備補助金を新規に計上しております。また、3目漁港管理費に津波防災対策の津波強化測量調査委託料を新規に計上しておりますことから、増になっております。

118ページ、7款の商工費でございますが、5,781万2,000円と対前年度比8.5%増となっております。

122ページの8款土木費につきましては、16億8,332万9,000円と対前年度比22.8%の増でございます。このうち、1項土木管理費は、3,743万4,000円で、56.4%の減でございます。これは施工いたします榛南幹線水道整備にかかわる県単道路整備事業負担金を3項3目河川新設改良費に移動したことによる減額でございます。

125ページの2項道路橋梁費につきましては、2億9,657万6,000円で、対前年度比28.2%の増でございます。これは、津波防災対策の避難路整備といたしまして、3目道路新設改良費に計上いたしました都市防災総合推進事業が増額の要因でございます。

129ページ、3項の河川費ですが、2億7,115万5,000円と対前年度比342.1%の増でございます。これは3目河川新設改良費に1項1目土木総務費から移動した榛南幹線水道事業費の県単道路整備事業負担金が増加したことによるものでございます。

132ページ、4項都市計画費でございますが、10億6,398万4,000円で対前年度比8.0%の増でございます。これは、1目都市計画総務費の都市計画決定変更業務委託の増額、2目の土地区画整理事業費における浜田土地区画整理事業組合負担金の増額を見込むことなどが主な要因でございますが、3目の街路事業費につきましては、榛南幹線改良事業費負担金が終了することによりまして、減額となっております。

140ページの5目の住宅費でございますが、1,418万円で対前年度比81.3%の増でございます。これは、今年度に町営住宅長寿命化計画を策定することが主な増の要因でございます。

141ページの9款消防費でございますが、8億1,111万9,000円と対前年度比4億9,496万1,000円、156.6%の増でございます。これは、津波防災対策として、3目消防施設費に消防団消防ポンプ、5目に災害対策費に津波避難タワー建設にかかわる費用として4億5,000万円を計上いたしましたほか、津波情報提供事業や防災資機材整備事業を新規に計上ことによる増額でございます。

149ページは、10款教育費でございますが、5億8,568万6,000円と対前年度比5.0%の減でございます。1項の教育総務費につきましては、1億5,021万3,000円で対前年度比2.8%の増でございます。これは、2目の事務局費において、幼稚園就園奨励費・幼稚園運営費補助事業費が増額することが主な要因でございます。

3目教育諸費の教育振興事業費につきましては、減額となっております。

155ページから165ページの2項小学校費でございますが、8,706万6,000円で対前年度比1.1%の増でございます。

165ページの3項中学校費につきましては、5,151万7,000円で対前年度比9.3%の減ござ

います。これは、1目学校管理費において、吉田中学校の音楽室に冷房を設置する工事や、ルール変更に伴うバスケットコートライン工事を新規に計上しておりますが、平成23年度と比較いたしますと減額となったものでございます。

169ページの4項社会教育費につきましては、1億4,529万9,000円で対前年度比6.0%の減でございます。

180ページから184ページの5項保健体育費につきましては、1億5,159万1,000円で対前年度比12.3%の減でございます。

185ページの11款災害復旧費につきましては、4,000円の頭出しでございます。

186ページからの12款公債費でございますが、8億8,917万1,000円と対前年度比131万3,000円、0.1%の減でございます。これは、1項1目元金が603万6,000円増の7億5,643万7,000円となりまして、2目の利子が734万6,000円減の1億3,273万3,000円となるものでございます。

188ページの13款諸支出金につきましては、59万6,000円でございます。対前年度比84.5%の増でございます。これは、2項の基金費において利息収入を見込んだ増でございます。

189ページ、14款は予備費でございますが、2,000万円を見込んでおります。前年度と同額でございます。

以上、御説明申し上げました内容が平成24年度の一般会計予算の概要でございます。歳入歳出それぞれ97億3,300万円でございます。

この説明資料といたしまして、参考資料ナンバー9を用意させていただきましたので、ごらんいただければありがたいと思います。

以上、御説明を終わります。

○議長（八木 栄君） 企画課長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 零時 2 2分

再開 午後 1時 2 1分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

上程議案の詳細説明、税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第3号議案について御説明いたします。

提出議案の7ページから9ページをごらんください。

本議案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日、公布、施行され、地方税法等の一部を改正する法律が平成

23年12月14日に公布、施行されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくとするものでございます。

吉田町税条例の一部改正の概要でございますが、参考資料3の新旧対照表とあわせてご覧ください。

第95条及び附則第16条の2第1項の改正は、法人実行税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と町の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するため、たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げ、旧3級品の紙巻きたばこを1,000本につき305円引き上げるものでございます。

附則第9条の改正は、町民税の退職所得にかかわる10%税額控除の特例が、復興財源確保のため廃止されたことに伴う条文の削除でございます。

附則第22条第1項の改正は、地方税法の改正に伴う文言及び条項番号を整理するものでございます。

附則第24条の改正は、平成26年度から35年度までの間、緊急に地方公共団体が実施する公債のための施策に要する費用の財源を確保するため、町民税の均等割の標準税率を500円引き上げるものでございます。

次に、附則の第1条では、地方税法の施行期日に合わせ、条項別の施行期日を定めております。

第2条では、町民税の経過措置を、第3条では、町たばこ税の経過措置を定めております。

以上、御説明申し上げます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第11号議案、第12号議案、第18号議案、第19号議案の4議案について、お認めいただくとするものでございます。

最初に、第11号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書の29ページ、別冊の平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,197万円とするものでございます。

今回の補正は、これまでの実績に基づき、平成23年度決算を見込んだものでございます。

それでは歳入から説明させていただきます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款国民健康保険税は1,881万円の増額でございます。一般被保険者保険税を1,731万8,000円、退職被保険者等保険税を149万2,000円の増額でございます。

5ページ、6ページをごらんください。

2款手数料は督促手数料で10万円の増額でございます。

3款国庫支出金は3,340万1,000円の減額で、国庫負担金は療養給付費等負担金や高額医療費共同事業負担金の拠出金額の確定により1,920万4,000円の減額、国庫補助金は、財政調整交付金や東日本大震災の避難者の保険税減免分と一部負担金の免除分が国から補助金として

交付される災害臨時特例補助金で、合わせて1,419万7,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は退職者医療交付金で、交付の確定により355万3,000円の増額でございます。

7ページ、8ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は、交付決定により91万8,000円の減額。

6款県支出金は1,311万5,000円の減額で、県負担金は高額医療費共同事業負担金が、拠出金額の確定により52万円の減額、県補助金では、財政調整交付金の交付見込みにより1,259万5,000円の減額でございます。

7款共同事業交付金は2,194万8,000円の増額で、高額医療費共同事業交付金が1,438万3,000円、保険財政共同安定化事業交付金が756万5,000円の増額で、いずれも交付額の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをごらんください。

8款財産収入は、基金利子で実績を踏まえて5万円の減額でございます。

9款繰入金は、一般会計繰入金257万5,000円の減額で、内訳といたしまして、保険基盤安定化繰入金のうち低所得者に対する保険税軽減分が451万9,000円の減額、保険者支援分が199万2,000円の減額、職員給与費等繰入金は4万5,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金は398万1,000円の増額でございます。

11ページをごらんください。

11款諸収入は243万1,000円の増額で、内訳といたしまして、保険税延滞金40万円、第三者行為納付金161万3,000円、給付費返納金39万5,000円、療養費2万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。12ページをごらんください。

1款総務費のうち、総務管理費は127万8,000円の増額で、一般管理費は4万5,000円の減額、国保連合会の国保総合システム適正化に伴う分担金の増額により、連合会負担金が132万3,000円の増額でございます。

13ページ、14ページをごらんください。

2款保険給付金は1,447万8,000円の増額でございます。療養給付費、療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費及び療養費は財源振りかえでございます。退職被保険者等療養給付費が1,427万8,000円、療養費が20万円の増額でございます。これは退職被保険者数の増加によるものでございます。高額療養費は財源振りかえでございます。

15ページから17ページをごらんください。

3款後期高齢者納付金等は59万円の増額。

4款前期高齢者納期分等は2万3,000円の増額。

5款老人保健拠出金は7,000円の減額で、いずれも納付額等の確定によるものでございます。

18ページをごらんください。

6款介護納付金は、納付金額の確定により89万5,000円の減額、7款共同事業拠出金は1,666万2,000円の減額で、拠出金額の確定により、高額医療費拠出金207万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,458万3,000円の減額でございます。

20ページをごらんください。

8 款保健事業費は202万2,000円の減額で、特定健康審査等事業費は、事業がほぼ完了したことにより234万9,000円の減額、保健事業費は人間ドック委託料の増額により32万7,000円の増額でございます。

9 款基金積立金は財源の振りかえでございます。

以上が、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第12号議案平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の30ページと別冊の平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ661万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,695万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、これまでの実績に基づき、平成23年度決算を見込んだものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入から御説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料は537万5,000円の減額でございます。

3 款繰入金は124万4,000円の減額で、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金が確定したものでございます。

3 ページをごらんください。

5 款諸収入は、延滞金で実績により7,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。4 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金額が確定したことにより661万2,000円の減額でございます。この納付金は、後期高齢者保険料、低所得者世帯の均等割額減額分と、社会保険被保険者の均等割減額分を合わせたものでございます。

以上が、平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第18号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

議案書の48ページから51ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計に関する説明書の吉田町土地取得事業特別会計の次に、吉田町国民健康保険事業特別会計がございますのでごらんください。

最初に、議案書の49ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,079万5,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、7,278万2,000円、2.9%の増額でございます。

第2条では、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の50ページ51ページ、予算に関する説明書の3ページからごらんください。歳入から説明させていただきます。

1 款国民健康保険税は7億1,798万4,000円、前年度と比較いたしまして1,854万7,000円、2.7%の増で、一般被保険者分6億3,915万4,000円、退職被保険者分7,883万円でございます。

なお、保険税の算定は、歳出総額から、歳入のうち国や県の支出金、療養給付費等の交付金、一般会計繰入金等を差し引いた残額を必要額として計上しており、従来と変わりございません。

5ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は10万円で、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金は5億3,531万円、前年度と比較して2,216万円、4.3%の増でございます。国庫負担金は療養給付費等負担金4億7,548万4,000円、高額医療費共同事業負担金1,226万4,000円、特定健康診査等負担金390万1,000円でございます。国庫補助金は財政調整交付金4,321万1,000円、出産育児一時金補助金45万円でございます。

7ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は1億8,303万6,000円で、前年度と比較いたしますと2,439万4,000円、15.4%の増でございます。この交付金は退職者の療養給付費等のうち、保険税で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者数の増加により療養給付費等の増加が見込まれることから増額となっております。

5 款前期高齢者交付金は5億6,653万5,000円で、前年度と比較いたしますと4,395万3,000円、7.2%の減となっております。この制度は、国保被用者保険の65歳から74歳の による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。平成24年度の概算交付金は増額となりましたが、前々年度の精算交付金が平成23年度に比べ大幅な減額となったことが減額の要因でございます。

8ページをごらんください。

6 款県支出金は1億1,117万円で、前年度と比較いたしまして607万6,000円、5.8%の増でございます。県負担金は国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業負担金1,226万4,000円、特定健康診査等負担金309万1,000円、県補助金は財政調整交付金で9,500万5,000円でございます。

9ページをごらんください。

7 款共同事業交付金は2億1,964万8,000円、前年度と比較いたしまして1,123万9,000円、5.4%の増となっております。高額医療費共同事業負担金は4,958万5,000円で、1件80万円以上の高額の医療費の発生による保険財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で費用負担を調整し、国及び県は拠出金の一部を負担するものでございます。

また、保険財政共同安定化事業交付金は1億7,006万3,000円で、市町村国保間の保険料の平準化を図るため、1件30万円超の医療費について、市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整するものでございます。

8 款財産収入は、前年度と同額の15万円で、基金利子でございます。

10ページをごらんください。

9 款繰入金は2億2,618万3,000円で、前年度と比較いたしまして3,431万9,000円、17.9%の増でございます。基金繰入金は、国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金で1億

5,700万円、一般会計繰入金は、保険基盤安定化事業繰入金のうち低所得者に対する保険税軽減分が3,325万9,000円、保険者支援分が1,040万7,000円、職員給与費等繰入金が1,221万7,000円、出産育児一時金等繰入金1,230万円、財政安定化支援事業繰入金100万円でございます。

11ページの10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度と同額でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は、延滞金、預金利子と、雑入の第三者行為納付金、返戻金、前期高齢者療養費で67万8,000円、前年度と同額でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

14ページからごらんください。

1款総務費は1,331万3,000円、前年度と比較して103万3,000円、7.2%の減でございます。総務管理費759万5,000円、徴税費540万4,000円、運営協議会費31万4,000円でございます。減額の主な要因は、一般管理費や賦課徴収費の電算委託料の減でございます。

16ページからごらんください。

2款保険給付費は16億9,240万9,000円で前年度に比較いたしまして557万8,000円、0.3%の減となっております。療養諸費のうち療養給付費では、一般被保険者療養給付費、13億6,171万2,000円、退職被保険者等療養給付費1億3,890万3,000円、療養費では、一般被保険者療養費1,464万4,000円、退職被保険者等療養費105万5,000円、審査支払手数料425万8,000円でございます。高額療養費では一般被保険者高額療養費1億3,388万7,000円、退職被保険者等高額療養費1,609万円、19ページの一般被保険者高額介護合算療養費50万円、退職被保険者等高額介護合算療養費10万円でございます。

20ページをごらんください。

一般被保険者移送費は10万円、退職被保険者等移送費は5万円、出産育児諸費のうち出産育児一時金は1,890万円、支払手数料は1万円、葬祭諸費は175万円でございます。保険給付費総額といたしましては前年並みでございますが、一般被保険者に係る給付費が減額となり、退職被保険者等に係る給付費が増額となっております。

22ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は3億8,913万4,000円で、前年度に比較いたしまして4,790万円14.0%の増でございます。後期高齢者支援金等が3億8,910万円、関係事務費拠出金が3万4,000円でございます。後期高齢者の療養の給付等に要する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者から社会保険診療報酬支払基金が徴収する後期高齢者支援金が充てられております。後期高齢者の医療費の増加が見込まれることから増額となっております。

23ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は79万円、前年度に比較いたしまして20万1,000円、20.3%の減でございます。前期高齢者納付金75万7,000円、事務費拠出金3万3,000円で、納付金算定に係る前期高齢者の1人当たりの単価が下がったことが減額の主な要因でございます。

24ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は2万円で、前年度と比較いたしまして62万4,000円、96.9%の減で

事務費拠出金でございます。

25ページをごらんください。

6款介護納付金は1億6,705万2,000円で、前年度と比較いたしまして773万4,000円、4.9%の増でございます。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、1人当たりの負担見込み額の増加が増額の主な要因でございます。

7款共同事業拠出金は2億6,871万円、前年度と比較いたしまして2,425万7,000円、9.9%の増でございます。高額医療費拠出金が4,905万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金2億1,964万9,000円、その他共同事業拠出金2,000円でございます。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は2,744万8,000円で、前年度と比較して80万8,000円、3.0%の増となっており、特定健康診査等事業費1,879万4,000円、保健事業費865万4,000円でございます。糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施する特定健康診査や国保事業の円滑なる運営と健康増進のための予算でございます。

29ページをごらんください。

9款基金積立金は15万円、前年度と同額で国民健康保険給付費等支払準備基金へ、財産収入の基金利子を積み立てるものでございます。

10款公債費は6万3,000円、前年度と同額で、これは一次借入金の利息分でございます。

30ページをごらんください。

11款諸支出金は170万6,000円で、前年度と比較いたしまして48万1,000円、22.0%の減となっております。これは保険税還付金と償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、第19号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

議案書の52ページから55ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の次にあります、吉田町後期高齢者医療事業特別会計をごらんください。

最初に、議案書の53ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,234万6,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、2,523万2,000円、12.8%の増となっております。

それでは、議案書の54ページ、55ページ、予算に関する説明書の2ページからごらんください。歳入から説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は1億8,571万5,000円で、前年度と比較いたしますと2,240万円、13.7%の増でございます。保険料は、加入者の皆様から医療給付費などの費用の約1割を負担していただいているもので、後期高齢者広域連合が個人単位で賦課し、市町が徴収しております。2年ごとに保険料率等の見直しがされております。この増額は、医療費の上昇や被保険者数の増加による費用の増加を賄うための保険料の改定を見込んだものでございます。

なお、平成24年、25年度の保険料率等は、所得割7.11%、均等割額3万6,400円、上昇率は3.77%でございました。

2款使用料及び手数料は2万1,000円で、前年度と同額でございます。これは証明手数料及び督促手数料でございます。

3ページをごらんください。

3款繰入金は3,610万3,000円で、前年度と比較いたしますと283万2,000円、8.5%の増でございます。これは保険基盤安定制度に係る低所得世帯の均等割減額分と社会保険等の被扶養者の均等割減額分で一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金は1,000円で、前年度と同額でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

5款諸収入は50万6,000円で、前年度と同額でございます。これは延滞金、加算金、過料や資格の喪失に伴う保険料の還付金収入などでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをごらんください。

1款分担金及び負担金は、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,181万8,000円で、前年度と比較いたしますと2,523万2,000円、12.8%の増でございます。これは町で徴収いたしました後期高齢者医療保険料と低所得世帯の均等割減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割減額分を一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

7ページをごらんください。

2款諸支出金は50万2,000円、前年度と同額でございます。これは主に資格の喪失に伴う過年度分の保険料還付金でございます。

3款予備は2万6,000円で、前年度と同額でございます。

以上が平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から第1回議会定例会に提出を予定しております4議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第23号議案についてお認めをいたどころとするものでございます。

それでは、第23号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の65ページと66ページ、参考資料ナンバー12をごらんください。

国におきましては、障害者自立支援法を見直し、新たに総合的な福祉法制の整備をしようとしております。こうした中、障害者施策の見直しがされるまでの間、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、平成22年12月10日に、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保険福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第5条による児童福祉法第42条の一部改正により、駿遠学園管理組合規約中、同法を引用している条文についての規約を変更しよう

とするものです。

具体的には、現在、障害児を対象としている児童福祉施設は、障害種別で分けられていますが、入所による支援を行う施設、通所による支援を行う施設として再編し、一元化されることとなりますので、同規約第3条第1号中、第42条を第42条第1号に、知的障害児施設を福祉型障害児入所施設に改め、施行日を平成24年4月1日にしようとするものでございます。

以上が駿遠学園管理組規約の一部を変更する規約についての説明であります。この規約の変更につきましては、4市2町の構成団体議会の議決書を添えまして県知事に申請を行うものであり、申請期間が短期間であることから、早期の議決をお願いするものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、健康づくり課長、八木三千博君。

〔健康づくり課長 八木三千博君登壇〕

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第24号議案 榛原総合病院組規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の67ページ、68ページ及び参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

最初に、議案書の68ページをお願いします。

現行の定数は14人ですが、榛原総合病院が指定管理者制度に移行したことで、病院事業における予算規模も縮小し、予算規模を考慮した議会運営を図ることが適切と考え、構成市町はおのおの3人ずつ選出し、合計6人に減ずることとします。

参考資料ナンバー13をごらんください。

新旧対照表になります。変更内容は、第5号中「14人」を「6人」に改め、牧之原市7人を牧之原市3人に、吉田町7人を吉田町3人に改めるものであります。

なお、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行するものであります。

以上が、第24号議案 榛原総合病院組規約の一部を変更する規約についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、山村丈太郎君。

〔高齢者支援課長 山村丈太郎君登壇〕

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課から、第1号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第13号議案、第20号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案及び第33号議案の計10議案について御説明いたします。

初めに、第1号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

提出議案の1ページから4ページと、参考資料ナンバー1をごらんください。

吉田町健康福祉センター、及び吉田町老人福祉センターの管理運営につきましては、指定管理者制度を導入しておりますが、平成24年3月31日をもって、指定管理者との協定期間が終了することから、内容を見直し、平成24年4月1日からの管理運営について、利用料金制を導入し、住民サービスの向上、施設の活性化及び経費の削減を図るものでございます。

具体的には、吉田町健康福祉センター及び吉田町老人福祉センターの使用料について、吉

田町使用料徴収条例から削除し、健康福祉士センター及び老人福祉センター設置条例に定めることとするため、条例を改正しようとするものであります。

使用料の変更はございません。改正要旨であります。別表の第3号及び第5号を削除し、第4号を第3号としたこと。

附則で、この条例は、平成24年4月1日から施行することとしたものでございます。

続きまして、第6号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

提出議案の16ページから19ページ、及び参考資料ナンバー6をごらんください。

吉田町健康福祉センターは、平成12年に開設して以来、町の高齢者、心身障害者、及びボランティアの皆様の福祉活動拠点施設として活用されてまいりました。平成18年度に指定管理者制度が導入されたことから、地域福祉の推進を図ることを目的としている吉田町社会福祉協議会を指定管理者として指定して、管理運営を行っているところでございます。

平成24年3月31日をもって、現在の指定管理者との協定期間が終了することから、平成24年4月1日からの管理運営につきまして、施設の使用許可、入場制限、使用許可の取り消し等の権限を指定管理者に移譲するとともに、利用料金制を導入することにより、住民サービスの向上、施設の活性化及び経費の削減を図り、指定管理者制度をより一層有効にするために条例を改正するものでございます。

また、センター内のデイサービス施設は、入浴設備を有しておりますが、入浴設備を必要とするデイサービス事業は、老人福祉法に規定する老人デイサービスに限定されることから、センターで行うデイサービス事業は、老人デイサービス事業に限るように改めることとするものでございます。

改正の要旨としましては、第3条の第4号を、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業に改めたこと、第6条、使用料について別表とし、減額、免除について規定したこと、第10条、指定管理者による管理について、町長を指定管理者と読みかえる第2項を加えたこと、第12条 指定管理者の行う業務の範囲について明文化し、第13条で利用料金について、また第14条で委任について定めたものでございます。

なお、別表の第1号及び第2号を加え、附則の1で、この条例は平成24年4月1日から施行すること、附則の2で、経過措置として、この条例の施行前に、改正前のこの条例の規定によりされた処分、手続は、改正後の条例の規定によりされたものとみなすこととしたものでございます。

続きまして、第7号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

提出議案の20、21ページと、参考資料ナンバー7をごらんください。

本議案は、平成24年度から平成26年度の3年間の介護保険料を改正する条例の一部改正についてお認めいただくとするものでございます。

平成24年度から平成26年度の3年間の高齢者人口の見込み、介護認定者数の見込み、3年間の介護給付サービスの見込み量などから、保険給付に要する費用の額を推計し、3年間の介護保険料を改定するものでございます。

今回の改正は、介護給付費の増加の見込みに加え、第1号被保険者の法定負担割合が20%から21%に引き上げられたこと、介護従事者の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業

者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、介護報酬が1.2%、引き上げられることにより、介護保険料を引き上げる必要があることから、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

今年度までの第4期保険料の基準額は、月額3,850円、年額で4万6,200円ありますが、第5期保険料の基準額を月額4,450円に、年額で5万3,400円に改め、第4期の保険料と同様に、第4号における収入80万円以下の方の段階を分け、負担軽減を行うことで保険料を実質8段階とし、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うものでございます。

具体的には、条例第2条で第1号2万6,700円、第2号2万6,700円、第3号4万50円、第4号5万3,400円、第5号6万6,750円、第6号8万100円、第7号9万3,450円とするものでございます。

また、附則の2で平成24年度から平成26年度までにおける特例として、第4号における収入80万円以下の方に対し負担軽減を行うものが4万8,060円と、それぞれの保険料の年額を定めるものでございます。

続きまして、第8号議案 吉田町老人福祉センター設置条例の制定について申し上げます。提出議案の22ページから26ページと、参考資料ナンバー8をごらんください。

吉田町老人福祉センターは、平成12年に、吉田町健康福祉センター内に移転設置後、町の高齢者生きがい活動の拠点施設として活用されてまいりました。平成18年度に指定管理者制度が導入されたことから、地域福祉の推進を図ることを目的としている吉田町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、管理運営を行っております。

平成24年3月31日をもって、現在の指定管理者との協定期間が終了することから、条例全文を見直し、平成24年4月1日からの管理運営について、使用許可、入場制限、使用許可の取り消し等の権限を明文化し、使用料金制を導入することにより、住民サービスの向上、施設の活性化及び経費の削減を図り、指定管理者制度をより一層有効にするために条例を制定しようとするものでございます。

昭和48年制定の吉田町老人福祉センター設置条例が全体的に表現や文章が現状と合わないこと、また詳細を明文化するために条例を全部改正するものでございます。

条例の要旨でございますが、第1条では、老人福祉センターの趣旨として、老人の心身の健康維持と福祉の増進に寄与するため、老人福祉センターを設置することとし、第2条で、センターの名称及び位置を付しました。第3条では、センターで行う事業について定め、第4条から第7条では、センター使用について、それぞれ使用者の範囲、使用の許可、入場制限、使用料、使用の取り消し等と損害の賠償について定めております。第10条では、センターの運営委員会について、第11条から第14条には指定管理について、それぞれ指定管理者による管理、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者による管理の場合の利用料金について、また第15条で委任について定めたものでございます。

なお、附則1では、本条例を平成24年4月1日から施行すること、附則の2で、経過措置として、この条例の施行前に、改正前のこの条例の規定によりされた処分、手続は、改正後の条例の規定によりされたものとみなすこととし、別表第1及び別表第2の使用料を付したものでございます。

次に、第13号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

申し上げます。

提出議案の31ページ及び別冊の補正予算書第2号、補正予算第2号に関する説明書をご覧ください。

補正予算書第2号の1ページでございます。

平成23年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,656万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億6,432万7,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

今回の補正は、歳出の総務費、保険給付費、地域支援事業の実績値をかんがみ、それぞれの見込み額により、歳入歳出それぞれの増減を補正するものでございます。

説明書の2ページから3ページになります。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1項の第1号被保険者の保険料であります。912万8,000円を減額し2億9,402万5,000円とするもので、見込み額が当初予算を下回ることからの減額でございます。

3款国庫支出金は3,577万円を減額し3億2,000万円とするもので、給付費の法定負担割合分を見込みにより減額するものでございます。

内訳としましては、1項介護給付費国庫負担金では2,730万3,000円、2項国庫補助金では846万7,000円を減額するものです。2項補助金の減額のうち、主なものは財政調整交付金787万7,000円の減額でございます。

4ページになります。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金4,694万9,000円を減額し4億3,110万3,000円とするもので、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として、2号被保険者の法定負担割合分を見込みにより減額するものでございます。

5款県支出金につきましても、給付費の法定負担割合分2,478万4,000円を減額し2億1,302万5,000円とするもので、うち1項県負担金は、介護給付費県負担金の2,383万2,000円、2項県補助金は、地域支援事業補助金の95万2,000円の減額を行うものでございます。

5ページから7ページになります。

7款繰入金は、繰入金1,993万1,000円を減額し、2億6,512万4,000円とするもので、うち1項一般会計繰入金として2,002万8,000円を、介護給付費の法定負担割合分を見込みにより減額し、また、2項基金繰入金の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を9万7,000円、これは利子分でございますが増額するものでございます。

7ページから8ページになります。

次に、歳出であります。1款総務費は162万4,000円を減額し3,793万5,000円とするもので、1項一般管理費を120万7,000円、2項徴収費を31万9,000円、5項介護保険運営協議会費を9万8,000円をそれぞれ実績及び見込みにより減額補正するものでございます。

9ページから11ページになります。2款保険給付費は1億2,834万6,000円を減額し14億4,181万7,000円とするもので、1項介護給付費が1億2,665万6,000円の減額、2項高額介護サービス等諸費が34万円の増額、4項特定入所者介護サービス等費について203万円の減額で、それぞれの介護サービス給付費をそれぞれの実績見込みにより補正するものでございます。

12ページになります。

4款地域支援事業は659万2,000円を減額し、4,338万円とするもので、1項介護予防事業費を554万4,000円、2項包括的支援任意事業費につきまして104万8,000円をそれぞれ実績見込みにより減額を行うものでございます。

続きまして、第20号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

提出議案の56から59ページ及び別冊の平成24年度予算に関する説明書、吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次になりますが、吉田町介護保険事業特別会計をごらんください。

提出議案の57ページになりますが、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計の予算につきまして、第1条、歳入歳出予算としまして、総額を歳入歳出それぞれ16億119万6,000円とすること、また歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとする。

また第2条としまして、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によります歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすることをお認めいただきたいというものでございます。

予算説明書の1ページをお願いします。

平成23年度当初予算と比較しまして、総額で5,969万8,000円、率にして3.6%の減となっております。減額の要因としまして、平成23年度の予算は3年前に策定されました第4期吉田町介護保険事業計画の推計算定により、最終年度分として計上されものでありまして、平成24年度予算は、今回策定中でございます第5期吉田町介護保険事業計画の初年度分として算定されたものであることが要因でございます。

2ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で3億2,164万2,000円でございます。前年度対比6.1%増であります。第7号議案の御説明で申し上げましたように、平成24年度から平成26年度の3年間の保険給付に要する費用の額を推計し、介護保険料の改定を見込みましたことが増額の要因でございます。

2款使用料及び手数料1万9,000円は督促手数料等でございます。

3ページから4ページになります。

3款国庫支出金3億4,532万3,000円でございます。前年度対比2.9%の減でございます。内訳としまして、1項国庫負担金、2億7,625万7,000円、国庫補助金6,906万6,000円でありまして、減額の要因といたしましては、介護給付費等の歳出に係るそれぞれの負担割合に応じて計上した結果でございます。

4ページから5ページになります。

4款支払基金交付金4億4,583万7,000円でございます。前年度対比6.7%の減でありまして、要因としましては、介護給付費等の歳出に係る負担割合に応じて計上した結果でございます。

なお、支払基金として交付されます第2号被保険者の法定負担割合が、政令の改正により30%から29%に変更されております。

5ページから6ページをお願いします。

5 款県支出金 2 億3,587万6,000円でございます。前年度対比で0.8%の減となります。内訳は、1 項県負担金 2 億1,685万2,000円、2 項県補助金752万6,000円、3 項財政安定化基金支出金1,149万8,000円でございます。減額の要因としましては、負担金、補助金ともに介護給付費の歳出に係る負担割合に応じて計上された結果でございます。3 項の財政安定化基金支出金は、都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しが可能とされたことから、第5期保険料の急激な上昇を緩和するために市町に交付されるものでございます。

7 ページを願います。

6 款財産収入でございます。1 万5,000円は、介護給付費準備基金利子でございます。前年度対比48.3%の減で、介護給付費準備基金取り崩しによる利子の減額でございます。

7 ページから 8 ページになります。

7 款繰入金 2 億5,138万1,000円でございます。前年度対比では11.8%の減となります。内訳でございますが、1 項一般会計繰入金 2 億3,438万1,000円、2 項基金繰入金1,700万円でございます。減額の要因としましては、介護給付費地域支援事業の法定負担分、及び事務費の繰入金と介護給付費準備金からの繰入金が減額されたことからでございます。

9 ページです。8 款繰越金100万円は前年度繰越金でございます。前年度と同額でございます。

9 ページから10ページになります。

9 款諸収入10万3,000円は、第三者納付金や返納金、預金利子等でございます。

次に、歳出を申し上げます。

11ページから14ページになります。

1 款総務費3,458万6,000円でございます。前年度対比で12.6%の減となります。内訳は、1 項総務管理費372万円、2 項徴収費142万6,000円、3 項介護認定審査会費2,930万5,000円、4 項趣旨普及費 3 万7,000円、5 項介護保険運営協議会会費 9 万8,000円でございます。減額の主な要因としましては、1 項総務管理費の電算処理委託料のうち、平成23年度に平成24年度からのシステム改修費を計上していたものが減額されたことからでございます。

14ページから17ページをお願いします。

2 款保険給付費15億1,725万8,000円でございます。前年度対比で3.4%の減でございます。内訳としまして、1 項介護給付費14億3,800万円、2 項高額介護サービス等諸費1,921万8,000円、3 項その他諸費110万2,000円、4 項特定入所者介護サービス等諸費5,893万8,000円でございます。減額の主な要因としましては、1 項介護給付費が、介護サービス計画の推計によりまして5,279万9,000円の減額になっていることからでございます。

18ページでございます。

3 款基金積立金 1 万5,000円は、基金として積み立てる剰余金でございます。前年度と同額でございます。

18ページから21ページでございます。

4 款地域支援事業費4,809万5,000円でございます。前年度対比3.8%の減でございます。内訳としまして、1 項介護予防事業費2,011万円、2 項包括的支援事業費任意事業費2,798万5,000円でございます。現状に合わせた事業見直しによる減額が主な要因となります。

21ページから22ページになります。

5 款公債費1,000円でございます。前年度と同額でございます。

22ページから23ページになります。

6款諸支出金24万1,000円は、過誤納付還付金及び繰出金でございます。前年度対比31%の増であります。

1項償還金及び還付加算金11万6,000円、2項繰出金12万5,000円でありまして、1項償還金を現状に合わせ5万7,000円増額といたしました。

23ページでございます。

7款予備費100万円でございます。前年度と同額でございます。

続きまして、第30号議案 指定管理者の指定について申し上げます。

提出議案の74ページと参考資料ナンバー19をごらんください。

本議案は、健康福祉センターの管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理を行わせるものとし、その指定管理者として社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、健康福祉センターは、町民の健康の増進及び地域福祉の向上を図るため設置している施設でございます。福祉施設としての設置目的を達成するため、指定管理者制度に移行した平成18年度から平成23年度までの2期6年間につきまして、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を選定してまいりました。このたび指定期間が満了することから指定管理者の選定を行うに当たり、提出されました書類等を精査し、適正に管理運営がなされたことを確認できたこと、及び地域福祉の推進を図ることを目的としている社会福祉協議会を指定管理者とすることが最適であると判断されますことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによりまして、引き続き社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定管理者に選定しようとするものでございます。

平成24年度に係る指定管理料としましては1,972万5,000円とする予定でございまして、業務の範囲としましては、施設の使用許可及び許可の取り消しに係る業務、施設利用に係る料金の徴収に係る業務、施設使用、利用の相談及び案内に係る業務、管理運営全般を総括する業務などの施設運営に係る業務と、施設維持のための保守点検や軽微な修繕、安全管理を初め、施設内の備品の保守管理、施設及び施設外周の清掃及び施設警備を行う施設管理に係る業務をお願いするものでございます。

なお、この施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして利用料金制を導入するものでございまして、施設の利用料につきましては指定管理者の収入とするものでございます。

また、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

続きまして、第31号議案 指定管理者の指定について申し上げます。

提出議案の75ページと参考資料ナンバー20をごらんください。

本議案は、老人福祉センターの管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理を行わせるものとし、その指定管理者について社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、老人福祉センターは、老人福祉法に規定されております地域の高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした事業を行うため、健康福祉センター内に設置している施

設でございます。この設置目的を達成するため、指定管理者制度に移行した平成18年度から平成23年度までの2期6年間につきまして、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を選定してまいりました。このたび指定期間が満了することから指定管理者の選定を行うに当たり、提出されました書類等を精査し、適正に管理運営がなされていることを確認できたこと、及び地域福祉の推進を図ることを目的としている社会福祉協議会を指定管理者とすることが最適であると判断されますことから、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによりまして、引き続き社会福祉法人吉田町社会福祉協議会を指定管理者に選定しようとするものでございます。

平成24年度に係る指定管理料としましては89万4,000円とする予定でございます。業務の範囲につきましては、施設の運営に関する業務といたしまして、生活、就労及び健康に関する相談、機能回復訓練、教養及び親睦を図るための事業、老人クラブに対する援助、調査・研究並びに広報等の事業の実施と、施設の管理に関する業務として、施設維持のための保守点検や軽微な修繕、安全管理を初め、施設内の備品の保守管理、施設及び施設外周の清掃及び施設警備を行う施設管理に係る業務をお願いするものでございます。

なお、この施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして利用料金制を導入するものでございまして、施設の利用料につきましては指定管理者の収入とするものでございます。

また、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

続きまして、第32号議案 指定管理者指定についてであります。

提出議案の75ページと参考資料ナンバー21をごらんください。

本議案は、北区いきいきセンターの管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理を行わせるものとし、その指定管理者としてハイナン農業協同組合を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定理由でございますが、北区いきいきセンターは、高齢者ができる限り要介護等の状態に陥ることなく自立した日常生活を確保できるように通所事業により支援を行うため設置している施設でございます。この設置目的を達成するため、指定管理者制度に移行した平成18年度から平成23年度までの2期6年間につきまして、ハイナン農業協同組合を選定、指定してまいりました。このたび指定期間が満了することから指定管理者の選定を行うに当たり、提出されました書類等を精査し、適正に管理運営がなされていることを確認できたこと、及びこの地域に根差した介護や福祉サービスを展開してきた実績からハイナン農業協同組合を指定管理者とすることが最適であると判断されますので、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによりまして、引き続きハイナン農業協同組合を指定管理者に選定しようとするものでございます。

平成24年度に係る指定管理料としましては594万20円とする予定でございます。また業務の範囲としましては、施設の運営に関する業務としまして、生きがいデイサービスの事業運営と、また施設管理に関する業務として、施設の管理に保守点検、軽微な修繕、安全管理を初め、施設内の備品の保守管理、施設及び施設外周の清掃及び施設警備をお願いするものでございます。

なお、この施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして利用料金制を導入

するものでございまして、施設の利用料につきましては指定管理者の収入とするものでございます。

また、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

続きまして、第33号議案 指定管理者の指定についてでございます。

提出議案の77ページと参考資料ナンバー22をごらんください。

本議案は、デイサービスひまわりの家の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理を行わせるものとし、その指定管理者について社会福祉法人杉の子を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

デイサービスひまわり家につきましては、平成23年第4回議会定例会におきまして設置条例を認めていただき、平成24年4月1日から老人福祉法に規定する介護保険サービスを提供することができる施設となったものでございます。第5期吉田町介護保険事業計画におきまして、平成24年度より介護保険法に規定する地域密着型サービスの認知症対応通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の実施を予定しておりますことから、指定管理者の公募を行い、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例第4条の基準に基づき、指定管理者選定委員会の意見をもとに、社会福祉法人杉の子を指定管理者に選定しようとするものでございます。

平成24年度に係る指定管理料は6万5,000円を予定しております。業務の範囲としましては、施設の運営に関する業務としまして、介護保険事業における地域密着型サービスの認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応デイサービスの事業運営業務等を、施設の管理に関する業務として、保守点検や軽微な修繕、安全管理を初め、施設内の備品の保守管理、施設及び施設外周の清掃及び警備をお願いするものでございます。

なお、この施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして利用料金制度を導入するものでございまして、施設の利用料につきましては指定管理者の収入とするものでございます。

また、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするものでございます。

以上、高齢者支援課から議案10件の御説明を申し上げました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、大石悦正君。

〔防災課長兼都市建設課長兼防災監 大石悦正君登壇〕

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 都市建設課でございます。

都市建設課関係の議案は、第4号議案、第34号議案、第35号議案の3議案でございます。

初めに、第4号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の10ページから13ページ、及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成23年5月2日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴い、公営住宅法の改正が行われ、平成24年4月1日に施行されることにより、吉田町営住宅管理条例の一部改正を行うもので

ございます。

主な改正内容でございますが、改正後の公営住宅法では、地域の自主性及び自立性を高めるため、事業主体が公営住宅の入居者資格等について、条例で定めることとされました。そのため今回の改正を受け、当町では入居者資格に係る同居親族要件が削除されてしまうことになるため、町営住宅の入居者資格について、これまでどおり原則として同居する親族がいることを入居要件の基本とし、例外的に高齢者や障害者などの特に住宅に困窮している単身者については、単身入居を認めている現行の取り扱いについて、引き続き改正後の条例に規定することを主とした一部改正を行うとともに、あわせて文言等の整理を行うものでございます。

次に、一部改正の詳細について御説明申し上げます。

まず、第5条関係といたしまして、現行の吉田町営住宅管理条例第5条第1項には、町営住宅に入居できる要件が列挙されていますが、その要件の1つとして、現に同居し、または同居しようとする親族があることと規定されており、この例外として、公営住宅法施行令第6条第1項で定めるものについては、単身者でも入居者となることができることを規定されております。しかしながら、今回の法令改正により、この公営住宅法施行令第6条第1項の単身者が入居者となることができるものについての規定が削除されるため、吉田町営住宅管理条例第5条1項中の「令第6第1項で定める者」の部分を削り、同様の例外として、単身者が入居者となることができるものについて、吉田町営住宅管理条例第5条第2項に新たに規定するものでございます。

また、第5条第1項第3号2中の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律名の文言修正を行うものでございます。

次に、第5条第3項といたしまして、現行の町営住宅管理条例第5条第1項の規定により、町営住宅の入居資格は、原則として同居する親族がいることを要件とし、高齢者や障害者などの特に住宅に困窮している単身者については、例外的に単身入居ができることと規定されておりますが、その単身者が身体上、または精神上、著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者は、単身者でも入居ができないこととなっております。従来は、公営住宅法施行令第6条第2項の規定により、単身者で入居ができるかどうか判断しようとする場合において必要があると認められるときは、入居の申し込みをした者を面接し、その心身の状況や受けることができる介護の内容について調査させることができることとされておりますが、今回の法令の改正により、この内容が削除されるため、同様の内容を吉田町営住宅管理条例第5条第3項に新たに規定するものでございます。

また、第5条第4項についても、公営住宅法施行令第6条第3項の規定により、心身の状況を受けることができる介護の内容、その他必要な事項について市町に意見を求めることができることとされておりますが、今回の法令の改正により、この内容が削除されるため、同様の内容を吉田町営住宅管理条例第5条第4項に新たに規定するものでございます。

また、吉田町営住宅管理条例第5条第2項に規定する単身者が入居者となることができる者が入居する住居について、床面積の合計が55平方メートル以下とすることを吉田町営住宅管理条例第5条第5項に新たに規定するものでございます。

また、第6条第28条並びに第51条については、今回の一部改正に伴い、町営住宅管理条例

第5条の第2項から第5項までの新たに規定されたことに伴い、文言等を整理するものでございます。

附則関係といたしまして、今回の町営住宅法の改正に伴い、公営住宅の収入基準についても事業主体が条例で定めることとされておりますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第14条第3項の経過措置規定により、収入基準の条例整備が行われるまでの期間においては、改正前の公営住宅法第23条同法施行令第6条第4項及び第5項の規定が効力を有することとされていることから、従前どおりの収入基準の運用を行うこととする内容を附則に加えるものでございます。

また、本条例の一部改正の施行期日につきまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上が第4号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

次に、第34号議案 町道の路線廃止について及び第35号議案 町道の路線認定についての2議案について御説明を申し上げます。

この2議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせて御説明申し上げます。

初めに、第34号議案 町道の路線廃止についてでございます。

議案書の78ページ、79ページ及び参考資料ナンバー23をごらんいただきたいと思います。

本議案は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするものでございます。今回廃止する路線につきましては、9路線でございます。

初めに、3月に主要地方道焼津榛原線の一部供用開始により、一たん廃止しようとする3路線について御説明申し上げます。

路線名は八軒屋浜河原線、延長が542.4メートル、幅員が2.1メートルから3.0メートル。西の坪浜河原3号線、延長が610.0メートル、幅員が3.9メートルから4.7メートル。八軒屋3号線、延長が309.3メートル、幅員が3.2メートルから6.2メートルでございます。八軒屋浜河原線、西の坪浜河原3号線につきましては、南北に認定されている道路が、焼津榛原線の中央分離帯の設置により現行の道路が分断されるため、一たん、廃止をお願いするものでございます。また、八軒屋3号線につきましては、焼津榛原線と併設する道路により、起点の一部が焼津榛原線に含まれるため、一たん廃止をお願いするものでございます。

次に、同じく3月に、県道住吉金谷線から東名高速道路の側道へ続く広域農道事業により新設した道路の供用開始に伴い、廃止しようとする6路線について御説明を申し上げます。

路線名は、中瀬北原1号線、延長が2,634.4メートル、幅員が2.5メートルから20.8メートル、中瀬北原2号線、延長が1,111.5メートル、幅員が2.8メートルから12.5メートル、向原線、延長が472.1メートル、幅員が3.5メートルから21.3メートル、北区下川原5号線、延長が99.5メートル、幅員が4.0メートルから7.0メートル、中原13号線、延長が302.8メートル、幅員が6.7メートルから11.0メートル、中原14号線、延長が155.0メートル、幅員が4.6メートルから11.0メートルでございます。

中瀬北原1号線につきましては、広域農道の供用開始に伴い、主要地方道吉田大東線の拡幅工事により道路が分断され、中瀬北原2号線、向原線につきましても広域農道の供用開始に伴い分断された道路になります。また、北区下川原5号線、中原14号線につきましては、

道路の起点が広域農道内に重複し、中原13号線は道路の終点が広域農道内に重複するため、一たん廃止をお願いするものでございます。

次に、第35号議案、町道の路線認定についてでございます。

議案書の80ページ、81ページ及び参考資料ナンバー24をごらんいただきたいと思います。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。

今回、認定しようとする路線は、主要地方道焼津榛原線の一部供用開始と広域農道の供用開始によります15路線でございます。

まず、焼津榛原線の一部供用開始により認定しようとする5路線について御説明申し上げます。

路線名、八軒屋浜河原1号線、291.4メートル、幅員2.1メートルから2.4メートル。西の坪浜河原3号線、290.0メートル、幅員3.9メートルから4.1メートル。八軒屋3号線、128.2メートル、幅員5.1メートル。八軒屋浜河原2号線、220.7メートル、幅員2.1メートルから2.4メートル。西の坪浜河原4号線、296.7メートル、幅員3.9メートルから4.1メートルでございます。

このうち八軒屋浜河原1号線、八軒屋浜河原2号線、西の坪浜河原3号線、西の坪浜河原4号線につきましては、焼津榛原線の中央分離帯の設置により道路が分断されるため、各2路線に分けて再認定をお願いするものでございます。また、八軒屋3号線につきましては、焼津榛原線と併設する道路になり、起点の一部が焼津榛原線に含まれるため、起点及び終点を変更して再認定をお願いするものでございます。

次に、広域農道事業により新設された道路の供用開始により、認定しようとする10路線について御説明を申し上げます。

路線名、中瀬北原1号線、2,205.2メートル、幅員2.5メートルから20.8メートル。中瀬北原2号線、1,063.3メートル、幅員2.8メートルから12.5メートル。北区下河原5号線、89.7メートル、幅員4.0メートルから7.0メートル。中原13号線、103.4メートル、幅員6.7メートルから8.0メートル。中原14号線、94.2メートル、幅員4.7メートルから7.9メートル。富士見東名線、1,054.0メートル、幅員7.5メートルから10.5メートル。向原6号線、380.8メートル、幅員3.5メートルから21.3メートル。向原7号線、76.5メートル、幅員5.9メートルから8.0メートル。中原15号線、40.0メートル、幅員2.4メートルから4メートル。中原16号線、16.0メートル、幅員が4.2メートルでございます。

まず、中瀬北原1号線につきましては、広域農道の供用開始に伴い、主要地方道吉田大東線の拡幅工事により道路が分断されるため、中瀬北原1号線と中原15号線の2路線に分けて再認定をお願いしようとするものでございます。

また、中瀬北原2号線につきましては、広域農道の供用開始に伴い、道路が分断されるため、中瀬北原2号線、中原16号線に、向原線につきましては、向原6号線、向原7号線の各2路線に分けて再認定をお願いするものでございます。

北区浜河原5号線につきましては、起点が広域農道内に重複している道路であるため、起点を変更して再認定をお願いするものでございます。

また、中原13号線につきましては、終点が広域農道内に重複している道路であるため、終点を変更して再認定をお願いするものでございます。

中原14号線につきましても、起点が広域農道内に重複している道路であるため、起点を変候して再認定をお願いするものでございます。

富士見東名線につきましては、静岡県から譲与された広域農道を生活道路として利用するため、富士見東名線として新たに認定をお願いするものでございます。

以上が、都市建設課の3議案の説明でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第14号議案、第21号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第14号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算第3号並びに補正予算第3号に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

補正予算第3号、第1条、第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,992万7,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページに掲げてございます第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。これは2ページに掲げてございます公共下水道事業に充当する起債限度額を1億6,310万円に減額をお認めいただくとするものでございます。

今回の補正につきましては、決算見込み額による歳出、公共下水道事業費の減額、それに伴います歳入、町債の減額をお願いするものでございます。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに補正予算（第3号）に関する説明書の2ページから4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。説明につきましては、説明書の2ページから4ページの歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

説明書の2ページ、歳入でございます。

7款町債、1項町債は、1目の下水道事業債を3,220万円減額し1億6,310万円とするもので、歳出、1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費と4目の浄化センター建設費の減額に伴い、管渠建設費、浄化センター建設費の起債分を3,220万円減額するものでございます。

次に、3ページ、歳出でございます。

1款1項の公共下水道事業費は3,220万円減額し4億2,312万8,000円とするものでございます。これは1目の管渠建設費を3,010万円減額し2億8,721万7,000円とするもので、町単管渠建設費の13節委託料376万4,000円減額し751万1,000円にするもので、管渠実施設計委託料契約差金を減額するものでございます。15節の工事請負費、町単下水道管渠整備2,633万6,000円を減額し8,666万4,000円にするもので、補助路線に付随して施行する予定の事業費減により減額するものでございます。3目の浄化センター維持管理費は財源振りかえで、特定財源の一般会計繰入金106万5,000円減額し、減額分を繰越金で振りかえるものでございま

す。4目の浄化センター建設費を210万円減額し892万5,000円とするもので、町単浄化センター建設費、13節の委託料210万円減額し192万5,000円にするもので、耐震補強実施設計委託料契約差金を減額するものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,992万7,000円とするものでございます。

続きまして、21号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

提出議案の60ページから63ページ、並びに別冊の平成24年度一般会計及び特別会計に関する説明書、参考資料ナンバー10をごらんいただきたいと思います。

提出議案の61ページをごらんいただきたいと思います。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2,268万2,000円とし、第2項では、款項の区分及び区分ごとの金額は、62ページに掲げました第1表、歳入歳出予算でございます。この総額は、前年度と比べ3,844万3,000円、3.9%の増額でございます。第2条は、63ページに掲げました第2表、地方債のとおり、起債限度額2億280万円、利率を6%以内とする地方債を起すこととお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めることについて、お認めいただくとするものでございます。

それでは、62ページの第1表、歳入歳出予算につきまして御説明いたします。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、1項負担金から7款の町債、1項町債までの歳入合計10億2,268万2,000円でございます。

歳出でございますが、1款の公共下水道事業費、1項の公共下水道事業費から、3款の予備費、1項予備費までの歳出合計が10億2,268万2,000円でございます。

別冊の吉田町公共下水道事業会計予算に関する説明書、事項別明細書によって御説明をさせていただきます。

説明書の2ページ、歳入からごらんください。

1款の分担金及び負担金、1項負担金は、受益者負担金でございます。予算額が1,201万円、前年度比640万7,000円、34.8%の減額でございます。これは前年度管渠整備され、供用開始された土地に賦課するもので、前年度管渠整備の国費の減額により、管渠整備の施工延長が短くなったことと、榛南幹線の路線工事により宅地の隣接が少ないため、収入の大幅な減額によるものでございます。

2款の使用料及び手数料は、予算額7,459万円、前年度比652万2,000円、9.6%の増額でございます。これは1項の使用料予算額7,455万7,000円、前年度比651万円、9.6%の増額です。2項の手数料3万3,000円、前年度比1万2,000円の増額でございます。

3款の国庫支出金、1項国庫補助金は、予算額1億480万円、前年度比1,580万円、17.8%の増額、これは地震対策事業の管渠、浄化センターの耐震補強事業費の増によるものでございます。

4款の繰入金の1項繰入金は、一般会計の繰入金で予算額が6億897万9,000円、前年度比3,573万9,000円、6.2%の増額でございます。

5款の繰越金、1項繰越金は、予算額が800万円、前年度同額でございます。

6款の諸収入は、予算額が1,150万3,000円、前年度比748万9,000円、286.6%の増額でございます。これは1項延滞金、加算金及び過料、予算額5,000円、2項の預金利子、予算額

1,000円で前年度同額でございます。3項の雑入は、予算額が1,149万7,000円、消費税還付金350万円と、都市建設課工事による下水道施設移転補償金798万9,000円計上したものが主なもので、前年度比748万9,000円の増額でございます。下水道施設移転補償金798万9,000円は、歳出1款の公共下水道事業費、1目管渠建設費の町単下水道管渠整備工事に、都市建設課補償工事518万9,000円と、2款の公債費、1項の公債費、1目元金の当然繰上償還元金280万円に支出する予定でございます。

7款町債、1項町債は、予算額2億280万円、前年度比2,070万円、9.3%の減額でございます。

以上、歳入合計が10億2,268万2,000円でございます。

次に、歳出でございます。

7ページからごらんください。

1款の公共下水道事業費、1項公共下水道事業費は、予算額が5億1,056万8,000円、前年度比2,262万8,000円、4.6%の増額でございます。

1目の管渠建設費は、予算額が3億2,988万5,000円、前年度比3,743万2,000円、10.2%の減額でございます。

2目の管渠維持管理費は、予算額が656万4,000円、前年度比38万3,000円、5.5%の減額でございます。

3目の浄化センター維持管理費は、予算額が1億541万3,000円、前年度比276万2,000円、2.7%の増額でございます。これは11節の需用費の機械部品修繕料として沈砂池・管理棟電気室のコンデンサ板真空接触器の修繕321万3,000円をお願いするものでございます。

4目の浄化センター建設費は、予算額6,870万6,000円、前年度比5,768万1,000円、6.2倍の増額でございます。これは吉田浄化センターの沈砂池・管理棟の耐震補強工事等管理業務委託料4,015万8,000円、汚泥処理棟の耐震補強実施設計委託料970万円をお願いするものでございます。

また、浄化センターも、ことしで供用開始17年目を経過することになり、機械、電気設備も老朽化し、修繕費も年々ふえている状況でございます。特に電気設備などにつきましては、修理部品がない状況でございます。今回、浄化センターの長寿命化対策の計画を策定し、国の補助を受け、設備の長寿命化を図っていくための長寿命化計画策定業務委託料1,785万円をお願いするものでございます。

そして、現在ある屋上管理用はしごを災害時には避難用はしごとして利用するため、背面防護設置工字費99万8,000円をお願いするものでございます。

次に、2款公債費、1項の公債費は、予算額が5億1,111万4,000円、前年度比1,581万5,000円、3.2%の増額でございます。

1目元金は、予算額が3億2,570万3,000円、前年度比2,321万8,000円の増額、2目利子は、予算額1億8,541万1,000円、前年度比740万3,000円の減額でございます。これは年次償還に基づくものが主なものでございます。

3款の予備費、1項予備費は、予算額が100万円、前年度同額でございます。

以上、歳出合計は10億2,268万2,000円でございます。

これで平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計の御説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、八木利幸君。

[水道課長 八木利幸君登壇]

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

それでは、第15号議案、第22号議案、2議案について御説明申し上げます。

初めに、第15号議案 平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の平成23年度吉田町水道事業会計補正予算書（第1号）をごらんください。

なお、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算、実施計画、資金計画、執行計画については消費税込みの金額で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額に126万6,000円増額し、5億4,798万8,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業収益は148万円増額し、5億4,415万9,000円にするもので、その内容は給水収益は300万円増額したものの受託工事収益の給水工事収益が見込めないため143万5,000円の減額、その他営業収益の手数料8万5,000円の減額によるものでございます。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金及び雑収入が減少したことにより21万4,000円減額の382万9,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の第1款水道事業費は、既決予定額に2,577万2,000円増額し、5億4,216万1,000円しようとするものでございます。

第1項の営業費用は905万1,000円増額し、4億2,525万2,000円にしようとするもので、その内容は、原水浄水及び配水費の委託料、手数料等の減少により879万5,000円の減額、業務費の人件費等の減少により229万5,000円の減額、減価償却費の最積算により100万4,000円の減額、資産減耗費の再積算により2,176万2,000円の増額によるものでございます。

第2項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、繰延勘定償却、雑支出が減少したものの消費税が増加したため858万円増額し1億676万8,000円にしようとするものでございます。

第3項の特別損失の過年度損益修正損につきましては、水道料金債権の消滅時効の変更に伴う平成19、20、21年度の3カ年分の水道料金未収金814万1,000円を計上しようとするものでございます。

この結果、本予算による予定純利益は1万1,000円を見込んでおります。

次に、2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額から2,013万3,000円減額し、3,158万7,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、入札差金や建設改良積立金で賄える等の理由により起債申請を取りやめたため2,900万円減額するものでございます。

第2項の他会計出資金は、新設の消火栓設置工事实績により71万円減額、第3項のその他資本的収入は、工事負担金が島田土木事務所、牧之原市の改良工事に伴い957万7,000円の増額となり、その他資本的収入全体では3,099万7,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から5,700万9,000円減額し4億528万円に

しようとするものでございます。

第1項の建設改良費の委託料が、事業の見直しや入札結果により2,255万円減額、工事請負費につきましては、他事業関係工事の見送りや入札結果などにより3,015万9,000円の減額になり、また土地購入費につきましては新水源の調査により用地を確保するまでには至らなかったため減額とし、建設改良費全体では5,700万9,000円減額し3億1,657万5,000円とするものでございます。

第2項の企業再償還金につきましては、補正はございません。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7,369万3,000円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額674万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,694万8,000円で補てんさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに、平成23年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第22号議案 平成24年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成24年度吉田町水道事業会計予算書と、参考資料ナンバー11をごらんください。

なお、補正予算でも申し上げましたように、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画については消費税込みの金額で計上していますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページ、第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の予定額は5億4,805万1,000円で、前年度対比100.24%の132万9,000円の増額でございます。

第1項の営業収益は5億4,274万3,000円で、前年度対比100.01%、6万4,000円の増額となります。

その主な内容につきましては、給水収益につきましては、有収水量の大幅な増加は見込まれない状況であるため5億3,935万1,000円の予定額とさせていただきました。

受託工事収益については、給水工事収益等が見込まれないため277万7,000円減額の160万円とさせていただき、その他営業収益につきましては、手数料及び消火栓維持管理料とも前年並みで179万2,000円とさせていただきました。

第2項の営業外収益につきましては、受取利息及び配当金が利率の低下に伴い17万円減額し18万円、消費税還付金につきましては、本年度は見込んでおりません。雑収益につきましては、下水道事業への資料提供等の増加に伴い、143万5,000円増額の512万8,000円、営業外収益全体では126万5,000円増額の530万8,000円の予定額とさせていただきました。

次に、収益的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額は5億560万7,000円で、前年度対比97.91%の1,078万2,000円の減額でございます。第1項の営業費用は4億707万5,000円で、前年度対比97.81%、912万6,000円の減額となり、その主な内容は、原水浄水及び配水給水費では、委託料及び手数料の増加はあるものの、水道施設の修繕費等の減少、及び動力費の減額により134万4,000円減額の1億2,678万5,000円とさせていただきました。受託工事費では、手数料の減少により81万7,000円減額の366万円とさせていただきました。業務費は、人件費等143万9,000円減額の

4,251万円、総係費は3万1,000円減額し2,315万2,000円、減価償却費は2億870万1,000円、資産減耗費は214万1,000円、その他営業費用は、小型貨物自動車の買いかえに伴う重量税、代行料等8万5,000円増額の12万6,000円とさせていただきます。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が263万9,000円減額の7,189万2,000円、繰延勘定償却が261万7,000円減額の1,534万9,000円、消費税が297万2,000円増額の603万5,000円とさせていただきます、雑支出が62万8,000円増額の325万6,000円、営業外費用全体では9,653万2,000円で、前年度対比98.31%、165万6,000円減額とさせていただきます。

予備費につきましては、前年同様200万円とさせていただきます。

この結果、本予算における予定純利益は2,974万3,000円と見込まれます。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は6,353万円で前年度対比122.83%、1,181万円の増額でございます。その内容は、第1項の企業債が配水管布設工事4本の借り入れを予定し、前年度対比142.76%、4,140万円、第2項の他会計出資金は消火栓の設置及び自家発電施設設置により、516万8,000円、第3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金では下水道工事の減少で446万8,000円減額の855万2,000円、加入分担金が前年並みの841万円とし、その他資本的収入全体では445万8,000円減額の1,696万2,000円とさせていただきます。

次に、資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は4億713万円で、前年度対比88.07%、5,515万9,000円の減額でございます。第1項の建設改良費は3億1,071万5,000円で、前年度対比83.17%、6,286万9,000円の減額となり、その内容は建設改良費としまして、新水源の調査などの業務委託料が2,380万円増加、材料費におきましては135万円の減額、工事請負費は、下水道関係工事等の減少により8,079万7,000円減額、固定資産購入費としまして、新水源用地の土地購入費等452万2,000円の減額によるものでございます。

第2項の企業債償還金は9,641万5,000円で、前年対比108.69%、771万円の増額とさせていただきます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,360万円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,343万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億9,016万6,000円で補てんさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに、平成24年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございます。

以上が、水道課からの2議案についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局長、高橋政旨君。

〔教育委員会事務局長 高橋政旨君登壇〕

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

教育委員会事務局からは、第2号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、第5号議案 吉田町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について御説明をいたします。

議案書の5ページ、6ページ、参考書のナンバー2をあわせてごらんいただきたいと思いますと存じ

ます

本議案は、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、社会教育法第30条が改正され、公民館運営審議会の委員の委嘱に係る基準について、法律から削除されるとともに、各自治体の条例に規定することとされました。

つきましては、吉田町公民館設置条例に委員の委嘱基準を規定するため、条例を一部改正することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

今回の改正といたしましては、第3条につきまして、吉田町公民館運営審議会委員(以下「委員」と言う)は、次に掲げるものの中から委嘱する。

第1号、学校教育の関係者、第2号、社会教育の関係者、第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号、学識経験のある者、第5号、公民館の利用者。

また、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に、次の1条を加え、第4条、委員の定数は10人以内とするに改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第5号議案について御説明いたします。

議案書の14ページ、15ページ、参考資料のナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案につきましても、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律の成立により、図書館法第15条及び第16条が改正され、図書館協議会委員の任命の基準については、各自治体の条例で定めることとなりました。

つきましては、吉田町立図書館設置条例に委員の基準を規定するため、条例を一部改正することについてお認めいただくとするものでございます。

今回の改正といたしましては、第6条第2項につきまして、協議会の委員(以下「委員」と言う)は、次に掲げるものうちから任命する。

第1号、学校教育の関係者、第2号、社会教育の関係者、第3号、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、第4号、学識経験のある者、第5号、図書館の利用者。

また、第6条中、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に、次の1条を加え、第3項、委員の定数は10人以内とするに改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(八木 栄君) 各担当課長からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま上程されました第10号議案から第13号議案、第16議案から第20号議案までの9議案については、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審議

をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第10号議案から第13号議案、第16号議案から第20号議案までの9議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま上程されました第14号議案、第15号議案、第21号議案、第22号議案、第34号議案、第35号議案の6議案については、会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第14号議案、第15号議案、第21号議案、第22号議案、第34号議案、第35号議案の6議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第23号議案1議案については、6日、本会議5日目に、第1号議案から第9号議案、第24号議案から第33号議案、第36号議案から第38号議案までの22議案については、23日本会議最終日で審議を行います。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきましてありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時21分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会5日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員は13名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎第23号議案の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第1、第23号議案 駿遠学園管理組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これより第23号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、枝村和秋君。

- 6番（枝村和秋君） 6番、枝村でございます。

この議案については、先般の全員協議会で一応確認しました。そのときの確認は、知的障害児の施設が福祉型障害児の入所施設になるということなんですが、要は知的障害者の施設、あるいは通園施設も、聾啞の施設とか肢体不自由者、そのようなものが福祉型障害児の施設になるということですが、この福祉型障害児の施設ということで、現駿遠学園の入所の対象者の拡大というか、障害に対する入所の拡大というのを、身体とか、あるいは聾とか盲とかという人たちの障害を持っている方が、この名称変更によって拡大するののかということちょっとお聞きしたわけですが、そのときの説明ですと、何だか拡大しそうなような感じでしたが、私は、ひょっとしたら、この名称だけ変更して、あくまでも駿遠については知的だけでいくのではないかなと思うんですが、その辺、いま一度質問いたします。

- 議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

- 社会福祉課長（大石修司君） 先般、全協におきまして、ちょっと言葉が足りないかなという部分もございまして、これについては、児童福祉法においてくくりが変わったということでありまして、知的障害者等については、特に変更ございませんので、特別、知的障害者の施設が幅広くそままでいくということではないと思います。

これは、先般、提案理由でも申し上げましたが、自立支援法が改正になると、中にはつなぎ法案における児童福祉法の改正ということですので、その点御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 簡単に言えば、要は今ままでいきますよと。身体とか、聾とか盲の障害を持っているお子さんが入れるということではないですね。今の駿遠は、知的をお持ちの障害児の方が、そういう入所の資格というか、対象者でありますので、それ自体はふえるということは、早い話が、今ままでいきますよと。身体とか聾とか盲の子供は入れませんよという考えでよろしいですよ。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 名称が変更になったということですので、特別、今すぐどうこうという訳ではありません。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今の質問に関連して、名称が変わるということですがけれども、今回の改正によって、今、同僚議員がおっしゃっていましたが、聾啞者とかも入れる可能性は出てくる、含まれるというふうに解釈していますが、それが知的障害者に限るということだと、駿遠学園の中の規約とか、そういう入所資格とか、そういうものを変えるということになるわけですか。それに限るというような規約が変わるということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今回の改正については、駿遠学園の規約の一部変更ということで、従来持っていた知的障害者というところが、児童福祉法を引っ張っているものですから、この名称が変わるということがございますので、将来的にはわかりませんが、現時点でそれがほかに変わるということはないと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは当面変わらないということで、もう一つ、サービスという点での変化というのはありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これも今後の駿遠学園の組合議会のほうで、どういうふうに変わっていくかということでございますが、特に今のところ聞いておりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほど説明もありましたけれども、今回の法改正は、もともとは自立支援ということの関連であるということですが、今回、名前を変えることによって、自立支援ということの強化というのはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましても、今後の自立支援法の改正がどのようになっていくかということで御留意願いたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

この後、議会運営委員会を開きますので、委員の皆さんは第1会議室にお集まりください。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時07分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第13日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 佐藤正司君

- 議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。
〔7番 佐藤正司君登壇〕
- 7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤正司です。
私は、先に通告してある津波避難対策についてと、中学校での武道とダンスの必修化についての2点を質問いたします。
まず、津波避難対策について質問します。
昨年、東日本を襲った地震、津波、原発事故の大震災から1年が経過しました。大震災での死者、行方不明合わせて1万9,000人に及び、幾つものまちが壊滅しました。現在、三十数万人が避難先での厳しい生活を余儀なくされています。国を挙げての復旧、復興が進められていますが、被災者からは、1年たってもまだこんなことかと重い言葉が聞かれ、穏やかな暮らしが戻るまでに乗り越えなければならない多くの壁の厳しさを感じております。3月11日は、全国で犠牲者を悼む行事が行われ、私も川尻の津波避難訓練に参加しました。そこでも、献花と黙祷を捧げていました。
町は大震災後、すぐに独自の津波防災対策の検討を始め、津波ハザードマップの作成、防災行政ラジオの配布、住吉小学校屋上の避難施設を増設するなど進めてきました。これらは大きくマスコミなどでも取り上げられ、評価はされています。来年度からは津波避難タワー

の建設に入り、今後4年間で1万7,000人が避難できる施設をつくる計画を3月末に公表するとのことです。特に建設を急ぐ津波タワーについては、歩道橋型を検討中というようなことですので、吉田町の地形を考えれば大変有効な手段だと私も考えます。町民の皆さんからは、積極的に津波対策を考えて、さまざまな提案がされています。特に沿岸に住む住民は、津波防災まちづくりに強い関心を持って見えています。ハード面、ソフト面をあわせて、早急で確実な対策が求められます。

そこで、具体的な対策について幾つか質問します。

1つ目として、ひばり幼稚園、ちどり幼稚園、さくら保育園の園児たちの避難所整理、これについてはどのように考えているか。

2つ目として、災害弱者への支援計画が進められていますけれども、それを具体的に個々の避難支援をするような体制はできているのでしょうか。

3つ目として、津波対策として、救命胴衣を個人で用意することも効果があるのではと思われまます。町から補助はできないのでしょうか。

次に、中学校の武道とダンスの必修化について質問します。

4月から、中学校の体育の授業で、一、二年生の男女で柔道とダンスが必修になります。現在、中学校では柔道を授業で実施していますけれども、4月からは本格的に始まります。この柔道の授業で、大変心配な事態が新聞では報道されています。柔道での重大事故は他のスポーツに比べて突出し、過去28年間に114人の子供が命を落とし、275の方が重度の障害を負っているとのデータが明らかになっています。特に、新1年生が多く事故に遭っているとの指摘があり、生徒全員が必ず受ける授業なのですから、徹底した安全対策をどのようにとるのか、以下質問します。

1として、武道必修化（柔道、剣道、相撲）の中から、なぜ柔道を選んだのかをまずお聞きします。

2点目として、吉田中学校では、柔道の授業中と部活動中に起きたけが、これまではどのようなけががあったのでしょうか。

3つ目に、保護者には不安の声があります。重大事故を起こさないための対策をどうとるのかをお伺いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員御質問の2点目の中学校の武道とダンスの必修化については、後ほど教育長から答弁させますので。

津波避難対策についてお答えします。

初めに、1点目のひばり幼稚園、ちどり幼稚園、さくら保育園の園児たちの避難所整備は、町はどのように考えているかについてお答えします。

まず、ひばり幼稚園及びちどり幼稚園におきましては、学校法人が経営する私立幼稚園でございますので、ここでは、それぞれの幼稚園からお伺いしました取り組みの状況について申し上げます。

ひばり幼稚園では、毎月一回、園児が室内にいる場合と園庭にいる場合を想定して、避難

訓練を実施しているとのことで、津波を想定した避難場所は、現在、園舎2階としております。このほか、教諭が行う通園路のチェックでは、それぞれのコースにおける3階以上の建物の位置の把握をするとともに、防災担当者が県地震防災センターの研修を受け、園内に周知を図るなどしております。

また、ちどり幼稚園では、園舎北側にあります介護老人保健施設コミュニティーケア吉田の御協力をいただき、平成23年度は全園児を対象とした、津波を想定した訓練として、コミュニティーケア吉田屋上までの避難訓練を3回、また同施設玄関口までの避難訓練を2回行っているほか、各学級単位で定期的に避難訓練を行っているとのことでございます。

さらに、避難を迅速に行うため、縁を囲む生け垣のさくを一部外して開閉できる扉を設置し、幼稚園からコミュニティーケア吉田の敷地にすぐ入れるようにするなどの工夫のほか、県地震防災センターの研修を受けたり、教諭が行う通園路のチェックで危険箇所の確認等、対応を協議するなどしております。

さくら保育園につきましては、施設が平屋建てということもあり、最寄りの避難場所として吉田中学校校舎や、指定津波避難ビルとして町と協定のあるホテルやマンションを想定しております。園では2月の中旬から下旬にかけて、全園児を対象に、昨年指定津波避難ビルとして協定をいただきましたホテルへの避難訓練を実施いたしました。

ゼロ歳児と1歳児については、ベビーカーに乗せて約15分の時間を要し、2歳児は徒歩で約23分、3歳児は約13分、4歳児、5歳児は約10分でホテルに到着をいたしました。今後はホテルまでの新たなコースを検討し、最善の避難経路を確保するとともに、ほかの施設への避難訓練も実施してまいりたいと考えております。

また、現在町では、今月末までに津波避難計画を策定しますが、この計画の中で、町の宝であります幼稚園や保育園の園児たちのことも、十分配慮した計画とするように努めております。

次、2点目の災害弱者への支援計画が進められているが、具体的に個々の避難支援ができる体制はできているかについてお答えします。

本年度に事業を開始いたしました吉田町地域支え合い体制づくり事業は、吉田町災害時要援護者避難支援計画における、要援護者台帳への登録者及び高齢者の福祉情報データと電子住宅地頭上にマークした所在地データを一元管理するシステムでありまして、高齢者等の日常的な安全安心対策や、災害発生時の災害弱者に対する安否確認体制を構築し、避難支援に活用しようとするものであります。

このシステムにつきまして、現在町が策定しております津波避難計画との整合性を図り、今後とも随時、情報の追加と修正により、常に最新のデータを維持しながら、要援護者の見守りと災害時における支援につきまして、体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の津波対策として、救命胴衣を個人で用意することも効果があるのではと思われるが、町から補助はできないかについてお答えします。

救命胴衣につきましては、津波に対して一つの防御対策であるとは思いますが、これは自助の部分であり、救命胴衣に限らず、個人がそれぞれ自分の身は自分で守るための対策を講じていただくことが基本であると考えておりますけれども、公助が必要とされるような場合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 中学校の武道とダンスの必修化についてのうち、1点目の武道必修化の中で、なぜ柔道を選んだのかについてお答えいたします。

文部科学省では、平成20年3月28日に、中学校学習指導要領の改訂を告示しました。新学習指導要領では、中学校保健体育において、武道・ダンスを含めたすべての領域を必修とすることとしました。

武道は武技・武術などから派生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって勝敗を競い合う、楽しさや喜びを味わうことができる運動であります。また、武道に積極的に取り組むことを通じて、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動であります。

さて、御質問の武道必修化の中で、なぜ柔道を選んだのかについてでございます。新学習指導要領では、男女ともに武道とダンスが1年生と2年生で必修となり、武道の授業時間は2年間で20時間程度となる見込みです。武道は柔道、剣道、相撲から選択することとなり、地域や学校の実情に応じて、なぎなたや弓道なども認められています。

吉田中学校では柔道を選択いたしました。その理由について、何点か例を挙げ、御説明いたします。

まず、2年間で20時間程度という限られた時間を考えたときに、剣道は実技練習に入るまでの準備に時間がかかることが挙げられます。特に、防具を素早く装着するためには練習が必要であり、計画された授業時間の中で大きな割合を占めることとなります。その点、柔道は道着を着脱するのに時間はかかりません。

次に、剣道は防具が必要となりますが、1学級35人の防具をそろえるにはかなりの予算が必要となってまいります。教育委員会事務局で調べたところ、竹刀が3,000円程度、グラスファイバー製の竹刀では5,000円程度かかります。これ以外に、防具が一組5万円程度かかります。その点、柔道は道着が3,000円程度と安価で済みます。

また、剣道は柔道に比べ、防具を保管する場所の確保や防具を衛生的に保つ必要があるなど、管理に設備と時間がかかります。

次に、武道を指導する指導者の実情でございますが、現在、吉田中学校の保健体育を指導する教職員は5人おります。このうち2人は柔道の有段者でございますが、剣道の有段者はおりません。

以上、具体例を何点か挙げ、御説明いたしました。いずれにいたしましても、道徳や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成しますという基本的な考え方に沿った取り組みを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の吉田中学校で柔道の授業中と部活動中に起きたけがなどは、これまでどうだったかについてお答えいたします。

平成19年度から平成23年度1月度までの柔道を原因としたけがにつき、御説明いたします。平成19年度は、授業において2人、部活動において3人、計5人のけががございました。平成20年度は授業で5人、部活動で8人、計13人のけががございまして、平成21年度は授業で4人、部活動で3人、計7人のけが。平成22年度は授業で1人、部活動で4人、計5人のけが。平成23年度1月度までの状況は、授業ではなく、部活動で2人、計2人のけがとこのことで、授業におけるけがは打撲やねんざが多く、部活動では脱臼や骨折などもございました。

武道の場合、相手と直接的に攻防するという運動の特性がございますが、今後とも安全上の配慮を十分に行い、適切な指導を心がけてまいりたいと思います。

続きまして、3点目の保護者には不安視する声もある。重大事故を起こさないための対策はについてお答えいたします。

まず、現行における1年生の柔道について御説明いたします。柔道の授業時間は8時間あり、最初にオリエンテーションとして道着の着脱、礼法を指導し、2時間目、3時間目は後ろ受け身、左右受け身、前受け身を集中して行います。また4時間目、5時間目は受け身の練習を引き続き行くとともに、袈裟固め、横四方、縦四方など寝技を学び、6時間目から8時間目までは、これまで行った受け身の練習や寝技の練習を行った後、寝技による試合を行います。この試合では立ち技は扱わず、立てひざから組み合っの試合、また背中合わせから組み合っの試合を取り入れて行っています。

さて、御質問の保護者には不安視する声もある。重大事故を起こさないための対策はについてでございますが、基本的なこととして、保健体育を指導する教職員が免許状を取得するには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則により、教科に関する科目の単位が規定されておりまして、大学において武道を学んでおります。

また、保健体育を指導する教職員の研修としましては、県教育委員会主催による体育実技指導者講習会や武道指導者講習会などがあり、中学校の夏季休業期間中に体育実技指導者講習会は2日間、武道指導者講習会は4日間かけて行われ、武道指導者講習会においては、試験はございますが、初段の取得もできる内容となっております。

武道は中学校で初めて学習する内容であり、保健体育を指導する教職員は生徒の体調の変化に気を配ったり、危険な動作や禁じ技を使わせない。また、練習場所内で起きやすいけがの事例を紹介するなど、健康・安全に気を配り、慎重の上にも慎重に指導しております。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、1点目の津波対策、避難対策についてですけれども、この間、昨年3月11日以後、町長はいろいろ対策を立ててやってきて、それはいろいろ新聞紙上、それから「広報よしだ」などに細かく出していますので、それを読んでいる方は大まかなことはわかると思うんです。

ただ、今、どうこれから進めていくかというのは、この間の予算審議の中でもいろいろ出ていますけれども、いまいち具体的ところがちょっとわかりにくいというか、今私が取り上げたのは、子供の関係の幼稚園、保育園のところを取り上げましたけれども、やっぱりこれは、特に民間幼稚園の場合は、海の近くのところは本当に250メートルくらいのところにあって、建物もそんなに高いわけではない。お聞きになったということは、調べましたということはさっき言われましたけれども、本当にそのところをどういうふうに、民間企業だから、民間のところだから民間がやるのは基本だとは私も思います。だけれども、やっぱり小さな子供教育している場所ですので、これは本当に将来の吉田町を支える子供たちですので、どうしても守りたいということは、守っていくことは必要だと思います。

そこでお聞きしますけれども、予算審議の中でも出ているんですけれども、避難計画を立てていく中で、当然、今すみれを入れれば4つの園が浸水域に入るわけですから、そのと

ころは避難計画の中でどのように位置づけられているのかが、今、パスコでですか、検討していると思うんですけども、その辺、もうちょっとわかりやすくというか、当然考慮していると思うんですけども、その考慮の中身をもう少し、言える範囲でいいので言っていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼都市建設課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 今、パスコのほうでやりかけています。

そういった中で、内容なんですけど、今、まず人口、どれくらいあそこにいるのかというのを調べさせてもらっています。そういった中で、昼間人口がどれくらいあるのか、夜間人口がどれくらいあるのか、事業所にどのくらいの人口が就業しているのか、そういうのも含めて、今検討しているところです。

町長のほうは今まで、浸水区域に1万7,000人ぐらいいるわけですが、すべてを助けるという話になってございます。それについて、避難タワーに避難できるような形で今考えているところですので、当然、今言われたひばり幼稚園を含めて、幼稚園の園児のほうの数等は確認してありますので、それも含めて計画をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ひばり幼稚園については、ぜひ避難計画の中で、適切な判断をしていただきたいと私は思います。

先ほど、ちどり幼稚園の話が載ってまして、それは2月の広報で広報されていますので、前よりも20秒縮めて、3分14秒で避難できたというようなことも載ってました。それはたまたま隣にそういう施設があって、4階建ての屋上にということですので、それで安全かどうかというのは、これはもうだれにもわかりませんが、少なくとも、何とかいいのかなと思います。

それから、さくら保育園のことを先ほど言われました。5歳児で10分くらいで行けたということと、1歳児でもベビーカーに乗せて15分。でも、その中間の子たちは23分ぐらいかかっているということですので、これは、その近くのマンションもとかって言っていますけれども、やっぱりこれは正確な避難計画、避難訓練もすべきだと私は思うので、これもひばりと一緒に、この計画の中に、そういうのをぜひ入れてもらいたいと思うんですけども、避難タワー的なものを。そこら辺は、答えは同じになるのかもしれませんが、そこはぜひそうしてもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど、防災課長のほうからお話がありましたが、今考えております避難計画は、端的に言うと、夜バージョンと昼バージョンの2種類を考えているということです。夜バージョンというのは、町民の方が、皆さんが今の住居におられるということ。あと昼ということは、企業でもそうですし、そこに従業員の方もおりますし、小学校の方は学校にいます。で、園児の方は保育園なり幼稚園にするということを想定を、2種類を今想定しております。

その中で、今ございましたさくら保育園の園児にしますと、自宅におるのではなくて保育園にいるという前提で、そこから避難できるところの避難場所を避難計画の中で位置づけをしようということで、今、鋭意計画は策定中でございます。

今、お話ししましたように、ふだんは自宅にいるということですが、昼間は園にいるということで、園から避難できる場所に避難施設を建てる。具体的には避難タワーになってくるかと思いますが、そういうところの位置を今検討しているというところでございますので、そういう方が、皆さんが住民とともに、そのような園児の方も避難できる位置を、今、避難計画の中で入れているということでございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、園児、小さい子の保育園と幼稚園のことを今回取り上げていますけれども、ぜひこれは、親も祖父母も本当に心配をしているところですので、対策はとりますよと言っているわけですので、それは最優先な対策をとるのをぜひお願いしたいと思います。避難タワーとかいろいろ質問したいことはあるんですけども、今回はそこだけに絞ります。

それでは、次に災害弱者のことについて質問します。

これは、前回、枝村議員のほうからも質問されていまして、その答弁も私も聞いていました。で、私、この間、海に近い方のこういう要援護者、介護保険を受けている方のところへ行って話を聞いたりしました。そうしたら、やっぱり知らないんですね、そういう制度とか、手挙げ方式でそういうのがあるということも知らない。だから、当然申請もしていないという方が、吉田町は本当に低いということで前回お話がありまして、新聞広告に織り込むよとかっていろいろ言いましたけれども、実際ほとんどの人が知らないというか、手を挙げてこないというのは必要ないのか、僕もそこら辺の判断はわかりませんがね。

それで、そういう方は何と言っているかといいますと、もし津波が来たら、もうおれを置いて逃げると、もういいと、自分はいいかからみんな逃げてくれというようなことを言っている方もいます。半分あきらめているのかなと思いますけれども、私はそうなのはいかんと思うんで、やっぱりぜひそういう人も含めて、1万7,000人の命を救うということですので、対策はしっかりとっていただきたいと思います。

それで、これは前回もそうだったんですけども、自助が基本だということだと思っんですけども、自助できるわけないと思うんですよ、これは、そういう人たちは。だから、やっぱり共助という形になっていくと思うんですけども、そこで、計画を立てることは当然だと思っんですけども、立てた後、どういうふうに進めていっているのか、どこがそれを確認するのかということなんですけれども、その辺はどのように確認はされておられますか。

具体的には、だれがどこを支援するという計画になっていくと思うんですけども、そういうのを最終的に、それは自主防とか隣組がやれということなんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 議員がおっしゃっています要援護者の計画につきましては、これは手挙げ方式ということで今お話がありましたけれども、あくまでも自助が基本であるというのは変わりございません。

その中で、身体等に特性等がある方については自助が困難であるということでございますので、これについては自治会や、あるいは自主防、隣組等をお願いして、これはいわゆる共助になりますけれども、そういうために、これまでも地域でともに支え合おうという趣旨のもとに、各お宅にチラシの配布をしたり、あるいは新聞折り込みをしたりしておる状況でございます。

現在、手挙げ方式で上がってくることについては、自治会のほうとも情報を共有しておるという段階ですので、その点は御承知おきいただいています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 昨年の3月11日以後、このガイドラインというのは平成18年ですか。で、吉田町として計画を確定したのが23年1月ということで、その後、この大震災が起きているわけですから、その前の考え方というのは、やっぱり相当変えなきゃいけないと私は思うんですけども。

それで、今、課長が自助が基本と言いますけれども、どうやって自助をするんでしょう。本人、寝たきりとかという人に。ここはちょっと不可能じゃないですか、自助って、基本と言われても。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ですから、先ほど言いましたように、あくまで自助が基本ではございますけれども、当然、身体等に特性のある方については周りの方、共助ということをやっていくということを申し上げてございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そういうふうに、周りの方の共助が必要であるということが、それはもうこの間も答弁で、向こう三軒両隣というような形で、やっぱり今、その人たちがどこまでできるかということが必要だと思うんですけども、例えば100人がそういう申請をしてきましたよ。で、その100人が申請したけれども、個々の一件一件、ちゃんとその計画というか、支援計画ができていのかどうかをどこが最終的に確認というか、支援計画は上がったけれども、個人から申請は上がったけれども、役場のほうに上がってくるんですよ、それを各自主防なり隣組なりに渡したとして、その計画が完全に、一応形としてできているかどうかぐらいは、役場のほうでは確認しないんですか、個々のケースとして。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ちょっと御質問の趣旨がはっきりわからないんですが、個別計画というのはあくまで個人が、こういうものであるということで役場のほうに登録をして、それを共有するというものでございますので、その中身についてどうかという御質問だと思うんですが、ですから具体的には、避難の際には薬が必要とか、お医者さんはどこへ行っているとかというお話は、当然その中には書いてございますので、その中身を順次審査をしろというお話なのか、ちょっとわかりかねるんですが。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ごめんなさい。質問の仕方がうまくないのか、課長のほうに伝わっていないですけども、要は、申請した人が具体的に支援、隣近所でも隣組でもいいです、そういう助けてくれる人がいて、一緒に逃げてくれるよというのを個々全部立てるわけでしょう。それをどこが最終的に集約されているのか。100件あれば100件、個々の対策がちゃんととれているかどうか。ただ希望を出したけれども、いないからといってほかされておかれては困るわけで、言っていることわかりませんか。

そこが、私はそれは自主防の方も、当然それは協力していただけたらと思うんですけども、その最終的な個々のケースをつくるのが、私、担当課の仕事ではないかと思うんですけども。それが、住民の命を守るというのが仕事じゃありませんか、言っていることわからない。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） この計画につきましては、共助を進める方策の一つではありますが、これは、このときにも申し上げてありますが、支援をされる方が、災害時の支援の保証をしてはおりません。あくまで支援を受ける方が安心をしていただけるというものでございますので、全員が、書いてあるから、その方の命の保証をするということではございません。そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私も命を保証しろなんて言っているわけじゃないんで、要はガイドラインで計画をつくりなさい。で、つくりましたということだと思っただけけれども、吉田町の場合は手挙げ方式で、手を挙げた人は計画を立てますよということだと思っただけけれども、計画って立てればいいというものじゃないと思っただけですよ。それをどう実際、具体化するかということだと思っただけけれども、その具体化するのには役場じゃできないと思いますよ。それは、自主防なり隣組だと思っただけけれども、それができたかできないかをつかむのは、私、役場の仕事だと思っただけで、それを進めるのが担当課の仕事ではありませんか。そのところがちょっとあいまいになっている。計画は立てましたで終わっているんじゃないですか。もっと具体的に、どう進めるのかということ。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 議員がおっしゃるように、その後の調査をどうかというお話なんですけど、当然登録をされている方については、支援者というのは同意をされた方でございます。だから、当然その方に確認をとるということはあえてしませんが、情報の共有はしています。

だから、当然自治会のほうにも同じ情報の提供はしていますし、ただ、個人情報もございますので公開できませんが、その辺は十分承知いただく中で、いざというときには、こういう方がここにいますという把握は当然しています。うちのほうもそうです。ただ、災害時になればその情報というのは開示して、町長の権限によって開示することはできますので、出てきたものをただもらっているよという意味ではございません。ですから、把握はしていますけれども、ただ有事の際というのは、まだ現状、起こっているわけじゃございませんので、そのときには法的なしほりも取れますので、それはオープンにできるかと思っただけです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） これは国が、やっぱりそういう災害時の要援護者の避難支援ガイドラインをつくったということで、それに基づいて、吉田町もそういう支援計画をつくったわけですので、ただこの計画が、つくっただけで、後のきちっとした、それがその計画どおり進められるようにつくっていると思っただけで、今課長が言ったように、支援する人の同意はもらってあるよと言っているわけですから、そのところが、申請した人を一人一人について、全部がそういう、一応、実際は災害が来たときはどうなるか、それは実際はみんな散らばっているわけですから。ただ、少なくとも家族とか近所の支援者とかが、申請した人全員の計画が手もとにあるよというような状況に、ぜひしていただきたいと思っただけです。それが、私、この町の担当課の職員の仕事だと思っただけで、ちょっと課長、首をかしているのによくわかっているのか、僕の言いたいことがわかっているのか、よくわかってないだけ

れども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 個別計画が上がってきて、それは町では把握していますし、どういう方が支援者であるというのもわかっています。だから、いざというときにはそれは開示できますし、そこまでの把握はしています。ですから、今、議員のおっしゃられる意味ははっきりわからないんですが、我々としては、いつでも開示できるような体制はとれております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 別に、それは開示するとかしないなんていうのは問題じゃ、私はないと思うんですよ。要は、要援護者に対して適切な支援ができるような体制をとるとというのが一番の目的だと思うんで、そここのところをやっぱりしっかり、今の話だとわかっていますよというような発言ですので、わかっているわかっているでよかったですよ。それが初めに、何かよくわからないような答弁だったので、うまくかみ合っておりませんけれども、そこはぜひ、それが本当に住民の命を守るというのが社会福祉課、特に高齢者に対しては本当に必要だと思うので、自分を置いて逃げろなんて言われるようなあれじゃ困りますので、やっぱりみんな救うような形での対策をしっかり考えていただきたいと思います。

それじゃ、救命胴衣について質問します。

これは、11日の避難訓練のあった後、12日の静岡新聞の1面に写真で吉田の住小学校の屋上へ避難する様子が写ってしまっていて、そのうちの何人かが救命胴衣をつけていました。子供もつけていた写真でしたね。この救命胴衣ですけれども、私は救命胴衣とヘルメットというのは必要だと思います。で、あってもいいのかなと思います。

この間、ずっと1年たって、東北地方の津波の様子が改めて放映されていきましたよね。私も見ていて一つちょっと気になったのは、南三陸町で、防災庁舎の3階の屋上へ逃げている、その様子が映ってしまっていて、鉄塔に十数人が肩を組みながら避難していたんだけど、52人でしたか、いたうちの10人ぐらいしか生き残れなかったというようなことでしたね。議会も視察に行ってきましたけれども、あのとき、その映像の中で、3階の屋上でずっと海水が押し寄せてくるときにかたまっていたんだけど、その中にだれも、救命胴衣をつけている人は一人もいなかったように見えました。

もし、あのときに救命胴衣をつけていたらどうだったのかなと、私、テレビを見ていて思いました。つけているから助かるという保証はございません。だけれども、やっぱり効果はあるんじゃないかなって思います。で、町内会ではまとめて自費で買ったというところもあるわけで、ぜひこれは進めてもいいんじゃないかなと、私は個人的には思っています。

ですから、やはりこれはぜひ救命胴衣については、あのときに屋上に逃げた方々を見て、いろいろ勘違いされた方がいて、町でくれたんだってねとかというようなことがあったようですけれども、町があげたというふうに、もらったと、町が配ったと思った人がいたようで、私も欲しいよというようなことで、町のほうに問い合わせなんかありませんでしたか。何か救命胴衣の件で、あの後、そういう問い合わせなんかございませんでしたか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 救命胴衣につきましては、その後のあれについては電話等はありませんでした。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 何か課長補佐に聞くと、あったようなことを言っていましたよ。

それから、このことを先ほど町長の答弁の中で、公助で必要に応じては考えますというような御答弁だったんですけれども、このときの公助というのはどういうことを指しておられますか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど町長の答弁の中で、公助が必要と思われるような場合については検討してまいりたいというようなことで御答弁させていただいたと思いますが、その公助というのは、やはり先ほどちょっと話しました要援護者のような方とか、そういうような形で、自分の力だけでは避難ができないような方。または経済的に、その辺は自分の財力でというんですか、お金で購入が難しいような方については、何らかのことをしなきゃいけないということで、そういう部分につきましては、検討はしていかなければいけないというふうな認識を持っているということでございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ検討していただきたいと思います。

この津波対策に対して、本当に、海に近い方というのは真剣に今考えておられますよね。住民の方も本当にアイデアを出しているし、これから町としても力をかりる必要というのはあると思うんで、そのために防災意識というのは向上させていかななくてはならないと思うんですけれども、これはどうするのかということは相当な議論が必要だと思うんですけれども、これもぜひ考えていただきたいと思います。本当に津波対策というのは、相当お金も時間もかかると思います。その中でぜひ、この4月からは、多分体制強化をするということになると思うんですけれども、ぜひ強力な体制をとっていただきたいと思います。

それでは、柔道の関係でちょっと再質問します。

私も中学校の女子生徒、1年生と2年生の子と、たまたまちょっと話す機会があったもので話しました。そうしたら、結構楽しいですよ、楽しんでますよ、楽しくやっていますよというようなニュアンスでした。ただ、やる時期が冬なもので、寒いですって言っていました。そういう意味では、子供ですから順応するのはできると思うんですけども、ただ、これは本当に個人差があって、体力差もあるし、その辺は十分な配慮が必要だと思います。

先ほど、けがのこともちょっと言われましたけれども、私、中学校の保健室のほうで聞いた話ですと、ここ2年くらいの間に脳震とうが1件、それから頭を打撲したというのが2件あるという数字が、先ほどの言った数字の中に入っていると思うんですけれども、これはそんな大事に至らなかったんですか。大きな事故ではなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの件でございますけれども、特にこちらへ情報は上がってきておりませんので、大事には至っておらないと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほどの話ですと、5人のうち2人は有段者でしたよということで、あとの3人は多分専門外だと思うんですけれども、こういう方への年間8時間の授業ですか、

これを担当していくわけですが、この先生方に対する、教師の柔道の研修というのはどんな形でやられましたか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 先ほど教育長から答弁させていただいたとおりに、夏季休暇の中に柔道関係、武道関係の回数が入っておりますけれども、そのとおりの特別に夏休みの期間に講習をやり、そういうふうになっておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） あってはならない、あつたら困るんですけども、万一、やっぱり重大事故につながるような事故が起きることも想定されると思うんで、そういったときの対応マニュアルみたいなのはつくられておるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 結論から申しますと、マニュアル、これは覚えていることなものですから特にはございません。

ですから、先ほど教育長も答弁の中で言ったように、とにかく慎重の上に慎重ということではございません。とにかくけががないように注意を払って、教職員にはお願いをします。今のところはそういう段階であります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと驚きです。マニュアルがないというのはちょっと驚きです。これは、ぜひ検討していただきたいと思います。

これは、専門的な医者の医療の分野になると思うんですけども、これは頭を打ってどういう状況になるかというのは、もうこれは全国的に、先ほども私言ったように大きい、一番、こんな死者が出るスポーツはないですよ、ほかでは。そういうことでは、柔道に対しての脳に関係する医者の見解なんかもちゃんと出ていまして、ちゃんとマニュアルをつくって、県だつてつくっているはずじゃないですかね、これは。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今、私が申したのは、これから柔道をやる、そのけがに対してどうあるんだというような理解で僕が、それに対してはマニュアルはありません。当然、今議員さんの言われるけが、それについてはもう前々から学校独自、県がマニュアルをつくって、そのとおりの指導をして、柔道に限らず、校内で起こった事故であるとか、そういうものには対処しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひこれは、特に柔道の場合は大変危険だというのは言われているわけで、この間の3月に入ってからでも、静岡新聞だつて警鐘を鳴らしているし、毎日新聞では社説で、延期すべきだというようなことまで提案しているんですよ。そのくらい柔道というのは危険だということが言われているわけですから、ここは十分な体制をとっていただきたいと思います。時間がないんですけども、これは本当に専門的な知識とかが要すると思うんですけども、柔道の専門の指導者を外部から授業で入れるということはできないんですか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 先ほど、局長のほうからマニュアルの話が出ましたけれども、マニュアルというのは何かという問題もあるんであるうと思えますけれども、教員の場合は、さっき講習を受けると言いましたけれども、それ以前に体育の教師としての免許証を受けるときには、大学でその所定の単位をとっておりますし、その中に、当然そういう場合の対応も入っているわけでありますので、我々としては、教育というのは、まず第一は、子供たちの命を守ることが第一になりますので、そういう点ではもちろん慎重に指導をしてみたい。

そして、外部からの講師ということについては、今言ったように教員でやれるような範囲の中できちっと指導をしてみますので、そこまでは今のところは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） これは起きては困ることなんですけれども、新聞でも書かれていたんですけれども、柔道事故というのは責任の所在があいまいになっているよと。それから万一に備えて、責任の所在を明らかにしてほしいという主張もしているわけで、これは本当に後で裁判ざたになったりというようなことのないように、ぜひ子供たちの安全を守っての授業を進めていただきたいということを思います。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 続きます、1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先に通告しました児童遊園地の整備について御質問いたします。

本町の人口は、平成23年10月1日現在、3万589人となっており、ゼロ歳から14歳の年少人口は平成19年から平成23年にかけて増加しております。人口比も15.2%となっており、75歳以上の人口比よりも多くなっております。超高齢社会を迎える中で、高齢者福祉の充実に重点が置かれがちですが、将来を担う子供たちが成人後、新しい家庭を築き、この吉田町にずっと住み続けたいと思える町づくりが重要だと考えております。

子供たちが、将来吉田町にまた住みたくなる要因の一つに、幼少期の楽しい思い出、懐かしく思える出来事などがあるのではないかと思います。その思い出の場の一つとして、児童遊園地というものがあるのではないかと考えております。児童福祉法第40条にある児童遊園とは、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童の安全かつ健全な遊び場を提供するとあります。また概要として、広場、ブランコ、砂場などの遊具設備、トイレ、水飲み場の設置とあります。

そこで、児童遊園地の整備についてお伺いいたします。1つ目として、児童遊園地には1つから3つくらいの遊具しかなく、トイレ、水飲み場は設置してありません。幼児、児童にとって、魅力ある遊び場となっておりますが、改善の見込みはございますでしょうか。

2つ目、児童遊園地の広場は、子供さんの利用よりもグラウンドゴルフを楽しむ方々の利用が多く、子供たちが追いやられるケースもあるということを聞いております。児童遊園地の利用のルールづくりというものが今後必要かと思われませんが、いかがでしょうか。

3つ目として、児童遊園地には遊園地名、住所などの表示がございません。これはちょっと訂正いたしますけれども、確認したところ、10個中4つはありました。でも、それは、町指定の児童遊園地に関してはございませんでした。事故が起きた際、通報時に正確に位置情報が伝えられない事態が予測されます。表示看板などの設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上3点、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 児童遊園地の整備につきましてお答えいたします。

まず初めに、1点目の児童遊園地には1つから3つの遊具しかなく、トイレ、水飲み場は設置されておられません。幼児、児童にとって魅力ある遊び場となっておりますが、改善の見込みはありますかについてお答えします。

児童遊園地とは、児童福祉法第7条に規定されている児童福祉施設の中の児童厚生施設であり、同法第40条に、児童厚生施設とは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設と位置づけられ、昭和23年12月29日厚生省令第63号の児童福祉施設最低基準第37条では、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることとされております。

また、平成4年3月26日児育第8号の厚生労働省児童家庭局育成課長通知、児童遊園の設置運営については、標準的児童遊園設置運営要綱を定め、児童遊園の機能として、地域における児童を対象として、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域活動を育成する拠点としての機能を有すものと規定をされております。

町には現在、児童遊園地として管理しているものは10カ所あり、地区別では住吉区に3カ所、片岡区に4カ所、北区に3カ所となっております。

遊具の設置状況につきましては、ブランコを初め、鉄棒、滑り台、雲梯、太鼓橋、ジャングルジムなど、10種類の遊具を備えております。

具体的に申し上げますと、吉田町児童館遊園地に5種類、姥神児童遊園地2種類、北児童遊園地に3種類、岩留児童遊園地に3種類、稲荷山児童遊園地に3種類、愛宕児童遊園地に3種類、大幡児童遊園地に2種類、東村子供広場に4種類、田方川緑地苑2種類、中児童遊園地に1種類でございます。

トイレの設置状況につきましては、愛宕児童遊園地、稲荷山児童遊園地につきましては、隣接した神社の敷地内に、岩留児童会遊園地には遊園地内に、北児童遊園地、大幡児童遊園地には隣接した自彊館や大幡会館にございますが、吉田町児童館遊園地、東村子供広場、田方川緑地苑、中児童遊園地には設置をしてございません。また、姥神児童遊園地のように、トイレを設置していたものの、地元からの要望で撤去したケースもございます。

水飲み場の設置状況につきましては、北児童遊園地と岩留児童遊園地は遊園地内に設置さ

れており、稲荷山児童遊園地、愛宕児童遊園地、大幡児童遊園地や東村子供広場は、隣接しております神社や公民館の水飲み場を御利用いただいておりますが、残り4つの児童遊園地には設置をしておりません。

児童遊園地の設置時期は、昭和30年代の後半から昭和40年代の後半にかけて設置されておりますので、この当時は都市公園も整備されておらず、児童の遊び場として、トイレや水飲み場の必要性が高かったための措置と考えられます。

しかし、現下の子供たちを取り巻く環境は、当時と大きく様変わりし、出生率の低下に伴いきょうだいの数も少なく、外で遊ぶよりも、家庭内においてゲーム機等による遊びに変わっているのが現状でございます。

このようなことから、外で遊ぶ子供たちが減少している状況を踏まえ、新たな設備は考えておりませんが、町内各小学校区にございます放課後児童クラブにおいては、子供同士の遊びや集団での触れ合いの体験を通して、子供たちに健全な遊びを提供する場所となっております。

また、町内には児童遊園地以外に、現在共用を開始しております7カ所の都市公園があり、いずれもトイレと水飲み場が完備されておりますので、こちらを御活用いただければと存じております。

なお、平成23年度において、県の補助事業であります子ども安心基金の地域子育て総合支援事業を利用して、児童遊園地10カ所すべての遊具の修繕と塗装の塗り直し、あわせて危険と思われる遊具を撤去し、安全な遊具に取りかえたところでございます。

続きまして、2点目の児童遊園地の広場は、子供の利用よりもグラウンドゴルフを楽しむ方々の利用が多く、子供たちが追いやられるケースもあると聞きます。児童遊園地の利用のルールづくりが必要と思っておりますが、いかがでしょうかについてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、児童遊園地が設置された時期は、子供たちも近くの広場で野球やサッカー等の集団遊びに興じていた昭和30年代の後半から昭和40年代の後半でした。しかし最近では、児童遊園地で子供たちが仲間と遊ぶ姿が見られることはまれであり、適切な遊びと生活の場を提供している放課後児童クラブや、子供たちが家庭に戻ったらさまざまな習い事や学習塾に通うなど、子供たちを取り巻く環境が当時とは全く異なっております。

また、公園等におきまして子供が被害者となる犯罪がふえ、環境の安全や安心を求める保護者心理も加わり、子供たちの遊びは集団の遊びから個人の遊びへと移り、同時に屋外遊びから屋内遊びへと変遷し、このことが児童遊園地の利用度の減少に拍車をかけております。

しかし、一方で高齢者の皆様につきましては、地域内での孤立防止や心身の機能保持のためにグラウンドゴルフやゲートボールを行い、屋外に出て地域の皆様と活動する傾向が強まってまいりました。高齢者の皆様が児童遊園地でのグラウンドゴルフ等の御利用の際には、明文化した一定のルールはございませんが、融通し合いながら利用をお願いしております。

こうした現状を考えますと、児童遊園地は、就学前の幼児や子供たちが学校等から帰宅してから子供たちの遊び場として利用することが優先すべきではございますが、子供たちの利用が少ない状況であれば、あえて空けておく必要もございませんので、高齢者の皆様によるグラウンドゴルフ等で利用していただくことはやぶさかではございません。

今後は児童遊園地の利用者等の御意見をお伺いしながら、時代の要請に合わせた児童遊園

となるよう検討してまいりる所存でございます。

続きまして、3点目の各児童遊園地には名前、住所などの表示がありません。事故などが起きた際の通報時に、正確な位置情報が伝えられない事態が予測されます。表示看板などの設置が必要と考えますが、いかがでしょうかについてお答えします。

これまで申し上げまいりましたが、現在の各児童遊園地の利用頻度は少なく、利用されている方のほとんどが近所の方だということもあり、施設として認知されていると考えておりますが、今後、防災上の避難場所という観点から、表示板などの設置等も検討させていただきたいと存じます。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） ちょっと細かいことになりますが、お伺いします。

吉田町児童館遊園地という名称がございますよね。あそこは既に児童館はなくて、平成13年に中央児童館として場所が移動しておりますが、ずっとあの名前、名称がそのままになっておりまして、このごろも行きましたら、旧児童館の場所がもう民間の事務所というか、倉庫になっておりまして、そこへちょうど子供たちがいっぱいたまたま遊んでおりまして、お聞きしたところ、いや、ここはもと児童館だけど、今の名前はわからないよ、そんなやっばり話がありました。これは名称の変更というのは、今後いろいろ検討されることはあるんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今、御指摘のように、旧の児童館があった場所ということで、従来からこの名前を使わせてもらっていますが、今後、必要があれば検討させていただきます。以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） 必要は多分あると思います。もうないんで、そこに、その場に児童館というものがなくて、名前の変更は多分欲しいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

2つ目に、児童遊園地には、先ほども町長から御発言ありましたけれども、県認可、町指定、町準指定と3つのあれがあるんですけども、この区分の違いというのは何かあるんでしょうか、教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 児童遊園につきましては、児童福祉法、それから児童福祉施設最低基準というのと、これが大分古いといえますが、以前のものでございまして、その当時のお話で申し上げますと、第1種、第2種、第3種ということで、第1種につきましては児童遊園地、これが県認可、または町の施設あるいは各区の中核として、各地域内に一、二カ所設置と。それから、第2種が町が指定したもの。それから、第3種として子供広場的なことで、規模が小さくて、町が指定を準じたものというようなことになっております。

現在、県下でも、児童遊園がすべての市町村にあるというわけではございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） 次に、もう一つ。現在、児童遊園地の利用について、先ほど来、町長さんがおっしゃっておられたんですが、時代の変化ということで、子供たちが本当にもうゲーム機で室内で遊ぶ、あとは塾通いということで、余り利用されていないというお話でしたが、放課後クラブであるとか、いろんなそういう放課後、あと学校の休みのときとか、そういうときにここで遊びなさいよと、ここで遊べますよというような指導というんですか、そういうものは学校なり幼稚園なりでされているんでしょうか。その辺のところをひとつ、教育委員会のほうでもし何かわかることがありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの御質問ですけれども、学校のほうでは、特に小学生のほうでは、ここで遊びなさいというような、固有名詞をつけて言うことはいたしておりません。

ただ、今、我々が把握しているのはスポーツ少年団等、そういうものに関して、遊園地ではございませんけれども、グラウンドであるとか体育館であるとか、そういうところで遊びとは言えないにしても、子供たちが有意義に物事を行っているというふうに解釈はしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） 遊園地なんですけれども、先ほど北区3カ所、片岡3カ所、住吉4カ所って、随分、私が生まれたところに指定されておるわけなんですけれども、川尻地区にはまだ一つもないような形になっておりますが、児童遊園地というよりも公園になってくるかとも思いますが、そのような遊具を置いたような施設というものを、今後川尻地区にもということはお考えはございませんか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほど町長からも答弁がございましたが、新たな設置ということは考えておりませんが、ただ現在、都市公園も全部で供用開始が7カ所ございますし、川尻地内にもございますので、その辺を御利用いただければと、かように思っています。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） 本当に児童遊園地というのが、子供が遊ぶ、もう遊びのやり方が変わってきているとはいえ、先ほど来、出ていますけれども、キャッチボールをしたりとか、ボールでサッカーもどきですね、そういうことをする場として提供していただきたいと思いません。

その中で、現場を一通り見てきたんですけれども、どこまでが遊園地で、どこからが神社の敷地なのかとか、そういったあれが全然わからないわけですよ。

そういった中で、場所によっては神戸のところを、大幡児童遊園地ではただ遊具があって、その横にはもう整地されて、グラウンドゴルフ用のグラウンドになっちゃっていたりとか、そういうところがいっぱいあるんだけれども、どこまでが遊園地の敷地内、敷地というか、どこまでがそうですよというようなものが全然わからないので、子供たちもどこで、どこまでやったらいいのかというのがわからない。で、たまに遊びに行くと、先にグラウンドゴルフをやっている方々がいて、ここじゃボール遊びはやめようとかといって、怒られるという

話を聞いていますんで、そういったルールづくりというのか、そういうものがやっぱり必要であると思いますので、ぜひよろしく願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 児童遊園の設置というか成り立ちが、大分、昭和の20年から30年のことでございますので、現在神社の境内地にもございます。ですから、はっきりここからここという棲み分けができない部分もございますが、ただ、先ほど町長からの答弁にもございましたが、あくまで子供が遊ぶところを優先というところは変わりございませんので、またルールづくりといいますか、議員のおっしゃられるようなことについても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） 大体グラウンドゴルフをやられている方々というのは、決まった方々が各場所でやっておられるかと思うんですけども、そのような方々には、そのような申し入れというか、ここは本来児童遊園地という場所で、子供さんが優先なんですよというような話を過去にされているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 過去においては、そういったお話をしてきたと聞いております。

○1番（増田剛士君） しているということですね。

○社会福祉課長（大石修司君） はい。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士議員。

○1番（増田剛士君） そのときの反応はどうでした、お年寄りの。これはおらのものだみたいに、いろんな要望が、遊園地に限らず都市公園のほうもそうなんですけれども、グラウンドゴルフをやる方々がいろいろ要望を言ってくるということがあつたみたいなんですよね。それこそ、もっときれいなトイレが欲しいとか、地面をもうちょっときれいにならしてくれとか、そういう話も聞いていますんで、そういう中で、本来違うんだよということをちゃんとしておかないといけないんじゃないかと思っておりますので、その辺のことをちゃんとしておられるのかどうかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほども町長の答弁で申し上げましたが、余り問題がないと思いますか、仲よくやっていただくというのが基本でございますので、もし、今、議員のおっしゃるようなことがあれば、またうちのほうからも調整をさせてもらいたいと思っております。

○1番（増田剛士君） よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

一言、ここで議長から言わせてもらいますが、発言者は挙手をして、しっかりと議長と申してください。こちら名前を呼ぶのにタイミングがちょっと合わないことがございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで暫時休憩とします。再開は10時40分でお願ひいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

- 議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
-

◇ 山 内 均 君

- 議長（八木 栄君） 続きまして、3番、山内 均君。
〔3番 山内 均君登壇〕

- 3番（山内 均君） 3番、山内 均です。

通告をしてありますとおり、幾つか質問をさせていただきます。

まず、平成23年の9月の議会におきまして、住宅耐震改修事業プロジェクトTOUKAI-0における耐震補助金の増額に対する町の考えをお聞きいたしました。近隣の現況を考慮して、補助金の額をお願いしたわけでございます。そのお願いに対して、町都市建設課が迅速に協議をしていただき、24年度一般会計予算に計上していただいたことを確認いたしました。

まず、協議のプロセスと町が決定した補助金の金額の内容、それがどのような形でこれから運用されるのか、その時期とか方法を示していただきたいです。

それから、同じく、図書館の閉館時間についても質問をいたし、検討しているという回答をいただきました。どのような検討が、どのような計画とともになされたのか、そしてその結果がまだ聞こえてきませんけれども、どのような形で、いつごろ出そうとしているのかをお願いいたします。

それから、地震津波防災計画の全体像について質問をいたします。

阪神大震災では、建物の倒壊及び火災によって多くの人命、財産が奪われました。東日本大震災では、建物の被害、倒壊よりも、津波によって多くの人命、財産、そして住むべき土地を奪われました。特に感じたことは、仮設住宅の建設をするための避難地が、全く想定をされていなかったということでございます。この問題は、これから考えるべき大きな課題の一つであると思います。

また、平成24年度第1回定例会、3月2日に行われました定例会におきまして、ハザードマップをもとに、これからの計画が町長から具体的に示されました。避難タワービルの3基の建設、都市計画道路、榛南幹線、東名川尻幹線、中央幹線、住吉幹線、大幡幹線等の早期整備と、富士見幹線道路の整備と北区の公園。いろいろ具体的には示されましたけれども、そのもとになる大きなビジョンというものは、まだしっかりと聞いておりませんので、ぜひその辺のビジョンをお示しいただきたいと思います。

次には、被災後の住まいの問題として、地域の役割、どのように考えているかをお聞きします。

次に、公共建築物の耐震化についての現状と、今後の対応についてをお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

図書館の問題に関しては、貸し出し機の設置であるとか、その辺の部分も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願ひいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問のうち、図書館の利用につきましては教育長から答弁させていただきますので。

耐震改修事業プロジェクトTOUKAI-0における耐震改修補助金増額に対する町の対応、経過及び結果を伺いたいにつきましてお答えいたします。

町では、平成23年9月議会一般質問にて、山内議員より、プロジェクトTOUKAI-0の積極的な政策はできないかとの御質問の中で、耐震補強工事に伴う町の補助金の金額が少ないのではというお話をいただき、今後、より一層の事業促進を目指すべく、補助金の増額に向け、財政部局とも相談しながら前向きに検討してまいりたいと回答させていただきました。

議会終了後、10月より、近隣市の補助金額を調査いたしましたところ、牧之原市では1世帯45万円、高齢者世帯55万円の補助、島田市では一般世帯50万円、高齢者世帯70万円、焼津市、藤枝市では一般世帯40万円、高齢者世帯60万円の補助金額であることが確認できました。一方、当町の補助金額は一般世帯40万円、高齢者世帯50万円で、近隣市と比較した場合でも、補助金額や耐震補強の実績件数がいずれも少ない状況でございます。

この現状を踏まえまして、町といたしましても、より一層、積極的な推進を図るために、平成24年度当初予算におきまして、木造住宅耐震補強助成事業補助金の増額を見込んだ予算を計上させていただいております。今議会にて御承認いただければ、平成24年4月1日からの施行を目指し、一般世帯につきましては10万円アップの50万円、高齢者世帯につきましては20万円アップの70万円へと補助金を増額するように要綱の改正を行ってまいります。

また、補助金の増額に伴う予算の拡充とあわせ、町民に対する広報活動や戸別訪問、ダイレクトメールの実施など、ソフト面からのTOUKAI-0事業の推進を今まで以上に推し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、まず1点目の防災都市としての吉田町ビジョンを示していただきたいと思っておりますについてお答えします。

国の中央防災会議は、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震、津波に関する専門調査会を設置し、東北地方太平洋沖地震の特徴と、今後の想定津波の考え方や、地震、津波対策の方向性などを検討し、平成23年9月に最終報告書を公表いたしました。

報告書の中では、津波対策を構築するに当たって、これからの想定津波の考え方として、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があると示されました。

1つ目は、地震の発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定し、住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸にとり得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要であると報告をしております。

2つ目は、地震の発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波を想定

し、人命保護に加え財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、海岸保全施設などの整備を進めていくことが求められるものと報告をしております。

このような中で、町ではこの報告書が示される以前から、現在考えられる最大クラスの津波をシミュレーションし、1000年に一度の大津波を想定した津波ハザードマップを作成したところであります。現在、津波ハザードマップの想定をもとに津波避難計画を作成しておりますが、今月末には完成する予定であります。

その後は、各自主防災会を中心に、地域住民が一体となって訓練を実施する中で計画を検証し、地域の実情に応じた実効性のある津波避難計画にまとめ上げていきたいと考えております。津波ハザードマップによる津波被害想定を踏まえた津波避難計画が完成すれば、今後は具体的な津波対策事業の実施に重点を移行し、津波防災まちづくりを強力に推進していく所存でございます。

まずは、最優先に人命を守るための対策として津波避難施設を設置いたします。これは、現在策定している津波避難計画の中で、どれくらいの規模の施設がどこの場所に、どのくらいの数が必要なのかシミュレーションをしておりますので、それをもとに計画的に設置してまいります。

私が施政方針で申し述べましたとおり、津波防災まちづくりの事業進捗につきましては、国庫補助である社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業を活用して、来年度から平成27年度までの間に、津波避難施設を軸に避難路の整備、漁港周辺の津波堤の整備、防災公園や防災拠点の整備などを計画しております。

今後における町のビジョンといたしましては、まずは最重点課題を津波防災対策に置き、人命を守る対策を最優先とすることとして、次にハード・ソフト両面から減災対策を講じてまいりたいと考えております。

そして、その推進に当たりましては、時間的、財政的制約がある中で、さまざまな施策を組み合わせた整備目標を検討しなければなりませんので、都市防災総合推進事業の採択も念頭に置いた当町の津波防災まちづくりのための計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、国土交通省中部地方整備局では、中部圏の各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりへの取り組みの促進を図ることを目的として、学識経験者、地方公共団体、中部地方整備局で構成する地震・津波災害に強いまちづくり検討会を立ち上げ、4月11日に第1回目の検討会が開催されることとなりましたが、この検討会に私も委員として参加することになりましたので、より一層の検討がされ、当町における津波防災まちづくりを強力に推進してまいりました。

次に、2点目の被災後の住まいの問題と地域の役割をどのように考えているのか伺いますについてお答えいたします。

災害の発生により、住宅が全焼、全壊、または流出した場合は、恒久的な住宅に移行するまでの間、応急的な住宅が必要となります。応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条で、災害救助の種類の一つとして規定をされております。応急仮設住宅は、災害により住居が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対しまして、仮設の住宅を建設し、一時的な居住の安定を図ることで、被災者による生活再建、住宅再建に向けての足がかりとしていただくものでございます。

町では、被災者の皆様が早期に応急仮設住宅へ入居していただけるようにするため、大規

模災害における応急救助の指針について及び応急仮設住宅の設置に関するガイドラインに基づき、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を選定、確保し、候補地リストを作成した上で、応急仮設住宅の供給可能戸数の算定を行っております。

そして、平成13年に静岡県が策定しました第3次被害想定に基づき、現在町内7カ所に234戸の応急仮設住宅建設を計画しております。その具体的な建設予定地につきましては、住吉地区では小藤路公園、川尻地区では川尻会館駐車場、片岡地区では小山城駐車場、能満寺門前広場、下片岡会館、北区地区では農村広場、西久保農村広場の7カ所となっております。

しかし、第3次被害想定で予想されている津波の高さは4メートルであります。本年度、町が独自で作成しました吉田町津波ハザードマップによる予想される津波の高さは、最高で8.6メートルに達しており、小藤路公園、川尻会館駐車場、下片岡会館の3カ所が浸水地域に入っており、112戸の仮設住宅が建築できない状況に陥ってしまいます。予想される浸水区域にあります3カ所分の応急仮設住宅の不足戸数を解消できるように、町といたしましては、浸水被害が想定されていない北区地区に、防災機能を有する公園の設置を計画しております。

しかし、町の津波ハザードマップから、浸水区域内には約1万7,000人の町民の皆様が居住をしており、全半壊する住宅は第3次被害想定をはるかに超えることが想定されますことから、現在計画されている応急仮設住宅建設予定地では、到底足りるものではございません。

これらの現状を踏まえ、平成24年度当初予算には、都市防災事業として、北区公園の設置に伴う設計委託費を計上させていただいておりますが、北区公園以外にも、今後さらなる応急仮設住宅建設予定地の選定を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数の拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、計画をしております北区公園につきましては、東名高速道路に近いなどの地理的要因から、災害時における復旧、復興の拠点施設の一つとしても重要な役割を果たすものと考えておりますことから、津波被害が想定されていない地域において、早急に災害時の拠点施設としての公園の整備を行うなど、津波防災まちづくりを強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の公共建築物の耐震化については現状と今後の対応はどのように考えておりますでしょうかについてお答えします。

平成23年第3回吉田町議会定例会におきまして、議員からの一般質問でもお答えしておりますが、東海地震を初めとする大規模地震が発生した場合に、人的被害及び経済被害を減少させるための対策として、減災効果の大きな建築物の耐震化が最重要事項であると考えており、当町では平成18年3月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び回収の促進を図るため、吉田町耐震改修促進計画の策定をいたしました。

この計画におきまして、災害時の拠点となる公共建築物につきましては、平成27年度末までに耐震化率を100%にするという目標を定めており、現在、この数値目標を達成すべく耐震化を進めているところでございます。

さて、当町の公共建築物において、現在耐震化を実施していない施設は8施設でございます。静岡県耐震診断判定基準による内訳としましては、ランクⅢの東海地震が発生した場合

は倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物と位置づけられました。公共建築物は6施設であり、ランクⅡの倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることが想定される建物と位置づけられた公共建築物は1施設でございます。このほか、昭和56年以前の新耐震基準前の建築物として1施設ございます。

これら各施設の具体的な対応につきましては、前述のとおり、平成23年の第3回吉田町議会定例会においてお答えしましたとおりでありますので省略をさせていただきますが、改築する施設のうち、既に今年度から事業を実施中の施設につきましては、既に整備を完了し、町への引き渡し準備を進めているところであり、来年度以降に実施する予定である施設につきましては、計画された年度に着実に事業を実施できるように事前手続を進めているところでございます。

このほか、撤去等の検討を要する施設につきましては、今後も住民の皆様を交えて話し合いを進め、御理解を得ながら結論を出していく予定でございます。

○議長（八木 栄君） それでは続けて、教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 次に、図書館の利用についての御質問ですので、私のほうからお答えをします。

まず、閉館時間の変更について御説明します。

図書館の開館日及び開館時間の変更につきましては、平成19年10月に見直しを行い、試行として、それまでの毎週月曜日及び火曜日の2日間、休館日を設けておりましたものを1日減らし、毎週金曜日を休館日として運営しております。開館日が1日ふえたことに加え、休館日をそれまで最も利用の少なかった金曜日に移行させたことで、周辺市町の図書館と休館日が重なることを避けることができ、これまで利用者からはほとんど苦情等は寄せられておりませんので、このまま継続していきたいと考えております。

開館時間につきましては、2日あった休館日を1日減らすことと、職員の2交代制を取りやめることを優先させたため、やむを得ず平日の閉館時間を1時間繰り上げ、午後6時までとし、試行をスタートさせました。その結果、予想はしておりましたが、せめて1週間に1日程度は午後7時まで開館してほしいとの要望が10件ほど、図書館に設置してあります意見箱に寄せられましたので、平成21年3月より、毎週木曜日の閉館時間を午後7時までとし、この日のみ職員は2交代制をとって運営し、現在に至っております。

その後、3年が経過し、毎週木曜日の時間延長は少しずつではありますが認知され初め、定着しつつありますが、実際のところ、午後6時30分以降の来館者はほとんどなく、冬場の雨の日などは閉館10分前にはだれもいなくなる状況が見受けられます。

試行の結果を統計上から見ますと、20代から50代の女性の利用がずっと落ち込んできている状況があります。これにつきまして、図書館では、働いている女性の場合、帰宅途中に買い物と合わせて図書館を利用していた方々が、閉館時間が1時間短縮されたことにより、利用をしにくくなったのではないかと推測しております。現状のままでは、町民の皆様にとりまして利用しやすい図書館とは言えません。

以上のことから、図書館では、職員の負担のかかる2交代制をとらず、利用者にとっては利用しやすく、またわかりやすく、さらには運営上も効率的となる土曜、日曜、平日とも一律に、午前10時から午後6時30分までの開館時間が最適であると考えており、職員の勤務時間や電気使用料等の運営経費の問題をクリアでき次第、早急に実施したいと考え、本年の6

月1日を目標に準備を進めておるところでございます。

次に、自動貸し出し機等の検討についてお答えいたします。

自動貸し出し機の導入につきましては、これまで2度ほど検討しております。最初は図書館の建設時において導入を検討いたしました。10年以上前のことで、県内でも自動貸し出し機の導入事例はなく、高額な導入の費用がかかるということと、蔵書数10万冊の図書館で導入した場合、どれだけの利用があるのか全く予想がつかなかったことから、先送りにした経緯がございます。

自動貸し出し機を導入する場合、コンピューターで管理いたしますので、新館建設時、あるいは既設館におきましては、図書館システムの更新時が最も有効であると考えられます。このことから図書館では、平成22年10月に図書館システムを更新いたしましたが、このときに2回目の検討をしております。

検討いたしました内容は、吉田町立図書館に自動貸し出し機を1台導入する場合、どのような作業と、どれだけの費用がかかるのかを試算しております。

まず、必要とされる作業でございますが、現在、一冊一冊の本にはバーコードが張られておりますが、自動貸し出し機を導入する場合には、ICタグと呼ばれるタグを一冊一冊に張る作業が必要になります。ICタグはバーコードよりも書き込みのデータ量が多いため、より細かい書誌情報を作成することができ、これにより一度に数冊分の書誌情報を読み取ることができ、機械による貸し出し、返却といった作業を利用者自身で行うことができるようになります。

次に、導入費用でございますが、ICタグの単価が1枚当たり90円ですので、12万冊の蔵書のある吉田町立図書館では、ICタグの購入費に1,080万円がかかります。先ほど御説明いたしましたICタグの張りつけとデータの入力作業が必要となり、外部委託になりますが、購入費用とは別に800万円程度かかり、あわせて1,880万円が必要となります。自動貸し出し機自体は端末1台を導入した場合、5年間のリースで貸借借料は約170万円となり、年間では30万円程度が必要となります。

以上のように、自動貸し出し機の導入にはまだまだ高額な費用がかかりますので、現時点では導入できないと判断いたしました。しかしながら、こうした機器の技術開発は日進月歩で進んでおり、価格も年々安くなってきておりますので、今後も5年ごとの図書館システムの更新時には、導入の検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いろいろ細かくありがとうございました。一つ一つ、ちょっとお聞きをしていきます。

まず、補助金の増額の件に関して今回感じたことは、先ほど町長からも言われました、9月に質問をしまして、返事をいただきました。そして、早くもすぐに10月に一步を踏み出してくれたこと、それに関してはやっぱり、そういうものが非常に僕の中では心強く感じますし、それと先日は、耐震補強相談士のメンバーと、副町長と理事と都市計画の人たちとの面会をいただきました。ありがとうございました。恐らく、まとまって来たというのは初めてだと思います。一応僕たちのほうでも、防災に向けての意思をそういう形、一緒にやっ

こうという意思を表明しました。

今後、耐震に向けての何か方法とか、そういうものというのは、特に考えることがあればぜひお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼都市建設課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 今後の方策という形で、推進方法ということで解釈させてもらって答弁させていただきますが、補強については、それこそいろいろな場面で建築士の方々にお手伝いいただきながら、今進めているところでございます、オアシスマつりから始まりまして、小山城まつりのほうの協力をありがとうございます。

そういった中で、うちのほうでは、ダイレクトメールを22年、23年度にやってきているわけですが、24年度につきましても、ダイレクトメールを県と共同で300通ほど発送していきたいと考えています。そういった中で、ダイレクトメールが返ってくるわけですが、その中で訪問できるものがあるならば、去年も23年度も行ったわけですが、22年度、23年度は行っているわけですが、戸別訪問も考えています。そういった中で、建築士会の皆様にも協力できるものがあるならば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今、課長から返事いただきました。建築士会のメンバーと協力ができる。

まず一つは、よその静岡あたりでもやっていると思いますけれども、県の人たちと町の人たちと一緒にいく、その中に、例えば僕たちのメンバーが入っていけば、より確実に説得もできるだろうし、そういうノウハウも伝えることができると思うんですね。もしそういうことが可能であるならば、ぜひ検討していただきたいと思ひますし、今回、副町長と理事にお会いさせてもらったのは、多分彼らの意思というのはそういうことだと思うんですね、僕も含めて。

だから、ぜひその辺の検討が、これからなされていけるのかどうか、いける価値があるのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼都市建設課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 県と同行しているものですから、県と相談してみたいと思ひます。そのときにはいろいろなパンフレットを、ダイレクトメールを返してきた人には差し上げています。そういった中で、補助金がこういうものがありますよということも話をしながら、推進活動をしているところでございます。県と相談してみたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

要は、とにかくその補助金の中の範囲が、建材を使うとかいろんなものがありますね。そういうやつを含めまして、ぜひそれも検討していただきたい。それは、なぜ今言ったかといいますと、僕も耐震診断をやっています。その中で、前には割合、耐震を實際やる人が多かったんですけども、今は非常に、僕の範囲の中では、3件あって、3件の中で3件前へ進まないというか、途中で考えよう、確かにそういうのが多くなってきたんですね。

それは恐らく、二、三年ぐらい前だったかな、8月11日のときには非常に多かったんですけども、その意識がだんだん、半年ぐらいたつとやっぱり薄れてくる。3月11日の問題も、やっぱり人間の頭の中というのは、半年くらいでだんだん意識がなくなってくるというのを聞いたことがあります。その中で、今言われたことが検討できるのであれば、ぜひよろしくをお願いします。

次にいきます。

今、教育長のほうから、図書館のことにいろいろお話がありました。図書館の、まず開館の時間なんですけれども、最近図書館というのが、もと藤枝の市立病院の跡に建設された複合ビルがありますね。B i V i 藤枝、3階にあります。ここに藤枝市立南図書館、この開館が、月曜日から金曜日までは9時半から8時なんです。で、土日祝日に関しては9時半から5時半まで、うんと短いです。で、島田に新しくできた、金谷にできた図書館も、開館時間が木曜日と金曜日が午後8時までなんです。9時から8時まで。火曜日、水曜日、土曜日、日曜日に関しては9時から5時まで。あとは、近隣では島田の図書館は、木曜日と金曜日が午前9時から7時まで、火、水、土、日が5時ごろまでなんです。

先ほど答弁をもらった中では、やっぱり6時半。その辺の時間が、できれば7時ぐらいまでだと、この周りを見ますとありがたいんですけども、その中でできる範囲でやっていただきたい。

それと、もう一つ、さっきちょっと今と状況が違ってくるのは、平成25年に東名川尻幹線が開通します。そのときに、恐らく図書館というのが一番目立つ公共建築物になってきますね。そのときの入りやすさ、アクセスのよさだとか、そういうのができたときに、多分僕の予想の中ではもっとふえるだろうと。そして、島田の人たちも来やすくなってきますよね。

それを踏まえて、やっぱりもっと時間的なものが検討できるのであれば検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） その件でございますけれども、一応過去3年間の試行をやらせていただきまして、今現時点で、今教育長が答弁させていただいた6時半、従来の10時から6時半が、一番今のところいいだろうというふうに、我々はデータ上、決めております。

それで、今議員がおっしゃられる東名川尻線、これはまたその時点で考えていきたいというふうに、開館、それから閉館時間ですか。ふえることは予想されます。ですから、開通をした後に周りの図書館ないし、そういう近隣の図書館の閉館時間等々も鑑みましていきたいと、今は考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これから、25年度に開通するに当たって、もう目に見えています。今、24年度になりますから、あと2年後ですね。そのときに改革するのではなくて、物事というのは、そのときにどのくらいのもが予測できるだろうと、やっぱりやらなきゃおかしいじゃないですか。それと同時に、今言ったように、道路ができることというのは、逆にこっから外へ出ていく回数がふえていく可能性もあるわけですね。そうすると、当然そういうものを考慮したときに、今の段階から1年間くらいかけて準備をしていってもらう。

それと、過去3年間をさかのぼってデータとしてやってくれていますけれども、そのデータに関しては、今の状態、非常にアクセスの悪い状態で3年間。でも、それが25年に開通したときに、どうなるかというのを予測しながらやっていかないと、そのときにはやっぱりいろんな新しく出てきた図書館と、とにかく競争しなきゃいけないわけですね、サービスの競争も含めて。

その段階で、もしその辺の考え方がありましたら、ぜひ考慮できる、先に進めることが必要であると思いますので、その辺のものについての考え方をちょっとお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 当然、将来的なことを考えます。それとうちのほうの規模、それから職員の数を検討いたしまして、今のところといいますか、6時半ということが最適であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 大体それは余り、今の言った25年に向けてこれからふえることに関して、予測をしながらやることはないということですね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） そういうことではなくて、含めましても、過去のデータをちょっと重要視して、人数、それから入館人数、それから図書館の規模、それから職員数を鑑みまして、今議員がおっしゃっている、先のことは考えていないのかということに関しては、決して考えていないということではございませんもので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひこれから、周りの図書館の競争、サービスの競争、いろんな競争をして、そしてたくさん利用しなければいけません。そのためにつくったものでございますので、ぜひその点を考慮しながら、考える範囲があったから考えていただきたいと思います。

次に、町長からビジョンのことにしてお伺いいたしました。僕は、一番いろんな計画がなされたときに、その計画の中で、こういうことで進んでいこうというものは大体、おおよそ見当はやっぱりつきます。そのときに一番大事だったのが、今回の地震で、先ほど中に入れました、今回の地震に対して、復興というか仮設の住宅が建つ、選定するのがもう3カ月、4カ月先にいったじゃないですか。その辺が、やっぱりこれから一番重要なことになるかな。一番じゃなくて、一番重要なことは人命ですけども、それが非常に自分の中での危惧する部分でありまして、それをやっぱりそういう形でビジョンとして持っているのかどうか。

それとその形の、先ほど言われました北区公園と、その部分の道路の関係もお示しいたされましたけれども、やっぱりそうやって、基本的には南にある公園の、先ほど言われたとおり、それは駄目になるということを前提としてやったときには、そういうものをこれからビジョンとして持っていなければならんということでお聞きいたしました。それに関しては大体その辺で、そういう形でぜひ進んでいっていただきたいと思います。

その中で、27年という時間も大体お示しいたしまして、僕は30年くらい、震災で当然最

初の予定から変わってくるもの、それから変更していくもの、優先順位をつけていくものがあると思いますので、30年くらいをめぐりには思っていたんですけども、その辺の形でのビジョンを示されたことに関しては、非常にありがたく思っております。

それと、2番の地域の役割というのは、これはちょっとイメージが違いまして、僕は実はこれで、吉田町はこれから道路ができ上がって、大幡川幹線、東名川尻線、県道住吉金谷線、住吉幹線、その道路が整備されると、吉田町の地図をこうやってじっと見ていますと、その避難の経路というのがよくわかってきます。そして、その避難の経路の中に、今は自治会中心、横の地域を中心でやって、いろんなことを防災計画を進めながらやっています。

その中で、あの地図をじっと見ていただくに、避難経路が多分まっすぐ上に、北に向かっていくだろうと、人間の本能の中で。そのときにその先に、本当は仮設の住宅とか、仮設の部分とか、そういうものが配置されれば、非常に有益なつながり方ができていいなと思って、そういう意味で、今これから多分、僕も思っているそういうものに関しての町長の考え方というか、そういうのは持っているかどうか。

要するに、道路に沿った地域、道路を半分にした、その道路を中心とした周りの人たちが、道路を中心として上に、北に避難をしていくだろうと。そのときに、どうしても必要になってくるのが、今の住吉、片岡、川尻じゃなくて、その中の一部のまっすぐの縦の線が当然協力をしていく、そうやって3つの線を。それをイメージしたんですけども、それについてもし何か、そういうイメージというのが何かあれば。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、議員の中から、2つ目の質問の中の趣旨が、住まいの問題と地域の役割をどう考えているかという地域の役割という意味が、避難するときには人から、海のほうへ逃げるんじゃないかと、北のほうに普通避難するし、逃げるだろうと。そのときの地域とのつながり、北への、その形についてどう考えているんだと。で、そういうことを、今後のビジョン等に示すべきだというような御意見かと思えます。

今現在、私どもとしましては、津波が来た場合の避難計画につきまして、3月末を目標に、今、整備をしています。それは、まず命を守るということで、まず命を守るために避難してもらいところを決めなければいかんと。それは、まず今回は直下型の地震等が考えられますので、5分以内に避難できるというのがよく言われておりますので、そういうところでもまず避難をします。

その避難地につきましては、避難計画もあわせてやっぱり、海のほうに向かって避難せよというの、今言われたように非現実的なことだろうと思っておりますので、基本的には高台というか、北のほうに向かって避難できるような計画が、皆様方としても受け入れやすい計画かなと思って考えております。

避難計画ができたその後に、今回の避難計画は津波でございますので、津波で避難している間としましては三、四時間、または全体的におさまれば、半日ぐらいたてば、あとは余震等はあるかもしれませんが、一時的に避難タワーというところから下に下りて、次に避難場所へというところになるかと思えます。

その避難場所は、先ほど議員からありましたように、北側のところに設けていくということで、今、役場の中では、現時点では避難地として29カ所指定してございますが、その辺の見直しも今後必要かと思えますが、その辺はやはりまた被害が、再度津波等が来るとい

能性もゼロではございませんので、北のほうに逃げていくということがございます。

そのときには地域としての役割として、逆に南のほうの地域につきましては、そのような部分の人が北のほうに逃げたとき、北の地域の人にどのような受け入れ体制をとっていただくかどうかというような部分も、一つの課題ではないかと思っていますので、地域とのつながりという観点も、今、議員から御指摘ございましたが、それも含みながら、今後、町の防災のビジョンづくりの中には反映していきたいというふうに考えております。

具体的には、今そこまで想定したものは持ち得てございませんが、今いただいた意見等を参考にしながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひちょっと検討に入れてください。

今、僕の言ったのは、道路の地図を、吉田町の地図を見ていきますと、道路ができます。だから、例えば今までは自治会同士の中で防災訓練をやっていました。それが町となったときに、今度は自治会を超えた連携であるとか人のつながり、そこに人のつながりが出てくるんですけれども、人のつながりであるとか、そういうものを当然認識しながらやる場合と、またいろいろ変わってくると思いますので、ぜひその点をよろしく願います。答弁はいいです。

それから、最後に聞かせていただきます。公共建築物の耐震化についての、今、町長のほうから詳しくお話をいただきました、平成27年度に向けてということで。多分これに関しては、3月11日のああいうことがありましたので、財政的な問題がありますので、僕のほうではある程度のキャパシティは考えております。

その中で、まず一つは、今、住吉を見たときに西のほうですね、体育センター。体育センターというのがちょうど耐震基準を、これは満たしていません。勤労者体育館ですか、昔は。ところが、あの辺をちょっと歩いてみますと、高い建物ってほとんどないですね。例えば、あの道路をかさ上げしておいて、そうして道路を上げることによって、その一帯が避難地になった可能性もありますので、それがちょっと過ぎちゃったものですから。

ただ、今言った体育センターに関しては、多分このセンターというのは、恐らく坂口谷川の津波がもろにかぶるようなところに來ますので、そういうものを考えたときに、やっぱり優先的にやることも必要であろうし、それと体育館というのは重要な被災後の拠点にもなり得ますので、その辺の優先性というか、そういうのを町長のほうではお考えになっているかどうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、お話ありました体育センター等につきましては、一応浸水地域にあります。今の耐震の点検した段階ではランクⅢということで、先ほど町長の申しましたランクⅢのところ、東海地震が発生した場合、倒壊する危険が大きいというところに入っております。

ただ、それにつきましても、今、耐震等いろんな計画をしてございますが、今回、浸水地域に入るといふ点もございまして、それをそのまま耐震するのか、また別な機能に変えてどこかに移転するのかということも、一つの選択肢になってくるかと思っております。今までのところは、そういう利用のあるところにつきましては耐震をした上で進めていく。

または、場合によっては、利用頻度の少ないところにつきましては取り壊しというところ

もありましたが、今回、新たに津波の浸水地域ができたということもありまして、先ほど言いました総合体育館等につきましては、大規模な避難所ともなるというところがございますので、そういうような部分も加味しながら今回の耐震の補強の考え方、また場合によっては移築というかんですか、場所を変えるというところも出てくるかと思いますが、それにつきましては、現時点につきましては、役場で11月につくったハザードマップをもとにした計画等は今持ち得てございませんので、それをもとにした計画等につきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今、移築という話が出ました。あの地域というのは、多分津波が入ってきたときに、今度は水門をつくっていただきますけれども、まず一番最初に危険にさらされる地域だと思っんですよね。そういう意味で、移築に関してはどうかと思います。

それと、もう一つは、やっぱり人間って、あそこに住んでいる人たちというのは、頭の中に、もう把握をしていますよね。そのときに人間の行動というのは、瞬間的にそういうものが出るはずなんです。だから、移築に関しては僕は余り期待は、希望とかそういうのはしてなく、あそこをかさ上げをして、そうしてやる方法か何かの方法で、あそこは建物が確かに少ない、高い建物はありませんので、で、あの人たちが今回の防災の訓練のときに住吉小学校なんですね。現実的に、あの計画で避難をやりましたけれども、もうあそこへ来るまでにはとてもじゃないけれども、そういう避難をすること自体が妥当かどうか。そういうのを考えたときに、あそこのそういうものをちょっと考慮していただきたいと思います。

それと最後に、ちょっとお伺いします。今、民間の建物で、自主的に近隣の住民の避難場所として計画をし、施工されているところがございます。例えばそのようなもの、そのような建築、これからそういうものを誘致する。そして、例えば外の階段であるとかそういうものに、外階段とか避難場所、そういうものに限定をして、例えば町が補助を出すというような考えというのは持ち合わせてはいませんか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今のところ、先ほども言ったように避難計画をつくってございますが、それをもとに避難をしてもらうところ、今、避難タワー、または公共的な施設で今考えておりますのは、住吉小学校とか川尻会館も考えてございますが、民間のところにつきましては、避難ビルというような指定等はされてくると思いますが、ちょっと私ども、役場としての避難計画の中で位置づけをして、避難ビルがあるから避難タワーは要らないよ、極端な言い方をすると。そういうようなことは考えておりません。しかし、今の議員のお話であったように、避難タワーをつくるといっても相当時間が、全部建てるについてはある程度時間がかかるということで、当面の処置なりプラスアルファの処置としては、民間のところの部分の屋上とか高いところに逃げるということで、外階段をつけるというものも有効な施策だというふうに考えております。

ただ、今の役場の中では、そういうような部分に対しての補助をするとかというような制度はございませんが、今後、財政部局との調整、またはそういうようなものに対する需要というんですか、建物がどのぐらいあるのか等も調べながら、そういう制度をつくったことによって、避難施設が整備できるということならば、検討する価値があるかと思っております。

ので、また調査をしながら、今言った御提案、外階段に対する補助という部分も念頭に置きながら、ちょっと調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言った中には、そういう補助をすることによって、ひょっとしたら企業を誘致することが逆にできるんじゃないかという可能性が、僕の中にちょっとありまして、そういうものも考えて今言ったわけでありまして。

大体そんなこと、質問の中では大体その辺ですけれども、それと一つ考えている部分がありまして、避難タワービルが示されました。その中で、瞬間的にできるだけ人間が乗れるようなという形で、建物の内側に二重らせん構造のようなものができたら、非常に大量の人たちが瞬間的に、普通の階段から倍の人たちが上がれると思っておりますので、その辺の検討も、ぜひよろしくをお願いします。

あと5分なんですけれども、ちょっと一つ、町の人たちを持ち上げるわけじゃないんですけれども、議長、ちょっと外れますけれども、いいですか。ちょっと外れますけれども、だめですか。

○議長（八木 栄君） 外れちゃだめですよ。

○3番（山内 均君） この町の、外から見た人たちのどういうイメージ、非常に親切だというイメージをちょっと話そうとしたんですけれども、許してもらえませんか。

○議長（八木 栄君） 上手に質問の中に入れてくれればいいですけども、そうじゃなかったら、やっぱり関連質問はないということでやっておりますので。

○3番（山内 均君） わかりました。また後ほど、それに関しては何かの形で。

それじゃ、ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで、議場内にいる皆様にお願ひがあります。

吉田町議会会議規則の中、98条で、議場に入る者は帽子、外とう、襟巻き、杖、傘、携帯電話、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではないということですので、先ほど山内議員の一般質問の中の町長の答弁のとき、2回か3回、メールの着信音のようなものが、だれのかわかりませんが鳴ったものですから、皆さんちょっと気になったと思いますので、そういうことがありますので、携帯を議場の中に持ち込まないということで、ほかのものは、今、持って入っている方はいないとは思いますが、そういうことでしっかりと守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 零時57分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 一般質問を始めさせていただきます。

次世代を担うひとづくりの計画についてと題して質問をいたします。

平成18年から平成27年度までの吉田町の基本計画が、第4次吉田町総合計画として平成18年3月に出され、5年たった平成23年3月には、その後期基本計画が出されました。本日、その基本計画の中で、教育・文化・交流の章の教育に関する、次世代を担うひとづくりについてお伺いいたします。

基本計画には、各分野の目指す状態、現状と課題、そして施策として5年後の姿が記述されています。その中で、目指す状態には抽象的な表現が多く、その解釈次第で、その後の施策に大きく影響すると考えますので、今回、教育を題材として、吉田町の教育をリードする教育長及び町長に目指す状態の解釈を伺い、施策との関係を明確にしていきたいというふうに考えております。

まず最初に、分野「幼児教育」の目指す状態、豊かな感性を育むための幼児教育の環境が充実したまちの、豊かな感性をはぐくむために何をするのか、そのための幼児教育環境とは何かについてお伺いします。

2番目は、分野「学校教育」の目指す状態、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまちの、一人ひとりの個性を伸ばすために何をするのか、そのための学校教育環境とは何かであります。

3番目は、分野「地域教育」の目指す状態、地域で子どもを育み、地域の教育力が向上しているまちの、地域は子供の何をはぐくむのか、地域の教育力とは何かであります。

4番目といたしまして、分野「青少年健全育成」の目指す状態、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年の育っているまちの、たくましい精神と健やかな心とは何かということ。

そして、最後に、計画に記載されておりますそれぞれの各施策が、以上、お答えいただいた目指す状態を達成するためにどのように関係しているのかについて、お答えいただきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 大変基本的、本質的ではありますが、難しい質問をいただきました。

次代を担うひとづくりの計画についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、第4次吉田町総合計画後期基本計画は、平成22年度に基本計画の見直しを行い、平成23年度からスタートしております。町づくりの基本理念、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」という将来都市像、それを達成するための施策の大綱などは、目標年次である平成27年度まで変更せず、後期基本計画が策定されております

ので、総合計画を進める上での基本的な方針に変わりはありません。

後期基本計画の特徴といたしましては、分野ごとに成果指標を掲げるとともに、各施策には5年後の姿をあらわし、目指す状態を簡潔に表現しております。

また、後期基本計画を実現するための具体的な事業につきましては、財源の裏づけを持ち、計画期間を3年間とする実施計画がございます。しかし、事業の実績や計画策定後の社会経済、その他の情勢の変化に応じて修正、補正を行うため、毎年ローリングを行っております。

それでは、第1点目から第4点目までの各御質問にお答えしてまいります。御質問の中の文言のとらえ方は基本的には変わらないはずですが、表現などは人それぞれでございますので、一つのとらえ方、表現としてお示しさせていただきます。

最初に、1点目の分野「幼児教育」の目指す状態、豊かな感性を育むための幼児教育の環境が充実したまちの、豊かな感性をはぐくむとはいかなることか、そのための幼児教育環境とは何かについてお答えいたします。

まず、感性の意味であります。辞書を開きますと、対象を直感的に受け入れる能力とありますが、ここでは、例えば美しいものは美しいと素直に受けとめる心、あるいは物事に素直に感動する心と御理解ください。

人にとって、豊かな感性を持つことは、人間関係を豊かにするという意味でも大切なことであると思います。したがって、私たちは子供たちの心に豊かな感性をはぐくむ教育を心がける必要があると考えます。そのための幼児の教育環境とは何かということですが、これは、この後の御質問にも関係ありますが、教育環境には人的な環境や災害など、人に厳しい環境も含めての自然環境、そして物的な環境など、さまざまな環境が考えられます。

まず、大切なのは、人生のスタートで出会う家族という人的な環境であろうと思います。これが人生の最初に出会う環境であり、将来の人生に大きな影響を与える最も大切な出会い、環境であると考えます。私たちの心には、意識する、しないは別にして、また必ずしも意図的、計画的とも言えない、家族から受けてきた愛情という教育の成果が色濃く残っているはずであります。

次に、自然環境です。少々話はそれますが、1901年生まれで、1978年に亡くなられた岡潔という数学者がいました。長い間、奈良女子大学で教鞭をとられた数学者です。これは余談であります。寺田寅彦、湯川秀樹、岡潔、小平邦彦などの科学者の教育論には、一般の教育学者とは違った特異ですぐれた発想があります。

岡先生に春宵十話という本がありますが、この本の中には、岡先生の教育観があふれております。この中に、「情緒の中心が発育を支配するのではないか。とりわけ情緒を養う教育は何よりも大事に考えなければならない、と思われる。単に情操教育が大切だとかいったことではなく、きょうの情緒があすの頭を作るという意味で大切になる。」という一節があります。

つまり、人が幼いときにふれる自然は人の情緒を高め、心を豊かにし、明日の頭をつくるものであると述べられております。したがって、幼児教育にとっては、先ほど申し述べました人的環境と子供たちを取り巻く、優しく、時に厳しい自然環境が大切であると考えます。

次に、2点目の分野「学校教育」の目指す状態、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまちの、一人ひとりの個性を伸ばすとはいかなることか、そのための学校教育環

境とは何かについてお答えいたします。

子供たちは両親、祖父母を初め、本人も知らない遠い祖先からさまざまな資質を受け、この世に誕生いたしました。受け継いだ資質は百人百様であります。極端な言い方をすれば、受け継いだ資質については本人もあずかり知らないところでもあります。走るのが得意な子もいれば、絵が上手な子もいますし、算数の得意な子、優しい性格の子、強固な意志を持った子など、まさにさまざまであります。

学校教育に限ったことではありませんが、一人ひとりの個性を伸ばすこと、すなわち教育の使命とは、子供たちが持って生まれた資質、個性を伸ばし、一人の人間として自己実現を図れるよう支援することであると考えます。したがって、そのための教育環境とは、その使命、目的を果たすためのよりよい環境であります。学校教育に限って具体的に言えば、指導するすぐれた教師であり、指導する方法、そして整備された学習環境、そして先ほど来、申し上げております自然環境であります。

次に、3点目の分野「地域教育」の目指す状態、地域で子供を育み、地域の教育力が向上しているまちの、地域は子供の何を育てるのか、地域の教育力とは何かについてお答えいたします。

地域とは、子供たちを囲む自然と、そこに住む人々によってつくられた地域社会であり、地域の教育力とは、これが持つ教育の力であると考えます。地域は、そこに生まれた子供たちを教育する力を持っております。地域のありよう一つで、その力が教育目標である子供たちの自己実現にプラスに働くこともあれば、マイナスに働くこともあるというのは、例を挙げるまでもないことであります。それだけ地域の持つ力と責任は重大であります。

次に、4点目の分野「青少年健全育成」の目指す状態、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年に育っているまちの、たくましい精神、健やかな心とは何かについてお答えいたします。

たくましい精神、健やかな心であります。私は文字どおり解釈しております。最近、難事に出会うとこれを回避しようとしたり、腰砕けしてしまう若者が多くなっておりますが、たくましい精神とはどんな場合でもくじけたり、逃げたりしないで、最後までベストを尽くし、難事に立ち向かっていく精神であると解釈しております。また、健やかな心とは、幼子の持つ汚れを知らぬ純粋な心と解釈しております。

以上は、1点目から4点目までの御質問のうち、4分野での目指す状態について掲げられた文言や考え方についてお答えしたものであります。

最後の計画に記載されている施策が、上記の回答と整合しているかお答えくださいとの御質問でございますが、これは4分野のそれぞれの施策が、それぞれの説明で述べました内容と矛盾がないかどうかのお尋ねかと思えます。いずれも、掲げられた施策は目指す状態を実現するためのものであり、御質問のあった言葉の理解に基づくものであります。したがって、整合性があると考えております。

私も長い間、教育の道に務めてまいりましたけれども、改めてこういう御質問を受けますと、なかなか難しいものだなと、そういうふうに感じました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 答弁ありがとうございました。答弁の中で、岡潔先生という名前が出てきて、懐かしいなという思いで聞いておりました。

まず最初に、基本計画の中で、最後の整合性があるかどうかについては、施策との整合性について、詳しくはちょっと述べていただけなかったのが残念でありますけれども、基本計画の中に、分野の成果指標が出されています。幼児教育というところに関して言えば、幼児教育の充実に満足している割合に関して、満足、やや満足と回答した住民の割合として、平成22年度の調査の現状値ということが26.1%で、目標値、平成27年度が30.0%になっております。

そのときの施策というのが5年後の姿でありますけれども、幼児教育の充実を図ることにより、幼児一人一人の健やかな成長を促していますと。また、幼稚園、保育園、小学校の連携ということに関しましては、幼稚園、保育園、小学校との連携を密にすることにより、幼児一人一人の状況に合った支援体制が確立されていますというふうになっております。

単純に想像するに、この施策、5年後の姿というのが、今述べたようなことができれば、目標値として挙げている30%どころじゃないだろうと、70%、80%が満足されているんじゃないかというふうに思うんですが、あえてそこを、目標値を30%とされているのは、まずなぜなのでしょうかとこの質問をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長(八木 栄君) 教育長、黒田和夫君。

○教育長(黒田和夫君) こういう調査というのは大変難しい調査でありまして、調査を受ける側の主観もありますし、それから、例えば幼児教育というのはいろんな人が、いろんなところでかかわってきたわけでありましてけれども、これはもう人間の歴史というのは随分長いわけですが、それがそのとおりにいけば、もうすぐの間に100%に達するはずなんですけれども、それだけ私は幼児教育というのは難しいことで、皆さんそれぞれ試行錯誤しながらやっていることで、そういうことが根本にあると、そういうふうに考えております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 今、申しましたように、幼児教育の充実を図ることなんですけれども、豊かな感性と幼児教育環境というところをしっかりとやっていこうということなんですけれども、この幼児教育の充実というのが、具体的にはどういうことをやろうとしているのかということに関しては、具体的にどういうことをやろうとしているかということについて、御説明いただけますでしょうか。

○議長(八木 栄君) 教育長、黒田和夫君。

○教育長(黒田和夫君) 教育委員会としては、幼稚園や保育園の子供たちを対象にした事業には特別かかわってはおりませんが、しかし、いろいろ社会教育の中で、子供たちを育てるご家族の方といろいろ話をしたり、そういうことはあります。

ただ、幼児教育というのはやっぱり、もちろん保育園、幼稚園はありますけれども、舞台は家庭の中ですので、なかなか行政が立ち入るということは難しいことだと、そういうふうに考えております。だから、一般的なアドバイスをしたりと、そういう事業は取り組みながら進めているというふうに考えております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 幼稚園は、吉田町においては私立で、保育所に関しては町立であるという状況において、やっぱりなかなかそこに、教育委員会としては入り込めない部分がある

のかもしれないけれども、何がしか、ここに掲げていることを達成するためには、やっぱりしっかりそこに踏み込んで、現実施策を達成するという必要があって、やはり家庭とのお話だけでは、なかなかこれは達成できないというふうに考えているわけでありまして。

例えば、吉田町の私立の幼稚園2つ、ひばりとちどりに関しましては、23年度の予算におきましては運営費補助金の交付は450万。で、就園奨励比として1,267万ちょっとというのを支払われているわけでありまして。もう少し、お金というのは必要なだろうけれども、やっぱりそこに対して何がしか入って、町の考えというのを伝えて、子供たちが充実した豊かな感性をはぐくむというようなところをやっていかなければならないと思うんですけれども、そこに、今のお話ではなかなか踏み込めないということですから、そこに踏み込んでいくというお考えはございませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） けさほど防災の話をしましたけれども、学校法人でありますので、これも町民の子供さん方でありまして、そういう意味で、学校法人であっても支援はするわけですが、内容にまで踏み込んでやるということは、これはできないというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 防災という観点でお話がありまして、感じるところでありますけれども、吉田町は後期基本計画というのをベースとして、これは維持しつつ、防災体制の強化というのにシフトしていくというお考えであります。

先日の平成24年度の予算の連合審査におきましても、防災意識の向上ということで、町長は、これからは学校教育の中、またその他の教育の中で考えていけばよいというふうにおっしゃられております。

今後、防災教育というのは、教育の中で、吉田町にとっても重要な役割を果たしてくると思います。その中において、町の宝である幼稚園の園児、保育園の園児、そういうものを救うという観点において、避難経路が3月末に計画が決まりますよね。そういうものができた中において、園児とか教員に対して、町はどのように進めていこうと。なかなか難しいところはあると思いますけれども、ここをしっかりとやっていかないと、要するに幼稚園児と保育園児、大体同学年でいけば半分、半分ぐらい通われていると思うので、そこを救うという観点で、やっぱり教え込まなきゃいかんと思うんですよね。

そこに対しては、なかなか入り込めないといえども、やっぱりやっていかなきゃいかんのではないかなと思うんですが、そこに関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 先ほど、なかなか踏み込めないと言ったのは、要するに幼稚園教育の中にはなかなか踏み込めない。しかし、実際には社会教育の中で、親子体操教室といったようなたぐいで、子供たちを集めてやっている事業があります。そういう中では、もちろん体操をやりながら、お母さんと子供と一緒に話をすると。そして指導者が、今度は体操だけでなく家庭教育についても相談に乗ると、そういう形ではかかわっております。これは大事な部分だというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 平成18年度に作成されたもともとの基本計画の目標に、人間形成の過

程で重要な幼児教育の内容の充実や、教職員等の資質向上を促進しますという文言がありました。で、後期計画には、教員等の資質の向上というのが消えているんですね。それは、ある程度の達成ができたから後期計画には出していないのか、その意味合いというのはどんなものなんでしょう、なくなっているということに対して。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの御質問ですけれども、今、議員さん言われるようにある程度の、年々、保育士さん等々の様子も見させていただいていますと向上しているということで、一応のレベルには達していると、そういうふう感じておりますので、あえて外させていただきました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ただいまも、ある程度のレベルには達しているということなんですけれども、どういうことをやられて、どういうレベルに達しているかというのを、具体的なこういう例があるとかいうことで示していただければよくわかると思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 具体的な例は申し上げるのは難しいと思いますけれども、例えば就学援助等、就学指導委員会みたいなものがあるわけですね。例えば、障害を持つ子供たちをどういうふうにして、これから進路を定めていくというときは、保育園の保母さんも加わって、学校の先生も加わって、そういう中で会議をしていくわけです。そういうものを通して、やっぱりそういう成果が上がってきたということがわかると、そういうふう考えていますけれども、ただ子供たちのために、幼稚園教育としてどんなことを教えるとかということについては、それほどかかわってはいないわけです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 幼児教育に関しては最後にしたいと思うんですが、豊かな感性ということに関しての感性というのは、私自身がとらえたときに、中学校で習ったんだと思いますが、「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬる」というのがあります、そこがまさに感性という感じを持っています。そういう子供たちを育てるというのは、物すごく重要なことだと私自身思っています、やっぱり学習指導要領とかを見ますと、いろんな体験をさせることによって、先ほども人的とか自然とか物的というところで、環境を整えていこうということでもありますけれども、やはり自然に触れ合う、で、先生とのかかわりとか、そういうのが大切だと思うので、そういうのをより一層進めていただきたいというふうに考えております。そこはちょっとお願いであります。

続きまして、幼稚園教育と学校教育ということになるわけですが、やはり幼稚園、保育園と学校との連携をとるというお話がございましたが、そこに関しては、具体的にどういことを今やられているかということについて、御説明を願えますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 例えば、一例を申し上げますと、毎年吉田町には新規採用の教員が配置されます。例えば、23年度は5人の教員が配置されました。その人の研修の一環として、幼稚園と一緒に子供たちといろいろなことを体験すると。例えば、そういうようなことを通し

での交流といいたまいますか、そういうものはあると。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学校教育の目指すところが、一人一人の個性を伸ばすということに関して言えば、やっぱり幼稚園、保育園で育って、ある程度、どういう子かというのがわかってくると思うんですけども、そういうのが学校に情報としてしっかり流れていれば、受け取る小学校のほうも指導しやすくなると思うんですが、そこに関しては具体的にはどういうことをやられているのか、やっているとしたら、具体的にどういうことをやられているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） こちらで把握しておるのは、先ほど申し上げました、就学指導委員会の中の各個人の長所であれ、短所であれ、今どこまでできていて、幼稚園、保育園から小学校へ上がったときに、どの程度までのレベルで、自分で自分のことができるかとか、勉強がどこまでできるかとか、ひらがながどこまで読めるかとかというものの情報交換というか、幼稚園の年長さん、保育園の年長さんから小学校のほうへはデータのほうを上げて、そういうような中で、携わった先生方が、その報告を重視しながら1年のときはやって、それから別に伸びる子は伸びる、そこでストップしている子はストップすると言って、また一年一年、その記録を学年ごとにしていくと、そういうような状況でやっておるということでございます。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 議員が言われていることは、非常に大事なことだと私は受けとめております。しかし、国のほうでも、幼保一貫教育とかそういうことは、もう何十年来まとまりがつかないような状態で、現場でもなかなかそういう点は難しいし、それから、小学校は小学校なりにたくさんの課題を持っておりますので、時間的にもそういうゆとりがなかなか持てないというのが現実です。

しかし、そういうことは非常に大事なことですので、これから大いに、意識的に取り組んでいく必要はあると、そう思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学校教育の目指す状態ということで、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が実したまちということなんですが、その施策において、必要に応じた施設の改修や整備を図ることにより、学校施設の安全性や快適性を向上していますと。で、状況に応じた教師数やコーチの適正規模の検討に基づく教育推進体制の強化を図ることにより、教育環境が充実していますということが掲げられている。あと少し、相談とか出ておりますけれども。

先ほど、教育長からお話いただいた学校環境というのは、教師、その教え方、設備、自然環境という話がありましたけれども、ここに記載されているのは、どうも設備的なところに重きを置かれているようなんですけども、やはり教育長がおっしゃったように、教師の質を上げるとか、その教え方とか、自然環境に触れさせるとか、そういうことが結構重要なことだと思うんですが、そこに関してどういうふうに進めていこうというふうに進められていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 先日、これは住吉小学校か中央小学校か、私、忘れてしまったんですけれども、小学校、中学校に家庭教育学級というのがありまして、そこは小学校でいうと、1年生に入学した子供を持つ親御さん。で、中学校でいうと、新しく中学生になった子供を持つ親御さん、そういう人たちが学校教育、あるいは子育てを通じていろいろな勉強をするわけですけれども、その閉級式に、私、いつも招かれて、そこで一言、二言お話をするわけですけれども、そのときに、吉田町の場合は、学習環境としてはおかげさまで大変整備されているほうだと思います、他の市町村に比べて。ただ、これ以上に取り組んでほしいと思うのは、さっきから申し上げております、自然環境を生かした教育であらうと思います。

そこで、私がこの間お話ししたのは、やっぱりお父さんなりお母さん、どちらでもいいですけれども、休みの日には子供の手を引いて、ここにはまだ自然がいっぱい残されていますから、例えば川の土手でもいいから散歩してくださいと。そして、一緒になって草や花を見たり、あるいは夕焼けを見るとき、そういうことが教育にとっては非常に大事なことであるということを私は努めてお話しするようにしております。

最後に、学習環境というのはさっき言いましたけれども、やっぱり自然環境というのは非常に大事だというふうに思います。ただ、いろいろな施策というのは、国から来る施策というのは大抵の場合は、そういう言い方をしているかわかりませんが、東京発なんです。田舎から出たものは余り多くないわけです。

かつて、20年ぐらい前ですか、やっぱり当時の文部省のほうから各学校で生き物を飼いなさいと、生き物を育てながら、いろんなことを学びなさいと、そういうのがありまして、一斉に各学校で生き物を飼ったことがあります。しかし、場所によっては、そんなの飼わなかったって幾らでも周りにいるというのはあるわけで、そういう意味では、その地域にある自然を生かし、自然の環境を生かし、自然の事情をよく取り入れた教育を進めていくべきだと、そういうふうに私は考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 学校教育ということで、一人一人の個性を伸ばすという観点からすると、一つのアイデアではあるんですけれども、今、各クラスに担任の先生がいらっしゃるわけですけれども、やっぱりそこに対して、副担任というのか何というのかわかりませんが、そこを補助するような教師の数を、しっかり見る教師の数をふやすことによって、より細やかな子供の指導というのできるのではないかなというふうに考えております。

実際それを雇おうとすると、お金がかかる話ではありますが、そういうことを進めていこうというようなお考えというのはないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 義務教育の場合に、一般的に教員というのは県費教職員なものですから、それは県のほうでそこをやっていただかないとできない。そうかといって、各市町でやるとなると、これは人件費というのは莫大なものになるものですから、そういうことを望んではいてもなかなかできない。しかし、吉田町の場合は、補助の職員は相当数、町単で雇ってくれておりますので、そういう点では助かっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町長にお伺いしたいんですが、今の副担任というようなのは金がかかるというのは承知の上なんですが、より町でそういうことを、教育に力を入れていくという

観点で、お金を出すというようなことは考えられませんか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一般的なことでございますけれども、これまで吉田町は教育に対して、ほかの市町と比べて格段の投資をしているはずでございますので、今後とも、それについては財政の許す限り、教育にはお金を投資してまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 副担任という考えは今すぐということではないという、将来的には考えるということですか。どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先生が一つの教室に何人もいれば、一番よろしいわけでございますが、本当は、35人いれば35人の先生がついていれば一番いいわけでございますけれども、それはできない相談でございますし、当然、財政のほうは許す限りにおいてですけれども。

ただ、考え方として、副担任って、正式な教員というのとはまた別に、現在、補助教員とかございますので、町内には当然これから60を過ぎて、なおかくしゃくとしていろんな社会に参加したいという方がたくさんおられますんで、そういう方々が、また教員として適性があるかどうかはちょっと別でございますけれども、そういう適性があるとなれば、そういう方に補助教員として中に入っていただくということも、当然考えていかなきゃならないと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 続きまして、地域教育というところに入っていきたいのでありますけれども、私自身は、教育の原点というのは、特に道德教育というところにおいては、先ほど教育長がおっしゃっておいりました、家庭だというふうに考えているわけであります。

ですが、最初の総合計画には家族教育というのが出ていたんですけども、後期の教育には、どうも地域教育の中に含まれているような記述になっているわけですね。やっぱりそこはちょっと残念なんですけども、もともとの基本計画の中で、家庭教育というところにおいて、次世代を担う子供たちの人格形成の基盤となる家庭でのしつけの重要性を周知し、明るく健全な家庭づくりに努めます。で、家庭教育学級などの学習機会や相談援助体制を充実し、親に対する教育を推進しますと。実にいいことだというふうに私は思っておりますが、また、その施策の中で、学習機会の充実ということで、家庭教育の充実と子育てやしつけに関する知識、子供との接し方など、親としての心構えや生活態度について学習する機会を充実しますというふうに書かれております。これは、具体的にはどういうことを進めていこうと、今、進められているのかということに関しては、いかがなものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 今、議員がおっしゃられたのは、親の教育、家庭教育へのアドバイスということですね。これは、主にPTA活動を通じてやっていることであるというふうに、私は考えております。PTAの皆さんが学校に集まりますと、そういうところでいろいろ意見を交換したり、あるいは学校は学校としての立場でアドバイスをしたり、そういう形でやっているわけですね。

だから家庭教育の、例えば言葉が消えていったとかということが仮にあったとしても、それはもう家庭教育が別に必要なくなったという意味ではありません。今、何を強調しなきゃ

ならないかということで文章がつけられているんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その続きに、子供の行事で保護者が集まる機会を利用して子育て講座を行うなど、子育ての支援に努めますとありますが、これに関しては、先ほどおっしゃられたPTAの集まりとか、そういうところでやっていらっしゃるということか、もっとほかに、こういう機会を使って指導していますよというのがありましたらお願いできますか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） PTAという組織を使う場合には、全般的に広くお話ししますので、大抵一般論になると思いますね。しかし、家庭の状況というのは全部違うものですから、そういうのは受け持ちの教師が個々に面談等でアドバイスすると、そういう形でやっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 家庭訪問というのもありますけれども、それ以外にも、先生と保護者が個別にお話するというような機会は結構設けられているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） それは、随分機会が多いと思います。学期末であるとか、あるいは学期始めであるとか、あるいは場合によっては何か突発的に事が起こったときとか、いろいろな機会を捉えて、お互いに意見交換したりアドバイスすると、そういう形で進めております。だから、今の教師は昔の教師に比べて、親と接触する機会が非常に多くなっているというふうに私は見えています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私の考え違いなのかもしれませんが、やはり今の親の中には、モンスターペアレントと呼ばれるような方が出てきていると。昔いたのかどうか、ちょっとわかりませんが、私が子供のころですね。そこにおいては、やっぱり道德教育というのがしっかりできていれば、そういう親もなかなか出ないんじゃないかなというふうな思いはあるんですが、吉田町においてはそういう人はいらっしゃるのでしょうかというのは、どうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） そういう人といいますと、大人を対象に。

○4番（平野 積君） 親のほうです。

○教育長（黒田和夫君） それはむしろ子供より、そんなことを言っているのかどうかわかりませんが、親への道德教育というのも本当は必要だと思いますけれども、それは本来は子供のときにやるべきであろうと思いますけれども、やっぱり家庭にいろいろな課題を抱えていて、子供が苦しんで悩んでいるというような事例は随分たくさんあります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 地域教育のほうに入りますけれども、後期計画の中の施策で、学校と家庭と地域の連携に関して、5年後の姿として、子供たちを取り巻く関係団体が情報を共有し、コーディネーターが中心となって、学校、家庭、地域が連携して、地域の子供をはぐくむ活動を展開していると。で、ここでいう子供を取り巻く関係団体というのは何であり、コ

ーディネーターというのはどういう立場の人なのかということに関してお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 地域教育の関係団体といいますと、吉田町の場合は4地区ございます。で、各地区に、21年度までに4地区に地域教育推進協議会、これは各地区、また通称、呼び名が違うんですけども、そんな団体が発足されました。

その中で、ボランティア団体であるとか、いろいろな団体がまた地域にございます。その方たちが得意とする分野を地域の子供に教えたり、聞かれたら教えたり、それで1年間に何回かそういう行事ごとをやって、たこづくりであるとか、こまづくりであるとか、竹馬であるとか、そういうものを各地区でやられております。それが、この各団体ということでございます。

コーディネーターというのは、現実には、今、県から来ている学校支援云々というあれがありましたんですけども、私は地域のコンソーシアム、この4地区がかっちり組めば、その中からコーディネーターとなるべき。で、今、コーディネーターと呼べるのは、社会教育委員さんをコーディネーター役というふうには今は考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その中で見ますと、住吉のわんぱくクラブとか、片岡きらめき塾とか、そういうことだと思うんですけども、そこに町がどういうふうに、教育委員会がどういうふうな支援とか、関係というかを持たれているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 直接に、体では動いておるということはありません。ただ、補助金で各地区に、この前もちょっと答弁させていただいたんですけども、10万円ずつの材料費というんですか、そういう程度のものを今現実にはやっております。

それと、今、県教委のほうから派遣されている社会教育専門員の方が1人おるわけですけども、その方が4地区をとりまとめて、うちのほうの町全体をまとめているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 地域の関係団体ということで、子ども会というのがありますよね。で、お祭りのときにいろいろ頑張ってくれているわけですが、そこと町との関係というのは何かございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） そちら辺は、特別関係というんですか、直接に横の連絡というのはございません、とっております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 子ども会といのうは基本的に、かなりの確率でそこに、いろいろ細かくありますけれども、所属されて、片岡であれば片岡、東片岡、西、その中に幾つかあって、団体としては結構集客率のある、集客と言ってはおかしいんですが、参加人数が多いところだと。そこに関して、やっぱり地域で教育力を上げていくという形でそういうことをやれば、より効果的に多くのお子さんたちに教育指導ができると思うんですが、そこに関しては今後

進めていこうとか、そういうことは考えていらっしゃると思いますか、ないかということ。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 当然今の子ども会、議員さんおっしゃるとおりでございますので、コンソーシアムがもう少し充実して、できれば4地区が一つになりました、その時点で、子ども会のほうへ話を投げかけるというような構想は持っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 続きまして、青少年健全育成というところなんです、ここに関しては、笑顔いっぱい運動だけでいいんかいというような思いがあるんですが、ほかに何かやろうというようなことはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 特に子供さんについては、今は笑顔いっぱいというのを重要視して、そこから始めようということで数年前からやられて、かなりの成果というか、黄色いベストを着ている子供さんたちに、かなりのあれがあったとは自負しております。

ただ、それ以外のことになると、うちのほうでは青少年健全育成委員会という、教育委員会の中で、社会教育部門のほうで事務局をやっております、地域の青年委員さんであるとか、それから警察の協働員さん、それから児童民生委員さんとか、そういう方たちで32名ぐらい健全育成委員会というものをして、年に重立ってやっているのは補導です。補導へ県からの年2回、冬場と夏場がございますものですから、そこに標準を合わせまして補導に出ます。

それと、あと各地区ではお祭り事ですね。お祭りに対して、学校を中心に父兄、そういう方を含めて、PTAと同じように補導をというふうに今は回っていると、そういうふうな現状でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） いろいろな子ども会であるとか、スポーツ少年団であるとか、いろんな任意の団体があるわけですが、それから議員がときどき町との関係というので口にされますけれども、私の考えでは、そういう任意の団体がお互いに、自主的にそういう子供たち、地域の子供たちに働きかけをしてくれるのが、本当の地域の教育力だろうと。で、そういうものがうまく働かなくなったときに、行政のほうで声をかけたり、お願いをしたりすることはありますけれども、できるならば、余りそういうものに介入しないで、そういう団体が健全に動いてくれるというのが一番望ましい形だと、私はそう思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ただいま教育長がおっしゃったように、自主的にそういうのがうまく活動できていれば、それが一番いいというふうに私自身も思いますが、やっぱりそこがなかなか進まないといったときには、目指すところは高いレベルを目指しているわけだから、やっぱり行政のほうで、徹底的にじゃなくて、ある程度の指導というのが必要なのではないかなということで、町との関係とかしょっちゅう言っているわけですが、やっぱりそこはしっかりやっていただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 消極的な言い方ですけども、やっぱり場合によってはそうせざるを得ないような状況にあると、まだそういう段階だと。やっつけてくださっている方には大変失礼ですけども、そういう状況であると、そういうふうに理解しています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後、質問じゃありません。私のお願いですけども、きょうお話しして、基本計画とか見ている感じにおいては、施設の整備とか、備品の購入とか、そういうところはある程度進められているというふうを感じるわけですけども、それはやる気と金があればやれることであるという思いがあります。

しかし、ソフトの面ということを充実する、豊かな環境で育てていく、一人一人を伸ばすというようなことは、そういうソフト的なことに関しては、やっぱりある程度の制度をつくって人が動いていかないと、なかなかそれは達成できてこないものだというふうに思います。それを怠ると、ボクシングでいうボディーブローのように、後になってきいてくるというような気がしています。

教育というのは、吉田町にとって重要な課題だと私自身思っています、先ほどちょっと歌を言いましたけど、目にはさやかに見えねどもと、今はいいかもしれんけれども、これが後できいてくるというようなことをやっぱりしっかり考えて、町のほうも豊かな感性を磨いていただいて、先を見通して教育問題というものに取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で、質問は終わりたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（八木 栄君） 続きます、6番、枝村和秋君。

〔6番 枝村和秋君登壇〕

○6番（枝村和秋君） 平成24年第1回吉田町議会定例会におきまして、先に通告いたしましたとおり、今後の財政運営の方向について質問するものであります。

平成24年に向けて、施政方針等、各種事業の運営方針が示されました。また、これらの町政運営に伴う予算案も提出されました。本予算は、前年度と比較しまして7億8,000万円増、8.7%の増の大幅な予算増となり、津波防災対策を最重点課題にとらえた安全・安心な町づくり予算で編成され、津波防災対策の予算は、一般会計予算の総額の1割強を占めています。

特に大きい事業は、津波避難タワーの建設です。平成24年度は3基を建設するとの計画です。今後も津波避難計画に沿って建設がされていくのではないかと思います。ほかに、すみれ保育園の建設、幹線道路の整備等、多額の事業費を要する事業があります。

そのような中、町の各種事業を執行していく上で必要な財源のうちで、最も主な財源である町税が年々収入減となってきています。その場合の補てんとして、基金、貯金の取り崩しや起債、借金をしなければなりません。

一般会計の起債残高は、平成17年度末に98億6,525万円ありました。町では行政改革大綱をもとに、財政の健全化を進めてきた成果として、平成23年度末見込みで83億4,402万7,000

円となり、この7年で15億2,122万3,000円も借金を減らすことができました。

しかし、平成24年度中の起債増減を見ますと、起債見込額が11億8,230万円で、償還見込額が7億5,643万7,000円となり、4億2,586万3,000円の借金がふえることとなります。平成24年度末では87億6,989万円の見込みとなります。

景気の状態がよくないため、税収が落ち込んでいても、各施策事業は待ったなしで進めていかなければなりません。大変財政事業が厳しくなっていますが、行財政改革を踏まえた今後の財政運営について、以下の点について質問します。

1点目でございますが、起債がふえていくということは、財政規律の確保と相反するところがあると思いますが、どのようにお考えですか。

2点目でございますが、平成15年から平成30年度の地方債残高状況、起債をしない場合の推移表が、23年10月号の「広報よしだ」に掲載されていました。大変借金の状況がわかりました。私はここで、さらに津波避難タワー建設計画などの、今後見込まれる起債対象となる事業も含んだ起債残高状況の推移表を作成していただければ、より吉田町の会計の中身が町民の皆様にはわかりやすくなると思いますが、どうですか。

3点目でございますが、財政の健全化の観点から、歳入の確保と負担の構成の維持が考えられます。平成23年2月に作成した行政改革プランに、税金や公共料金の収納率の向上や、使用料、手数料の見直しなど、8項目ほど実施項目が挙げられていますが、進捗状況とその成果はどうですか。

4点目に、財産管理の充実ということで、事業に供される予定のない普通財産の処分や有償貸し付けの状況はどうですか。

5番目ですが、現在、公務員の人件費削減が言われています。我が吉田町の人件費の予算は、総予算に対して構成比約15%となっておりますが、適正な基準というものはありますか。

最後、6点目でございますが、予算書では、職員数が昨年度より4人増の198人となっております。過年度の予算書を見ると、平成17年度、210人から平成21年度、192人と、18人減員となっております。行政改革プランには定員管理の適正化とあり、それにより実施してきたと思います。ここ3年間では徐々に増員になってきていますが、職員の適正化は図られているのですか。

以上、6点、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今後の財政運営の方向についての1点目の、起債がふえていくということは、財政規律の確保と相反するところがありますが、どのように考えているかについてお答えします。

当町は、これまで町づくりを進める中で、企業を誘致し、インフラ整備を促進させ、特徴ある行政サービスを提供することによって町の隆盛を保ち、着実に財政基盤の強化を図ってまいりました。

この町の豊かさを後人に引き継ぎ、そして今を生きる私たちの生命と財産を守り、同時に企業の生産活動を維持することが、町政を預かる私の最大の使命であると考え、平成24年度予算においては、一般会計の予算の1割強を占める津波防災事業費を含んだ97億3,300万円の予算を計上し、今議会に上程したところでございます。

議員の御指摘のとおり、町の歳入の根幹をなす町税の収入状況は、リーマンショック以降、毎年度減少し続けておりましたが、平成23年度予算においては3年ぶりに、前年度対比3.4%となる増額を計上することができ、さらなる好転を期待したところでございます。

しかし、平成24年度におきましては、固定資産の評価がえなどの影響を受け、前年度対比3.3%減の52億5,726万4,000円の計上にとどまり、厳しい財政運営を強いられる状況にありますことは、私の施政方針並びに予算の上程説明でも、御報告させていただきましたとおりでございます。

そのような中で、最重点課題である津波防災対策を強力に推し進め、同時に服し、子育て、健康づくり、教育、幹線道路整備に配慮した施策を実行していくためには、経費削減はもちろん、国や県からの補助金の活用、計画的な地方債の借り入れなど、柔軟な視点を持って財源を確保することが重要となり、本年度におきましては、国の第3次補正で制度化され、平成24年度におきましても同様の措置が図られる方針が打ち出されている、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業補助金を積極的に活用するところとしたところでございます。

過去を振り返ってみますれば、私が就任した平成15年度末には、普通会計におきまして110億277万7,000円の起債残高となっております。これは町の発展を促進させるために、積極的かつ計画的にインフラ整備を進めた結果であるほか、多額の借り入れを行って実施した総合運動公園整備用地の取得が加わったことで、起債残高もふくれ上がったものであると判断しておりますが、いずれにいたしましても、恒常的な財政の硬直化を懸念せざるを得ない状況でございました。この状況を改善させるため、平成16年度に当該年度の借入額は、当該年度の元金償還額を上回らないことという当町独自の地方債管理原則を設定し、これまで着実に起債残高を減少させてまいりました。

また、平成19年6月22日に交付された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では4つの比率を算出し、その比率を指標として、財政の健全性を客観的に判断することが義務づけられましたが、その義務づけに先だって実施された平成17年度の実質公債比率において、当町は県内最下位となる21.6%という比率が算定され、さらなる地方債管理原則の追加が必要と考えられたため、すぐさま、当該年度算定の実質公債費比率は、18%を下回る数値にとどめることという新たな地方債管理原則の設定を追加したところでございます。

以上、申しあげました起債管理原則を守りながら、地方債も活用した中で事業展開を図ってまいりましたところ、平成22年度末時点における起債残高は87億6,203万7,000円に減少いたしております。

しかしながら、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、当町の行政運営は津波防災まちづくりの推進を掲げ、いつ起こるかかわからない災害に対して早急に対応することが求められることは、何度も御報告させていただいたとおりでございます。

そこで、平成24年度には、冒頭で申しあげました都市防災総合推進事業を活用し、津波防災対策を本格的に開始する予定でございます。この都市防災総合推進事業は、事業費の30%から50%の補助率となり、残りの地方負担分に対して100%充当できる起債が可能であり、また起債の元利償還額の70%を交付税算出時に基準財政需要額として算入される、大変有利な制度でございます。

住民の皆様の生命と財産を守る施策を早急に実施し、安全で安心な町づくりを行うためにこの制度を最大限活用していくことは、町民にとっても、町にとっても、大変有効な手立て

と考へ、当該年度の借入額は、当該年度の元金償還額を上回らないこと。ただし、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業関連の事業のための借入額を除くという、既存の地方債管理原則を生かしつつ、津波防災対策を推進しやすい管理原則に変更し、事業を進めてまいりたいと考えております。

そもそも、多額の費用を要するインフラ整備等を、地方債の借り入れも行わないで賄うことは不可能であり、この事業によってもたらされる効果は、後世まで引き継がれるものでございますので、現世代の住民の負担だけを前提とせず、地方債を活用することには合理性があると考えております。今後も収入と借り入れのバランスを見ながら、適切な起債額を判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後見込まれる起債対象となる事業を含んだ起債残高状況の推移表を作成していただければ、より吉田町の会計の中身がわかりやすくなると思うが、どうですかについてお答えします。

当初予算上程時における起債額は、対象となる記載制度や起債の借り入れ先、償還期間、据え置き期間、利率などが確定しておらず、また事業費の結果が確定するまで借入額は確定しないところがございます。したがって、議員からの御提言であります、今後見込まれる起債対象となる事業も含んだ起債残高の推移表の作成は、不確定要素が多い中での資料を皆様にお知らせすることになりますので、予算時に合わせた資料の提供は控えさせていただきますと考えております。

しかしながら、今後の津波防災対策等で起債がふえることが見込まれる中、起債残高の推移をお知らせすることも必要でありますので、起債額が確定した決算の参考資料として、起債残高の推移表の公表を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の平成23年2月に作成した行政改革プランに、税金や公共料金の収納率の向上、使用料や手数料の見直しなど、8項目ほど実施項目が掲げられていますが、進捗状況とその成果はどうかについてお答えします。

吉田町行政改革プランは、平成23年度から平成27年度までの5年間を経過期間とする吉田町行政改革大綱（第4次）の具体的内容を掲載したもので、前回の吉田町集中改革プラン同様、行政改革を一層徹底していくための計画でございます。

吉田町行政改革プランは、現在1年目の取り組みを行っている最中でございますが、平成22年度及び平成23年度の取り組み、進捗状況につきまして、幾つか御報告させていただきます。

まず、1つ目の事務事業の合理化でございます。

ここでは、総合計画を意識した業務の推進、町独自の行政評価システムの構築として、総合計画、予算事業、行政評価が連動した町独自の行政経営システムを構築中でございます。平成23年度には、具体的な形として吉田町まちづくりステップアップシートを構築しましたので、今後も引き続いて制度設計を行いたいと考えております。また、危機管理を意識した業務の推進として、庁舎1階の住民基本台帳カードの交付及び公的個人認証の暗証番号登録コーナーに、個人情報保護の観点からつい立てを平成22年度に設置いたしました。

次に、2つ目の高度情報化への対応の項目でございますが、情報発信の工夫と推進として、3月11日に発生しました東日本大震災の支援物資募集をホームページに掲載する際には、英語、ポルトガル語での情報発信も行いました。また、ICTを活用した業務改革として、町

民課及び高齢者支援課において、法改正等に的確に対応できる電算処理改修を行っております。

次に、3つ目の町民参画型のまちづくりの項目につきましては、町民の声の反映として健康づくり課、企画課、高齢者支援課において、パブリックコメント制度を活用して意見を募集いたしました。

また、地域協働を担う団体の育成として、高齢者支援課において、高齢者移動支援事業を行うボランティアを募集し、高齢者の介護予防と生活支援を行いました。

次に、4つ目の多様な主体・形態の活用による戦略的な業務の推進の項目につきましては、指定管理者制度の運用の充実として、平成23年度が指定期間の最終年度を迎える施設につきまして、その施設の目的に合った効果的な運営方法を検討した結果、次期以降の指定期間の目安を一律3年間ではなく、5年間とすることもできるように変更する見直しを行ったほか、候補者の公募も実践いたしました。

次に、5つ目の定員管理の適正化・給与の適正化の項目について、議員の御質問の6番目と関連いたしますので、後ほど述べさせていただきます。

次の6つ目の人材育成基本方針の推進の項目につきましては、人を育てる職場環境の形成として、これまでの職員提案制度は残しつつ、より軽微な業務改革に取り組むことができる業務改善シートを考案し、平成23年度から実施をしております。また、人を育てる人事管理の実現として、豊富な実務経験を有する税務徴収員の配置や、教育委員会事務局に指導主事の配置を継続して行っております。

次に、7つ目の健全財政への取り組みの項目といたしましては、歳入の確保と負担の公平性の維持として、町税における口座振替の推進、分納相談や差し押さえの実施、滞納整理機構への移管を継続して推し進めるとともに、その他の保険料などにつきましても、催告書の送付や電話による催告、訪問による徴収を引き続き行っており、現年度の町税の収納率で申し上げますと、平成21年度は98.0%に対し、平成22年度は98.2%と成果が出ております。給付費の抑制として、ハッスル体操などの健康体力づくり事業の実施、小中学生の医療費助成や子宮頸がん等の予防接種の充実、健康診断の受診率を向上させる取り組みにも積極的に取り組んでおります。

次に、地方公営企業の経営健全化につきましては、水道事業の老朽管の計画的な更新により、有収率が平成21年度よりも向上させることができ、収納率につきましても、平成22年度は98.3%で数値目標を達成しております。下水道事業の収納率につきましても、平成22年度は99.3%で目標を達成できております。

以上、各項目につき取り組みの一端を申し上げましたが、今後も引き続いて業務の見直し、検証を行ってまいります。

続きまして、4点目の事業に供される予定のない普通財産の処分や有償貸し付けの状況はどうについてお答えします。

最初に、町有地の売り払いの状況についてでございます。平成23年度中に売り払った面積は、現在までで1390.67平方メートル、売り払い金額は4,361万3,544円でございます。内訳といたしましては、法定外財産を用途廃止したものの売り払い件数が10件ございまして、売り払い面積の合計は471.56平方メートル、売り払い金額は899万7,771円でございます。内容としましては、用途廃止しました水路や道路を売り払ったものでございます。

また、普通財産の売り払い件数が4件ございまして、売り払い面積の合計は919.11平方メートル、売り払い金額は3,461万5,773円でございます。売り払いの主な内容としましては、みどり団地の1区画、町営住宅旧神戸団地及び旧中瀬団地の跡地を売り払ったものでございます。

次に、町有地の貸し付け状況についてでございます。

平成23年度中の件数は10件ございまして、貸し付け面積の合計は1万3859.17平方メートル、貸し付け料の合計は453万4,449円でございます。貸し付けの主な内容としましては、吉田町牧之原市広域施設組合衛生センター用地の貸し付け、旧雇用促進住宅の駐車場の貸し付けや、大坪工業用地を隣接する会社の社員駐車場としての貸し付けが主なものでございます。

以上が、平成23年度中における現在までの町有地の売り払いと貸し付けの状況でございますが、今後におきましても、引き続き町有地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の人件費の予算は総予算に対して15%となっているが、適正な基準はあるかについてお答えします。

平成24年度の一般会計予算に対する人件費の比率は15%となっておりますが、御質問の予算に対する人件費比率の適正な基準というものはなく、また適正かどうかの判断は非常に難しいものであると認識をしております。

しかしながら、経費的な側面から見れば、当然人件費比率を低く抑え、その分、その他の行政サービスの向上に向けた施策の財源に充てたほうが、住民福祉の向上につながるのではないかというのが一般的な考え方であると思っております。このため、人件費比率が適正なのかどうかを判断する一つの手段としましては、他市町との相対比較を行うことが挙げられます。

静岡県が発行しております平成22年度の普通会計決算の状況により、県内の他市町との人件費率を比較してみますと、当町の決算額に対する人件費比率は13.8%ございまして、県内の市町の中で最も人件費率が低い状況でございます。ちなみに近隣市町の状況では、牧之原市が16.5%、島田市が19.7%、藤枝市が16.2%、焼津市が14.2%、川根本町が20.1%となっております。県内市町の人件費率の平均は17.4%という状況でございます。

なお、補足ではございますが、平成22年度の当町の一般会計の決算に基づく人件費率は15.3%ございましたが、この静岡県で発行している普通会計決算の状況の人件費率の算出に当たりましては、人件費の決算額から国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業等の特別会計へ繰り出している人件費などを差し引いて計算しているため、人件費比率に差異が生じているものでございます。

しかしながら、単に人件費比率だけの比較では、総体的な予算に占める人件費の比較は可能ではございますが、各市町とは人口規模や予算規模がそれぞれ異なりますので、当然のことながら比率だけでは判断できないものでございます。そこで、もう一つの指標としまして、住民1人当たりの人件費の数値を合わせて比較することによりまして、当町の人件費が高いのか、低いのかということが判断できるのではないかと考えております。

その、もう一つの指標であります住民1人当たりの人件費の額の状況でございますが、平成22年度の決算状況によりますと、当町は4万3,816円で、県内市町の中で最も低い額とな

っております。言いかえますと、町民の皆様が、職員人件費に対する負担額が最も少ない町ということでございます。ちなみに近隣市町の状況でございますが、牧之原市が6万536円、島田市が6万7,652円、藤枝市が4万7,964円、焼津市が4万5,925円、川根本町が14万1,141円となっております。県内市町の平均は6万1,883円という状況でございます。この2つの指標を客観的に比較していただければ、平成24年度の人件費率が15%という数字が適正なのかどうかということをおのずと御判断していただけるものと思っております。

今後とも、人件費が予算の足かせとならないよう、適正な行政運営を行ってまいります。

続きまして、6点目の行政改革プランには定員管理の適正化とありますが、ここ3年間では増員になってきているが、適正化は図られているかについてお答えします。

平成23年4月1日現在の職員数は、教育長を含めまして210名となっております。当町では、従来から少数精鋭を合い言葉に、最少の経費で最大の効果を図るべく、とりわけ定員管理の適正化として職員増の抑制を図ってまいりましたが、平成17年3月に、国から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示され、平成17年4月1日を基準として、平成22年4月1日時点の定数を一律マイナス4.6%上回る削減目標を掲げ、これに基づく職員の定数削減を行うよう、地方に対する強力な指導がございました。

当町では、この指導を受けまして、平成17年11月に、平成22年4月1日の職員数を213名とする吉田町定員管理計画を定め、職員の削減を図ってまいりました。この結果、平成22年4月1日現在の職員数は209名となり、削減目標を上回る定員削減を達成したわけでございます。しかし、この定員管理計画は国から示された一律の削減目標を達成するためだけの計画であり、それまでの当町が進めてきた職員抑制の状況を加味しないもので、また多様化する行政需要や人口増、地方分権に伴う権限移譲などの要件をほとんど考慮しないものでございました。

議員も御承知のとおり、職員の定員管理の適正化というものは、ただ単に削減すればよいというものではございません。例えば、今回のような津波防災対策の推進など、そのときそのときの行政需要の高まりや政策遂行、さらには権限移譲や団塊世代職員の大量退職などの行政課題に対応するためには、必要な職員はしっかりと配置しなければ、逆に行政サービスの低下を招くものでございます。

そのため、平成22年4月1日以降は、新たな定員管理計画というものは定めず、平成22年4月1日の定数目標でありました213名を基準として、行政課題や行政需要、そして職員の退職期等を踏まえまして、必要人員を確保していく方針を固めまして、平成23年度、平成24年度と職員の採用等を行っているものでございます。

この職員定数の適正化というものは、各自治体の行政の規模、行政課題によりまして、大分異なるものでございます。しかし、何をもって適正であると言えるかは非常に難しいものでございますが、効率的な行政運営が、いわゆる最少の経費で最大の効果を生むことを基本にしなければなりません。

このため職員定数につきましても、必要最低限の人員で効率的な行政運営を行っていくものでございますが、平成23年4月1日現在の210名という職員数が適正かどうかを判断する手段の一つとして、他市町との職員数を比較する方法がございます。静岡県で発行しております市町の指標によりまして、平成22年4月1日現在の当町の人口1,000人当たりの職員数は6.2人となっております。県内の町の部では、函南町の6.0人に次いで2番目に少ない職

員数となっております。

また、市につきましては、行政業務に多少の違いはあるものの人口規模が異なるため、人口が多くなれば、人口1,000人当たりに対する職員比率は当然低くなるものでございますが、牧之原市が7.0人、焼津市が6.1人、藤枝市5.5人、御前崎市8.7人という状況から見まして、当町は少ない職員数で業務を行っていることがお分かりいただけるものと思います。この人口1,000人当たりの職員数の数値と、先ほど申し上げました低い人件費とを総合的に鑑みれば、最少の経費、そして最小限の人員で町民福祉の向上を図るべく、一人一人の職員が町のために頑張っていることは御理解いただけるものと思っております。

今後とも効率的な行政運営に資するため、行政需要や行政課題に柔軟に対応しながら、必要な職員を確保するとともに、質の高い職員の育成をあわせて行ってまいりますので、議員におかれましても御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 再質問ありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 質問項目がたくさんありまして、ありがとうございました。じゃ、再質問いたします。

定員管理の関係で、私も吉田町の職員は頑張っているなど。それはなぜかといいますと、国の事務移譲といいますか、かなり多くなってきていると。そういう中で、なかなかその事務に当たらせる職員を確保しなければいけないとか、あるいは人数が、職員の数がふえているというのは、例えば行政サービスの多様化と申しまししょうか、例えば保育士で言えば、低年齢児化のサービスのために、乳幼児3名につき1名の保育士とかそういう基準がありまして、今年度の予算に確かに民生費の中で、保育園に関するところは職員も、臨時職員の賃金もふえています。

そういう中で、私はここであえて定員について言ったのは、正直言って、17年の集中改革プランに数字まで載せてくれて、採用者の人数とか、あるいは退職予定者、このあたりは確かに退職勧奨もありますもので、確かに採用とバランスは難しいとは思いますが、一つお聞きしたいんですが、例えば大量のとき、その欠員補充として職員を逆に、欠員補充なら、大量退職者がいれば大量に職員を採用するということになりますと、ある程度採用計画というんですが、立てていくには、やっぱりその年に来たら、全員同じに採用すれば、辞めていっちゃうということになりますと、なかなかバランスが難しいとは思いますが、その辺の考え方というのはなかなか難しいとは思いますが、何か一つの規律をもって採用していくとか、その辺のお考えは何かありますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の申されることはよくわかりますけれども、例えば単純な話、これは吉田町ですよ、この二、三十年、どういうふうな行政需要がふえて、それに応じて、それに対応する職員の数がふえてとか、ある程度、10年先、15年先というのが想定できればいいんですけれども、基本的には、またそういうこともなかなか定かではないと。

それから、また当然のことながら、それぞれ就任する町長さんの考え方によっても、また変わってくる場合もございます、本来は定員というものは、ある程度業務的なものが、ある程度ですよ、先を見越して、一定的なものであるならば、大体偏らないような数のあれを補充していけばいいんですけれども、なかなかそうもいかないと。

それから、近年、女性の産休なんかも非常に長くなっておるものですから、その辺の定員管理もなかなか難しいというようなことがありますて、本当に採用人員の適正化ですか、なかなかうまくいかない。

ただ、今、議員がおっしゃられたように、ある年次はぼんとあって、ある年次はどんとなる。非常に難しいものがございますから、そういうことがないようにという一般的な基本原則に基づいて、偏った採用人員数の推移はしていかないというふうな形に持っていけばよろしいかと思っております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 確かに勧奨もあって、退職がということで、多分目安というか、わからないということで大変だとは思いますが、それでもなるべく皆さん定年までいて、そういう計画が立てられればいいですけれども、大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

18年3月の集中改革プランの中では、主な定員適正化手法として新規職員の抑制とか、再任用の職員の活用とか、あるいは臨時職員の活用とかという形で、うちのほうは結構臨時職員が多いと思っておりますけれども、今、先ほど職員が210名いますよということなんですが、臨時職員の数は今どのぐらいか、ちょっとわかりますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 現在の臨時職員の人数でございますけれども、146人ということです。

○6番（枝村和秋君） わかりました。

もう一点は、再任用の職員ということで、これの質問をするとちょっと、前にも一度、私、行政経営指導員のこと質問して、町長と見解の相違もありますけれども、今年度の総務費の中の人件費だとは思いますが、これはまだ継続で任用ということですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 行政経営指導員につきましては、現在2名おりますけれども、1名につきましては退職していただいたような形で、1名につきましては現在折衝中でございますので、何とも言えないような状況でございます。

○6番（枝村和秋君） わかりました。

それこそ年金をもらうまでの云々という、当時も聞きましたし、それなりの当時の一つの、あのときは老人の人の足の確保とか、それは今度の予算にもありますが社協のほうに委託で、その前の段階で高齢者の足の確保ということで、一つのそういう実績が上がったということで、私、一つは評価していますもので。ただ、あと残りの方についてはちょっと仕事が見えませんが、この後どうなるのかなということで、町民の方も、私、言われていますもので、ちょっとそこをお聞きしました。わかりました。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 税収が落ちているのは、確かにそれは景気の動向とか、それで僕は仕方がないのかなと思うんですが、ただ、滞納繰り越し分ということで、要はいつも、今度の特別会計の予算でも、一般会計の予算でも、収納率の問題で連合審査のとき、あるいは委員会の席で質問が収納率の関係で出ております。先ほどちょっとお聞きしましたが、パーセン

ページがちょっと上がっているものもありましたし。

ただ、滞繰りについては、それは減年度分については多分そういう努力があって、なるべく滞繰りにしないように、現年度分から最初はいただくということで、そうなっているのかなという、そういう思いがあるんですけども、税金の徴収の意味で、私は、例えば税金だけじゃなくて、他課にまたがっている、使用料とか公共料金的なものはまたがってあって、大体滞納しているのはどの分野にもというか税目にも、税目というとな税金だけになりますが、公共料金、例えば水道とか下水とか、あるいは税金とか、メンバーが同じメンバーがいるわけなんですよね。こういう中で、今、町の中の連携は、どの課になるかわからないですが、どんな形でやっていますか。なければならないで、情報交換とかって、そういう意味での連携とか何か。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 特に連携というものはないですけども、水道料金等につきましては、うちのほうから水道がとまっているかどうかとかいうのは照会はさせていただいておりますが、特に連携して収納に当たってはおりません。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 先ほど、町長の御答弁の中で徴収員を雇うというか、採用するというようなお話。私はそこまでちょっと、徴収員の仕事というのは、具体的に、例えばもう席にいくらずに常日ごろ徴収に歩いているというか、そんなイメージでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 先ほどの答弁の中の徴収指導員というのは顧問のことで、今年度までは月2回出勤していただいておりますけれども、24年度につきましては4回ということで予算計上させていただいております。顧問の関係でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 大体、例えば納めるのにおそくなっている、滞納している方が同じ、いろんな分野で滞納している人、一人が兼ねている場合がありますもので、課の連携をもって、その辺で自分なりに、できるかできないかわからないですが、徴収課みたいなような、どこかの役所もそういうように、ちょっと新聞で見たことはあるんですけども、そのような考えはありませんか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の件につきましては、平成20年度の吉田町機構改革検討委員会からも検討事項として、債権回収につきまして、担当する部署の検討依頼等がありまして、税以外の収納管理の一元化について検討してきた経緯がございます。

しかしながら、職員の身分の関係とか債権の時効の問題などから、限られた人員の中でどのように効率的なシステムをするかということが課題となっております。現在まで至っているようなわけでございますけれども、全庁的に関係してくるため、これらにつきましては、現在、機構改革検討会を立ち上げまして、これらの機構改革等もあわせまして構築する必要があるという形の中で、現在、検討を進めているところでございます。

連携につきましては、地方税法の守秘義務の関係等ありますため、今言ったように、機構改革検討委員会で今検討している最中ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 大体滞納なさっている方は、いろんな税目とか、あるいは公共料金に共通していますもので、連携を組んでいけば能率的にいいのかなという形に思いますもので、その辺を、課まではつくる必要は、一応提案としては言いましたけど、要は横の課の連携をもって、なるべく収納率の向上を図ってほしいということ。

それで、例えば税の納めやすさということで、私の家族の中で、国民年金でコンビニでも支払いができるようになってはいますけれども、例えば税金などのそういうものをコンビニで払い、今は指定金融機関でやられていると思うんですが、納付方法のちょっと拡大ということで、そのようなことは考えられないかということですね。コンビニなら24時間対応できるとか、多分、今町では日曜開庁もやられていますもので、そういう納付の機会の拡大ということでは町民にとって利便だとは思いますが、さらなる納付の方法が拡大すれば、その辺の未納になる状況というか、支払い方法が拡大すれば、貢献というか、収納率の向上に、上がるのではないかなと考えるわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） コンビニ収納につきましては、うちのほうも検討をしましたが、費用対効果から、手数料等が他の納付手段と比べて割高でもありますし、システム導入への負担も大きいと課題が多いために、また当町では、議員さんもおっしゃられましたように日曜開庁においても納税ができるということで、平成22年度実績においても、税以外のものも入っておりますけれども、4,700万円強余りの納入が日曜開庁でもございましたので、今のところコンビニ収納を行うというような考えはありません。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 予算審議の中で、差し押さえというか、給与等の調査という形のことでも予算審議の中で挙がったんですが、23年度は今途中でありますけれども、差し押さえというよりも、差し押さえまではいかない、その前の段階で給与等の調査を行ったという話が出たんですが、その辺は実態というか、あれば、ちょっと数字的なものでも結構ですが、教えていただきたい。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 今年度につきましては、徴収部門に臨時職員を1名採用したことによりまして、職員が、議員さんおっしゃられましたとおり、実態調査とか納税相談を行う時間もかなりできたということで、2月末の時点で預金調査、また給与照会等の実態調査を317名行っております。その結果、来庁依頼等をお願いしても、相談に見えていただけない方につきましては差し押さえを行います。

また、家族状況等を調査いたしまして、申告をすることにより、所得税の還付が発生する方につきましては申告指導を行いまして、所得税の還付金の差し押さえを行っております。

差し押さえを行うことによって、滞納者の方に税と向き合っていただきたいということで、納税相談をそれからさせていただくということも目的の一つとしておりまして、今年度の差し押さえにつきましては、2月末現在で所得税の還付金が197件、471万5,340円、生命保険が1件、266万円、不動産が1件、180万円、預貯金が26件ございまして、471万8,696円ということで、合計1,389万4,036円が、今年度、差し押さえという形で町が収納した金額になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 本当に困って納められない人も中にはいらっしゃると思うんですが、やはり納められるのに納めてないという人も中には、こういうことをして納めるということは、こういう実態があるということは、やはり不公平な部分があるもので、その辺は毅然たる態度で、やはり収入を確保していただかないと、やっぱり正直者がばかを見る世の中ではいけませんと思いますから、そういうことで、徹底して収入の確保を図っていただきたいと思います。

あとは、先ほど人数のことをちょっと言いましたけれども、本当に定員管理計画というか、うちの町は……吉田町は、確かに県下より低いほうだということでお聞きしているんですけども、ラスパイレスは幾つでしたか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 直近のラスパイレス指数は92.3でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 確かに、うちの町はよその町よりラスパイレスも低いし、職員も、先ほど聞いたら町民1,000人当たり少ないよということで、頑張っている姿勢が見受けられました。それこそ頑張っていたきたいとは思いますが、それでもやはり事務の効率化とか、やはり合理化できるところはしていただいて、職員が、とにかく数が多くいけばいいんだということじゃないと思うんですが、そういう気持ちでやられていると思うんですが、より以上に、なるべくなら事務の簡素化とか、合理化とか、そういうことを踏まえて、要するに出費のほうを抑えるということも財政改革の一つだと思いますから、その辺をこれはお願いして、私の質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、6番、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日15日は午前9時から引き続き本会議、一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時46分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第14日目です。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 藤 田 和 寿 君

- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
〔12番 藤田和寿君登壇〕
○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は、さきに一般質問通告書で通告いたしました質問事項、災害に備えた協定や覚書の町の状況について町長にお伺いいたします。

東日本大震災は、従来の想定を覆した世界最大級の地震による大津波の威力と、震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故で、従来まで安全と言われてきた原発神話を覆し、原発の恐ろしさを我々に教え、従来の災害への備えのあり方を根底から変えました。それから1年がたち、当初報道されなかった直後の緊迫した状況などが報道されるなど、現地の復旧、復興を進めるとともに、被災地以外の地域において、今後の防災・減災対策へ生かされる情報などが出てきております。昨日も、午後6時と9時と地震があり津波警報等出て、本日に防災、減災に対する対策の必要性を肌で感じたものでございます。

この間、町は地震発生後からさまざまな検討を行い、昨年6月に補正予算を組み第1弾の対策を行い、その後も先進的な方向性を出し、本年1月には新たに防災課を新設するなど対策を整備してきました。そして今定例会で上程されています当初予算で、いよいよ津波防災町づくり施策が具体的事業としてあらわれてきました。今後4カ月にわたる社会資本整備

総合交付金などを財源とした都市防災総合推進事業を推進し、町民の安心と安全の確保を大変期待するところであります。

それでは本日の質問に入ります。町は、昨年の12月から自主防災会などの協力により、7カ所の民間施設に対しまして津波避難ビル協定の締結を随時行っております。そして新たな避難地確保をされてきました。また今月の29日には、FM島田の吉田中継局開局とあわせ、島田市とFM島田と防災時放送にかかわる協定の締結を予定されるなど、災害時に向けた対応策が行われております。

被災地においては、被災当初から救援や支援、そして復旧においてさまざまなネットワークが生かされ、現在におきましても復興に向けた活動が行われております。その中の活動には災害に備えた協定や覚書が生かされてもあります。他の自治体や関係機関との間での相互応援協定などや、民間企業との各方面の協定や覚書を締結することにより、町独自の対応を補完するなどの体制をさらに促進する必要性を感じております。そこで町長に災害時等の協定や覚書について質問いたします。

1、現在締結されている協定や覚書の内容について、2、今後予定されている内容について、3、幅広く協力を得るための促進策について、4、今後の方向性について、以上御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 私は、議会の皆様の個別の議員活動であるとか委員会活動について、そのレベルの高さに常日ごろ敬意を表しているものでございます。そして今議会の冒頭に総務文教常任委員会の佐藤議員のほうからいただきました委員会調査報告書、これに目を通させていただきました。分厚いですね。その調査の目的の中にこんな文言がございました。

「委員会は、町の現状と被災地や近隣市の防災対策について調査確認し、それらの対策を今後の議案審査及び執行機関の監視に活用する」と、こういう文言があったものですから、議案審査であるとか執行機関の監視、執行機関の監視の最大の議員さんの権限は、今一般質問ということなんですよね。きょう藤田議員、委員会の一員でございますけれども、その一般質問が出まして、この中にこんな文言がございました。「被災地においては、被災当初から救援や支援、そして復旧においてさまざまなネットワークが生かされ、現在も復興に向けた活動が行われています。その中の活動には災害に備えた協定や覚書が生かされています」とあったものですから、この分厚い報告書を隅から隅まで読んだんですけれども、災害に備えた協定や覚書が生かされているという文言があったものですから、ちょっと私、余りそれについて情報を持っていないものですから、どこかあるのかなと思ったんですけれども、全くないんですけれども、議員お持ちですか。

例えば現在、東北の震災の地におかれてさまざまな救援活動等がございますけれども、その中で活動の中にはと書いてありまして、災害に備えた協定や覚書が生かされているというわけございまして、東日本大震災の前にそれぞれの被災地がそれぞれの近隣市であるとか、またさまざまな市内の事業所であるとか、そういうところと交わした協定や覚書が生かされているといったんですけれども、議員ちょっと教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 町長、答弁はいいですか。

それでは、12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 仙台市におきまして、仙台市の建設業組合のほう当初よりその協定を結んでおりまして、復旧において重機の活動とかいろんなものを行ったことが、たしか静岡県の建築業組合かな、その中でそういった事例の発表がありました。ですから民間のそういった業者、組合ですけれども、組合全体でやって生かされたとか、あと我々が視察行きました南三陸町におきましては、たしか練馬区と思えますけれども防災的な協定を結んでおりまして、FMの関係でそちらのほうから資機材一式を調達してFM、正式名はちょっとど忘れしてはいますが、南三陸におきましてFM放送の立ち上げを早期に行ったというのは被災地におきまして聞いております。

○町長（田村典彦君） ありがとうございます。また委員会のほうで分厚い報告がございましたら、また参考にしたいと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いいたします。

○町長（田村典彦君） 分厚いもんですから、ないもんですから。

災害に備えた協定や覚書の状況についてのうち、1点目の現在締結されている協定や覚書の内容についてお答えします。

災害時等における支援や応援などの協定、覚書につきましては、現在35件の協定などを締結している状況でございます。その自治体間の協定が3件、県との覚書が2件、指定地方行政機関との協定が1件、指定公共機関との覚書が4件、指定地方公共機関との協定が1件、その他防災関係機関や民間との協定、覚書が24件となっております。

自治体間での3件の協定内容でございますが、1つ目として、島田市、牧之原市、川根本町との間で災害時の応援に関する協定を締結しており、応急復旧のための資機材、物資、車両の提供や職員の応援、生活必需物資の提供などを行うこととしております。

2つ目として、県下の市町、消防の一部事務組合等との間で静岡県消防相互応援協定を締結しており、応援隊の派遣や消防用資機材の調達などを行うこととしております。

3つ目としまして、御前崎市、牧之原市、島田市、川根本町及び榛原医師会、榛原歯科医師会、榛原薬剤師会との間で災害時の医療救護活動に関する協定を締結しており、医療救護活動への協力について取り決めを交わしております。

また、国土交通省中部地方整備局とは、災害時の情報交換に関する協定を締結しており、災害応急対応を迅速かつ的確に実施するための連携強化を図ることとしております。その他防災関係機関や民間との協定、覚書につきましては、要介護者等の避難支援、入浴の支援、家屋被害認定調査の協力要請、公共施設の災害応急復旧工事に必要な測量設計業務及び地質調査業務の実施、緊急物資の提供、公共施設等の電気設備の保安業務などに関する内容の協定を締結しております。

次に、2点目の今後予定されている内容についてお答えします。

現在、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町との5市2町におきまして災害時の相互応援に関する協定の締結に向け調整をしているところでございます。この協定につきましては、食料、飲料水、生活必需品などの提供、被災者の救出、医療活動に必要な物資や資機材の提供、救助活動や応急復旧に必要な車両の提供、被災者を一時的に収容する施設の提供、被災した児童生徒を一時的に受け入れ教育することができる施設の提供及びあつせん、被災者に対する住宅の提供及びあつせん、救援救助活動や応急復旧に必要な職員の

派遣、ボランティアのあっせんなど相互に応援する協定内容となっております。また民間のホームセンターとの間で町民生活の安定を図るため、災害時における生活物資の供給協力に関する協定の締結に向け協議を進めているところでございます。

次に、3点目の幅広く協力を得るための促進策についてお答えします。

民間業者におきましては、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、さまざまな分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できます。また自治体間の相互応援では、これまでの大規模災害での被災自治体における復旧活動に大きな役割を果たし、成果を上げてきたことも事実でございます。町といたしましては防災体制をさらに強化していくことが必要でありますから、現状の防災体制の強みや弱みを見きわめ、県や近隣市町とも情報交換をしながら、相互に応援できる仕組みを考えてまいります。

次に、4点目の今後の方向についてお答えします。

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや情報通信網の途絶、被災者への支援など多岐の分野にわたる膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることが想定されます。行政だけの対応には限界があり、地域住民を初めとした多くの諸団体との協力が必要不可欠であります。今後ともさらに防災関係機関や民間団体などと連携しながら、災害時に迅速かつ円滑な対応が図られるよう協定の締結を進め、防災体制を強化してまいります。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま、町長のほうから御答弁いただいたんですが、近隣の市町との防災協定というのが今結ばれているということで、ちょっとメモし切れなかったんですが、全部で35という形で結ばれているわけでございます。なぜ今回このような質問をしたかといいますと、今年度の予算で、こちらの私、この資料を何回も使わせていただくんですけども、吉田町地域防災計画、平成16年に修正されたので、今までの今定例会の答弁のほうで理事のほうから、この計画に対しましても調査費が計上されており、新たにつくるということを聞いておるもんですから安心していただけるわけなんですけれども、その中に実際に協定を結ばれているという地域の合併等が行われておりまして相手方が変わってきたということで、その後のフォローというんですかね、その協定が本当に実効性があるのかどうかというところが心配だったもんですから、それについても聞きたいなと思ひまして確認したわけでございます。今の御答弁ですと、今結ばれているというのは島田市と川根本町だけということでよろしいんですかね、再確認ですけれども。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 今、自治体間では島田市、牧之原市、川根本町、それとうちのほうということでございます。

○12番（藤田和寿君） 島田市、牧之原市、川根本町ということで、これから今後は5市2町という形でお話があったわけなんですけれども、相互応援協定を結んでいくという形で、その中には消防の広域化等々の関係で離脱しているところも入っているわけなんですけれども、そういうことも含めて今後見直しを図られていくということでよろしいんでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 消防関係につきましては、平成9年に前回一斉に協定を結んでいるということでございます。
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 12番です。そうすると5市2町といいますと、もちろん焼津市、藤枝市、隣ですのでね、とは思いますが、広域の平成28年度から立ち上がります消防の広域化とその指令系統が変わってくるということで、今後相互協定を結ぶということでもありますので、その辺のところもどんな形でやるのかと興味がわくわけではございまして、地震とか大津波の場合は近隣のところは同じような被害が出るという形でなるとお思いますので、それ以外の洪水とか台風というんですかね、それ以外の自然災害における応援、相互の協定になると思うんですけれども、この古い資料によりますと過去において全国に吉田町が鹿児島、広島、愛媛、新潟、埼玉という形で全国吉田町サミットという形で、吉田町は、ちょっと年数はわかりませんが一番最後に入れていただいて、それからそのときに相互応援協定というものが結ばれてあるわけなんですけれども、吉田町が日本で我が町だけになってしまったということで、向こうは合併してなくなってしまったということで、この協定というのはもう効力をなしていないと思われるんですが、そうなんですか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） なくなっているものですから、そういうことだと思います。
- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 藤田です。
- 今回、被災地の情報等、先ほど町長からどういうことを検証したんだということで話ありますけれども、報道等々見ていると、等しく平等に支援とかそういったものに行くというのは無理な話でありますし、マスコミがいち早く集中して行ったところは、そこを重点的にやはりスポットを浴びますので、いろんな応援に行くという話はテレビの報道で、実際はそれ以外のところはなかなか苦労されているという話を現地に行かれた方々などからも実は聞いております。
- そんなことも踏まえまして、そういったときにやはり遠隔地との相互協定というものの必要性をいろんなところで感じられて、実際に新聞紙上、報道等、インターネットなどを調べましても、さまざまところで隣のまちの牧之原市さんは昨年10月、11月と従来からも関係がありましたけれども締結も結んでみたり、あと御前崎市は原発の立地しているところでもございますので、そういったところの資機材等々も含めまして、同じような環境にあるところとの締結も結んでいるという形であるわけで、今の町長の御答弁をお伺いしたところによりますと、近隣のところとのそのようなことは今検討しているというお話はいただいたんですけれども、そういった遠隔地、どういったところがというとあれですけれども、例えば宝くじ交付金事業で行っております九州福岡の八女市さんとかの交流というのは、もう交流がこととして3年目ですか、3年目に入りますけれども交流が始まっているわけで、一つの糸口というんですかね、そういったものもあるかなと思われるんですけれども、そういった遠隔地との相互応援協定等についてはどのようなお考えでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の最初の発言が認識が間違っておりますので訂正していただきたいんですけども、今回の東日本大震災において災害支援が等しく行われている、これは事実でございます、これは基本的に現在の政府が対応が間違ったというのが原点でございます。

議員、当然、災害対策基本法をお読みだと思いますけれども、第105条に災害緊急事態がございます。これは総理大臣が当然のことながら閣議にかけてやるわけでございますけれども、すべてに網をかぶせると、そういうふうな本来的にはそういうやり方でやるべきものを、いわばそういう対応を間違えたというふうなことで、個別ばらばらに行われているわけで、本来的にはまず当然のことながら戦前で言うならば戒厳令、私は昭和57年でございますかね、ベルリンにおりますときにポーランドが戒厳令を敷きましたけれども、戒厳令の意味、御存じですよ、軍隊がすべての権利を握られるんですよ、そういう事態、また国家非常事態というのは現在いろんな国がございますけれども、そういうふうなものを本来は発動すべきであると。

ただ、日本の場合は非常事態というものを想定していない国でございますので、そういう法整備というものが非常におくれているというわけでございますけれども、本来このような東日本大震災のような大災害の場合には、やはり一つの大きな国の意思というものがそこに等しくかかるような形での、今の災害対策基本法でいうならば災害緊急事態の布告であるとか、それから法整備として求められている非常事態であるとか、またもしかしたら戦前のような戒厳令であるとか、そういう形でのいわば被災地に対する等しく扱うというような形での災害対策としなければならないと思っていますけれども、冒頭に申し上げたようにそういう法整備もなく、また現在の民主党政権というものが非常に対応が稚拙だった関係で、そういうばらばらなものが現在でも続いているというようなことでありますので、その辺で前段の認識については御訂正を賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） リスクマネジメント、クライシスマネジメント、町長の大変好きな分野でありますので、それはおいておきます。国の問題は、私は町会議員なものですから、なかなか天に向かって発言しても、つばが自分の顔にかかるだけですものですから、もし町長そんな御経験があるならば、ぜひとも国へ出ていただいて自分の御持論を述べていただければと思いますが、それはおいて、それは国の問題ですので、近く衆議院の解散もあるでしょうから、そういったことを我々地域の代表に託して選んでいきたいと思っておりますので、私の認識としてはそういったものが有効であったならといった認識でありますので、私の質問に対しまして御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 先ほど、議員からの御質問の、やっぱり遠隔地との地域との協定が有効ではないかというようなことでございました。一つの事例として、今交流しています八女市等もあり得るということです。この協定は相互の応援協定でございますので、私ども吉田町が願うするだけではなくて、相手方のために私らはこれをしますと、そのかわり私どもの被災のときはこうしてくださいと、お互いの立場に立って協定をつくっていかねばいけないということがございます。そういう意味で吉田町としましては友好姉妹都市というようなものとしては考えられない、今言った八女市などございます。

そこにつきましては、今のところそういう具体的な交渉のお話はしておりませんが、今議員からお話しになったこと、または東日本大震災のときの復興、復旧の形で、そういう別な市町からの応援というのもよく報道されているという部分もございますので、今いただいた意見等も参考にさせていただきながら、この町の復旧、復興に対して、一日でも早くそういうことが実現できるというようなことで、やれることは何でもやりたいと思っておりますので、その中でこういう遠隔地との市町村との協定というのも有効な施策だということは認識しておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

ぜひとも、今後検討させていただくようであれば、私はやはりこの吉田という名前のブランド、私もいろんなところでほかの市の議員の方々と交流を持ったときに、たまたまですけども、その方が旧吉田町出身の方で、合併された市の市会議員として参加された研修があったわけです。それで御一緒させていただいたんですけども、吉田町という名称を出しましたら非常に反応がいいんですね。私も前、吉田町だったんですよ。これは我々は名前だけを提示するだけで向こうの方は反応してくれるという、何もお金かからなくて、先ほどどんな切り口、先ほど理事が言われたように、今本当、今回の介護保険料関係のお話の中でも地域支援事業ということで、それぞれの地域がそれぞれの地域の介護者をどのように囲い込むか、その所在地のところの住民に対する介護は自分たちで賄うような方向へ、どこも囲い込みをしているという形で、今まさにこの相互応援協定というのは、全国の市町村が県も含めましてさまざまな形でそれぞれのネットワーク、首長さんのネットワーク、議会のネットワーク、住民のネットワーク、例えば企業さん、我が町にある企業、進出されている企業さんが違った地域に同じような会社をお持ちで、その関係から締結を結ぶとかね、さまざまなチャンネルでのものが必要だと思うんですけども、それはまた考えていただくということで、私の思いであるもんですからあれですけども、そういったときにやはりこの吉田という名前、その合併した市の中には旧吉田町の役場にいられた職員もいらっしゃるわけで、そういったことで平成の大合併で我が町以外の町はなくなってしまったんですけども、我が町は単独で吉田町で頑張っているんだよという形で、そういった投げかけが一つのきっかけとなって相互応援を結ぶとか、鹿児島島の空港からおりて鹿児島駅の駅、市へ行くには高速に乗りますけれども、吉田インターというのがありますし、そういった余りお金かからなくても、そういった工夫でできると思いますので、そういったこともぜひとも私はこの吉田町の一度相互応援協定を締結して、平成9年11月8日に締結してありますので、それを生かすような形での施策をぜひともお願いしたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃっている吉田町、吉田という名前を冠にしたそれぞれの市町村との協定というものは、単に冠が同じだったというだけのつき合いでございますね。いつか私、議会でお話したことがありますけれども、例えば今回のような災害の問題であるならば、むしろ戦略的に物事を考えるべきであって、戦略的にいわば相互に災害が起きた際の、いわば応援がかなめになるような実効性を持ったものを考える場合には、そういうノスタルジアではなくて戦略的に物事を考えていくべきであると、こんなふうに思っております。それから、この災害応援協定でございますけれども、いわば軍事用語でいうところの個別

自衛権、それから集団自衛権の比較にもある程度類似性があるんですけども、いわば集団で補償し合うということになりますと、それぞれ当然のことながらそれに必要なバックアップの体制、牧之原はそれぞれ8ですか、どういう協定内容なのか知りませんが包括的な恐らく協定で、細部どんなふうになっているのかわかりませんが、当然いざという場合にはそれぞれのものに対して、いざ発動しなければなりません。そうするとその維持だけで、いわばその協定を実行あらしめるためには、それに備えたいわば物量であるとか資金であるとか、そういうものを全部備えなければならぬと。たくさんるところとたくさんな形で応援協定を結ぶということは、それぞれリスクと、いわば財政的な負担をみずからこうむらなければいけないわけで、それだけの覚悟がなければならぬわけで、その辺の見きわめを考えていかなければならぬと。牧之原市がどれほどの財政負担をいわばそこで確保しているのか、私わかりませんが、またよろしければ教えてください。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういうことも含めて、牧之原市とは相互応援協定を結ばれていますので、ホットラインがあると思いますので、また聞いていただければなと思います、そこまで町長言われるからには、それを吟味された資機材等を結んだ我が町とインフラ、それぞれのところが似通ったところと選んで、太いラインを結んでいただければなと思います。

ただ、今現実的にそういったものがないという事実もありますので、町民の方が、藤田さん、いろんなところで遠隔地と相互応援協定が結ばれているだけけれども、実際、浜岡の事故があった場合、吉田町ここから出ていかなければならぬじゃんね、どこへ行けばいいのという話も聞かれるわけで、それについてすべてを手当てしろということではないですけども、そういったことも結ぶような前向きなことでなくて、やはりいろんな意見も聞きながら、その中からベストの選択をされるのは首長としての務めだと思いますので、すべてを聞くというわけではございませんので、そういったこともお願いしたいなと思われま。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が、牧之原市は今8つのところと災害支援協定ですか、結んでいると。それと……

〔「御前崎です」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 御前崎ですか、すべていわば財政負担も含めて、いざという場合の備蓄も含めて、すべてやっておられると聞いたんですが本当ですか。私、そういうの聞いたことないんですけども。包括協定でございますので細部で、例えば単純な話ですが、いざという場合に例えばNATOとアメリカとの間の協定ございますよね、安全。いざという場合にはアメリカが全力を挙げてやるという、国家が滅ぶかもしれないようなことも想定して考えているわけで、現実には御前崎市がたくさんるところとやっているという場合に、その細部まで備蓄も含めてすべて協定を結んでいるというふうには私聞いたことございませんので、また教えていただければありがたいと思っています。

それから、いわば原発の問題でございますけれども、原発の関係で浜岡で何か起きた場合に、我々はどこへ行けばいいなやと言いますけれども、例えば30キロ圏内で100万に近いような人間がおりますよね。この100万人に近いような人間がどう動くかでございますから、例えば吉田町が3万人がどこへ行けばいいのか、確かに町民の皆さんからそういう声上がるのかもしれませんが、本来これは国がやるべき問題なんですよね。それを個別のい

わゆる町がしなければならないということ自体が、本来は間違っていると私は思っています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 町長はやはり危機管理のプロなものですから、やはり一言うと百ぐらいの想定をばばっとされて、その一番想定の良いところを言われるものですから、確かに言われていること間違いございませんけれども、そういった考え方もあるということで御認識のほどをお願いしたいと思います。

自治体との関係もあるわけですがけれども、先ほどの中で災害対策に対しまして、災害対策、法律の話はあれします。応援協力計画というのもこの地域防災の中に書かれておきまして、ライフライン関係も各自治体以外等の関係で、民間のかかわりというのものも出てきているわけで、避難ビルの協定は本当に連合会の皆様方の御努力とか企業の皆様方の御努力、もちろん担当課が何もしていないというわけじゃなくて、そのように導いていただいたと思われるわけなんですけれども、避難ビルの協定が結ばれて、あのような形で新聞に発表されて広報にも載ると、ああ、よかったなという声も聞かれるわけで、今後FMの開局もありますし、この広報に載っておりますような形で、中部電気保安協会の静岡支部と公共施設の電気復旧の締結という形で、着実にさまざまなものを一步一步確実に進まれているわけなんですけれども、先ほどのところで、これからはいろんな形でのものを用意するという形であると思えますけれども、例えば水とか食料とかそういったものは、かねてから町長は3日分は自助で自分たちで賄える分を対応していただければ、あとは自衛隊なり何なりが来てやるから、そこだけは皆さんやってくださいよということで、3日分の水、食料の確保はやっていただきたいということであったんですけれども、今回の地震を見ますと、第3次想定でしっかりとガードされているものが想定が怪しくなったということで、家にあってもなかなか難しくなってくる場合もあるわけで、今回そういった水とか食料、もちろん町で備蓄しているものもございませぬけれども、民間に対しましてそういったものを提供願うというような形での話というのはどのような形で今後検討されているか、お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど、町長のほうからお話ししていただきましたが、今現在ホームセンターのほうと、大きなホームセンターですが、そこ今、食料なり備蓄品なり、そういうものについて協議を進めているところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 大手のところもあると思えますけれども、考え方でそういうところには集中していると思われるわけなんですけれども、広く町の中にもいろんな企業さんなり商店さんもあると思われるものですから、幸い助かったところとかそういったところに関しまして、率先して協力を願うような形での呼びかけ、町として、これは食料とか備品、備蓄品だけにとどまらず、すべてのさまざまな御支援等がもし可能であれば、そういったものに対して呼びかけをして、なかなか具体的に言いますと土木工事とか電気工事、水道工事とかといったところもあるわけなんですけれども、そういった呼びかけも必要でないかなと考えるわけですがけれども、現実的には復旧とかそういったところに関しまして、電気、水道、道の確保、瓦れきということは余り想定したくないんですけれども、家屋の倒壊とかそういったときに、やはり重機とか要ると思うんですけれども、そういった実際の現場での復旧、応急対策に対しますそういった業者さんとの協定というのは、先ほどの中に今現在結ばれて

いる中にあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 建設業者と今結ばれているかということなんですが、それは今現在ありません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それ以外はございますか。建設以外の水道とか電気とか、ガスはあるみたいですけどもね、ガスとかそういったライフラインにかかわるところの協定という形での説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 先ほど話をしましたが、プロパンガスは協定を結んでおります。それから石油関係、これは榛原支部と結んでいるわけですが石油関係、それから飲料水関係ですが伊藤園さんでございますが、そちらと結んでいます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、電気と水道、建設関係というか土木関係というんですか、それはないということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 保安協会と電気の関係は結んでおります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 多分、実際的にはそうなったときに、そんな協定がなくてもやっていただけたらと思うんですよ。そういう関係が町にかかわったお仕事をされている方々にとりましては、やはり町は宝だと思いますので、それに対して全くそういったことはないと思うんですけれども、やはりそれ相応のことを自分の家族を守るよりもそういった形でやってもらう可能性もあるものですから、そういった方々と結ぶことによって、これだけ貢献をされているんですよということを、やはり町民の方々にも知っていただくようなことの方策が必要じゃないかなと思います。

というのは、過日これも報道があったわけなんですけれども、消防団の人数が少ないということで、企業から消防団の団員を出していただいた方に対して、町長のほうから感謝状というのが載っておりました。そんな形でモチベーションじゃないですけども、モチベーションという言葉は失礼かな、やはりその気持ちに対して町としてもこたえるという形で、非常時ならやってくれるだろうじゃなくて、やはりしっかりとした形で、町としてもそれにかかった費用に対しては応分なものを払いますよということも出てくると思うんですよ、そういった実際工事になった場合はね。時系列的に緊急性を伴うものも出てくると思うんですから、そういったこと、対象とされる方々とのその協定という覚書でも結構なんですけれども、今文章化されていないものに関しまして結ぶような御予定はございますか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、議員のほうから具体的にいろいろな民間機関とか、あとは公共的な、あとは各種団体のところと色々な協定がされているのに、今の話で水道とか建設のほうにない。そういうところに対して有効だということで、今後そういうところに対する協定を締結する予定はないのかというような御質問かと思えます。

今、その中の一つの例として建設業のほうの方とは今協定はございませんが、今まで町の中でいろいろ災害等なりそういうような緊急事態来たときには、おのおののまず個別な企業さんにも出動等をお願いしたという事例がございます。ただ大規模な災害等が起きたときに個別な企業さん、建設業さんに連絡していくというのも大変な部分でございますので、やはりその辺はそういうような復旧に携わっていただける、そういう役場ではないような、各民間企業には重機を持っていたりいろんなノウハウもしっかり資材、機材等を持ってございますので、そこの方が役場の指揮系統に入っていていただいて、役場の指揮のもとに動いていただくというのが、災害復旧にも一番有効だというふうに考えています。

そういう意味で、今そういう役場の指揮系統に入っていていただくというようなことのお互いの認識がないということではございますので、その辺については今後そういう部分も含めて考えていかなければいけないのかなど。今まで想定しておりました部分的な水害等で河川の1カ所が決壊したということは、そこだけ集中投資すればいいんですが、今の東日本大震災を見れば、町全体に災害なり被害が広まるということでございますので、今まで考えた以上にちょっと幅広いところと協定等の部分についても検討していかなければいけないというふうな認識は持っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。私が言いたいのはそこです。何かあったときには何かしたいという気持ちが皆さんあると思うんですよ。今回の震災見てもそうなんです。でもばらばらに行ってもなかなか難しいということで、前もってシミュレーションされて、どういったものがあるのか、吉田町には重機が、ダンプが何台あって、シャベルとかブルドーザーが何台あって、じゃそのときにすぐ起用できる方はどのぐらいですかというのを常時把握するような形で前もっての打ち合わせでも、それはAという業者が何かやりたいけれどもと言っても町のほうでやると、Aという業者だけ来てやると何かということも行きづらいということもあるもんですから、なるべくなら、これは西宮の事例なんですけれども、災害時応援協定の公募という形で、阪神の被災を受けて、またそういったものが起きないためにも、市内のところにいろんなさまざまなところに自助が必要であるけれども、公助には限界があるから共助という形で、業種分野を問わず市内の企業、団体、事業所等に災害時応援協定の締結を公募いたしますという形で、オープンな形でどんなお手伝いができますかという形で投げかけをして、その要領に基づいて個別のものを話し合えるという形で、やはりアクションが町から行うというのは必要と思うんですね。ですからそういった事例もありますので、そういったことでやっていけば、今、理事が御答弁いただいたような形でその調整の、じゃAさん、Bさん、Cさんという会社がそういったことができるなら、じゃあなた方で話し合って、3人と話し合う、10社と話し合うというのは難しいから、その中でこの災害についてはB社さんが基幹となって話し合えようよという形でやることも可能だと思うものですから、でも何もやらないで、ないからできないとか検討しているんでは進まないと思うんですよ。やはり大変お忙しいところ大変恐縮なんですけれども、やはり町のほうからボールを1回投げないと、反応というのは出てこないと思われるもんですから、そういった形でぜひともいろんな同僚議員の中に設計のプロもいますし、そういった組合もあるということで、きのうの一般質問の中でそんなような関連として今後も検討していきたいよということで、やはり自分たちの住んでいる町をどのようにして守るかというのは、町民であるし、町の中

にある企業さんにしても、やはりそれは最優先でやるという意思はあるんだけど、じゃそれをどのように構築していくかというのが、やはりその指導力というのは行政である町がやっていただかないと、それはまとまっていけないと思いますので、そのような形での御検討をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回の議員の御意見につきましては、全くそのとおりだと思っています。私ども役場、町としましては、やっぱり町民の生命と財産を守るというのが第一義的な目的でございますので、そういった意味でも町がアクションを起こすということは当然なことかと思っております。その辺につきましても、どんな相手の方にどんな形でアクションを起こすかというような部分につきましても、いろんな方からいろんな御示唆いただいておりますので、その辺を参考にしながら、今後具体的に動きを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ぜひともお願いしたいと思います。やはり町民の方々、今回の広報もFM島田のことで本当にわかりやすく報道されて、この広報紙におきましても優秀賞をとったということで、今回じゃないですけども過去にこの広報がとられたということで、町民の方も大変楽しみにしていますので、そういった防災的な協定のことも含めまして、今後どのような方向で行くとかとか、今結んでいるものはこういうものということのものをやはり町民の方々に情報発進して、安心を享受していただくようなこともお願いしたいと思います。今年度の予算で設計委託料で5,000何がしのお金が計上されて、防災の計画が地域防災計画ですか、こちらのほうも策定されてくると思われるものですから、そういった中に策定とあわせて、すぐにはできるようなことでもないかもしれませんが、できることは随時、広報のほうをお願いしたいなと思います。

あすですか、辞令があるということで、大幅な組織がえがあるようなことを聞いているわけなんですけれども、津波防災、町づくりで本当に今、私がいろんなことを質問したわけでもございますけれども、非常に仕事量が多いということね、防災課。そういったことで大幅な増強をされると、きのうの佐藤議員の中の一般質問の中で町長も言われていたんですけども、大幅なことを検討されているんですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 人事異動があす発令されるかのような御発言がありましたが、あすは別に多分そういった事例はあすではなくて4月1日に発令はあるかと思いますが、防災課についてはかねてより町長が御説明しておりますとおり、今後、津波防災対策を進めていく上で必要な人員を配置し、なおかつ他の業務にも支障のないような範囲で人員配置を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） すみません、早とちりしてあれですけども内示ですね、内示があるということで、じゃ楽しみにしております。

あと、大体私の言いたいことは終わりました。とにかく町単独ではなく地域の活力を最大限利用した津波防災計画、それはもちろん町のリーダーシップが町長のリーダーシップ、ま

た職員の皆様方の指導力にかかわってくると思いますので、私としましてもいろんなところで確認をさせていただきながら、確認したことに关しましては町民の皆様方にお話ししていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 杉 本 幸 正 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、2番、杉本幸正君。

〔2番 杉本幸正君登壇〕

○2番（杉本幸正君） 今定例会の中におきまして、私といたしましては、さきに通告いたしました水道事業の運営についてをお伺ひいたします。通告書中に利益剰余金ということであつてありますが、利益剰余金の中に当年度純利益ということで、その辺を理解させていただきたいと、こう思ひます。先に。

それでは、質問いたします。いつでも安全な水道水を提供していただひて、一町民として非常にうれしく思つておるわけですが、さて、次の点で3点についてお伺ひいたします。

水道事業の運営についての水道事業会計は、平成18年度は1億500万以上の利益が出たわけですが、ところが昨年は3,500万円ぐらいちょっと、ことしの23年度の決算見込みを見ますと、予算書の中では1万円弱というような数字になっています。果たして将来的にこの減少している原因が何かということをお聞きしたいと、こう思ひます。

それから2点目として、資本的収入支出の中で収入は限られております。少ないわけですが、支出が非常に多いと。企業債の償還金も1億円近い金額を毎年支出している。それから建設改良につきましても3億円あるいは4億円というような支出があるわけですが、そういう中で果たして多額の収入不足が生んでいるということの中で、資本的支出の財源の確保が十分かどうか、今後やはりどうかということをお聞きしたいと。

最後に3点目として、業務量ということで有収水量が87%から89%ぐらいの間で推移しているわけですが、その有収水量が果たしてこれが適切なかどうかということをお聞きしたいと、こう思つています。

以上の3点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願ひします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 水道事業の運営についてお答えいたします。

水道事業会計は、地方公営企業法施行規則第2条の2第1項に基づき、水道事業における勘定科目が定められており、水道事業収益は営業収益、営業外収益及び特別利益から成り立っております。営業収益は水道サービスの生産、供給及びこれに付随する収入であり、給水収益、いわゆる水道料金、受託工事収益、その他営業収益がございます。営業外収益は、受け取り利息及び配当金、補助金など事業活動の過程で付随的に生じた収入であり、特別利益は固定資産売却益などがあります。

次に、水道事業費用は、営業費用及び特別損失から成る営業費用は、水道サービスの生産、供給に要する費用であり、原水、上水及び配水給水費、受託工事費、業務費、総経費、減価償却費などがあります。営業外費用としましては、支払い利息、企業債、取り扱い諸費、繰延勘定償却などがあり、特別損失には固定資産売却損などがございます。これらの収益から費用を差し引いた税抜き金額において、プラスになれば純利益が生じたことになり、マイナスになれば純損失が生じたこととなります。

また、水道事業会計には資本的収入及び支出がありまして、これは主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出であります。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上いたします。資本的収入は、資本的支出に対して不足する場合には、減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費の損益勘定留保資金などの財源で補てんするものとされておりまして、

それでは、まず1点目の水道事業会計は、過去には1億円を超す利益剰余金がありましたが、今年度の利益剰余金は1万1,000円が見込まれていますが減益の原因は何か、今年度以降の利益剰余金の推移はどのように見込まれておりますかについてお答えします。

吉田町水道事業会計の過去5年間の収益及び費用から算出した純利益を申しますと、平成18年度は1億503万9,000円、平成19年度は6,448万9,000円、平成20年度は9,431万1,000円、平成21年度は5,507万8,000円、平成22年度は3,531万円と推移をしております。過去5年間の水道事業収益は、毎年度約5億2,000万円前後を計上できておりますので、水道事業費用の減価償却費、企業債の支払い利息、繰延勘定償却が増加したことが純利益を減少させた主な原因と考えております。

具体的に申し上げますと、減価償却費は平成18年度は1億6,882万5,000円でしたが、平成20年、22年度には2億1,069万7,000円となり4,187万2,000円増加しました。増加した主な原因としましては施設の老朽化や、安全で安定した水を水利用者に供給することを目的に、平成18年度から平成20年度にかけて建設しました第2浄水場や除鉄・除マンガン施設によるものであります。また企業債の支払い利息は平成18年度は6,721万6,000円でしたが、平成22年度は7,626万6,000円となり905万円増加しました。さらに繰延勘定償却は、平成18年度は326万円でしたが、平成22年度には1,382万6,000円となり1,056万6,000円増加をいたしました。繰延勘定償却が増加した主な原因は、平成18年度の水道管網図作成業務委託や、平成20年度の吉田町上水道基本計画策定業務委託などを実施したことによるものであります。

今議会に上程させていただいております平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）に記載してございます予定損益計算書におきましては、水道事業収益は前年度並みの5億2,198万3,000円を計上することができ、また水道事業費用は5億1,421万9,000円を計上してございます。これによりまして、平成23年度の計上利益は776万4,000円を予定をしております。しかし水道料金債権の消滅時効が民法第173条の第1号に定める短期消滅時効の2年が適用されましたことにより、平成19年度、平成20年度、平成21年度の3カ年の未納水道料金を特別損失の過年度損益修正損として、本年においてその合計額となる775万3,000円を費用計上いたしましたことから、純利益が1万1,000円となったものでございます。

そして、今年度以降の純利益の推移についてでございますが、まず平成24年度吉田町水道事業会計予算におきましては、今議会に上程をさせていただいております当初予算のとおり2,974万7,000円を見込んでございます。

長期の財政シミュレーションにつきましては、平成20年度におきまして国の要請を受けて長期ビジョンを作成しておりますので、その中で見通しました将来推計に沿って申し上げますと、平成25年度以降15年間は現在と同程度の給水収益となる見込みであります。水道事業費用につきましては、平成18年度から平成20年度に建設しました第2浄水場や除鉄・除マンガン施設に係る減価償却費や支払い利息が発生し、費用計上額を押し上げるほか、今後計画を予定しております新水源開発、坂口谷川横断管路や低区の配水地の整備などに係る減価償却費や支払い利息が発生するため、5億2,000万円から5億7,000万円程度見込むことと試算をしております。

その結果、近々利益を計上できなくなるような状況に陥ることも考えなければならないことと推計しておりますが、平成24年度の当初予算でもこの長期ビジョンよりも多い利益を計上できる状況となっておりますので、平成25年度以降につきましても事業計画の見直しを行いながら、費用削減努力の要素も加えて再度長期ビジョンの将来推計を見直し、実情に即した収支バランスを把握してまいりたいと考えております。

次に、2点目の資本的収支において収入が毎年度多額の不足が生じていますが、今後の建設改良事業の資金確保は大丈夫かについてお答えします。

さきに述べましたとおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する場合には、減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費の損益勘定留保資金などの財源で補てんをしております。当町の水道事業会計における過去5年間の資本的収入及び支出に対する不足金額の補てん状況を申し上げますと、平成18年度は2億7,514万円、平成19年度は2億5,036万円、平成20年度は2億5,062万3,000円、平成21年度は2億5,339万7,000円、平成22年度は1億7,506万1,000円となりました。平成23年度につきましては、平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）の2ページに記載してございますように、資本的収入は3,158万7,000円、資本的支出は4億528万円で3億7,369万3,000円不足し、その不足額を減災積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、消費税資本的収支調整額674万5,000円、損益勘定留保資金3億2,694万8,000円で補てんする予定であります。平成23年度につきましては、補てん財源も例年より多く出ておりますが、これは余り大きな建設事業がなかったことから起債を行わないことや、予備的な建設改良費を計上しているものであります。

事業計画の上では、毎年建設改良事業を実施する予定でありますので、補てん財源となる損益勘定留保資金も発生するほか、起債対象となる事業も見込めることから、計画的な起債の活用を図り、資金不足を生じないように万全に対応してまいります。

次に、3点目の事業運営に大切な業務量の今後の見通し（計画）についてお答えします。

吉田町水道事業は、現在、平成15年3月に県知事に承認された第6期拡張事業に基づき事業を進めております。第6期拡張事業では目標年次を平成20年度に設定し、目標年次における需要予測を計画給水人口3万6,000人、計画1日最大給水量を1万8,200立方メートルと予測をいたしました。しかし平成22年度の実績を見てみますと、給水人口3万3,489人、1日最大給水量1万5,494立方メートルと、いずれも需要予測を下回っているのが現状でございます。下回っている要因といたしましては、計画策定時に予測した伸び率と実際の伸び率に乖離が生じているほか、近年の経済不況、節水技術の向上などが考えられます。今後、長期ビジョンの見直しを行うとともに第6期拡張事業の内容をあわせて見直し、より実情に即した事業内容に調整してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の中でいろいろな御答弁をいただいてありがとうございます。1点お聞きしたいと思います。

収益が落ちているということは、今始まったことじゃなくて、平成20年度をめどにした拡張事業の中で将来的に起こってくるというようなあれはわかっていたのではないかなど、こう思います。それとそれに伴いまして水道料金の問題も出てくると思うんです。そこら辺の考えがどうであったかということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） ただいまの御質問でございますけれども、今御質問の中で計画のときにわかっていたのではないかということでしたけれども、このときの計画でいきますと、給水収益等は大幅な伸びは見込めないと考えられますが、横並びで給水収益はいけるということで、あとこのときの計画等によりまして、事業内容も見直しながらやっていけばいけるということでやっておりましたので、そのときの計画につきましては実際やっていけるという考えで思っておりましたので、よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

そのような中で減価償却がふえたということは、一つの大きな要因だと、繰延勘定とかありましたけれども、それではほかの経費についてやはり利益が少なくなっているということで、削減を図るというような努力はされているのかどうかということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） その今の御質問の、減価償却費と施設事業を行いまして、ふえたそのかわりに事業の削減等行っているかということにつきましては、今、水道事業を実施するに当たりまして大きな削減要素もないわけでございますので、人事のほうで職員の関係で、細かい話ですけども残業をなるべく避けるとか、あと電源の消し等を小まめにやるとか、施設のほうでやるとか、そういうもので努めていっております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の点で、非常に今後努力していくということを見られますので、私たちが水道料金というのは公共料金ですので、一円でも上がるということになると、やはり町民は非常にいろんな思いがあるわけで、そういう中でやはり上げたらいいかどうかということも絡んできますけれども、必要には上げにはできないということはなってくると思いますが、やはり努力をしていただいた上で上げるということ、上げるならそういうことで非常にその辺は厳しいあれですが、思って業務に当たっていただきたいと私は思うわけですが、何でも足りないから上げればよいということでは何でもないと思うんですよ。やはり経営感覚を持って、町民の福祉の向上のためには、ぜひそこら辺を強く心の中へ思っただきたい、こう思いますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと、こう思います。

それから、これは業務量のほうにも関係してきますけれども、取水量あるいは配水量、それから有収量ということなんですが、取水はどれくらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） すみませんけれども、最初の再質問で水道料金の考え方についてということで、きちんとまだ答えていないと思うんですけれども、その辺はどうですか。それをじゃ一緒に答えてもらうようにして。

水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 最初のほうの関係ですけれども、今後もただ単に経費が足りないから上げるということではなく、水道事業職員からもいろんなものを抑制して始末しながら事業をして、町民の方になるべく安い料金で安定した水を供給していきたいと考えております。

その次の有収率等につきましては、現在平成22年度の有収率88.1%となっております。この有収率につきましては、これが有収率がいいのか悪いのかという話になると思うんですけれども、県内の静岡県市町別有収率一覧表に基づきますと、34市町のうち吉田町の有収率が上から8番目ということで、34分の8ということで、その上位8の数値が集まっているというか同じような数字となっているということで、当町の88.1が低いというようなことは考えてはおりませんけれども、いずれにしてもこれが100%に近づくのが一番いいとは思われます。

その88.1になっております要因としまして、突発的に起こる配水管の破損による漏水とか布設及び布設がえに伴う選管作業、また配水管の末端における配水管の作業等が考えられます。これが水道事業をやっている中で必要な水とも考えておりますので、それも必要な水と考えましても、これもなるべく減らして有収率を上げて収入を上げていきたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

有収率が大体88%をずっと平成18年から記録見ますと、私の中では変わらないということで、非常に努力をされておらないと。その中には先ほど言ったように突発的なもの、火災とか工事の選管とかいろいろあるということなんですけど、有収率が大体毎年50万立方から60万立方ぐらい年間捨てているわけですね、お金になる水を。それお金にかえますと幾らになるかわかりますか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 直接ここへ計算した資料は持っていないんですけれども、金額的に6,000万ぐらいになると思います。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） すみません、ありがとうございます。私の計算したのでも、大体年間に6,000万ぐらいは捨てているということで、非常にこれは無駄なことだと思います。やはり有収率を上げるということで、この率を上げていけば、ある程度利益の還元も来るじゃないかと、いろんな機会の稼働も少なくなるよと、そういう中ではその経費も抑えられるし、無駄な水のお金の多額のあれもいくということで、その辺は十分わかっていたきたいなと思いますし、今計算機はたいてここでやるということは実際には何もやっておられないと、頭の中に入っておられないと私は感じますので、やはりこの調査ありますけれども、ぜひその辺は厳しい目でもって運営をやっていたかなければならないと。一円でももうけるんだよと、我々の一般会計はお金を使えと、予算があつたら。ある程度抑えても消化していくと、

水道はもうからなければ運営できないんだよということになるわけですね。赤字になれば一般会計から繰り出しということも必要になってくると思いますんで、その辺も考えながらぜひお願いしたいなど、こう思いますし、その点はよろしくお願ひしたいと。今後の経営をお願ひしたいと。

それからもう1点、現金が非常に決算の中見ますと7億数千万円とあったと思うんですよ。はっきり言いますと22年度の末も損益勘定の留保金とか入れて、利益剰余金が7億数千万円とあったわけですが、ことしあたりだと6億数千万円ということで、1億円ぐらい1年間におちているわけですね。こうなりますと、だんだん今言った収支のバランスが悪くなるということで、やはり現金が落ちると。水道はお金がなかったら運営できないよと、幾ら水も売っても、はっきり言いますと現金が入ってこなければ、売り掛けになったではできないということで、そういう中で現金が減っているよということですが、現金の管理はその辺を思いながら水道を運営しているのかどうかということも1点お聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） その点につきましては、事業を進める中で入のことは考えてやっております。それにつきまして、現金をふやすということとともに収入を得るということで、その一番主なものが水道料金となると思いますので、毎年水道料金に関係しまして未収金をなくすということで、常日ごろ職員一同で未収金をなくすということで、納めるのがおそくなっている方とかには催告等、文書等、電話等行うとともに、それでも反応がない場合には臨宅等による訪問をやって徴収をするというようなことでやっております。最終的に納めていただけない方につきましては、給水停止をするような手段もとっております。これからもできるだけ収入を上げるように職員一丸と頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。頑張ってくださいたいと思います。

それでは、資金計画が今現在将来的なものということで、その辺がわかっているのか、建設改良あるいは水道事業の関係で資金がどれぐらいあるよ、どうだよという動きが、ある程度シミュレーションというか想定されていなかったりするんです。動いているのかどうかということもお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） そのシミュレーションというか、町長からの答弁にもありましたように、長期ビジョンの中で見通した将来的推計によりますと、建設改良事業につきましては、事業を行えば損益勘定留保資金、減価償却費とか発生しますので、その分補てん財源に持ちかえるようなものかなと考えられますけれども、その長期ビジョンの中でも出ておりますとおり、補てん財源はふえる中で減価償却費がふえていきますと、3条予算のほうの入が減ってきますので、24年度の当初予算にも計上させていただきました財政シミュレーションの経費を計上させていただきましたので、その24年度のその財政シミュレーションに基づきまして今後検討して、事業改良につきましても見直しをしていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 先ほどの町長さんの答弁の中でも、低区の配水地区とかいろいろなも

のを設けてとか、それから川の添架の問題とか、いろいろ大きなお金の費用のかかる事業があるということなのですが、やはり起債に頼るということではなくて、なるべく自己財源でいくということの中で利益は必要だと、こう思いますし、この中でやはり損益勘定留保金があるからいいよとか、いろいろ純利益があるよじゃなくて、それは次のある程度その中の一部は次の事業の拡張事業をやるためには確保しておかなければならないと、そういう考えが全くないじゃないかなと、今までどんぶり勘定でやってきたような感じが、そうじゃないと思うので言葉が失礼なんですけど、今こう思いますと非常に。

なぜかといいますと、起債の中もだんだん増えて30数億円という金額あるわけですね。そういう中で返していくの大変だ、元金を返すのに大変だ、利息が大変だと、いろんなことが絡んできていますよね。そういう中では非常にその辺の問題がちょっと何か違うとらえ方をして、あればいいよ、何とかなればというような感じで先ほどからいるわけですね。そうではなくて、やはりいろんな中で将来的なものを考えて事業を考えた中で、きちっとした計画をつくって、変更はしてもやはりしていただきたいな、即座にということだと思っているわけです。そういう中では非常に私、今後一つのその辺も十分お願いしたいと、こう思っています、はっきり言いますと。

それから、水源の問題ですが、水源が8本あると思います。その中で全部が稼働しているのかどうかと、十分に。そこら辺をお聞きしたいと。水の問題もやはり大切ですので、8本が全部通常どおり計画どおり動いているかどうかということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 今、議員さんがおっしゃられました水源8本ということでございますけれども、現在水源6本が稼働しております。その中で第1水源のほうはちょっと取水量が減ってきておりますので、その辺をかんがみまして各低区、高区、川尻配水系等平準水源の平準化を考えまして、新水源のほうを行いたいということで計画させていただきました。

○議長（八木 栄君） 副町長。

○副町長（須永 宣君） 先ほど、議員のほうから水道事業の経緯について御発言がありましたので御説明をさせていただきましたが、もう既に議員御案内のとおり、水道企業はまさに町民の方の水道料金で経営をされているわけでありまして。起債あるいは借金をいたしますと、それはすべて町民の方からいただく水道料金で返済をしていく、あるいは経営をしていくということで、それでなおかつ足りない場合、水道料金の値上げをお願いするというような企業会計をとっていることは、もう議員既に御案内のとおりだと思いますが、私ども水道料金の値上げについては、常々安易に水道料金を値上げしないような形で、健全な企業会計経営を心がけてまいります。まさに先ほど言ったキャッシュという現金を持つてというのは、まさにこれから投資をするために、本来であればそのキャッシュは町民の皆様の水道料金を下げるために使う必要があるわけですが、そのキャッシュはさらに今後いろんな施設、水道施設を整備するために保有しているキャッシュ、現金でございます。ですから企業会計は発生主義で計上しておりますから、どうしても減価償却費でありますとか繰延償却といったものについては現金支出を伴わない。まさに経費は発生しているけれどもキャッシュ現金は企業会計の中に残っているということで、これは将来の投資に充てるための現金でございますので、その辺はもう議員、既に十分おわかりかと思いますが、そういったもので保有してい

るものでございますので、その点を御説明させていただきます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 副町長にいろいろ教えていただいてありがとうございます。そういう中で、やはり今の損益留保なんかためておくと、全部使うんじゃなくて半分でも残しておくというふうなそういう運営をしていただきたいと私は思うんですが、はっきり言いますと。やはり将来、値上げとか安易にいかないよという話出ましたけれども、工事やれば、いいわ、お金かかっちゃうわと云々という話じゃなくて、やはり留保金等は2億数千万円ありますので、その中の半分でもせめてためていけば、10年たてば10億になるわけですね。そうすれば何かやろうということになりますと、先ほど言った第2水源も取水がうまくないよという、もう改良しなくてはならないということですので、たくさんのお金がかかる。そういう中では、ぜひそういう運営をしていただきたいと思うし、今から一生懸命努力していただいて、理想にはならないかもしれませんが、少しでも前へ向くような運営をしていただきたいと、こう思っています、はっきり言いますと。それでなければやはり町の水道課の担当としてあれかなと思いますし、十分その辺を見据えた中での経営をお願いしたいと、こう思います。

それから、私もちょっとあれなんです、先ほどの経営の中で特別損失というのが今度計上されております。そういう中で過年度の未収金、未処分利益というのが、大体年間300万から200何万とか、平均ですとここ5年間で300万ぐらいは捨てているわけですよ。その辺の内容について、なぜ未処分でお金がもらえなかったと、捨てねばならないかと、その辺のあれをちょっとお聞きしたいと。何件ぐらいあってどんな理由でとか、やはりお金はもらうというのが建前ですので、やはりなるべく少なくしたいということで、その辺の努力をどうしているかということもお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 今の未収金の関係ですけれども、毎年300万ほどということになっておりますけれども、この中の未収金になるという理由につきましては納付者の関係なんですけれども、理由としましては、最近で住所を移さないで町内へ入ってくるというような、アパート等を借りる方が多くて知らない間に黙って出ていってしまうというような方や、あと何度言ってももらえないと、それで直接会えばいいんですけれども直接会えないと。電話等で約束してこちらから行っても赴いても会えないと、向こうが守らないということで、あとそれとそういう約束を守ってくれない方がありますので、待ち伏せではないですけれども、言葉はないですけれども、ある程度の時間に帰宅を予想した時間に行ってみるとか、そういう形の中でも逃げられてしまったというような、あとは住居人が死亡されたとか、そういうような理由によりまして、こういう未収金が発生しております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） やはり逃げられたということなんです、やはりその辺の情報もいろいろつかんでいただくとか、あるいは転出とか何かで窓口に来るわけですね。そういうところの連携もしていただいて、なるべく少なくしていただきたいと、こう思うわけでありませう。

それともう1点、先ほど特別損失、今期補正で800何万というような何十万というようなのがあれに出ているわけですが、商法でいくと2年だということになってしまいうんすね。

そうすると今まで5年やったと、そうすると3年間は何とかあったわけで、それがなくなってしまうということになりますと、2年間である程度収入を水道料金を回収しなければならぬということになりますと大変だなと。そういう中ではその辺の考えをどう思っているのか、体制をどうしていくのかということをちょっとお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 特別損失につきましては、それこそ今まで現在、消滅時効の関係につきましては地方自治法を適用させていただいておりましたけれども、最高裁の範例等によりまして、水道料金の時効は民法の2年が適用されるということで、行政解釈も変更されましたので、この2年を適用するような形になっております。これも判決が出たのが15年ぐらいになると思うんですけども、その後につきましてはすぐに対応できなかったことも一理あると思うんですけども、その辺につきましては各市町と話をしまして、各市町の動向を見ながらということで、あと水道協会等にも確認しながらやっていきまして、最近に至りましてこの民法の関係の2年を適用するというので、近隣の市町はもうすべて、おそくとも24年から2年になるということで決まっておりますので、今回適用させていただきました。

今後につきましては、時効が2年となるということで、徴収のほうも厳しくやっていかなければならないという中で、できるだけ利用者の方には口座振替等を利用していただくよう、その口座振替の推進を徹底してやっていただき、納付期限に納めて入っていない方につきましては、随時催促をもっと厳しくやって徴収していくような形をとっていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今言われたように、素早い動きをしていただくということで、ぜひ不能欠損を少なくしていただくということをお願いしたいと、こう思います。

それともう1点、将来の事業計画の中で何が一番先にやらねばならぬのかということですね。そういう中で先ほど除マンガンをつくっていくと、除マンガンをつくるということは水質が悪いんじゃないかなと、地下水がですね。そうするとやはり地下水に頼ってばかりいてもよくないんじゃないかなと、こう思われるわけですね。そこら辺の水源の確保というのをどう考えるか、やはりマンガンが出るということはそれだけ施設も要るよ、経費もかかるよということで、地下水の水質が悪いというような、私とったわけですが、そういう中でいきますとやはり何が必要かということになると、私としてはやはりその辺も検討しながら、水源のよい水の確保ということを考えねばならぬと思いますが、地下水に頼るんでなくて、ほかの水源に頼るということも考えているのかどうか、検討されたのかどうかということをちょっとお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 現在のところは、当町では地下水以外に県の水道局から買うとか、そういうようなことは考えておりません。現在の水源で町内、十分給水区域内、水が賄うような量もありますので現在は考えておりません。

新水源を契約させていただいている中で、今回予定しております新水源のところによりましても、平成21年度に1度、水質検査をやりまして、一応マンガン等少しは出た結果が出ておりますけれども、現在第8水源、150号線にあります第8水源と同じように除鉄・除マンガン施設がありますので、あれを通して言えるのは十分使える水と考えておりますので、今

のところ、そちらのほうの水源を計画させていただいております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私はマンガンが出るよということで、地下水も全部がいいじゃないよということになるので、やはり地下水に頼らないことも必要ではないかなと、こう思うわけですが、その辺もぜひまた将来的な問題で考えていただきたいと、こう思いますし、町民には安全な水を供給するということを努めさせていただきたいなと思いますし、今後よろしくお願ひしたいと。

それから、やはり経営的な問題も一般会計とは違って企業会計ですので、やはりその辺も考えた運営をお願ひしたいと、こう思っています。その辺で私のお願ひということですが、一般質問を終わらせていただきたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの企業会計に関する御質問でございましたけれども、企業会計に対しましては、非常時においては一般財源からの繰り出しということもございしますので、厳しく財政担当でもチェックしているわけでございますけれども、そういう中でちょっと先ほどの御質問の中で、水道課長から1点答弁がなかったキャッシュフロー、資金計画をどうしているのかと、こういうことで言葉としてはあったんですが明確な回答がなかったということで、その辺をちょっとお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、水道事業でするので県の認可のもとに行っている事業でございます。それで事業認可を得る際には10年間の長期の計画をつくらなければいけないと。その中には損益の収支のほかにも、資金計画もすべてキャッシュフローとして出さなければいけないと。その中で赤字になるような計画が認められませんので、黒字になる計画になっております。

公営企業会計というのは、どんどん黒字を生んでいけばいいという性格のものではないというふうに思っております。それでできるだけ安価な水道水を供給できるように、できるだけ安価な中で事業展開をしていくと、こういうものでございますので、黒字をどんどん生んでいくと、そういう計画も認められません。事業計画を持って、それでそれを運営するだけの収入を内容とする計画というのが、県でも我々もそうですが、そういう計画をつくっております。

したがって、損益勘定留保資金だけを頼りに仕事をしていくのはいかがなものかということがございましたけれども、5期拡張事業まではどんどん吉田町の水道施設というのは拡大していかなければいけないという時期にございました。第6期拡張計画につきましても、そういう中でつくられておりますので、ある程度の施設の拡張を計画の中に盛り込んでおります。ところが町長からの答弁の中にもありまして、給水人口もそれほど予想よりは伸びていないと、配水量もそんなには伸びなかったというようなことがございまして、拡大のための投資というのはだんだん減っているわけでございます。

その中で、先ほど議員からも御指摘がありました除鉄・除マンガン施設と、こういうようなものは当初は想定していないわけですが、やはり地下水あっても、ずっと安定した状態になっていないものですから、より安全に供給をするということで施設を設けたわけですが、こうしたものは当初になかった増要因として資金も投入していますし、損益の中での費用の中に入ってくる経費というふうになって、その辺のところは利益を少し圧迫したというところはございます。

ただ、全体として工事も、以前は工事発注なんかについても落札率が限りなく100に近いような中で推移してきたわけですが、それが80%台にずっと経常的に落ちているということで、事業量もかなり上がってきています。それで有収水率もそれで改善しているということになっておりますし、あと受水の問題がございますが、受水も長島ダムから受水している隣の市の場合は3カ所から受水していますが、表流水と地下水をあわせて使っていますが、県下で最も高いところですよ。

当町でも、表流水を使うことは検討はしたことはあるんですが、今回のような放射能のような影響を受ける場合でも地下水は全く心配はしておりません。ただ表流水でやっているところはすごい神経を使っているんですね。そういうことから言っても地下水の安全性というのは、皆、地下水が出るところはうらやましがるような中ですので、安易にそうしたところへ転換をすることはいかなものかと、こういうことで経営的にも資金的にも万全な管理をしながら行っておりますので、余り企業会計に不安を持たれるような状況だと困りますので、今万全の体制でやっているということは御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） いろいろありがとうございます。その中で1点、水道会計が利益をという話があったわけですが、私としては適正な利益は必要だなと思うんですよ。そういうあれはぜひお願いしたいと。それだから5億もあれば1万円弱とか2,000万でいいのかということで、もう少しあれば、もう少し建設改良とかほかの投資へできていくかと、こう思います。そうすればやはり留保金を食わなくても事業が行くじゃないかと、その辺のバランスを考えながらやっていただきたいなと1点思います。

それからもう1つは、地下水は無限じゃないですね、有限ですね。だからさっき言ったような水の始末も、有収量も上げていただいて始末していくと。私たちがいなくなった後でも地下水でということになれば、当然必要だなと思いますんで、やはり年間50万立方とか60万立方捨てているよと、それはちょっとどかなと私、こう思います、はっきり言うと。

○議長（八木 栄君） 質問ですか。

○2番（杉本幸正君） はい、質問です。そういう中でどう考えているか、その辺をよろしくお願いしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まず、運転資金の問題と利益の問題ですけれども、利益が赤字になることはこれは言語道断ですので、それで適正な利益を生むというその適正というのが問題だと思っております。適正というのは事業運営ができる程度の利益と、こういうことで、貯金をどんどんしていくようなものは、企業といっても公営企業ですので、皆様方から過重な御負担をお願いをした中で貯金をしていくというようなことには、公営企業会計の場合は考えておりません。

それで、その資金でございますけれども、全く留保資金だけをもってどうのこうのということではなくて、4条予算というのは議員も御承知のとおり御担当されたことありますので、ある程度の借入れを見込むと。4条予算というのは、収入の道としては当町の場合は加入分担金がほとんどでございます。それ以外の収入というのはないわけですよ。その中で何をもって財源とするかというのは留保資金なんですよ。留保資金と、あと借入れです。借

り入れというのは事業運営を行う上では計画的に事業展開する中では当然あってしかるべき手段なんですね。ですからそれを借入れはいけないよ、留保資金だけをもって充てるのもいけないよということであれば事業になりませんよね。そういう事業の本質というのを我々常々考えながらやっておりますので、ぜひその推移を見ていただきたいというふうに思います。

それから、受水でございますけれども、表流水の受水というのは、これは絶えず吉田町の水道事業としては課題としていつも持っているものでございます。それで本当に地下水だけを水源としていいものかどうなのかと、表流水も考えなければいけないのかと、それから買い取りも考えなければいけないのかと、こういうようなことは常々思っているわけございまして、それを今の時点では地下水が最も町にとっていい取水方法であろうと、こういうことで決定しておりますので、未来永劫これでいくというようなことでございませぬ。

以上です。

○議長（八木 栄君） 質問ですか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の中で、借入れが云々という話出ましたけれども、今の水道事業の規模で30億円超すような企業債の元金が残っているわけですね、償還が。そういう中で今後建設改良事業あると、資本的な支出が不足すると、収入が、また借入れをせねばならないというようなこととなりますので、その辺がどうかと、こう思うんですよ。今のことはわかります、はっきりと。ただし私が心配するのは、やはり借入れという問題をなるべく抑えるということも必要じゃないかなと、こう思いますので、その辺についてお答え願います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の平成23年度のこの事業運営が借入れを極端に抑えた、極点というか借りられなかった状態ですね。当初予算で2,900万起債を予定したんですが、その減額をしたということで結果どうなったかというのと、3億2,000万程度の留保資金を使ったということになって、これはどこにあらわれているかというのと、議員から御指摘があったとおりです。現金量が減ったということで、この現金量を補うための手段として何があるのかということは、借入れを行うか、あとは今収入していないものを収入するかということしかないわけですね。

現金量をどの程度持っていなければいけないかと、こういうことが最も大事なことになって、先ほどのキャッシュフローあるのかというのは本当にいい御質問でして、そのキャッシュフローと今後の使わなければいけない資金量と、こういうことを絶えず把握しながら、借入れも現金量を補う手段として取り入れていかなければ、やはり事業運営が難しいということで、安易に借入れをするということではなくて、その辺のバランスの中でやらせていただいているということです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 質問ですか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。ぜひそういう中で努力をしていただくということで、私の質問を終わらせたいと思います。きょうはありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、2番、杉本幸正君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。

◇ 河原崎 昇 司 君

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

〔11番 河原崎昇司君登壇〕

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎昇司でございます。

私は、平成24年第1回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、1、我が町の防災対策の危機管理について、2、津波避難タワーと防災公園の整備について、3、防災情報伝達の状況についての3点につきまして、吉田町長並びに担当課長に質問をいたします。

さて、日本経済の回復を期待してまいりましたが、景気はリーマンショック以来のあおりと、東日本大震災やヨーロッパの債務の問題によって、いまだ回復せずデフレ状況が続いていると言われております。我が町の税収への影響も懸念をされております。そのためには一層の行財政改革を進め、自主財源の確保が不可欠だと思います。そのような状況の中で、安全で安心して暮らせる津波防災町づくりの構築が必要だと思います。

まず第1点といたしまして、我が町の防災対策の危機管理についてをお伺いをいたします。

昨年3月11日2時46分に、千年に一度という未曾有の大地震により死者1万5,854人、行方不明3,276人、3月2日現在と発表されております。あれから1年目が経過して、町では昨年、東大の都司先生の指導による津波ハザードマップが作成され全世帯に配付をされました。これから発生が予想されるであろう大災害に対しまして、大切な命と財産を守るために我々は万全を期さなければなりません。都司先生は20年から30年後に発生率80%の確率の地震があると発表をしております。

また、昨年の台風12号、15号による大雨が降り、3日間で大井川上流部で1,004ミリと観測史上最多を記録し、長島ダムが満水となり、異例の異常洪水時防災操作の実施を決めました。実施する直前に放流は回避されました。最近では自然災害も多く、もし大洪水や浜岡原子力発電所に異常が発生をした時点の危機管理として、防災計画はどのような方向で進めるのか、お伺いをいたします。

次に2点目といたしまして、津波避難タワーと防災公園の整備についてをお伺いをいたします。

避難タワー整備といたしまして、本年当初予算に3基分の建設費が計上されました。田村町長の発想で、町道の空間を利用して道路をまたぎ、歩道橋のような形で避難タワーが建設

されることが発表されました。津波避難対策のもう一つの手法として、命山（盛り土）の建設はできないかをお伺いをいたします。

2といたしまして、浜田土地区画整理内には公園計画予定地が4カ所あります。1、日の出公園に2,200平米、2、浜田公園に2,600平米、3、しらさぎ公園に2,281平米、4、みずべ辺公園に5,227平米の敷地が予定をされております。この公園に命山（盛り土）を建設して、防災公園として有効利用はできないかをお伺いをいたします。

3といたしまして、吉田町の中心、能満寺山、海拔32メートルありますが、この地域に防災公園をつくり、町の防災拠点基地として非常食の備蓄、発電機、電道具置き場として倉庫を設け、緊急ヘリポートや駐車場などを併設した多目的な避難所ができるような防災公園の整備はどうかをお伺いをいたします。

4といたしまして、能満寺山へは南側から車で登れるのは3カ所あります。能満寺前の坂、山の根備前守トンネルの南の坂、横山の杉の子園に上る坂、ほかに龍光寺山に登る坂道、林泉寺裏山に登る坂道があります。この地は急傾斜地崩落危険箇所の指定となっているため現地調査が必要と思われませんが、もし想定外の津波によってその状況によっては必要になる避難道と思いますが、この整備についてもお伺いをいたします。

次に3点目といたしまして、防災情報伝達の状況についてをお伺いいたします。

1、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の一環として、町が情報伝達の充実強化を図るために、防災ラジオを全世帯に無償で昨年の12月に配付をされました。スイッチの切りかえでAM、FM、防災に切り変わりますが、非常時には急遽防災放送に変わる。このラジオの配付状況はいかがかお伺いをいたします。

2といたしまして、大井川流域s m i l e ネットといたしまして、イベントの情報、静岡空港利活用の促進、防災災害支援情報を流す計画となっております。最近の新聞にはFM島田の番組が掲載をされるようになりました。このFM島田の情報ネットワークを通してどのような事業展開をされるのか、推進されるのか、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 河原崎議員、最初の東日本の地震の発生の時間が、皆様方のお手元に配付した通告用紙の中では数字が36分になっておりますが、今お話の中では46分ということでありましたので46分に訂正をいたしますか。

○11番（河原崎昇司君） はい。初めに通告しなければいけない状況ですが、先日、当局にも行きまして、そのままの状況でよろしいと、こういうふうに通いましたものですから読ませていただきました。改めて皆さんにはここで訂正を46分とさせていただきます。お願いします。

○議長（八木 栄君） はい、わかりました。それではお願いいたします。

それでは、答弁のほうをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 我が町の防災対策の危機管理についてお答えいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災では、そのほとんどが大津波で約2万人の死者、行方不明者を出す未曾有の災害となってしまいました。また昨年7月の新潟・福島豪雨、9月の台風12号、台風15号などや東日本大震災の余震とも言える地震などにより、全国各地で甚大な

被害が発生をいたしました。町といたしましては、地震や風水害による被害が発生した場合、または発生のおそれがある場合に、職員が迅速かつ的確な行動をとれるよう、個別に計画やマニュアルを作成しており、これまでもその都度、的確な対応をとってきたところであります。

今回の答弁におきまして、さきに申し述べたとおり、まずは最重点課題を津波防災対策に置くこととして、当町における避難防災町づくりのための計画を策定し、防災・減災対策の基本方針や施策展開の方向性を示してまいりたいと考えております。大雨や洪水などの異常気象時を初め、地震などにおける災害対応につきましては、災害時等における初動活動マニュアルを策定してありまして、今でも職員が迅速で的確な行動がとれる体制を整えており、今後もさらなる防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、原子力防災への取り組みでございますが、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえまして、政府において原子力災害対策特別措置法の改正や防災基本計画、防災指針などの改定の準備を進めているところであります。これらの改正、改定に伴い、浜岡原子力発電所からおおむね30キロメートルの区域が、緊急時防災措置を準備する区域（UPZ）として見直された場合は、当町もその区域に存在することになり、本年9月ごろまでには地域防災計画の策定が求められることとなりますので、新たな地域防災計画の策定や、実施体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、津波避難タワーと防災公園の整備についてのうち、1点目の避難タワー整備として当初予算に3基分の建設費が計上されていると伺っているが、町長の発想で、町道の空間を活用して道路をまたぎ、歩道橋のような形で避難タワーが建設されることが発表された。津波避難対策のもう一つの手法として、命山（盛り土）の建設はできないかについてお答えします。

津波避難タワーの建設につきましては、現在、津波ハザードマップの想定をもとに津波避難計画を策定をしております。この計画の中で、どのぐらいの規模の施設がどこの場所にどのぐらいの数が必要なのかシミュレーションしておりますので、それをもとに計画的に設置してまいりたいと考えております。今回の津波ハザードマップの想定では、津波予想浸水区域には約1万7,000人の方々方が居住しておられますが、その方々全員の命を保護するための避難施設の確保は急務でありますので、議員が御指摘の命山（盛り土）の建設も一つの手法であると考えられます。

しかしながら、一度に大勢の町民の皆様が避難できる場所を考えたとき、命山（盛り土）の建設には広大な用地が必要となることや、避難収容人員も限られてしまうことから、現時点におきましては、津波避難タワーを基本として避難施設を整備してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、一人でも多くの町民の皆様の命を守るための避難施設でありますので、あらゆる手法を考えてまいりたいと思います。

次に、2点目の浜田土地区画整理事業の公園予定地に命山（盛り土）を建設して、防災公園として有効利用ができないかについてお答えします。

川尻区内の浜田区画整理事業において生み出される街区公園は4つでございます。施工主体は浜田土地区画整理組合であり、本事業によって新設される公園施設整備につきましては、整地工事までを組合が行い、その後の施設につきましては管理者となる町が整備することになっております。川尻海岸付近の地理的状況を考察すれば、津波から身を守る高台等が見当

たらず、こうした高台の果たす役割は大きいものであることは明確であります。しかしながら町では津波避難タワーの建設を基軸とした防災対策を第一に考えていることから、現時点においては、公園内に命山（盛り土）を建設して防災公園として有効利用する計画はございませんが、今後、浜田土地区画整理組合とも公園のあり方について検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の吉田町の中心、能満寺山、海拔20メートル、この地域に防災公園をつくり、町の防災拠点基地として非常食の備蓄、発電機、電道具置き場としての倉庫を設け、緊急ヘリポートや駐車場などを併設した多目的な避難所ができるような防災公園の整備はどうかについてお答えします。

能満寺山公園は、昭和56年4月3日に県告示第367号で、面積5.9ヘクタールで都市決定された特殊公園であり、吉田町のほぼ中央の町内唯一の高台に位置をしております。公園整備の基準でもある吉田町緑の基本計画では、吉田町のシンボルとなる歴史や観光の拠点となる地区ともなっており、また緑のマスタープランでは、地域住民のレクリエーションの場を提供し、住みよい魅力ある都市づくりを行う計画となっております。また都市計画の基準の一つでもある吉田町都市計画マスタープランの中では、能満寺山公園に整備されている展望台小山城は町のシンボルとして代表的な施設であり、この場所のすばらしさをより多くの方に楽しんでもらうために、高齢者や子供に配慮した公園散策路の整備を進めたいという町民の皆様の要望もございます。

これらのことから、現在、町では高台への能満寺山公園駐車場整備を行うべく、今年度1件の用地交渉を行いましたところ、地権者の方の御理解を得ることができました。平成24年度につきましても、さらに駐車場整備用地の買収を進め、利用者の皆様が容易に高台まで足を運べる、だれにも優しい空間の確保を目指してまいります。能満寺山公園につきましては、当初の計画どおり整備してまいりたいと考えております。また能満寺山公園には、当初の計画どおり整備してまいりたいと考えております。また能満寺山公園には、当初の計画どおり整備してまいりたいと考えております。また能満寺山公園には、当初の計画どおり整備してまいりたいと考えております。

次に、4点目の能満寺山へは南から車で登れるのは3カ所あります。能満寺前の坂、山の根備前守トンネルの南の坂、横山の杉の子園に上る坂、ほかに龍光寺山に登る坂道、林泉寺裏山に登る坂道がありますが、この地は急傾斜地崩落危険箇所の指定となっているため現地調査が必要と思われませんが、想定外の津波によっては必要な避難道と思いますが、この整備についてお答えします。

当町における津波被害想定につきましては、昨年11月、東京大学地震研究所准教授都司嘉宣理学博士の監修により、千年に一度の大津波を想定した吉田町津波ハザードマップを作成したところでございました。この想定によりますと津波は能満寺山周辺までには達しないものとされております。

この能満寺山周辺の片岡、山の根、横山地区は、牧之原台地が北西側から町の中央部に突出している町内唯一の高台であり、津波は到達しない想定であります。昭和52年3月に静岡県で指定された急傾斜地崩壊危険区域であることから、地震動によりがけ崩れ等が発生する可能性が非常に高いものと考えられます。このようなことから、現段階におきまして崩壊の危険性がある危険区域に指定されている場所に避難道を整備する計画は持っておらず、現状を生かした利活用が好ましいものと考えております。

吉田町としましては、発生する可能性が高い東海地震等に対しまして、今後策定される津波避難計画等に基づき、第一義的には津波浸水地域への津波避難タワーの建設を初め防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げを国や県に強力に働きかけ、町民の皆様及び企業の関係者の皆様が安全で安心して暮らせ、生産活動が継続して行えるよう努めていく考えでございますので、議員の皆様方におかれましても御理解と御協力を賜りたいと思っております。

次に、防災情報伝達の状況についてのうち、まず最初に東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の一環として、町が情報伝達の充実強化を図るために防災ラジオを全世帯に無償で昨年12月配付された。スイッチの切りかえでAM、FM、防災に切り変わるが、非常時には防災放送に変わるこのラジオの配付状況はどうかについてお答えをいたします。

町では、災害時における防災情報や緊急を要する行政情報など、迅速かつ的確な情報伝達手段の充実強化を図るために、昨年12月4日から希望する全世帯に無償配付させていただいております。昨年12月4日の地域防災訓練での防災行政ラジオの配付につきまして、各自治会、各自主防災組織会の皆様に御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、防災行政ラジオの配付状況でございますが、地区別に申し上げますと、2月末現在におきまして住吉区に2,833台、川尻区に1,571台、片岡区に1,524台、北区に1,670台、町内全体で7,598台配付をいたしました。また企業、事務所から問い合わせがありました場合には貸し出しも行っております。今後も新規転入世帯を含め希望世帯に無償で配付してまいります。

続きまして、大井川流域 s m i l e ネット事業で構築される情報ネットワークを通して、どのような事業を展開し推進されるのかの御質問にお答えします。

これまでも御説明申し上げましたとおり、大井川流域 s m i l e ネット事業では、FM島田を核とする防災災害支援情報ネットワークと、大井川流域の地域間交流促進情報ネットワークを構築しようとしております。このため目下FM島田を活用したネットワークづくりに必要不可欠となりますFM島田の電波受信のための吉田中継局の整備を進めているところでございます。

吉田中継局は、庁舎屋上にアンテナを設置し、6階に関連機器を据えつけて完成いたしますが、工事は今月下旬に完成をいたします。その後、電波発信のための調整が必要となりますが、3月29日にはこの吉田中継局からの電波を町内全域に発信したいと考えております。島田市及びFM島田を初めとする大井川流域 s m i l e ネットの構成団体と相談しながら、当日は庁舎1階ロビーに未公開放送用のスタジオを設置して、午前10時から午後1時30分までの間、開局記念の公開生放送を行うセレモニーを実施をいたします。またこの公開生放送に先駆けて、当日はこの特設スタジオにおいて島田市長と吉田町長との間で災害時における臨時放送の協力に関する協定を、FM島田代表取締役社長と吉田町長との間で災害時における緊急放送等の協力に関する協定を締結することといたしております。

この協定は、大井川流域 s m i l e ネット事業計画にも盛り込んであったものでございました。東日本大震災の被災地では、実際に運営された臨時災害FM局の調査を実施した中で協定内容を固めたものでございますので、より現実的な内容となっております。そして当町はこの協定締結分においては、FM島田が機能する限り、どのような局面でも放送手段を確保できる体制を整えることができるようになります。

こうした中、平成24年度におきましては、緊急放送対応マニュアルの作成も予定しており

ますので、当面の情報発信面における危機管理体制は格段に強化されます。非常時における情報ネットワークづくりはこのような事業展開を図っており、具体的な成果も得ることができるようになっております。

他方、大井川流域の地域間交流促進情報ネットワークづくりにつきましては、大井川流域 s m i l e ネットの構成団体を初め町内の皆様にたくさんの情報を発信していただき、それをFM島田の放送圏域のたくさんの皆様に聞いていただくとともに、町外の情報をみんなで聞けるようになることが大事なことでありますので、平成24年度にはそうしたことを実現できるようにするための取り組みに力を注いでまいりたいと考えております。

また、この事業は国の新しい公共の場づくりのためのモデル事業でございまして、平成25年度以降も民間を主体とした事業継続を実現できるようにしてまいらなければならない課題もございます。そしてこの大井川流域 s m i l e ネットの平常時における情報ネットワークが円滑に機能し続けることが、非常時における災害支援情報ネットワークを円滑に機能させることにつながりますので、大井川流域 s m i l e ネットの構成団体の結びつきを強めるような活動を行うとともに、組織の拡充にも努めるほか、大井川流域 s m i l e ネット事業の中で放送番組を作成するなどして、FM島田の放送が町内に定着していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 再質問はありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。数点、再質問をさせていただきます。

細かな説明をいただきました。防災対策の危機管理については、今回のハザードマップを中心として行っていただけると。そしてまた町民3万人余の住民と、それから関係する津波浸水域5メートル以下の1万7,000人の命を守り、あらゆる災害に対する管理をしてくれるのではないかなど、このように思います。実は今回、防災課ができて、危機管理体制が少し変わったのではないかなどというような感覚の中で質問をさせてもらったわけですが、防災課ができて理事が誕生したわけです。この前回第4回臨時会のときに述べられたことがあります。理事は地震・津波防災対策事業に責任を持ち、防災計画は防災課がつかさどると、こういうことをいただいております。この点はこれでいいのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然、危機管理、防災対策に関しましては防災課を設け、その上に防災対策事業を統括する理事を置いて、基本的には津波防災対策に関しては万全を期したいと、こんなふうな形で現在のような機構を整備いたしました。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 過去の流れの中で防災課が一つできたと。そしてまた強いて言う責任分担でございますが、今までにおきましては町長さん、副町長さん、そして総務課と、こういうような感覚であったと思いますが、新たに町長、そして副町長、そして防災課理事、そして防災課長の防災監と、このような形でよろしいわけですね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、先ほど申し上げましたように最終責任はすべて私でござ

いますが、防災対策に関する事業も含めて、基本的には理事のもと防災課が機能するような形になっております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） これ、確認でございます。防災課理事がお座りになられたということの中で、総務課から防災課に移られたと、こういうことの中の確認でございます。ありがとうございました。

次に、津波避難タワーと防災公園の整備であります。町長発想の、私思うには大変おもしろい発想であったかなど、このように思います。町道は町有地、そして町有地にも建てるとしたならば、これは進捗よく進み、手続も簡単で済むかもしれないと思うわけですが、県道の上に建つには県有地、国道におきましては国有地ということになるかなどと思います。この手続、時間が多少かかるのではないかなどこのように思いますが、もう今相当検討されているようにお伺いしておりますが、この手続の時間等はいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず、今、津波避難タワーでございますが、町長のほうから来年度は3基ということで、そのつくり方の建設の仕方としての町道の上の空間を活用するということでございます。町道の上を活用するということには2種類あります。一つとしては、その道路の施設としてその道路の空間にタワーのようなものを建てる、もう一つは、道路の空間を占有すると、道路の空間を使って避難タワーをつくるということでございます。

今、当町で考えておりますのは道路の空間を活用するということで、道路本体の道路の付属物なり道路本体という扱いではなくて、道路の上を占有するという考え方がございます。そうしますと、占有するためにはいろんな所定の手続が必要になってございます。占有でございますので、最終的にその道路を管理している方から許可をもらわなければいけないということでございます。それに際しまして、町道の上ですと町長が最終的には許可をするということでございますので、今、町長は許可できるということで、来年度は町道から整備を進めていくということでございます。

ただ、道路でございますので、その道路法に基づく町長の許可というものと、もう一つは道路交通法ということで下に道路ですので車が通ります。その所管法令が道路交通法ということでございまして、それは警察庁のほうで所管をしているということで、この当町でいきますれば牧之原の警察署のほうで、その辺の道路の空間の使用の許可をとらなければいけないというような部分がございます。ですから町道のやる場合につきましても、町長からの占有許可と、あとは交通管理者であります牧之原警察からの許可ということで、その事務手続でも最低でもその数カ月かかるという、場合によっては事前調査からすれば半年とかかかるかということも考えられます。

今の議員の御質問の中で、町道の部分は町が許可できるんですけども、あとは今、町内には国道150号とか、あと榛南幹線とか、あと県道等がございます。そういうような県道につきましましては県知事が管理をしていると、国道につきましましては国土交通省が管理しておりますが、補助国道にしますと県が管理しているということで、管理者が違ってくるということでございます。そちらのほうにつきましましては一応事前に、今、私どものほうからそういう県道なり国道の上も占有をさせていただきたいという話を各管理者にしておりまして、そこに

つきましては津波避難タワーというような重要というか、そういうような施設につきましては、そういう分については積極的に占用の部分については相談に乗るし、今後とも協力していくという言葉はいただいております。

ただ、具体的にどれぐらい手続がかかるかという部分につきましては、今年の3月末を今目標に、避難タワーの設置の位置とか規模とか個数、そういうふうな部分を決めてございますので、場所にもよりますし規模にもよります。ですから一概にどのぐらいかかるかとは申し上げませんが、先ほど言った道路上でいきますと道路法による占用の手続と、あと道路交通法による使用の手続という部分がございますので、何週間できるとかということではなく、やっぱり何カ月単位で、場合によっては半年程度の事前調整から必要な部分が生じてくるのかなというふうに考えています。ただしその辺の部分につきましては、各管理者とも前向きに協力していただけるというような形で今進めていけるというふうに認識しております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 河原崎です。

細かに本当にわかるような説明ありがとうございます。確かに町道の計画ということも伺っているわけですが、今年の3基は今の状況いくと町道を予定をされていると、これでいいですか。それともまた県のほう、国のほうにも相談をかけて、それがよしとすればそういうほうにも向きが変わると。今場所の設定は言えないでしょうが、そういう手法でいくよということでございますか。再度お伺いたします。

○議長（八木 栄君） ちょっと関連質問になってしまいそうですが、答弁してくれますか。

それでは、理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） では、お答えします。

今年度3カ所やるという部分につきましては、今のところ場所はまだ固定はしておりません。今、避難計画をやって何カ所必要かと、どの場所かと今決めておりません。ただ来年度予算としましては計上させていただいておるということで、その前提として3カ所を計上しておるということと、あと今御説明させていただいたように、道路上につくるということも想定しておりますが、そういう場所がもし来年度選定されるならば、逆に町が管理しているところになるだろうと。それは手続の時間とか、あと来年度建設するためにはこれから設計をしたり、そういうことに時間がありませんので、余り県が管理しているとか国が管理しているとかは、まずあり得ないだろうということです。

今時点では、どこの場所に道路空間を活用してやるのかというものも、まだ手法としてはそういうのが一番考えられるということでございますが、具体的なものにつきましてはこの3月末の避難計画の中で一応お示しさせていただきながら、あとどの場所から順番にやる、来年の3カ所はどうかという部分も、まだ何も決めてございませんので、今後その部分につきましては私どものほうで案をつくり、また今後はその部分に対して皆様方と地域の方々もそうでございますが、その辺について私どもの案を示した上で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎昇司です。

町民皆さん、どこかどこかと期待をしているところでございます。ぜひ早い形の中で1基でもつくっていただきたいなど、このように思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、私の一つの案としてお願いをしました命山ということでございます。これは県内にも西のほうに数カ所、それから東北、今回の震災地にも何カ所かあるようでございますが、テレビにも先日出ておりました。盛り土にして山をつくと、牧之原市でも何か盛り土山という計画もあるということも伺っております。今の状況では町長さんのお答えによると今考えていないというようなことも伺いました。地所がある程度、浜田の予定地内に4カ所、公園の計画があるもんだから、私はそれを有効に使ったらどうだかなと、こういうことで質問をしてみたわけでございます。

浜田区画整理のことを少し言わせていただきますと、本年24年から来年25年にかけて国・県、町の御支援をいただきまして、進捗よく東名、川尻、榛南幹線のある程度の姿が見えてきます。また由比川の架橋も本年には近々始まります。そういう中で区画整理内には先ほど言ったとおり4カ所あります。むろんこの公園も整備をしなければいけません。また換地作業を終えた保留地面積も2万7,640平米、坪数で8,375坪でございます。この土地も別に公園敷地ということでなくして有効にできれば、土地は組合のほうに支度がしてあります。避難タワーもむろんつくっていただかなければなりません。またできれば1カ所ぐらい命山という手法も、土地が余裕のあるところにつくっていただければなど、このように思います。

将来的には、防災タワー、避難タワー、これを管理、維持するに多少私はお金がかかるのではないかなと。千年を見越した中での建物となり、耐用年数幾年になるかわかりませんが、将来的には長続きしないということにもなるかなとも思いますが、命山ならば山をつくっていただいて木を植えていただいて、常に公園の中で子供が遊びながら、緊急事態には避難場所となるというような形でいかがかかなと、このように思っておるわけでございます。この点についていかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 浜田の関係につきましては、公園が4カ所ございまして、議員も浜田の理事をやられているという中で、保留地を今後売っていかなければならないと、そういう中で一つの方策として盛り土山とか命山という話が出てきたと思います。

そういった中で、私のほうも一番大きな中心にあります浜田公園の中でそういうものができるかということで、一応検討させていただきました。浜田の公園については、縦が大体40メートル、それから横で60から65メートルくらい、全面積で2,600平方メートルになっていますから、四六、二十四と、それぐらいの面積だと思います。そういった中で盛り土ができるかということで、大井川の堤がありますが、大井川の堤が大体2メートル行って1メートル上がるようなこのぐらいの傾斜になっていると思います。約2割勾配ということになります。大井川の堤を考えてもらえると、やっぱり上にはなかなか急だなどという、そういうのが2割勾配ということになります。今40メートルありますよということになりますと、それを10メートルの高さに変えますと、10メートル上げるには20メートル必要になりますよという話になりますので、ちょうど40メートルのところ、とんがった山ができてしまうと、乗るところがないなというお話があるわけですが、また盛り土をしていく場合には5メートルで小段をつくらなくてはならないというようなこともありまして、5メートル盛ったら小段をつかって、また盛るといって来ますと、10メートルの高さに盛り土をするためには、50メートルなり60メートルなりそういうものが必要になってくるという中で、町長のほ

うからちょっと話をさせていただきましたが、広い敷地が必要だなということで答弁させていただいた理由でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 先ほど言いましたとおり、公園予定地は4カ所、それから保留地面積が8,000坪の余もございまして、ぜひ有効にお使いをさせていただきたいと、このように思います。ぜひ一つの案の中へ入れていただければと、このように思います。

次に、能満寺山、むろん原ですね、原の防災拠点、むろんこれは先ほど町長さん言われたとおり公園指定がされているということでございまして、もう少し高いところに上がった今の水道タンク、あそこに旧水道タンクもあったわけですが、あそここのところは今整地されて、今、水道課の何か建物が倉庫が1つあるかなと、このように思いますが、ああいうようなところを利用されまして防災倉庫あるいは非常時の食料倉庫にさせていただいたらなど、こういう一つの投げかけでございます。あそこも仮駐車場のよう形でよく皆さん使っておるわけですが、宝の持ち腐れにならないような何か有効な、津波なんて高いところに逃げないという人間の心理で高いところへ逃げる、逃げなくちゃという気持ちもあると、ああいうところにも車がうんと集まってくるのではないかなと。

そして、また先ほど能満寺公園の一角には新しく駐車場ができると、展望台の展示場ですか、あの西側になりますか、ではないかなと思っておりますが、整備もどんどん進んでいるわけですが、この中に防災の倉庫あるいは防災の拠点をつくっていただければなど、こういうことで質問をさせていただきました。しかしながら進入路ですね、道路が下に3本、能満寺山へ登るには広い道路があるわけですが、それについてその間に龍光寺さんとか林泉寺さんの細い道ではありますが、先日あそこの近辺の方々があれを整備していただきたいやということもありましたものだから提言をさせていただきました。しかし、こここのところは大変厳しい急傾斜地崩落危険地ということで、箇所ということで指定がございまして、無理を承知でお願いをしたわけでございます。

○議長（八木 栄君） 先ほど質問してあるもんですから、再質問をお願いします。

○11番（河原崎昇司君） はい。それについてのあの地域には山の根には大勢の新所帯あるいは住民も住んでおるわけでございます。この方々にも危険地帯だということだけでなく、安全なる形の中で高い能満寺山へ登れる、ある程度の道路整備もよろしくをお願いをしたいと思っております。

また、先日、津波ハザードマップでございまして、先ほど町長さん言われた中に、津波が能満寺前公園は大丈夫だよというお話も伺いました。しかし都司先生のハザードマップに吉田田んぼの片岡寄りですね、能満寺山寄りに丸で赤丸がつけてあったわけでございます。あのところまで津波が来たよという印があるわけですが、あの地域の方々はある程度知っている方もおいでのようです。正確なるある程度のハザードマップができ、皆さんに警告を与えているなど、このように思います。

次に、防災情報の伝達の方法ということでお伺いをいたします。

7,508台相当の配付をしていただいたと。先日の町の人口の動向によりますと、2月29日現在ですね、吉田町の世帯数9,878戸、そしてこの1月の1カ月内に吉田町の戸数が19戸ふえております。7,500余の台数を配られたようございまして、強いて言うともまだ2,000余の

方々がいただいていないと、こういうことになるかと思えます。新所帯、先月1月ですね、2月の統計ですので、19戸ふえたという方々にはこれからどういう形の中で配付をされるのかお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 転入された方には、その配付をさせてもらっているような状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） わかりました。先ほど町長さん言われた事業所にも配付というお答えをもらっておるわけですが、事業所への配付は何台ぐらいあったかお伺いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 事業所には38台配付させていただいております。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

事業所にいただけるというの知らない事業所の方々もあるようでございます。先日ある事業者の方にお会いしたら、どうでしたかと、まだ、そういうことがあるんですかと、こういうことではございました。我々が言って、もし何か利益を生じるようなことになってはいけないものだから、なるべく吉田の広報なんかで事業所の方はどうですかというような形の中で呼びかけをしていただければなど。これ大変貴重な形でいいことであると、このように思います。強いて言うと昔の有線放送ですか、農協がやっていた五、六年前までやっていたような庶民的な放送がうんと聞けるのではないかなと、このように思います。ぜひこれは皆さんのお手元に届くような形をお願いをしたいなど、このように思います。

それから、大井川流域 s m i l e ネットの関係でございますが、今回広報よしだに本当にきめ細かに載せていただきました。先ほども同僚議員がよいことですよということと言われておったと思うのですが、本当に我々もよく見てわかりやすく、そしてこれからのこともこうしようということで載せられております。これは町民の皆さんも大変喜ぶのではないかなと、このように思います。わかりやすく本当によかった、ありがとうというお礼を述べたいくらいでございます。

少し話は違いますが、関連することで……

○議長（八木 栄君） 関連はだめです。

○11番（河原崎昇司君） 新聞記事を1つ。

○議長（八木 栄君） できれば再質問でありますので、質問のための説明は多少はありますけれども、自分の質問の解説じゃなくて、ある程度最後に何か質問する言葉をつけていただきたいと思えます。

○11番（河原崎昇司君） それこそ、今回の質問をさせてもらって、私、産業建設に属しているものだから、防災の総務の皆さんのようにいろいろ調査を自分なりにはやっておりましたが、皆さんと一緒にやらなかったものだから、ちょっとすき間のあるところを質問をしたというつもりでございますが、その中で先日の新聞でございます。これは新聞に載った記事

でございますが、この5日の新聞記事でございます。静岡新聞です。「衆議院予算委員会で、前田国交相は吉田町が12年度に建設する方針を示している、町道をまたぐ津波防災タワーについて、道路は地域の方々に認識されているのでタワーがどこにあるかわかりやすい、なかなかユニークで有効な手だてだと思っていると評価をしている」と、こういう新聞が先日載っておりました。また町長さん、先日は同僚議員において答弁の中で、国交省の中部地方整備局の地震・津波災害に強い町づくり検討会委員になられたと、こういうようなお話もお伺いしておるわけですが、それに関しまして田村町長、お聞きをいたしますが、西駿河湾防潮堤促進期成同盟会の会長となられておるわけですが、防潮堤の進捗状況はいかがでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 河原崎委員、最初の今回の質問にちょっと入っていないんですけども。

○11番（河原崎昇司君） 津波タワーのことです。

○議長（八木 栄君） 防潮堤なので、防潮堤関係は今回出ていないもんですからあれですけども。

○11番（河原崎昇司君） それでは、防潮堤のことは取り下げまして津波タワーのことについてお伺いをしたい。

○議長（八木 栄君） タワーも、津波避難タワーと防災公園の整備についてということですが、避難タワーの整備に関しての公園整備と関連しての津波避難タワーであります、公園と関連していることなら結構ですけども。

○11番（河原崎昇司君） そうです。

○議長（八木 栄君） ではお願いします。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 命山と津波タワー、これは同じ人の命を助けるというか助かるということの目的でございますので、同じではないかなと私はこういうふうに思います。その中での今言われました新聞記事についての町長の、これについていかがかということをお聞きしたいということをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 先ほどは、津波防潮堤についてということだったわけですね。

○11番（河原崎昇司君） だから、それと分離すると言ったでしょう。だから防潮堤のほうは切り離しますということをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それで、津波避難タワーと防災公園の整備についてということで、町長がもう答弁を1回していますよね、最初に、命山とかの関係で。それ以上にどのようなことを伺いますか。

○11番（河原崎昇司君） 再度お伺いをしたいと、町長の御意見も。

○議長（八木 栄君） どのようなことを伺いますか。

○11番（河原崎昇司君） その手法と、国で取り上げてくれた中での思いというか、それをお伺いをしたいと。

○議長（八木 栄君） 町長、いいですか。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何か議員、その思いを申し上げるわけですか。

○11番（河原崎昇司君） はい、思いを。

○町長（田村典彦君） 3月5日に、衆議院予算委員会第八分科会で公明党の大口議員が、うちの町のいわば津波避難タワーについて、前田国土交通大臣にどうですかと質問をしたわけでございますけれども、議員御発言のとおり前田国土交通大臣から高い評価を受けました。いわばそのバックアップをしますよというようなことだったと思っております。

それから、例の中部地方整備局の地震・津波町づくり検討会の委員と指名されたわけでございますけれども、いろんな意味で吉田町はこれまでにさまざまな形で国への働きかけであるとか町の防災対策について、ほかの市町に比べて一頭地を抜いたさまざまな先進的な試みをスピード感を持ってやっていると、その辺のことが国において評価されたものと、こんなふうに思っておりますので、今後ともさらにこういうものを背に受けて、この町の津波防災町づくりというものが一層強力に進むように今後とも頑張っていきたいと、こんなふうに思っております。

○11番（河原崎昇司君） ありがとうございます。明快なる御答弁ありがとうございます。

最後に、健全な財政運営をしながら津波防災町づくりをいたしまして、人と人、心やすらぎ健康で住みよい町吉田町になるよう期待をいたします。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会22日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第10号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第10号議案から日程第9、第20号議案までの総務文教常任委員会へ付託した9議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この9議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） それでは、平成24年3月2日に開会されました吉田町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託されました9件の議案審議について委員長報告をいたします。

第16号議案 平成24年度吉田町一般会計予算について、3月8日、9日に出席議員13名で連合審査を行いました。

審査は、担当課長から一般会計予算に関する説明書により、歳入の1款から順次説明を受け、説明が終わったところで質疑を行い、引き続き、歳出の1款から順次説明後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして、産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細の説明及び質疑詳細については省略して、質疑の一部の要旨を報告いたします。

歳入について。

委員。町税について予算段階と収入済額に開きがある。安全ケースをとるのはわかるが、どのような考えで行っているか。

当局。毎年、償却資産と固定資産税は補正で上げている。償却資産の申告が1月末で、2月に入力の作業をしていて見込みがとれない。予算を立てるときは大手の企業から見込み等の聞き取りを行っているが、なかなか当初予算では見込めない状況。

委員。1款町税のうち、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の収納率はどの程度見込んでいるか。

当局。町民税は96%、固定資産税は98%、軽自動車税は97.1%、前年度の実績に基づいて計上している。

委員。20款町債を都市防災総合事業費として大幅に増額しているが、今後の財政のシミュレーションと財政運営をどのように考えているか。

当局。都市防災の制度を活用するため借入額を増やしている。これまでの借り入れに対するルールは、平成16年度に設定した普通会計ベースで15年度末の借り入れ残高は元金で110億円強あった。借り入れを減らす努力をしてきた結果、22年度末の元金残高は、87億6,000万円まで22億円減らしてきた。都市防災総合推進事業の起債制度は2分の1の補助金、用地や委託経費などは3分の1の補助になり、補助残の100%を起債措置できる。そのうち借り入れた70%が交付税措置される制度のもの。多くの国からの財政支援措置のある制度は最大限に活用を図ることを考えている。都市防災にかかわるものの借り入れの償還は2年据え置き10年と短期で償還しなければならないので、無尽蔵に借り入れを起こせないで、整理は十分に考慮していく。

歳出について。

3款民生費について。

委員。歳入の11款の保育所保護者負担金は1億2,980万円が計上されている。これは保育料の値上げ分が反映されているか。

当局。保育料は24年度から改正を考えている。税は前年並みと見ている。年少扶養が廃止になる保育料については、年少扶養を戻すということできている。保育料の値上げ分はある程度見ている。

委員。3款2項3目のすみれ保育園建設事業費が3億1,480万5,000円計上されている。建設場所は確定しているか。また、防災を考えて屋上を避難場所にするなどを考えているか。

当局。用地の候補地はあるが、まだ特定はしていない。園舎の屋上もまだ実施設計等を組んでいないので、検討はしているが確定はしていない。

委員。すみれ保育園の候補地はあるがまだ決定していないとのことだが、構造適合判定委託料、開発行為申請手数料、設計委託料など予算が組まれている。本当に確定していないのか。早く情報を出してほしい。

当局。候補地についてはまだ確定していない。設計委託料は県のを参考にし、12節のものは過去のを参考にしています。予算が決まってから手がけていきます。土地については、仮契約が済んでから議会に上程します。

4款衛生費について。

委員。4款1項5目の扶助費の中で、乳幼児医療費、小・中学生医療費の県補助と一般財源の割合は。

当局。23年度の県補助は、2,508万円です。24年度10月からの予定ですが、小・中学生の通院が補助事業になる524万円を予算化し、県補助は合計3,041万円です。

委員。小・中学生まで受給証で受診できるようになることはよい制度だと思う。しかし、それは節度ある利用が基本で、医療費が増加しているのであれば、抑制させるには幼稚園、保育園、学校の保護者会ぐるみでキャンペーンを張るなどできないか。

当局。担当課としてはいろいろな会場に出かけてPRしていきたい。

5款労働費、6款農林水産業、7款商工費について。

委員。7款1項2目の商工業振興事業補助金が100万円減額されているが、予算を決める前の段階で、その団体と打ち合わせをして決定しているのか。

当局。打ち合わせ会という形ではないが、商工会事務局会長、役員と会う機会は何度かあります。その中で新年度の計画があればお出しいただきたいと聞いている。新たな事業計画

があれば補助金は計上すると話しています。

8款土木費、11款災害復旧費について。

委員。8款4項3目の富士見幹線整備事業の測量調査委託料がついているが、道路とあわせて、北区防災公園の中身はどのようなものか。

当局。公園の中身は1.7ヘクタールを調査し計画していききたい。地元と委員会をつくり北区として何が必要なのかを1年かけて計画していききたい。

9款消防費について。

委員。9款1項5目に津波避難タワー設置工事の予算がある。テレビ、新聞で報道されているが、計画の中身はどうか。また、地域住民の意見をどう聞いていくのか。

当局。現在、パスコに委託してあり3基建てることと、歩道橋型のものを考えている。位置、大きさについてはまだ決まっていない。3月末までに示していききたい。住民には町の家を示していききたいと考えています。

10款教育費について。

委員。10款4項4目の図書館活動推進費について、昨年度は図書館が積極的に出向いていくことを方針にしていたが、今年度はどうか。利用カード作成代52万5,000円の説明を。

当局。出前図書館は、従来どおり保育園、中央児童館、子育て支援センター、介護施設は今までどおりやっていきます。カードについては、在庫がないのと3年分のカードの予算です。

委員。学校防災について、教育現場でどのように教育しているか。

当局。平成23年5月に校長と防災担当者を集めて大津波警報時における児童・生徒の対応についての改訂版を出した。

以上が連合審査会質疑の一部の報告です。

次に、3月12日に総務文教常任委員会を開催し、付託された9議案の審査を行いました。

出席委員は7名です。

日程第1、第10号議案 平成23年度吉田町土地取得会計事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第11号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

委員。歳入の3款国庫支出金に災害臨時特例補助金21万6,000円増額されているが、東日本大震災に基づく減免措置による交付なのか。

当局。これは東日本大震災に伴い、1家族3名が吉田町に転入され、税の減免と負担金の分です。

委員。歳出の8款保険事業費の中で、特定健康診査等事業費が234万9,000円減額になっているが、理由と今年度の目標に対してどうか。

当局。理由は、集団健診の受診率が伸びなかったこと。12月現在で特定健診の受診率は38%、最終的には前年並みと見ています。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第12号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第13号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

委員。歳出の4款地域支援事業費が659万2,000円減額されている。その理由と、23年度から地域包括支援センターが社会福祉協議会に委託されているが、実施状況はどうか。

当局。減額の理由として、運動の機能向上事業は当初より予定人数が伸びなかったことはPRが足りなかったことや、トレーニング等の委託先が見つからなかったことです。地域包括支援センターの実施状況は、総合的な相談事業を4名で行っている。実績は本人からの相談が292件、家族からの相談が316件、関係機関からの相談が124件、合計883件ありました。継続姿勢にかかわるものは1,687件あり、合計、22年度実績では2,570件です。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第16号議案 平成24年度吉田町一般会計予算について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑は8日、9日にしておりますので、討論を求めましたがなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第17号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第18号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。国保会計の予算が毎年増えている。保険税、国庫支出金などは一定だが、このままでは財政に影響があるのでは。対策はどう考えているか。

当局。平成21年度に税率を下げた。その後、医療費が伸びた状況です。保険給付費の伸び率は平成20年度から21年度は7.2%、21年度から22年度は8.2%です。税収も横ばいですので、基金残高は23年度末で2億2,000万円残る予定です。町では、法定外繰り入れはしていません。保険税で対応していきます。平成24年度の医療費の状況を見ながら検討をしていきます。

委員。歳入の9款基金繰入が1億5,700万円ある。基金残高が少なくなるが、25年度以降はどう考えているか。

当局。基金繰入は100%使うことになれば基金の残りは少なくなるので、24年度の医療費の状況を見ながら今後の保険税について考えていく。

委員。人間ドックの利用見込みと22年度の実績はどうか。また、特定健診のPRはどのようにしていくか。

当局。人間ドックの予約は3月10日現在248件、22年度の実績は275件です。特定健診のPRについては、対象者に直接受診券を送っています。

委員。国保税の収納率を上げる努力をしているほかに、どのようなことに取り組んでいる

か。また、国保税の収納率は何%見込んでいるか。

当局。国保から抜けた人に届け出をするよう勧奨している。国保税の収納率は、医療給付費分は89%、後期高齢者支援金分は88.5%、介護納付金は87%で計算しています。

委員。医療費削減のためにどのような努力をしていくか。

当局。特定健診を勧めることと、受診多重世帯に対して訪問し確認を行います。

委員。4月から外来診療の高額医療費が一定の金額にとどめられるようになるが、周知はどのようにするのか。

当局。広報よしだの3月号に掲載します。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全委員が異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第19号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。県の広域連合で保険料を年額2,246円値上げする。吉田町では、全体で2,240万円の保険料増額になるが、要因は。

当局。広域連合で24年度、25年度の医療費必要額から算定して決めたもの。要因としては、1人当たりの医療費の上昇が一番の大きな要因です。

委員。負担割合は国が5割、前期高齢者が4割、75歳以上の被保険者が1割で運営されることになっているが、今回、被保険者分が10.51%になっている理由は。

当局。23年度までの高齢者負担率は10.26%から10.51%に引き上げられたもの。これは国の数値によるもの。

委員。今まで低所得者世帯に軽減措置がとられてきた。24年度についてはどのようにするのか。

当局。24年度においても、23年度に決められた軽減措置はすべて継続されます。

質疑終了後、本案に対し討論を求めましたところ、反対討論。

後期高齢者医療制度は実施されて4年経過した。町の被保険者は約3,000人。4月からの保険料が平均2,246円引き上げられる。年額5万9,567円と高齢者には重い負担になり、高齢者から医療を奪うような制度のもと執行される事業会計予算に反対する。

賛成討論。

本制度は国の制度に基づき、後期高齢者の医療を国民全体で担うという趣旨のもとで運営されている。本会計は静岡県内の広域連合で慎重なる審議を行い、医療費負担の増加の中で決められたもの。低所得者には今までどおり軽減措置がとられている。別段問題なく運営されているので、賛成する。

討論終了後、採決を諮ったところ、賛成多数で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第20号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。歳出の1款3項で介護保険、介護認定審査会が昨年度より約100万円減額されている。認定者が増えると予想されている中、減額する理由は。

当局。昨年より減額の理由は、認定審査にかかる費用は9,582万円を見込み、それを牧之原市が69.41%、吉田町が30.58%になり、必要額全体が減ったために減額になったもの。

委員。4款2項で包括支援センター運営事業費が昨年より190万円増額されているが、理

由は。

当局。包括支援センターの職員が11月まで育児休暇をとるために計上してあります。

委員。保険料が増額されていくが、保険料を抑えるための対策を検討しているか。

当局。国も県も計画の中で介護予防を重視している。町でも介護度を進めないために新しい取り組みとしてプール施設との契約を検討している。

委員。施設への待機者はどのくらいいて、解消できる予算になっているか。

当局。吉田町では待機者は延べ200名、実人数として78名、6カ月以内の希望者は48名、その中で入所の必要性の高い方は8名います。吉田町民だけが利用できる地域密着型介護施設を平成26年度までに計画をしています。

質疑終了後、討論を求めたところ、反対討論。

本予算は、第5期介護保険事業計画を進める最初の年度予算です。介護保険料の値上げのもとに執行される予算であり、高齢者に負担の増加をもたらすものであり容認できない。国は制度を根本から見直し、介護保険に対し公費負担を引き上げ、介護の必要な人が必要な介護サービスを受けられるように改善を求めて反対する。

賛成討論。

国を通じて県から吉田町に対し、第4期介護保険事業に対して基金という形で財源負担を設け3カ年において毎年取り崩して本会計を賄ってきたが、基金が底を尽き、新たな平成26年度までの需要予測に基づいて、原課が立ち上げたシミュレーションのもと介護保険料を算定し、介護サービスの充実を図るべく本予算を計上してきた。本予算は需要予測に基づく費用の公正的な配分を考えての予算であり賛成する。

討論終了後、採決を諮ったところ、賛成多数で、本案は原案のとおり可決されました。

以上で総務文教常任委員会に付託された9議案の審議と結果の報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第10号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第11号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第12号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第13号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第16号議案 平成24年度吉田町一般会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第17号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第18号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第19号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第19号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年4月から実施され4年経過しました。町の被保険者75歳以上は約3,000人です。保険料を減額されている人もいますが、県の広域連合は4月から保険料の所得割率を0.28%、均等割額を1,500円引き上げ、1人当たり平均で月額2,246円引き上げ、

年額 5 万 9,567 円から 6 万 1,813 円になり、高齢者に重い負担になります。

民主党は、後期高齢者医療制度を廃止すると公約し政権をとりましたが、それを先送りにしています。この制度は、国保や健保の加入者が 75 歳になった途端それまでの公的医療機関から切り離され、独立した制度に囲い込まれる差別的な仕組みです。

保険料の徴収は年金からの天引きを基本にしていますが、年金収入の低い人などは自分で納めますが、保険料の引き上げが滞納者を生み、高齢者を必要な医療から排除するような深刻な事態を生みかねません。

高齢者から医療を奪い、命を危険にさらすような問題の多い後期高齢者医療制度のもとで執行される事業会計は容認できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12 番、藤田和寿君。

○12 番（藤田和寿君） 12 番でございます。

第 19 号議案 平成 24 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、私は賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度の被保険者は 75 歳以上の人と、65 歳から 75 歳未満の一定の障害を持つ方たちでございます。

政府は、現在改正を含め検討中ではございますが、現在は国の制度として、この制度の運営を県内の市町が管理をする静岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり事務を行っております。

後期高齢者医療保険料は、財政運営機関の医療給付費などを算定し、それに対し国庫負担金等の公費負担、国、県、市町村で約 5 割、各医療保険者からの支援金、つまり現役世代の保険料で約 4 割を賄い、残りの約 1 割を高齢者の方々の保険料によって運営されております。

平成 24 年、25 年度、後期高齢者医療保険料については、医療給付費等の推計を行い、被保険者数も伸び、1 人当たりの医療費の伸び、それに伴う医療費総額の増加で、医療給付費の増加が見込まれていることから改正されるものでございます。しかし、今回の改正におきましても平成 23 年度までに行っていた保険料の軽減措置は継続して、24 年度以降も引き続き行われる配慮のされた予算となっております。

以上のことから、国民全体で後期高齢者医療を賄う趣旨から現状の制度の中、本会計は適正に組まれた予算案であり、私は賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第20号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第20号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

本予算は、第5期介護保険事業計画を進める最初の年度予算です。しかし、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の値上げのもとに執行される予算であり、高齢者に負担の増加をもたらすものであり、容認はできません。

町の第1号被保険者は約6,000人、そのうち介護認定者は約800人います。町の介護サービス実態調査で、介護保険制度全般については、満足しているが36.1%、どちらかといえば満足しているが48.1%で、合計84.2%。この制度をうまく利用されている方が多くいますが、一方、満足していない3.6%、どちらかといえば満足していない6.6%と、合計10.2%います。介護保険料が高い、使用料が高いので限られたサービスしか受けられない、希望しても施設に入れない、実態を反映していない介護認定、サービス事業者にも厳しい状況です。高齢化が進み介護保険サービスの充実に取り組みれば保険料の引き上げにつながる。これは介護保険制度の大きな問題点です。

今回の値上げは、平均で年額7,200円増になります。年金生活者にとっては、支給されている年金額は減る一方なのに、保険料は3年ごとに上がっていきます。

国は制度を根本から見直し、介護保険に対する公費負担を引き上げ、介護の必要な人が必要な介護サービスを受けられるよう改善を求めます。

吉田町の介護保険事業が、保険あって介護なしとならないよう充実を求め、反対討論いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

第20号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、私は賛成の立場から討論を行います。

吉田町介護保険事業は、平成24年度から3カ年にわたり、第5期吉田町介護保険事業計画に基づき、当予算から運営されます。

介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を賄える仕組みであり、高齢者の増加やサービスの増加で近々の予算を必要と考えております。

第5期保険事業計画においては、予防重視システムが構築され、介護予防給付費及び地域支援事業が適正に組まれた予算となっております。

本予算に関しましても、介護給付費準備基金繰入等、国・県よりの基金を賄い、それに基づいて保険料の値上げ分も含み、それを取り入れた予算案となっており、今後も安心した吉田町の介護保険制度を継続して運営するためにも、今回の当予算に対しまして賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 次に、日程第10、第14号議案から日程第15、第35号議案までの産業建設常任委員会へ付託した6議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この6議案について、委員長から審議結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会に付託されました6件の議案審議について御報告申し上げます。

平成24年3月13日9時より役場4階第二会議室におきまして、委員7名と、当局から町長、副町長、理事を初め、所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

日程第1、第14号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第2、第15号議案 平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第3、第21号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。公共浄化センター建設費の中に、避難用はしご背面防護設置工事とあるが、災害時には一般の方も使用できるのか。

当局。社会見学に来ている町内外の小学生やセンターの東側にあるグラウンドゴルフに来ている人に対しても、いざというときに安全に避難できるようにするものです。

委員。管渠耐震対策でマンホール可とう継ぎ手設置1,200万円とあるが、継ぎ手のぐあいには異常があるのか。傷んでいるのか。

当局。平成8年以前の継ぎ手はモルタルで固定してありますが、阪神・淡路大震災以後、設計指針に基づきまして、ゴム製の継ぎ手で弾力性を持たせていきたいということです。

委員。予算書12、13ページに委託料があるが、工事会社に委託しているのか。工事する人、監督する人にそれぞれ委託しているのか。

当局。ジンサチ管理棟については工事を行うもので、設計業者に業務を委託するものです。発注業者と設計業者がかかわっていないという書面をいただき発注しています。

委員。耐震補強実施設計と、耐震補強工事の予算が計上されているが、内容は。

当局。平成18年に耐震診断を実施し、レベル2の診断結果が出ています。国の耐震基準に基づいた耐震補強をしていくというものです。

委員。建物は耐震補強をして大丈夫だとしても、浄化設備のほうは大丈夫か。

当局。国からの指針に基づき、処理ができるように体制を整えています。

委員。耐震補強工事は、建物と浄化設備を含んだものか。

当局。平成24年度は、ジンサチ管理棟の建物と、その付随した構造物についてを行うというものです。

委員。耐震補強実施設計と耐震補強工事の予算が計上されている。連合審査のとき、浄化センターの建物の耐震はしっかりしているという答弁だったが、違いがあるのでは。

当局。現在説明しているものは地震に対する耐震工事を行うもので、津波に対しては、今後今の指針で足りない部分については、どういった方法で対策をしていく必要があると考えています。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、第22号議案 平成24年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。執行事業一覧表にHPEと記載があるが、これは何か。

当局。ポリエチレン管です。

委員。水道管の耐震補強の予算が計上されていないが、管の継ぎ手のところは大丈夫か。

当局。継ぎ手のところはポリエチレン管で対応しています。

委員。ポリエチレン管が大丈夫という根拠は。

当局。ポリエチレン管は伸縮性があり、水道管を埋設するとき、管の周りに砂をまいてますので、直接岩や石に当たったりすることがありません。また、ポリエチレン管は耐震性のあるものを使わせていただいています。

委員。納得できない。

当局。地震には土の中に埋まっている物が一番強く、土の中の管は地面と一緒に動くので伸縮をしない。東日本大震災には1カ所もトンネルが崩落したり、地下鉄が崩れたところはありませんでした。

委員。ポリエチレン管を引っ張ったとき、どのぐらい伸びて破断するとか、接着剤は引っ張る力にどのぐらい耐えるか、そのようなデータを後でいただきたい。ここで、委員会として資料を要求することを諮り、要求することを委員会で決定しました。

委員。民間企業が行う水道工事でも継ぎ手等の確認はしているのか。

当局。水道工事について手法や工法、図面など申請が出てきますので、適切に指導してい

ます。

委員。水道施設の耐震診断は何年にしたか。

当局。平成20年に実施しました。

委員。1つの道路の中に吉田町と牧之原市の給水管が同時並行して埋設している部分がある。どのぐらいの箇所にもどのぐらいのものがあるのか。

当局。並行して入っている量は把握していません。

委員。なぜそのようなことが起きているのか。

当局。吉田町と牧之原市の給水区域の境地に多くあります。水道事業は給水区域を決め、厚生労働大臣の事業認可をいただいています。各市町で給水区域を決め、吉田町は細江坂部地区も給水区域としており、給水区域に水を供給しているためです。

委員。4メートルぐらいの道路で吉田町と牧之原市がお互いに工事するのは非効率では。

当局。大きな道路では各市町で工事を行っていますが、4メートルぐらいの道路では、先に漏水などを発見したほうが対応し、経費については管の所有者が負担しています。

委員。吉田町と牧之原市の水道料金が違うということ、また、地震があった場合、工事など同じことをしなければならなくなり、経済に不合理に思うが検証してほしい。

当局。牧之原市の考えもあるので、吉田町が勝手に細江と坂部地区の給水区域を外すわけにはいかない。また、この区域を含めた施設を整備しているので、施設の維持を考えたとき外せない。現在、細江と坂部地区の給水区域の収益が7,500万円あり、その金額は当町の水道事業収益の13.78%を占めています。そのため、この給水区域は吉田町にとって大切な区域でありますので、不合理だとは考えていません。

委員。不合理と考えていないというが、合理性、経済性を考えてやっていく考えはあるか。

当局。水道事業は、企業会計としてかかわった経費を水道料としていただき、コスト意識を持って査定し経営させていただいております。過去の投資、水源からの距離といったものについては、かなりばらつきがありますが理解願いたい。なるべく安い水道料で安定的に水道を供給できるような体制について、毎年予算査定や執行の段階で見直しをしていきます。合理性を追求しながら可能性があるものについては、それをやめることが吉田町の水道事業会計にとっていいことであれば対応していきたいと思えます。また、経営に悪影響を与えるものであれば、これは採用いたしかねます。

委員。雑収益の下水道料金算定用検針データ提供に係る代金とあるが、どういうものか。

当局。水道事業の年度末件数、下水道加入件数、3条予算の量水器の減価償却等を積算して単価を出し、それに下水道加入件数を積算して水道課に請求しているものです。

委員。水道と下水道課の課同士で行っているなら、資料提供だけでよいのではないか。

当局。下水道事業については特別会計予算で、水道事業については事業会計予算で会計を分けてやっています。それぞれの予算の中で、この間の必要な経費が発生したら会計を区分するためにやりとりをせざるを得ないということです。これは国でも同じ方法で行っています。

委員。新水源調査業務委託とあるが、まだ水道水としての水源が見つからないのか。

当局。新たに掘って水脈に当たらないと困りますので、平成21年度に調査しました大幡地区のところをある程度、除鉄除マンガン施設を通せば十分使えるので、水がどのぐらい出るか用水調査をしたいため予算計上しました。

委員。平成22年から26年まで5年間の新水源調査業務委託とあるが、新水源を何カ所か確保するために5年間をかけているのか。それとも1カ所を確保するのか。

当局。新水源調査の費用を5年間にわたって償却するということです。平成24年度は1カ所です。

委員。財政シミュレーション作成業務委託とあるが、何年度までの計画を考えているのか。

当局。平成24年度から平成33年度までの10年間を考えています。

委員。石綿管の布設工事があるが、あとどのぐらい残っているのか。

当局。石綿管の残延長は平成24年度で牧之原市444メートル、吉田町62メートルの工事実施をしますと、24年度末で吉田町532メートルの予定です。

委員。旧榛原町の細江坂部地区の石綿管はなくなるということか。

当局。平成24年度末でなくなるということです。

以上で質疑を終結し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、第34号議案 道路の路線廃止についてを議題とし、審議に入りました。

委員。榛南幹線の一部共用開始により、八軒屋3号線が一部廃止になるが、廃止になる部分に残る道の部分があるが、ここはどうなるのか。

当局。県が管理することになります。

委員。上程説明のとき、榛南幹線を主要地方道焼津榛原線と言っていました。住吉神社前の太平橋から坂口谷川にかけての道路が焼津榛原線だと思うが、使い分けの理由は。

当局。吉田町の都市計画決定にされている路線ということで、榛南幹線の名称を使い事業をしています。一方、県が行っているところは、主要地方道焼津榛原線の事業としてやっていますので、今後、この路線については移管されていく中で焼津榛原線の名前を使用させていただきます。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6、第35号議案 町道の路線認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。広域農道が県から町へ譲与され、生活道路として富士見 線となるが、開通日はいつか。

当局。平成24年3月30日です。また、吉田大東線との交差点の信号機の共有については、3月15日に点灯していくと公安のほうは考えているようです。

委員。開通をする日の表示はどこにしてあるのか。

当局。広報でお知らせする準備をしています。

委員。広報でお知らせすることも大事ですが、あそこの道路を使う人にとっては開通日を入れた広報板、立て看板のほうがいいと思うが検討していただきたい。

当局。土木事務所のほうへ話をかけたいと思います。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託されました6件の議案審査を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） ただいま委員長報告の中で、第21号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の中で、認可区域におきまして工事未施工地区の部分があるわけですが、これに対する質疑なり進め方に対する質疑が、あわせて要望がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 委員会の中ではそのような質疑、答弁はありませんでした。

以上です。

○10番（増田宏胤君） わかりました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第10、第14号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第15号議案 平成23年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第21号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第22号議案 平成24年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第34号議案 町道の路線廃止について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、第35号議案 町道の路線認定について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
以上で、委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第16、第1号議案 吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第17、第2号議案 吉田町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第18、第3号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第19、第4号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第20、第5号議案 吉田町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

今回の条例の一部の改正の中に、1、2、3、4、5、これはいろいろ説明の中で聞きました。その中に、これは幅広く公平にという意味での趣旨だと思うんですけども、その後人数を10人以内とする。これは1、2、3、4、5の中の少なくとも1人は入れるということなのか、それともただ単にそういう目的なのかをお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

ただいまの御質問ですけれども、1人以上は入れさせてもらう予定でおります。

以上でございます。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第21、第6号議案 吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

第13条の3項でございますが、利用料金の額は別表に定める使用料の額を上限として指定管理者が定め、この場合においては、指定管理者はあらかじめ当該利用料金の額について町長の承認を得なければならないということになっております。

実際、実情の料金が上限ということですが、今、現実どのような状態になっているかについて御答弁のほどお願いいたします。

変わらないということでは聞いておりますが、再確認させてください。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 使用料については、現在のところ変更の予定はございません。

また、使用状況につきましては、ほとんどが福祉団体ということで免除になっております。年間を通じまして、ほんの数団体ということで4万円程度、毎年入っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、課長が御答弁されたとおり、利用者はそのような形の方が多いということで、今後においても減免については、手続においては指定管理に移行しても利用料等々変わりましても、その手続等は現状のまま行われるということでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 使用許可については、今までは私のところまで来ていたわけですが、今後は指定管理者というようなことで、事務のほうで省略されるという形になります。基本的には、同じような書類で使用の申請をしていただくような形になります。

減免については、今までどおりということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 利用料の変更等は利用者のことを考えると想定しにくいわけですが、この額について改定等ある場合においては、町長の承認を得て、附則に別表に料金等が載っているということで、条例の一部を改正する条例という形で、値上がり等変化ある場合は、議会のほうにこのような形で上程されるということでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第22、第7号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今回のこの条例改正、保険料の値上げということで、吉田町の場合600円、年額7,200円。今までこの基準額で4万6,200円が5万3,400円に上がるということで、年金生活者にとっては大変大きな負担になると私は考えます。

それで、この間、策定委員会でいろいろ協議してこられたと思いますけれども、この料金の値上げについて600円と決めたいきさつというか、協議されていた内容というのはどのように協議されておられましたか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 策定委員会のほうでは適正なサービスと、なるべくやはり介護保険料については抑えていただきたいというような御意見が多かったです。

ただ、サービスがそのまま料金に反映されますので、最終的に600円のプラスというふうな形になったわけですが、介護保険料につきましては、全員協議会の席上で算定の御説明をさせていただいたとおりでございますが、その600円、基準料の内訳についてちょっと説明をさせていただきます。

第4期計画だと3,850円でした。それが今回基準額は4,450円と。委員おっしゃるとおり600円改正されたわけでございます。この内訳でございますが、増減があるわけですが

も、こちらのほうの試算でいきますと介護サービスにおいての部分です。高齢者、介護認定者の増による給付費の増、自然増です。これが大体80円くらいを見込みました。

また、介護老人保健施設が牧之原市に平成26年に100床で新設されると、そのうち25床を吉田町分として見込んでおります。それが試算によりますと319円反映されております。

また、平成26年に吉田町内に地域密着型の特養の29床、これを予定しています。これが342円。

それから、ひまわりの家も地域密着型認知症の対応の例にするということで、こちらのほうが97円の増です。

合計しますと、増のほうは838円です。これが増となるわけですが、そのままいきますと大体4,700円、県の平均の基準額となるわけですけれども、これから町の準備基金を取り崩します。それが基準額には190円程度反映されているという計算です。

それから、県の財政安定化基金の取り崩し1,149万8,000円あるわけでございますけれども、こちらのほうが基準額に対しまして46円程度減額するというので、減額の計が236円ということで、4,450円というふうな計算でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 予算審議の中でもやられましたけれども、保険料が基準額で約7,200円、7,000円としても4,200万円ぐらいの保険料が増額ということになると思うんですけども、そのところが予算総額を見ると1,800円ぐらいしか前の年より増額していないことになっているように、これは説明されていたのかもしれませんが、私がこの数字だけを単純に見るとそういうことで。

それから、保険料は3億2,100万円ぐらいということになっていますけれども、そこら辺の計算の仕方、配分というんですか、なぜ4,200万円上がるはずなのに前年より1,800万円しか上がっていないのかというこの計算の仕方というのは、私はちょっとわからないもので教えていただきたいというか、説明いただきたいです。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 介護保険料は3年間を1単位としてやっております。第5期計画におきまして、24年、25年、26年の3カ年間を一つの単位として考えます。その中で計画書にもありましたように、最終年度、26年度が、先ほど言いましたように、施設が大幅に増えるということで必要経費が非常にはね上がります。それを平均したものが介護保険料の基準額4,450円と最終的になるわけでございますが、計算で確かにいきますと4,000万円くらいです。それが2,000万円くらいしか上がっていないというのは、今回は出のほうに合わせました。それを丸々、入のほうで当初予算組みますと、初めから基金へ積み立てという形で次の年の分を積み立てることになります。それよりも計画に合わせた金額を今回予算計上させていただいたという形をとりました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 特別会計で単年度会計ということだと思っておりますけれども、これは3年先のことを考えての予算だということだと思っております。

この策定、計画に結果はこういう形で提案されたわけですが、やはりこの介護保険

の利用というか、私はやはり当局として介護保険を利用されている方、どこまで町として掌握するかということは大切なことだと思うんですけども、今、地域包括支援センターのほうに委託してあるわけで、いろいろこの間、介護虐待の問題とか、それから、1月とか4月とかに親が介護を受けている、子供が病気になって2人とも死んでしまったとか、そういう悲惨な事故というのでも報道されています。

そういう意味で、吉田町ではそういうことはあってはならないと思うんですけども、そこら辺が介護保険を利用されている方、それからひとり暮らし、高齢者のみの家族というのでも今増えているわけで、そこら辺に対して、ある面、地域包括支援センターに委託してあるわけだから、そこら辺任せであるから、前に聞いた中では、そちらから月1回は報告を受けているからというような形のことはわかるんですけども、私は本来役場の仕事は、本当にそういう人を出さない。本当に相談に乗っていくというのが本来の役場の仕事だと思うんですけども、今、ある面、包括支援センターに投げてしまっているのではないかと思うので、そこら辺のことについては、やはり役場の職員の仕事としてしっかり位置づけていただきたいと思うんですけども、その辺の体制についてはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 地域包括支援センターがもちろん今メインになって相談を受け付けているわけですが、介護保険相談員を町が派遣しまして、各施設それから介護サービスを受けている方を定期的に回りまして御意見を伺っておりまして、そちらの意見、それから地域包括支援センターとも連絡を密に取り合っております。もちろん新聞報道されるようなそういったことがあってはならないということで考えておりますが、このたびのデータもパソコン上で整備いたしまして、また、24年には安全対策としまして新聞を配っているところ、それから郵便局等とも安全確認のための協定を結ぶ予定でおります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

この第5期介護保険事業計画にのっとり今回の改正の上程だと思いますが、このシミュレーションの中で、高齢社会の将来像という形で、24年から29年度にわたりまして、総人口が、24年が3万855人から29年度推移でいきますと3万1,700人、約1,000人ほどが増えるような計画になっております。

これはそういったデータのもとで成されていると思われるわけですが、その総人口に対します高齢者率が、23年度までは19%台だったものが、24年度は20.1、29年度は22.8という形で推移しているわけでありまして。

総人口がこの計画どおりに増えないと高齢化率はもっと上がってしまっていて、この本計画の査定がもっと厳しい状態になる可能性があるということで、その辺の人口動態について、3.11を受けていろいろな変化も生じているわけですが、それに対する町のほうは万全な政策を打っているわけで、この総人口の考え方につきまして、どのような御議論があったかなとお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 策定委員会の中では、総人口推計に関する御意見はござ

いませんでした。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 予想よりも高齢化率が上がりますと、それだけ保険料金が、今期第5期においてはうまく賄えても、第6期以降、非常に財政的に厳しくなる可能性を秘めているわけで、そういった見地からも今回の第5期は第4期に引き続いて、介護給付費準備基金の取り崩しと、県の財政安定化基金の取り崩し、それに賄う基金取り崩しを行う交付額という形で、国から交付いただけてうまく運営されていると思うんですが、平成24年度当初予算におきましては、準備基金取り崩し額が1,700万円という形で、3年間で4,700万円の取り崩しを想定しているわけで、それに賄いまして交付額をいただきながら基金を運営されていくと思われるわけなんですけど、この計画が終わった時点での基金残高の予定金額というものが、第5期当初に比べましてどのくらい減るのか、推計されていると思いますが、それについてどのような形でシミュレーションされたかお教え願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 準備基金につきましては、先ほども申し上げましたとおり8,300万、現在基金を積み立てております。そのうち4,700万円をこの3年間で取り崩すということで、なるべく残りは基金の取り崩し率が57%でした。残金は多少あるわけですが、国のほうの施策としましては、基金をなるべく取り崩してそちらのほうに持っていけというような指導があるわけですが、やはり多少は基金は持っていないと非常に不安な部分があると。1年後、2年後の介護サービス費、推計はできても実際のサービス費の伸びというのは補償されるものではございませんので、基金というものはなるべく積み立てたい。ここ3年間においても、介護予防事業等なるべく抑制して積み立てて、それをまた還元したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、第7号議案 平成24年度吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をします。

今回、条例の一部改正をするものは、第5期介護保険事業計画を進めるに当たり、被第1号被保険者の介護保険料を上げるための改正です。

今回の保険料改正は年額で平均7,200円の値上げになり、基準額は年額4万6,200円から5万3,400円になり、介護保険事業がスタートした2000年度の基準額は2,500円、年額で3万円でしたが、この12年間で2万3,400円の値上げです。この間、年金生活者の受け取る年金額は増えていません。減っているのが実情です。高齢者にとって負担だけが増え、生活が厳しくなっているのが実態です。第5期吉田町介護保険事業計画の中に、この3年間で老健施設

や地域密着型の施設計画がありますが、高齢化が進み介護サービスの充実に取り組めば保険料の引き上げにつながる、これは介護保険制度の大きな問題点です。

国は制度を根本から見直し、介護保険に対して公費負担を引き上げ、介護が必要な人が必要な介護サービスを受けられるような制度に改善を求めて、以上、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

私は、第7号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

吉田町介護保険事業は、平成24年度から3カ年の第5期吉田町介護保険事業計画に基づき、来年度から運営されます。

介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みですが、高齢者の増加やサービス利用の増加で増加しております。

我が町の高齢者を取り巻く環境は微増傾向ではありますが、高齢化率の推移を見ると、平成23年の19.6%から24年20.1%、平成25年20.9%、そして平成26年には21.5%と見込まれております。また、保健福祉サービスや介護保険事業、そして地域支援事業と多様化した需要が予想されております。

他方では、高齢者が安心して暮らせる取り組みも地域包括ケア体制や高齢者の生きがいづくりなど、支援を通じ介護予防策もあわせて行う計画となっております。

今回の計画の保険料収納必要額は、今後3カ年の介護保険事業を運営するための必要な費用の予防給付費と介護給付費、地域支援事業費などから国の交付金や国・県負担金、そして町の負担金などと介護給付費準備基金と県の財政安定化基金を取り崩し、それらを換算して被保険者の基準額を算定しております。前期第4期計画に基づき基金を取り崩すことにより、保険料の負担の軽減措置も図られております。

私は、今後も安心した吉田町の介護保険制度を継続して運営するためにも、今回の吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第23、第8号議案 吉田町老人福祉センター設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

この条例の第7条にありますところの入浴施設の使用料、これは前納しなければならないとあるのですが、この前納とした理由というのがありましたら御説明お願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 前納というのは、入浴する前に入浴料のチケットを買うということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

そうすると、入浴施設というのは常に利用できるような形になっておるということで理解していいですか。予約制とか何とかというものではないということによろしいですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 平日の昼間、時間は限られておりますが65歳以上の方が基本ですけれども、入浴できるという状況でございます。

以上でございます。

○1番（増田剛士君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時37分

○議長（八木 栄君） それでは、少し時間は早いですが全員そろっておりますので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第24、第9号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の補正というのは年度最後の補正でありまして、この最後の補正というのは次年度の予算ということを考える場合において、重要な参考データになると思うんですけども、今回も歳入と歳出をこなしてあります。

24年度の予算を見ますと繰越費が2億4,000万ありまして、過去の不用額を見ていきますと、最終の補正に対して1億円以上、多いときは3億円ぐらいの不用額が出ております。やはり、参考資料としっかり現状をあらわした補正を出すべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの現状を押さえた補正予算を組むべきだということですが、3月の補正につきましては、御指摘いただきましたとおり、できるだけ決算に近い補正を行うということを旨としておりますが、3月の補正にあっても予算編成時点ではまだ事業が動いているものがほとんどでございます。

事業執行が完了しているというものについては、決算ベースで補正が可能でございますが、それ以外のものについてはまだまだ動いておりますので、その中で見込みを行いまして、それで見込みの補正を立てるわけですが、歳入欠陥を起こすというわけにはいきませんので、すべて歳入欠陥を起こさない中で予算立てということを行ってまいります。

したがって、中には事業が途中で相手方があって執行できないとかいうものも出てまいりますし、差金として出てまいるものもございますので、そういうものをもろもろ合わせていきますと、例年のような繰り越しの状態になってくるということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この補正が出てくるのは、我々がもらうのは2月末にデータとしていただけるわけです。そうすると、もう少し先につくったとしても1カ月だとか1カ月半とか、3月が締めだとしますと。最終的な締めは5月だとしても執行ということでは基本的には3月で終わるとすれば、歳出に関してはかなりの度合いで読めるというふうに考えられるわけですが、結果的には8月末に我々が決算をもらうときには1億数千万以上の不用額が出ています。やはりそこはもっと厳しく読むべきではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 補正予算についてですので、私から御答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、補正予算は適切に見込んでなるべく支出に合わせた形の補正予算を提出するのが望ましいわけですが、支出については、これは事業が進んだ場合支払いができないと困りますから、きちっと3月分の支出ができるまで最大限を組みます。

歳入については、先ほど企画課長が言ったように、歳入欠陥、要するに歳出を賄う歳入がないと困りますから、非常にいわば抑え目に見込む。これはいたし方ないことをごさいますて、補正についていえば、3月末の時点まで見込むわけですが、先ほど言ったように、事業執行の都合で4月にずれ込むもの、そういうものがあるということで、どうしても支出のほうは最大限必要なものを見込むということで、どうしてもそういった事業執行の関係で最後に支出ができなかったものというのが繰り越されるといようなことをごさいますので、御理解いただきたいと思います。

○4番（平野 積君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 補正予算書の24ページでございます。

税務総務費の中に、時間外勤務手当180万ということであります。通常、今度の人件費の全体的なものを見ますと、大体減額補正になっているわけですが、かなりここは180万と大きい増額補正になっています。

まず1点です。税務課の時間外の対象になる職員は何人おりますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 対象者は9名でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 9名となりますと、ここが180万円ですから単純に割り算して1人20万ということの計算になります。

それで、1人20万として、この前少し残業の1時間当たりの計算、例えば、1人30万の給料の人が、計算方式は給与月額を12カ月しまして、それを年間時間で割りまして、掛ける100分の125ということで、そのように、10時以降は100分の150ということになります。30万円の給料として大体2,233円ということで、時間単位がそのぐらいになりますと、大体90時間ぐらい税務課の職員がやることになっております。

当然、多分確定申告とか評価替えのそういう作業で3月にはそういう時間外が多くなるということはわかるんですが、私がここで言いたいのは、こういうことは毎年のことですから、12月の補正でやれば、なぜこの3月にというのがちょっと意味がわからないというか、12月の補正というのは3月までの支出を見込んでやりますもので、その辺で3月に180万というのは、ちょっと12月のときの見込みが甘いかなと感じているんですが、その辺はどうやって考えているでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 議員おっしゃいましたように、税務課につきましては、来年度固定資産の評価替えと所得税を引いております個人事業主にかかります個人住民税の特別徴収をしていくというような関係で、その辺の準備にとりかかるやつがかなり時間を要したとい

うことと、おっしゃいましたように、確定申告も重なりまして、12月のときに前年並みを見込んで予算計上させていただいた経緯があるんですけれども、そのときの見込みがちょっと甘かったということで、大変申しわけございません。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

補正予算書の33ページ、心身障害者自立支援事業費でございます。

この中の県補助金等返還金が1,621万8,000円と上がっておりますが、この辺について御説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは、22年度の精算分でございます。

自立支援給付費が1,600万、それから自立支援の医療費が3万、それから医療費の県の負担が1万5,000円ということで、合わせまして1,621万8,000円ということになります。

これは、例年精算分が発生しますので、どうしても年度によってはこういう事態が発生します。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、今回あつまりーナが自立支援施設という形でサービスが拡大する形で実際運営されてきて、それに基づく事業が拡大することによっての返戻金というそういった事業内容の変化に伴うことなんでしょうか。

返すとなると、最初想定した事業よりもそれができなかったことで返すというようなイメージが思われるわけですが、全国的にもすばらしい施設が今度できて、そういった事業を運営している中でこのような形になったという説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは給付費でございますので、見込みがすべて立つわけではございません。

予算を組んでもって、県あるいは国のほうの確定値が来まして、そこで実際は給付費が伸びなかったということでございますので、必ずしも事業ができなかったということではございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 給付費という形だということだと、新たなあつまりーナの施設ができたことによる補正等々は、事業の執行が増えたということでの補正はないということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問というのは、23年度についてのことでよろしいですね。

補正はございません。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

49ページの水産関係の中で、測量調査委託料が20万6,000円減額、それから、漁港改修が258万3,000円減額ということで、港内の浚渫工事ということで278万9,000円、数字のごろ合わせか知らないけれどもしてあるわけですが、4月にもう始まって、港湾が今からできるのかどうか。はっきり言いますと。契約まに合うのかどうか。その辺が1点あります。この補正でやって。

それともう一点、やはりほかのところで、55ページに榛南幹線がありますけれども、委託料とか用地補償、街路用地とか、関連の補償費とかというものが減額になって、街路整備ということで884万2,000円という……

○議長（八木 栄君） 杉本議員、一問一答で、最初の先に聞いてから次いでください。

産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） ただいま御指摘いただきました49ページの水産基盤整備事業の補正の関係になります。

これにつきましては、前回、行政報告会等でも御説明させていただいてあるわけですが、六合岸壁の崩落による改修工事と合わせて行っておりますのが基盤整備になるわけですが、その関係で測量調査委託、これについて予算の繰越明許をお願いするとともに、予算の組み替えということで、測量調査の委託料の20万6,000円、これについては測量調査のほうが確定したということの減額でございます。

それと、漁港改修のほうの258万3,000円、これにつきましては、港内各地の浚渫工事のほうの278万9,000円の増額ということ、これについては、実施は今現在、もう終了してございますが、金額のほうの確定ということで、浚渫料が増加したものの変更契約による予算の組み替えになります。7,150立米のものを8,350立米に最終的に変更になりまして、その金額の変更契約による増額という形になります。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 内容はわかります。ただ、お金のないものを、予算にないものを契約できるとか、やっていいのかということです。200何万という大きな数字ですので、やはりそれは工事としてやらなければいけないということですが、予算にないものはできますか執行が。それでは予算というものは要らないということで考えられるではないですか。ないからやるんだよって、それはちょっとルール違反で、全く会計の予算の執行とかいろいろなので、全然ルール違反していると私はこう思うんですが、その点もう一度しっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 節内流用ということで、基盤整備事業の中の工事費の中の流用ということで実施しております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今のはわかりますけれども、実際言いますと予算がないものを契約してやれるのかどうかと、その点が全然答えていないということで、もう一度しっかりとお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） やはり事業量の増加ということで、当然必要があるということで流用させていただいたものでございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の事業増加ということはわかるんですが、予算にないものをなぜ契約して工事をやってしまったのだということなんです。やはりそれなりのルールをとって、専決でお願いしてとか、ほかのほうから引っ張ってきてやるとか工事を。なぜここへ予算が出てきたのかと。全く予算ないものを契約してやっているとということになると、非常にこれは予算があつてないようなのだと私は思うんだけど、その辺の説明をしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） それでは暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） それでは御説明申し上げておりましたが、漁港改修につきましては当初4,100万円、これが4,120万6,000円というのが、補正額でいきますとここに載っております20万6,000円という形になります。これが全体でございます。

この内訳といたしまして、工事費でございます。これが4,100万円。これで補正になりますと4,120万6,000円。それで、6号岸壁の改良につきましては3,100万円ございましたものが、2,841万7,000円ということで、実際のこれは繰越明許になるわけでお願いするものですが、こちらのほうを258万3,000円を減額いたしまして、先ほど来、出ております15の29のしゅんせつ工事です。こちら当初1,000万でございました。実際の予算につきましては1,278万9,000円ということで、278万9,000円、補正といたしますか、流用させていただいてございます。

これにつきましては、一応、節内流用ということで実際やらせていただいておりますので、決算のとき出てこようかと思えますけれども、一応、予算の組み替えという形でうちのほうはやらせていただいております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私の言いたいのは、予算にないものを工事やってしまって後で予算をつけていると、浚渫工事です。それはおかしいではないかということなんです。吉田町はこういうことをやっているんですかということなんです。

やはりあつてはならないことだということでお聞きしているんですが、その辺をぜひしっかりとやっていただきたい。そうすると、この工事だけではなくて、ほかの予算もやはりそういう形で出てくるよと。予算にないけれども、工事は契約してやってしまったよと。後になって予算書にこれ出てくると。そんなばかなことはないと思うんです。

やはり、しかるべき予算をとってしっかりと見積もりをしてやっていくというのがあれだと思うんですが、そこら辺がちょっと規則的にいっていないなと思いますので、もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの産業課長、全体の事業について御説明をさせていただきましたが、今回のはあくまでも予算の組み替えをするという趣旨でございまして、予算があるかないかということについては、13節にあったか、15節にあったかという差はございますが、全体の事業予算としては盛っております。

予算管理というのは項の範囲であればいいわけございまして、それで説明としてどこの節につけるかということで事業執行を行うわけございまして、事業がトータルとして今回の278万9,000円が予算のどこにもついていないという状況で執行するのは、これは当然御指摘されるとおりでございます。

ところが、278万9,000円というのは上をごらんいただきますと減額したものを組み替えて泊地の浚渫に回すというような内容でございますので、決算を見込んで説明欄を修正をさせていただいた。予算的にはもともと計上されているものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私としては、浚渫工事は後から出てきてここに載っているんです。もう工事は終わっているんですよ、はっきり言いますと。予算にないものをなぜ執行したか、契約したかと。そういうことなんです。やはり、そういうことができるのかどうかということが非常に厳しいなと。この件ではなくてほかの件でもやはり予算にあったから、10あったから100のものをやっつけていいよということになるのかどうか。これも余ったから云々だよということで、最後にあれしてきていると思うんですが、その点は非常にわかるわけですが、やはり予算執行は、なぜ予算を計上したか。いかに適切に執行するかということが、全くなされていないのではないのかなと私思うんです。

非常に反省する点だと思いますが、意味としてはわかりますけれども、やはりその点はしっかりと肝に銘じてやっていただかないと何でもありということではなくて、説明が十分でないではないですかと、はっきり言いますと、今の中で。町長が説明責任を果たせと言いますけれども、全くなされていないと私は思いますので、ぜひその点は、今後、気をつけていただきたいなと思います。

この件はそういうことで終わったということで、これ以上私も言いたくありませんけれども、今後はぜひこういうことはなくしていただきたいと思います。せっかく我々議員としてもいろいろな中で、真剣に議論した中ですので、ぜひその点は改めていただくと、しっかりとルールに基づいてやっていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 杉本議員のほうにお答えいたしますが、予算でこの議会で議決を受けた予算の中で執行する場合は、これは町長に任されております。

浚渫工事が先ほど言ったように、中で流用したものについては適切に内部で決裁をして議決を受けた範囲内で執行しているわけございまして、杉本議員おっしゃるように、全くないもの、議決を受けていないもの、これは全く私どもに執行能力、権限ございませんので、それはしておりませんから、事前に議決を受けたものの中で適切に流用という手続をもって執行したということで御理解をいただいて、本当に議員おっしゃるとおり、議決に関してはしっかりと議決を受けたものの中で執行してまいりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） そうになりましたら、今言われたように、流用ということでその書類がどこにあるか示していただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 大変申しわけございません。

先ほどはちょっと説明不足といいますか、あれだったんですけれども、予算内の執行ということで、事業費内の流用、予算の組み替えということで処理させていただいております。

なお、この決裁の書類等はうちのほうにございますので、また後ほど提示いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 了解いたしました。

その辺のあれをしっかりとこれからしていただきたいなど。私もいじめるつもりで言ったわけではないですが、やはり予算のいろいろなルールもあります。ルールに基づいてやっていただきたいということでさせていただきましたので、いろいろな中では了解しておりますので、これからはしっかりとお願いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、私が持っている権限の中に厳正にやっているわけですから、それについてどうのこうの言われるのはちょっとおかしいと思います。

私がルール違反をしたというわけですか、はっきり申し上げて。私の権限の中に議員が入ってきているわけでございますよね。私はやってはいけない権限を起こしたわけですか。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 町長はそう言われましたけれども、やはり予算というものはきちっとやるべきだなと思うし、今のお伺いの書類も、流用の書類もということですが、流用の書類もないよということで、やはりその辺も僕としてははっきり言いますと、それでは、この仕事は緊急だよということで竣工をやった。一点は契約をどうしたか。予算のここに載っておらないものを契約してやったのかと。そして、これが通ればお金を払うのかということなんですよね。

実際は、年度末ですので大体検査していきますと3月25、26日には工事が終わって支払いがいくということなんです。先に予算の今そうやって町長が何でもできるということは、やはり一つのは私としてあると思うんです。200数十万円というお金がいろいろな中でやってきたと思うのです。ほかの工事から委託料から出したりいろいろして竣工へ充てたと思うんですが、やはりさっき言ったように、専決の伺いがとっていないということだと思う

んですが、そういうものがあるのかどうかということで私見させていただきますけれども、そういうものがルールを踏んできてやっているのかなと思うのです。

だから、やっていないということであれば、当然、町長、ルール違反ということになるわけではないかなと思うんですが、私としては。

○議長（八木 栄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） それでは、予算の管理の仕方、それから執行の仕方につきまして御説明をいたしますけれども、今、予算立てと事業の執行につきましては、当町の場合、事業別予算という事業別をとっております。49ページで申し上げますと（4）ということで、水産基盤整備事業費ということで、（4）というのがございますが、これが事業コードになります。それで、事業名としましては、水産基盤整備事業費という事業を盛っております。

その4事業の中に節が設定されるわけでございますが、この事業費内のものであれば、人件費は別といたしまして、各13節から15節、この中に事業費が盛り込まれていれば予算としてはあるということで管理をしております。

それで、同じ事業の中であれば、13節を15節に流用して使うということは認めておりまして、特にこの水産基盤整備事業の場合ですと県費が入る事業でございますので、この事業執行で事業費が変わることによって県費の入も変わってくると。変わる場合には変更の許可ももらわなければいけないというような事務も発生してまいりますので、余り節ですべてを縛ってしまうということになりますと、事業執行できかねますので、そういう意味から事業コードを設定して、事業内であればその事業全体に予算措置されていれば執行可能にしていると。

これは別に当町独自ではなくて、予算というのは、もともと款と項で議決をしていただくものだという前提がございますので、それを目のレベルで事業を設定してその中で管理をしているとこういうことでございますので、ルール違反と言われるのはちょっと心外でございます。その事業を超えて他の事業に持っていかとか、そういうことは行っておりませんので、そういう意味では適切に管理をしているというふうに考えております。

今回の場合は、これは内容補正ということで書かせていただきましたが、決算ベースでどういうふうに出てくるかということをかんがみまして、内容補正を予算として上げたほうがいいのかという考え方から、どこのものをどこに持って行って、節をどこで執行していったのかということが履歴がわかるように、内容補正を行っただけというものでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかの方の質疑はございますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 70ページの基金費なんですけれども、102万4,000円、これが教育関係

の基金に積み立てられている、その教育関係の積み立てにした理由というのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの教育関係の基金費でございますけれども、教育、小・中学校建設基金とか、それぞれの基金から発生したものについては、その基金に積み立てるということにしております。なお、教育振興基金につきましては、返還されたものをもとに戻したとこういうことで、基金費へそのまま教育振興基金へ戻したとこういうものでございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村です。

21ページ、財産管理費でございますが、庁舎管理費の中、14ですか電話借り上げ料というものが238万6,000円減額補正ということになっております。これは当初、357万7,000円ありました。そこで238万6,000円減ということですね、この辺はどういうことでこうなったか少し教えてください。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の14節の電話機の借り上げ料でございますけれども、電話交換システムの入札を行ったところ、落札率がかなり低かったということで、その入札差金を今回減額するという形になっております。

以上であります。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 補正予算書の22ページでございます。自治振興費の中の13節、防犯灯調査事業委託料という形で、この調査が終了して県費等のあれで減額補正ということですが、この調査した結果というものはどのような状態になっているか、お教え願いたいと思います。十分賄えているのかどうだったのかということで、その辺を踏まえて、防犯灯整備事業費が148万5,000円ということで増額になっていることで、そういった不足しているところを賄う形で補正予算の中で整備を行ったのか、その辺について御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 防犯灯調査事業委託料につきましては、今回調査をさせていただきました、緊急雇用の創出事業で事業をやらせていただきました。これにつきましては台帳を各自治会、4自治会へ整理いたしまして、すべての本数が把握できるような状態になりましたものですから、今後その台帳を修正していくような形で管理をやっていきたいと思います。また、防犯灯の整備委託料の200万円につきましては、9月21日の台風15号の強風等によりまして、町内でかなり防犯灯が破損、転倒したことから、修繕件数が増加したため、今回この分を最終的に補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の御答弁によりますと、調査したものを4自治会のほうに台帳として渡したということで、実際、防犯灯が十分賄えているかどうかというところまでは踏み込んだ判断というのは各自治体をお願いするということですか。町として、今の現状、町内の防犯灯設置について把握して、これで十分であるよといった認識なのか、そういったものは自治会のほうからまた要望を上げていただいて整備していくといったところの流れが少しわからないものですから、整備して自治会に渡すだけではなくて、防犯灯の充実という見地から、緊急雇用で町内をくまなく臨時職員の方に調査していただいたと思うものですから、せっかくこの地区が少ないよとか、そういった情報も多分あると思われるものですから、そういったものをどのように事業展開に生かすのかというのを、自治会主導なのか、町が持ってどうするのか、その辺のところの説明を、お考え等ございますようならお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） この事業につきましては、十分賄えるかどうかという調査ではございませんので、防犯灯につきましては電気料は各自治会で持っていただいておりますので、その辺の設置につきましては自治会とも、4自治会とこちらと相談してやっていきたいとは思いますが、今回の台帳整理いたしまして、既存の電灯、防犯灯の修繕履歴とかそういうのもわかるようになっておりますので、そういうのを把握するために台帳を整備して、今後新たに設置する場所につきましては、その台帳に記載して何カ所設置されているのか、それらが把握できるような台帳を整備したということでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、あくまでもこの防犯灯の設置に関しましては、各自治会にお任せして自治会の主導のもと、町が協力していくというスタイルで今後もやっていくということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 自治会主体というよりも、行政も両方で検討して進めていきたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 先ほど、基金の95万円、教育振興基金ということで、これは多分出のほうで、これも出なんですけど、59ページのほうに吉田高等学校等奨励金ということで、多分一人頭30万のことで教育振興基金の活用ということでやられていると思うんですが、24年度の予算書を見ると120万円で、その財源がこの振興基金になっていますもので、240万減額になれば、ここの教育振興基金に240万戻すべきだと素人考えではそう思いますが違うでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

70ページの95万につきましては、今まで22年度、数年前に貸与した方の返済金でございますので、それを一般会計に入れまして、それを基金のほうへ95万、その内訳は90万の全額返済がお一人、それから分割で5万円と。12月現在までですけれども、その予算が95万という内

訳でございます。それから、この59ページのマイナスの240万につきましては、当初は12人の予定で360万計上をさせていただいております。だがしかし、結果といたしまして210万円なので7人は不良になったと、ここにきまして。だものですから、三角の今ここで240万を減額をさせていただくと、これで調整をさせていただくと、こういうふうになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） わかりました。要は出世払いの人が出たよと、それを基金に入れたという考え方。

もう1点は、高校の授業料の無償化ということになったんですが、7人減ったというのはその辺も影響あるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 事務局としてはかなり影響があるというふうに感じております。

以上でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 68ページ、図書館費で図書費が100万円の増額補正ということで、当初ここは500万の予算でやっておりますが、この3月にきてあと十幾日しかないんですが、100万円増額補正して図書を買う必要があるのか、何ならばこの分は当初に寄せてもいいんじゃないかと私は思っているんですけど、その辺の考え方というか、緊急に100万も増額して買わなければいけない理由は何か。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局です。

ただいまの御質問でございますけれども、今回につきましては中学校が24年度から新学習に切りかえるというのが半分ございます。今まで23年度に小学校が新学習要領で調べ物学習がすごく多くなりまして、それで急遽ここで本を買うという計画で100万円増額をさせていただくようになっております。

以上でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにどうですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

42ページの感染症予防費の減額の中の13節、予防接種委託料が2,839万円の減額となっております。これにつきまして、肺炎球菌、ヒブワクチン等々の接種の過去を振り返りますと、補正を立てて、そういった対象者の方々に国の経済、景気対策等々の補正の中の動きを我が町が取り入れる形でやってきた経緯を存じ上げているわけでございますけれども、当初接種による事故等々があつて大分減ったよということはお聞きしているわけですが、それについて、どのような状況であったか、この2,839万円の減額について御説明のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、今議員さんがおっしゃったそのとおりでございます。それで、昨年2月から事業を実施したわけなんですけれども、22年度事業ということで2月、3月この2カ月間を昨年度は実施しまして、23年度におきましては4月から実施しておるわけですけれども、その中で昨年2月から実施した中で、2月の後半から3月の頭にかけて、議員さんがおっしゃったとおりに死亡事故が7件ほど起きました。これによりまして、親御さん方がかなり不安を抱きまして、4月、新たな年度で実施するので、そのときに死亡事故が起こった関係で、国では接種の一時休止というような措置をとりまして、3月末まで事業を一たん休止していた時期がございます。それで23年度に入りまして、新たにまた4月1日から事業を再開したわけなんですけれども、そのときに先ほど言われたように死亡事故のことがかなり親御さん、保護者の方にすごく不安がありまして、ある親御さんに聞いたところ、やはり打つか打たないかかなり迷って打ったんですけれども、何事もなくよかったと、そういう話も聞けるくらい、ちょっと不安があったということで今回の減額の原因にもなっているということでもあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そういった理由で減額ですけれども、これは今ではまた本年度も予算においても計上して、大変いいものであるという認識のもとやられていると思われるんですが、そうした中、新型インフルエンザワクチン、こちらのほう、毎年毎年本当に大流行するような形になっているわけございまして、そういったものへの予防策ということで、感染症予防費の中で、先ほどの議論ではないですけれども、そういったことの御検討等は、毎年先生方にお話をお伺いすると、本当に医療費抑制とか医師の方々の御負担を低減化するには、新型インフルエンザのワクチンを子供たちに無償でということがいいことなんですけれどもね、どうなんですかねというお話を聞くこともございます。そういったことを踏まえてこれだけの減額になっているということで、予算の執行上、そういうことも御検討されているかどうか、確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 新型インフルエンザのワクチンにつきましては、昨年度、ちょっと月が何月からかというのははっきり覚えていないんですけれども、3種の予防接種の中に既に入りまして、新型インフルエンザワクチンの単体でなくて、混合したワクチンということでそれで実施を今やっていますけれども、やはり現在のところは法的なものではないということで、実施したい方がするという形になっておりますので、現在のところ無料というのはちょっと厳しいことになっております。

ただ、先ほど議員さんも言われたように、毎年、ことしもそうでしたけれども大流行しました。こら辺のことは個人が、1人ずつが気をつけて、特に子供の関係は親御さんが気をつけていかないとなかなか減るものではありませんので、そこら辺のことはPRはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

- 7番（佐藤正司君） 20ページの退職手当負担金が2,428万円ということで計上されていますけれども、この中身をちょっと説明してください。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長（田村政博君） この2,428万円でございますけれども、勸奨退職者と定年退職日から起算しまして、3年前の給料よりも昇格昇給によりまして12号級よりも上がった場合につきまして発生する負担金ということで、今回のこの2,428万円の につきましては、6人を計上させていただいております。
- 7番（佐藤正司君） 了解。
- 議長（八木 栄君） そのほか、質疑ございますか。
〔発言する人なし〕
- 議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第25、第24号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。
質疑を行います。
無駄口はやめてください。
10番、増田宏胤君。
- 10番（増田宏胤君） 本議案に対する上程説明の中には、予算規模が縮小された、あるいは指定管理者に移行したという内容の説明は受けました。それは理解するところでありますけれども、この14人を6人、あるいは7人を3人に改めるということについては、その運営委員会等で相当議論はされたことと思いますけれども、組合議会の事例を参考にされたかどうか、あるいはその検討された経緯についてはあると思いますので、その内容説明をお願いしたいと思います。
- 議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。
- 健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、14人から6人にした理由なんですけれども、昨年、牧之原市御前崎市広域施設組合の消防の関係ですけれども、消防事業の関係で議員定数を15人から9人に削減したという実績がございます。また、平成19年4

月には、相寿園管理組合では指定管理制度移行に伴いまして、議員定数を11人から7人に削減されました。これらを参考にして今回のことを決めたというように聞いております。

以上です。

○10番（増田宏胤君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第26、第25号議案 指定管理者の指定にについてを議題とします。
質疑を行います。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この指定管理者の指定期間が今までは3年間だったんですが、5年間に延ばした理由というのはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今までは3年であったわけですが、制度が大分浸透したという形で、今回は5年にさせていただいたという経緯でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 制度が浸透してきたから長くしたと、その意味がよくわかりませんが、

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 本来は指定管理者につきましては、公募でやるのが原則ではございますけれども、設置目的等によりまして公募しないことができるということで、今回のこちらの件につきましては、地縁団体等に施設を指定管理として指定するという形の中で3年から5年にさせていただいたということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、指定管理料というのが5年間据え置きになるということですね。そうすると、割と短期間でやったほうがその時代時代に即した指定料というのが決

められると思うんですが、そことの兼ね合いというのはどんなものなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 指定管理料につきましては、先ほど言いました地縁団体ということで各自治会とやっているんですけれども、それらにつきましては収益等もございますので、それは毎年ヒアリングといたしますか、自治会ともヒアリングをさせていただいた中でやっておりますので、5年間ということでも特に長いというふうに当局では考えておりません。

○4番（平野 積君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第27、第26号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第28、第27号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第29、第28号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。
質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第30、第29号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はございませんか。
4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 先ほどの指定管理の期間ですが、今回の指定管理の中でここだけ3年間維持されているんですけれども、理由は何でしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長兼都市建設課長、大石悦正君。
- 防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 大浜自治防災会と話をさせていただきました。今後の指定管理についてでございます。1月にやらせていただきまして、その中では今までどおりの期間でお願いしたいという話でまとまりましたので、今回期間の5年間ということは考えておりません。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） なぜ今までどおりかというような説明があったんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 防災課長兼都市建設課長、大石悦正君。
- 防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 3年というスパンで当初やってきたわけですが、管理していく中で自治会のメンバーも変わったりといろいろありますので、一応3年間ということで当初決めたと聞いております。
- 4番（平野 積君） 了解です。
- 議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。
12番、藤田和寿君。
- 12番（藤田和寿君） 12番でございます。
この吉田町コミュニティ防災センターの設置条例というのが、住民が津波襲来時に避難する施設、津波避難ビル及び地域ぐるみの防災対策の確立及び自治意識の向上を図るための施設という形でうたわれているわけでございます。
先般の津波ハザードマップ等々、新たな対策等の想定がうたわれている中で、この指定管理のお話し合いの中で指定管理をするに当たりまして、自治会におきましてもその辺のところの認識等々のものがあったかと思われませんが、そのお話し合いの中でそのような自治会からの要望等があったのか、この指定管理を受けるに当たり、そのようなお話があるようでしたら御紹介のほどお願いしたいと思っております。
- 議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。
- 防災課長兼都市建設課長兼防災監（大石悦正君） 1月に話をしたときには、避難ビルの指定の話だと思うんですが、その関係の話は外階段を上がってという話がありました。今後も、海に近いわけですが、防災センターという話の中で建設されているものですから、そのような向きで今後もお願いしたいと思っております。
以上です。
- 12番（藤田和寿君） 了解。
- 12番（藤田和寿君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第31、第30号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

実はこの指定管理の中で、去年ですか浜名湖のボートの転覆事故がありました。それに対して、県の教育委員会と指定管理者に安全対策の見直しや明文化を勧告し、勧告は改善策などの対応を運輸安全委員に勧告させることができる法的措置で自治体への適応を始めてとあります。こういうか命令が出されました。例えばこういう福祉センターとか、これに限りませんけれども、要するに結構入浴施設であるとか、あとお年寄りの方を保護するというかそういう施設がたくさんあります。そういうときに、今言ったこれからこういう問題点というのは出てくるような気がしています。その中で、安全を守るためのそういうマニュアルというものは現在そういうものは町に対してあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 各施設、それから団体に安全対策のマニュアルはございます。また保険はそうした社会福祉協議会用の保険、そうした施設に限定した保険等があるということで、それに入っているように聞いております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今聞いておりますという形でお伺いしたんですけれども、こういうような問題が出たときに、これからこういう世界、多分入ってくるような気がするんですね。そのときにやはりこういう事例が出た以上、町のほうでもそれに向かってどんな対応をとっておくとか、それと安全にするためのマニュアルもそうですけれども、訓練をすとか、そういうのをやっていかないと、ちょっとボートですから大きさが違いますけれども、その中で結果的に人の命を預かるとしたら、そういうものというのは必要だと思うんですね。もしそういうのが、やる気というかこれからどうしようかと思っているのかというのは、もしありましたら。

- 議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。
- 高齢者支援課長（山村丈太郎君） 施設の運営委員会等でそちらのほうの安全管理についても今後、指定管理者と町と協議して、より安全な対策をしていきたいと思っております。
- 以上でございます。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） ぜひ、そういうことがこれから必要になってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。
- 以上です。
- 議長（八木 栄君） ほかに質疑はございますか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
- 討論を行います。
- 反対討論はありますか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
- 採決に入ります。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
- よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第32、第31号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。
- 質疑を行います。
- 質疑はございませんか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
- 討論を行います。
- 反対討論はありますか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
- 採決に入ります。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
- よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第33、第32号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第34、第33号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。
質疑を行います。
質疑はございませんか。
7番、佐藤正司君。

- 7番（佐藤正司君） 吉田町デイサービスひまわりの家ということで、指定管理者に杉の子というところを選定されたと思うんですけども、この選定理由と、それから、どこかほかのところの手を挙げたというような状況はなかったんですか。

- 議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

- 高齢者支援課長（山村丈太郎君） デイサービスセンターひまわりの家についてでございますが、来年度より介護保険計画が新しくなるということ、それから指定管理者の期限がちょうど23年で切れたということ、それから策定委員会内で吉田町が必要としているサービスを模索したところ、先ほど申し上げました地域密着型の認知症対応型デイサービスセンターというものが、現在アサヒサンクレーンがやっておりますものがこれに当たるんですけども、定員が3名ほどと非常に少ないサービスということで、ぜひこのデイサービスひまわりの家を、地域密着型の認知症対応型デイサービスにしたいということで進めました。そんな中で、指定管理者を公募いたしました。公募いたしましたところ、2事業所ですね、それまで指定管理者でありました吉田町社会福祉協議会のほうは、ちょっと認知症は荷が重いという形で

手は挙げていただけなかったわけですが、2事業者が応募しまして、書類選考2月14日に吉田町の指定管理者選定委員会というものを開催、こちらのほうは総務課が担当になるわけですが、そちらのほうで社会福祉法人杉の子が指定管理者として選考されたと。選考理由につきましては、選定委員会の選定の基準というもので採点という形で進めました。そちらのほうは総務課でございますけれども、その結果、指定管理者候補として杉の子が選ばれたというふうな経緯でございます。非常に杉の子さん自体は、町との関連、それから認知症に対する経験が非常に深いということで、安心して任せられる事業所ではないかと思っております。以上でございます。

○7番（佐藤正司君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第35、第36号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 今回の監査委員の選任につき同意を求めるこの議案に対しまして、実は平成19年に小塩さんという方が1年1カ月、それから9カ月不在、それから中島さんが21年4月から2年、それから23年5月から増田さんが11カ月ということで、今度、伊藤さんということなんですが、監査委員の任期は一期4年ということで、本当に九十何億がしらの町の予算を、会計を監査していただく大変重要な職務だと思います。それで今度、知識経験者ということで代表監査委員にまた当たるわけですが、この辺かなり過去にかわって、従事されている期間が短いということですね。当然私たちも本当に心配しておりました。あのとき、9カ月不在のときはどうなるのかなと思っていました。そういうことを今度、伊藤さんに対して、それこそ4年大丈夫だよというような形の、当然しているとは思いますが、その辺の依頼の仕方というか、その辺の経緯をちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今回の皆さんに同意を求める伊藤さんの件でございますが、伊藤さんは経歴はもちろんずっと監査畑を歩んだ方でございますので、大きな会社ですね、本人の識見等については私は全く疑問を挟んでおりません。

当然、今議員の触れたこれまでの経緯でございますけれども、これは別に監査委員がやったわけございまして、全くでたらめなことをやったことによって、町のいわゆる監査機能を甚だしく傷つけた、その結果としてああいうような事態になったわけで、これはひとえに監査委員の識見でございますよね。議会が、皆さんが推薦したわけございましてね、そういうことですね。利害を調整する権限というあれをやった方は議会の議員でございますよね。議会の皆さんのむしろ選出の仕方に問題があったんじゃないですか、はっきり申し上げて。その結果として、監査機能が、はっきり言って小塩さんが、恐らく物すごい電話攻勢があったんでしょけれども、それでダウンしたと。それからそれを当然今度は引き受ける方は、とてもではないけれども、現実の利害を調整する権限について、はっきり言って何の決着もついていないとそういう段階において、とてもじゃないけれども引き受けられないよというようなことが相次いで9カ月のブランクになったわけで、その後中島さんは2年間という本当に非常時なのでやらせてもらいますよといったことで、私のほうで三拝九拝してお願いした経緯でございます。また、増田さんについても当然そういう経緯でちゃんとお願いしたんですけれども、家庭の問題がございまして1年でやむなく降板といったわけございまして、今回の次の伊藤さんについては、それについては健康状態についても、家庭等についても問題はないと、識見等については全く問題はございませんので、それについてはちゃんと私のほうでお願いして、確認した上でお願いしてございますので、今度は問題はないと思っております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 大変、確認してもらったということで、その辺は。ただちょっと1つ気になるところが、この監査委員は議会が推薦したということではなくて、やはり町長さんが頼みに行って、推薦は当局のほうかなと思ひまして、それによって今度だって推薦につき同意を求めると、議会に同意を求めていると思ひますので、僕は過去のこととはちょっと揚げ足とられるかもしれませんが、そのことじゃなくて、今この伊藤さんが、今後大丈夫ですかとそこを聞きたかったですから、一応今の答弁で結構ですが、ただ1つだけその監査委員の選任につき同意を求めるといふことですので、ここは当局かなといふことで、議会が推薦じゃないよといふことを一応言っておきたいと思ひますが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、これは慣例上そんなふうになると思ひますけれども、議会の側から監査委員は1名出す決まりですよね。これは慣例だと思ひますけれども、そうなっているわけですね。私が例の利害を調整する権限を起こした議員にお願いしたわけではございませんので……。

○議長（八木 栄君） 町長、この案件は町からの推薦に対して議会が承認するかということなので、話が違いますのでその辺をよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第36、第37号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

○議長（八木 栄君） 質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 1つお尋ねします。武田さん再任ということで私は結構だと思いますが、この前期というんですか、1期は3年でしたか、3年の間にこの固定資産評価審査委員会の会合か何かは何回か開かれたのか、それはおわかりですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 会合といいますか、異議の申し立てが過去に2回ありまして、平成12年と平成15年でございまして、そのときには異議の申し立てにつきまして審査会を開かせていただいております。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第38号議案の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第37号、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

それでは、暫時休憩とします。

ここで現教育長の黒田和夫さんは、関係があるために除斥を願います。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時01分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じます。

本案件は、現教育長、黒田和夫さんの一身上にかかわることですので、ここで除斥を願います。

それでは、暫時休憩とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時02分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開いたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の教育委員会委員の任命についてでございますけれども、今回の任命候補者であります黒田和夫氏は、現教育長であるという形でございますので、教育委員会の中のことでございますけれども、教育長候補としてあらかじめ特定した人を挙げるようなならわしというんですか、そういうことでの意味合いは私は考えるわけでございますけれども、今回の黒田氏はそのような意味合いから町長は教育委員にお願いしたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 教育長は教育委員会の委員の互選でございますので、私はどうのこの言える問題ではございませんけれども、教育長をされている黒田和夫氏は、人格、識見ともにいい教育委員にふさわしいと思いますので、お願いした次第でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 確かにそのようなことですが、やはり教育行政に携わる常勤の特別職としての教育長が空席になり、10年と6カ月、平成8年から途中在職されていない

時期もあるわけでございますけれども、10年と6カ月にわたり教育長という形で町のために尽力された方が、再度教育委員になるということは、そういったことも含めて、健康上等々の常勤のことも考慮した確認をされたかどうか。

というのは、前回の同氏の人事案件につきましても、4年前ですけれども、その定例会においても健康上の確認は大丈夫ですかというような確認をして、そのときには町長は十分大丈夫であるという御答弁をいただいていると議事録等に載っておりますが、それについて再度ですけれども、4年たち、77歳をことしお迎えになられるところで大変激務である教育委員として、想定は私はしているわけでございますけれども、その辺についてやはりある程度意思確認はされたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そのようなことについては常々話題にしておりますし、また教育長の黒田和夫氏が常日ごろの行動等につきましても、全く体力、健康についても問題はないと受け取っておりますので、あえてそれについては教育委員としてその点を踏まえて同意を求めた次第でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回のこの人事案件に絡みまして、どのような足跡をされているかという形で、毎年毎年、教育委員会は活動等の自己点検評価書というものを議会に報告し、町民に示すような形になっております。12月ですか、教育委員会の定例会がありまして、そのときに1年の第34号議案で、吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてという形での議案が上げられ、承認されたと聞いております。

しかしながら、今回3月の定例会最終日であります。まだ平成22年度の自己点検評価書等が議会等にも説明も御提示もなく、また広く町民のほうに示されていない現状があるわけですけれども、そういったことでそれを見ながら、足跡を見たいと思ったんですが、このおこなっている理由というのはなんなのでしょうか、まだ御提示されていないというのは。

平成19年度のは09年3月24日、次の年は10年3月23日、次の年は2月28日という形で適正な形でホームページ上に上がっているわけですけれども、やはり今回の人事案件を考えたときに、22年度の教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務という形で16項目が上げられているわけで、そこを評価する教育委員会の中で評価をするようなものが上がっているわけですけれども、それが示されていないというのは理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 特別な理由はございません。実は3月は、3月26日に3月の定例会を行う予定でおります。そこを過ぎましてから、22年度のいつもの公表の予定は、3月26日を過ぎましてからを今年度につきましては予定をしております。そのように御理解をお願いしたいと思います。特別おくれたとか、そういう理由はございません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。この自己点検評価の考え方として、自己点検評価は地方局行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うものであるといったところで、その教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し公表することにより、効果的な教育行政の進展に資すると

というような形で書かれているものでありますので、年度内に、22年度のものでございますので、年度内に議会にしかるべき公表をされるべきで、また今回それを携わっていらっしやいました教育長が、また再度教育委員として同意の議案が出されているわけで、やはりそういったことを考えますと、そういったものは適正な形で年度内の議会に報告があつてしかるべきだと思われるわけでございますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 自分のほうは3月26日もまだ年度内というふうな解釈しておりますので、教育長の任期につきましても、今教育長のお話が出ましたけれども、一応3月31日までの任期ということで、何らあれはないというふうに感じております。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

私は、委員の過去の10年間の実績についてはある程度評価しております。現在、同委員の年齢は76歳6カ月、あと任期4年を行うとしたら80歳6カ月になります。体力的なことや健康のことを考えたとき、この辺で後輩に道を譲るとか、若い人と交代をしたらどうかと思います。なぜならば、民生委員や保護司などの選任に当たっては、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者をという年齢要件がありますし、人権擁護委員についても活動の活性化を図る観点から再任の候補者の推薦に対し、75歳未満の者という運用基準があります。教育委員の任命については年齢制限はないと思いますが、さきに述べました各委員の年齢要件の理由に加えて、体力的健康のことを考えまして、私は本案に反対いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は同意に賛成の立場で討論いたします。

理由は2つ考えています。1つ目は、今吉田町の教育会を見渡したときに、課題というのはあると思います。しかし、町は教育に対して熱心であり、致命的な問題というのではない。それで、それは教育行政を指導してこられた黒田さんの功績であるのではないかと私自身は思っています。もう1点は個人的な思いでありますけれども、先日一般質問させていただきまして、教育長から答弁をいただきました。その中において、教育に対する基本的な考え方というのは私自身と大きな違いはないという思いで賛成したいというふうに考えております。

ただ、もろ手を挙げて賛成をするということではないということちょっと申し添えたいと思うんですけれども、やはりその一般質問の中で課題に対して達成するということへの執念というか、そういう観点においてはまだちょっと物足りないというところは感じました。

御高齢ではありますけれども、教育委員というのを引き受けになられた場合には、アグレッシブに活動していただいて、一般質問でもお話ししました第4次の吉田町総合計画の後期計画、それを責任を持って達成していただきたいという思いで賛成したいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

ほかに反対討論はございますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 私は個人の立場で反対を表明したいと思います。

それは、1つは吉田町がこれから学習指導要領が変わり、ゆとり教育といわれた教育制度が変わり、平成24年度より教育会が大きな変革を迎えることとなります。これから大変な労力と精神力とそれと行動力が必要となっている時代が変わろうとしていると同時に、また吉田中学校の問題も変えていかなければならないと思います。若い人に力を発揮させる役割もそろそろあるのではないかと思います。

それからもう一つの理由としては、今定例会で一般質問が佐藤議員からありました。その中で、柔道の危険の問題がありました。僕もちょっと柔道をやった覚えがありまして、そしてその受け身が危ないから、危険だからということで寝技をやるということを言われたんですね。ただやはり柔道の場合には、しっかりした先生がついて、そしてしっかりしたことをやって、自分のしっかりしたそういう安全性、自分の身を守ることを身につけることが必要だと思ってはいたんですけど、残念ながらそういう意思ではなかったような気がして、そういう意味で、その答えの中には本当はあらゆる危険性をしっかり考慮して検討するということを言っていたかかったんですけども、ちょっと私の考え方とは違ったということで、自分の意思としての表明をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかに賛成討論ございますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私はこの黒田和夫さんを教育委員に任命する議案について、賛成の立場で討論いたします。

確かに黒田さんは年齢的にも高齢だということもわかっています。ただ、黒田さんも教師としては大ベテランということで、子供のことをまず第一に考えて教育に当たってきたということも私聞いております。それから、親のこと、何よりも私は黒田さんと話をしている、先生方、特に若い先生方を指導するということでは本当に手をかけているというか、いろいろ工夫されてやられているのは私聞いています。それから、先生方を本当に、個人的な話をしてはいけないのかもしれないけれども、先生方に対して本当に何ていうのか指導をするための工夫をいろいろされているということで、私は教育委員としてはふさわしい方だと思いますので賛成といたします。

○議長（八木 栄君） ほかに反対討論ございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるということについて不同意として反対討論を行います。

今回委員に任命の黒田和夫氏は地方行政に長年にわたり従事し、御定年まで数々の職責を

果たされ、県の教育関係などに多大な貢献をされた方でございます。その後、16年前から教育長として今日まで在職期間は10年6カ月と長きにわたり、吉田町の学校教育と社会教育に関する事務の管理執行をつかさどられ、特に図書館建設やちいさな理科館建設に御尽力され、町の教育拠点を創出されました。まさに今日の吉田町の教育行政の組織及び運営の礎を築かれた優れた教育者と思います。しかしながら、御健康で体力に十分の自信のあることは日々の御活躍から十分承知しておりますが、ことし77歳をお迎えになるお体への御負担が大変気掛かりでございます。今までの教育長の経験を生かされ、教育委員として再度御登板願うということも一つの考え方と思いますが、これまでの輝かしい功績を教育の最前線の管理執行の立場から、後進の指導や御助言をいただく後方からの立場として、黒田氏にはぜひとも町のために御活躍をしていただきたいと思いますと考えます。

また、教育を取り巻く環境は変化しております。先ほど同僚議員からも出ましたが、学習指導要領は過去においてほぼ10年ごとに改訂されております。昭和30年代の改訂から今回の平成20年、21年の改訂で6回行われてきました。また、教育基本法、学校教育基本法もその時代時代に合わせた改正がなされております。今回の新学習指導要領は平成24年度から全面实施となり、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成する改訂の基本的な考え方と変わりました。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力、そして生きる力と学習指導要領の理念が変化するように、吉田町の地方教育行政の事務の管理執行委任についても、時代とともに新しい変化と継承が必要と考えます。また、地域には最近まで学校などやさまざまな分野などで、地方教育について御活躍され、御定年を迎えた方々が、毎年輩出されていることなどを考えますと、教育に携わり熱い思いやお考えと御経験をお持ちの逸材が地域には大勢お見えになると考えます。

以上の理由から、これまでの黒田氏の町の教育に対する思いや功績に再度おすがりするのではなく、黒田氏の築いた教育をさらに発展させる意味からも、これからの吉田町を担う人材を育てる教育のスタートとして、新たな教育委員の人選をお願いし、反対討論といたします。

○議長（八木 栄君） ほか、賛成討論はございますか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

黒田教育長とは一つ年下の問題でございますけれども、高齢者という問題ではなくて、やはりその道に通じた学識のある方だと私は存じております。今までの10年間、非常にこの時期は小学校、中学校に行きましても、あいさつ運動等を始めまして子供たちの青少年健全教育についても本当に貢献されたと、吉田中学校の問題の中では合唱問題も県下でも大勢の最大級の中学校でありながら、これだけにまとめ、そして合唱を中心に今、吉田中学校が県下にも誇れる学校だと私は思っています。これを新しい学習指導要領による武道の必修化についても礼に始まって礼に終わるということで、この学習指導要領に武道が選ばれたということでございますけれども、全国でも柔道を選択する学校が多いということを知っておりますけれども、やはり危険度があるということ、部活ではございません。これは生徒全員が行うためには、やはり安全性を求めた寝技もあるし、あるいは競技ではございませんので、やはり礼に始まって礼に終わるということで学校方針はさまざまであると思いますが、指導者についてもこれから選択し、今、先生方、体育の先生がおりますけれども、指導された先生方が対応するという事も聞いておりますけれども、やはり地域の皆様方からもそういう問

題は援助してやっているということで、当分の間は経験のある、そして先生方にも信頼のある黒田教育長が継続してやっていただくことに、私は賛成としたいと思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに反対討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） それでは、ほかに賛成討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 賛成6名です。

議長の私でございますが、私は反対といたします。

したがって、本案は不同意ということになりました。

ここで黒田和夫君の入場を許します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 零時25分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第38、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で平成24年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には当局から提案いたしました議案につきまして、さまざまな角度から熱心に議論されていただきましてありがとうございます。

皆様御承知のとおり、この予算でもって津波防災まちづくりというものがスタートするわけでございます。これまでも議員の皆様には何度もお話し申し上げてきたわけでございますけれども、基本的にはこれらは国の関与がなければこの吉田町の津波防災まちづくりというものはにっちもさっちも前に進みません。そういう意味において人的ないわゆる配置と、それから当然これから中部地方整備局であるとか、国土交通省、また財務省等につきましてさまざまな角度からまたお願いをするわけございまして、応援団等はそういう形でこれから一生懸命、国のほうに働きかけてつくっていくわけでございますけれども、肝心かなめの議会の皆様は津波防災まちづくりに対しまして、真摯にバックアップしていただかないと、このいわゆる事業というものは前に進みません。

3月5日に大口衆議院議員が衆議院の予算委員会で吉田町の避難タウンについて取り上げ、前田国土交通大臣が絶賛していただいたわけございまして、また中部地方整備局のほうも全力でもって吉田町についてバックアップしてくれております。そういう意味におきまして、重ねて申し上げますけれども、外部的なことに関してはできておりますけれども、内部的な、議員の皆様はバックアップを切にお願いして、重ねて皆様のバックアップというものをお願いしたいと思っております。

ただ1点、非常に残念なことでございますけれども、私が提案いたしました黒田教育委員の再任というのは認められなかったわけでございますけれども、二つほどお話し申し上げたいことがございます。

山内議員の例の柔道の問題について、これは文科省の問題です。文科省があのように言っているわけで、山内議員はそれを御存知だったのでしょうか。あえてそれを言って、文科省のいわゆるあれについてだめだといっているわけございしますか。柔道の危険なことというのは、いわゆるバシバシやるとかやらないとか、あのような形になっているのは基本的には文科省の指導でございます。事実誤認を突いた反対意見というのは非常に心外でございますので、後で反省していただきたいと思っております。

それから、なぜあえて黒田教育長に再任をお願いしたかと言うと、皆様のおっしゃっていること以外に大事なことがございます。黒田教育長は県の教育委員会において一目も二目も置かれる敬意と重きを認められている方でございます。この町の教員を確保する、それから今後、吉田高校の推移について、県の教育委員は教育長を初め、教育委員会は黒田教育長に対して非常に意味で敬意を払って、非常に重要視されて、この町のいわゆる吉田高校の問題についても、今後の経緯について考えてくれているわけです。藤田議員から多士済々おられると思っておりますけれども、これほどまでに県の教育委員会から重きを置かれている方は、この町にはおりません。それを踏まえて私は非常に今後、この町のいわゆる教育の進み方につい

て、非常にまた考え直さなくてはならないと、難しいと思っておりますので、それについてはぜひとも、これは結果として終わったことでございますけれども、議員各位に重ねて再考をお願いする次第でございます。

議員の皆さんが、当然私が教育委員をまた出して皆様をお願いするわけでございますけれども、よりよい教員を確保する、そのためには当然のことながら力関係があります。全く新しい教育長が県のほうにお願いしても、当然のことながら力関係において聞いてもらえないことが結構ございます。

それから先ほど申し上げましたように、吉田高校の今後について、県の教育委員会とのいわば丁々発止の水面下の交渉というものをやれる人間というものは、まず私が知っている限りにおいてはおりません。そういう意味においては、非常に我が町の教育というものが痛手をこうむったということは皆様にあえて申し上げておきます。

終わります。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

本日ここに平成24年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は3月2日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここにすべての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

最後に議員各位の、また町当局の皆様のお健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くせませんが閉会の御あいさつといたします。

ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成24年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 零時33分